

昭和41年7月1日 第3種郵便物認可 昭和50年7月15日 (別冊)発行 通巻139号

北海道の婦人

— その生活とたたかい —



札幌婦人問題研究会編

北海道経済別冊〈第9集〉

北海道経済研究所

北海道経済バックナンバー(在庫あり)

七四・三月号(二〇〇円千十六円)

金融独占の支配と北海道拓殖銀行(下)

北方圏構想と「シベリア経済交流調査報告書」

苫東用地買収をめぐる道議会百条委員会の内幕

〔資料〕四九年度札幌市予算案について

七四・四月号(一八〇円千十六円)

北海道開発予算と道予算

今日の飼料問題

七四・五月号(五〇〇円千二〇円)

〔特集〕石狩湾新港と北海道開発

石油危機・インフレと北海道第三期開発計画

北海道開発の実態とその基本的性格

地域開発と石狩湾新港

小樽市からみた石狩湾新港の問題点

石狩湾における漁業

死んだ石狩川

七四・七月号(四〇〇円千十六円)

〔特集〕北海道の教育問題

教育の反動化を策謀する自民党

北海道の教育

民主的な高校教育をめざして

学校給食問題

北海道における障害児教育予算の問題点

緑を食う怪獣(2)

北海道における紙バルブ資本と国有林

北海道の森林と林業をまもる会

七四・八月号(三三〇円千二〇円)

〔参議院選挙特集〕

座談会・高まる革新への期待とその底流

参議院選挙をふりかえって

〔資料〕参院選全国党派別議席数、地方区・全国区党派別得票(率)

参院選北海道地方区全道市町村別党派別得票(率)

参院選全国区道内市・支庁別候補者得票一覧

前回道議選結果、道議定数改正問題に関する資料

緑を食う怪獣(3)

七四・九月号(二五〇円千十六円)

民主的地域開発政策の展望(上)

岩内原産と岩下報告書をめぐる情勢

〔資料〕道民参加の北海道開発について

道民本位の民主的開発で北海道のゆたかな発展を

七四・十月号(二五〇円千十六円)

第三期北海道総合開発計画総点検中間報告

七〇年代の都市・公害問題

札幌市を中心として

札幌市における無認可保育所の運動

道環境白書(昭和49年)の問題点

民主的地域開発政策の展望(下)

七四・十二月号(二五〇円千十六円)

北海道の革新自治体

北ガスの中毒事故をめぐる

困地をゆり動かす地域暖房料金問題の現状と今後の問題

高等学校入学者選抜制度についての一考察

〔北海道経済〕総目次(一九七四年一月号~十二月号)

七五・一月号(二五〇円千十六円 残部僅少)

国民の生活防衛運動と課題としての消費者教育・学習

北海道農業の自主的発展とは何か

大規模畜産基地の現状と問題点

〔昭和四九年度北海道労働白書〕を読んで

七五・二月号(四〇〇円千二〇円 残部僅少)

〔総特集〕堂垣内道政批判

別冊第5集(道政分析研究会編)

中央直結の自民党道政の十年(三〇〇円千二〇円)

町村道政下、十年の北海道経済の動向

自民党道政下の農業政策

〔座談会〕自民党道政の自治体労働者支配

道民生活と第三期北海道総合開発計画

自民党道政下における北海道の教育

道民のための道議会確立のために

山際 正

浜田 洋

日本社会党

吉田 寛義

鈴木 文憲

北海道総合開発委員会

国府谷盛明

小林 恵子

福地 保馬

山際 正

佐藤 信安

今村 篤

浦野東洋一

美土路達雄

大田原高昭

川崎 守

協 和也

沼沢 亮一

井上 司

児玉 健次

若山 俊六

山田 透

野田 耕

田原 昭

山崎 守

協 和也

佐藤 信安

今村 篤

浦野東洋一

美土路達雄

大田原高昭

川崎 守

協 和也

木南 貫一

発刊にあたって

「国際婦人年」「婦人参政権獲得三〇周年」、全世界の婦人が「平等・発展・平和」の目標をかかげて連帯し、行動をつよめる年に、ささやかながらも、今日における北海道の婦人の生活の状態とたたかいの歩みを記録した小冊子をまとめるにいたったことを嬉しく思います。

いま、私たちの生活は、かつてないインフレ不況のもとで大きな不安にさらされています。

中小企業の倒産は七四年一年間に一万一千七百件と戦後最高にのぼり、政府統計による完全失業者だけで百万人をこえました。大企業は、不況のいまこそ、これを「逆手」とれば「合理化」の絶好機になると、土光敏夫経団連会長の言葉、『日刊工業新聞』七五・一・三)、大規模な人べらし「合理化」をすすめています。新規採用の取消し、大量解雇、一時帰休の強行、さらに、賃金アップ率をきわめて低いところにおさえることは「企業防衛じゃない。祖国防衛だ」(宮崎経団連経済調査委員長、『経団連月報』七五・一)とまでうそぶいて、はげしい物価上昇に悩む国民の切ない願いをこめた七五春闘をふみにじりました。強行される「合理化」のまっさきの犠牲となるのが、臨時・パート・既婚・中高年令層の婦人労働者であること、職場にのこった労働者の生活と健康もいっそう破壊の度合をつよめていることも指摘するまでもありません。また、食糧危機がさげばれるなかで、酪農・畑作・米作すべてにわたって農民の生活と経営はいっそう困難な状況をむかえています。

一方、政府自民党は、国民福祉の増進を口にしながら、総需要抑制の名のもとに賃上げをおさえ、公共料金をひきあげ、独禁法を骨ぬきにし、さらには選挙法改悪のうごきにみられるように憲法違反の政策を次々とちだしています。安保条約堅持、対米従属の政策もひき続きつよめようとしています。教育、司法の反動化もいちじるしい様相を呈しています。

以上のような状況は、とりわけ地域格差の顕著な北海道においては、よりするどく、よりきびしいかたちで道民の生活全体をおおっています。

こうした状況下において、『北海道経済』の編集部から、「北海道の婦人」についての特集をくみたいとの依頼をうけたとき、私たち、札幌婦人問題研究会では、微力ながらも、次の三点に焦点をしばって北海道の婦人の生活の状態とたたかいの歩みをあきらかにしようと考えました。

それは、第一に、今日、この北辺の地での生活とたたかっている北海道の婦人の、労働生活と消費生活の全体像の把握をこころみること、第二に、とりわけ、都市、農村、漁村等の地域社会で労働に従事している婦人の労働生活の実態の把握をこころみること、そして第三に、労働生活と消費生活の全体にかかわる諸問題、諸矛盾、ひずみ、ゆがみとまっこうから取りくみ、たたかってきた数多くのたたかいの歩みと現況を把握するこころみです。

私たちは、何よりもまず、北海道の婦人の生活の状態とたたかいにかかわる事実を、今日の段階で正確におさえることをこころがけました。そのため、いささか固くなるクライがあっても、統計資料等もできるだけくみいれるようこころがけました。この小冊子が、今日における北海道の婦人の生活を把握するうえでの「白書」的役割の一端なりともになれば、それにます喜びはありません。

末筆になりましたが、勤務に活動に殺人的に忙しいなか、企画の意義をお認め下さり、貴重な原稿をおよせいただいた諸先達西条武さん、札幌中部民商の舛甚秀男さん、新婦人道本部の石川一美さん、道生協連の浅田琉璃子さん、平和婦人会の橋本富美子さん、さらには実態をおさえるための度重なる調査にあたって貴重な時間をさいて下さった数多くの方々、そして遅々としてすすまない仕事を忍耐よく待つて下さった『北海道経済』編集部の方々に、心からの感謝の気持をのべて、発刊にあたってのことばにかえます。

一九七五年六月一日

次

目

〓第一部 北海道における婦人の労働と生活	中川順子	4
〓第二部 北海道における働く婦人の状態	塩沢麻子	28
農村婦人の労働と生活	岸玲子	
漁村で働く婦人の状態	中屋紀子	57
中小業者婦人の実態と要求	西条武	68
〓第三部 北海道の婦人のたたかい	舛甚秀男	75
労働組合運動のなかの婦人労働者	立木あや	80
〓そのたたかいと役割		
住民運動のいない手として	石川一美	102
よりよい生活と平和をめざして	浅田琉璃子	115
〓生協に集う婦人の活動		
北海道の保育と保育の運動	甲田峰子	121
北海道の教育と婦人教師のたたかい	阿部弘子	
子どもの幸せをねがって立ちあがる母親たち	志野律子	138
〓札幌市での運動を中心に	佐藤節子	153
北海道の母親運動の歩み	橋本富美子	159

第一部 北海道における婦人の労働と生活

北海道における婦人の労働と生活

中 川 順 子

目 次

一、増大する本道の婦人就業者とその役割
はじめに

- (1) 本道における婦人就業者の増大とその内部構成
- (2) 増加の中核—中高年婦人
- (3) 本道の婦人労働者の労働条件
—労働時間と賃金を中心に—

二、本道の婦人を取りまく生活条件

- 主に北海道家計調査の分析から—
- (1) 小家族化の中での有業率の増大
 - (2) 暮しに追いつかぬ世帯主収入
 - (3) 本道の消費生活の特徴
—質より量を—

三、むすびにかえて

一、増大する本道の婦人就業者とその役割

はじめに

本道における婦人の労働と生活を考える場合、現在、北海道経済の中で婦人がどのような役割をになっているか、その役割にみあっていかなる労働・生活条件が準備されているかをみる必要がある。

すでに、「北海道経済一誌上においても多くの研究者の指摘しているとおり、敗戦後、日本独占資本の復活過程において、本道は、食糧、原材料供給地域として日本経済にとって大きな役割を果し、農業・石炭産業などに多くの人口を吸収した。ところが、独占資本が対米従属体制のもとで、再編、復活し、「高度成長」によって、一躍「経済大国」となる過程で、本道経済の日本経済に占める地位と役割もまた大きく変化する。エネルギー政策の対米従属的な転換による石炭産業の壊滅的打撃、農

基法体制下での農業の衰退に代表される、食糧、原材料供給基地としての役割は低下し、かわって大企業製品の販売市場、開発公共投資の増大に伴う建設業を中心とする本州大企業の進出、地場産業の停滞がおこる。

こうした中で、先進工業地域の労働力需要の増大に対応する積極的労働力政策が、先の諸政策と関連して展開され、その結果、本道における労働力の需給構造は大きく変わり、尨大な相対的過剰人口が形成されることとなった。その重要な一部分として、しかも、いつてみれば「予備軍の現役化に伴う予備軍」としてたち現れているのが婦人であるといえよう。

この過程での本道の婦人労働力の形成は、本州の先進工業地域に対する若年・男子労働力の大量の流出、農基法体制下での地すべりの離農に伴う過疎化の進展等による成人男子労働力の完全流出及び季節出稼労働者化等によりこれらに代替する労働力として行われたと考えられる。以下で、これらの事情を基本的統計資料に依拠して、従ってその範囲内で裏づけていきたい。

(1) 本道における婦人就業者の増大とその内部構成

本道における婦人労働の増加は、全国よりワン・テンポ遅れて昭和三〇年代後半に顕著となる。本道の婦人有業率が三〇年代前半には全国と比較して小さく、全国との開きも大きかったのに対して、三〇年代後半から急速に全国に追いつく傾向をみせている(表1)。

1 産業

まず、本道の各産業部門に、婦人がどのようにばらまかれているかをみよう。

婦人就業者は昭和三十一年から昭和四六年にかけ二四・四万人の増(結構)であるが、その内容には、第一次産業及び鉱業での激減、建設、製造業、卸・小売業での急速な増大を含み(表2)、増大する過程で婦人

就業者の産業別分布にも大きな変化が現われる。

昭和三十一年には婦人の六〇%が第一次産業に就業し、三〇%弱が卸・小売、サービスであって建設、製造などは両者合わせても七%を少し越えるにすぎなかった。ところが昭和四六年には、婦人就業者の五一・四%は卸・小売業とサービス業に集中し、建設・製造業に従事する婦人も一五・二%と三一年当時の三倍以上に増え、第一次産業に従事する婦人は、婦人就業者全体の二五・二%に減少してしまつた。

全国的にも、第一次産業での減少と、第二次、第三次での増加は顕著なのだが、本道の動きは全国よりもはるかに激しいものである。

ちなみに、昭和四五年、本道において男子を含む就業者がどの産業部門に集中しているかをみると、第一次産業への就業者は二一・四%であり、西近畿(六・二%)、南関東(六・八%)、東海(一五・六%)といった大工業地帯に次ぐ低率となっており、第三次産業への就業者は、五三・九%と南関東(五三・五%)を抜いて全国一の比重となっている。また第二次産業でも、二次産業全体としては、就業者は全国平均を下まわっているが、建設業だけとり出してみると、南関東(八・一%)、西近畿(八・一%)を抜いて、一〇・七%という非常に高い就業率比率をもっているのである(一北海道における雇用情勢指標「昭和四七年度版、道労働部、職業安定課」)。

全就業者の中で婦人の占める割合をみると、減少著しい農林漁業においても、依然として

表1 婦人年齢階級別有学率

	総数		15~19才		20~24才		25~29才		30~39才		40~54才		55才~	
	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国
昭和34年	39.3	46.3	48.0	44.2	46.7	56.1	-	-	36.2	49.2	32.6	39.8	-	-
37	41.4	45.9	45.0	43.8	64.3	67.2	34.2	49.3	38.7	48.0	44.4	51.6	22.4	25.2
40	39.1	44.2	35.9	34.0	63.9	64.8	33.2	41.4	36.4	46.7	44.1	53.3	22.0	26.8
43	43.4	47.5	43.6	48.1	65.4	66.6	33.2	41.5	39.5	48.8	52.2	59.1	28.5	30.9
46	44.1	46.5	36.6	32.5	58.5	64.9	31.5	39.1	38.8	46.9	52.5	59.2	24.0	30.5

資料 就業構造基本調査

表2 産業別就業者数の推移

(千人)

	婦人就業者数の増減			産業別構成比の変化						産業別就業者総数中の女子の割合					
	31年	40年	46年	31年		40年		46年		35年		40年		45年	
	道	道	道	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国
総数	(77.4) 631	(89.1) 726	(100.0) 875	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	33.9	39.1	34.8	39.0	36.4	39.1
農業	(183.2) 348	(130.5) 248	(100.0) 184	55.2	52.2	34.2	34.8	22.6	23.0	52.8	54.2	51.6	53.9	52.0	55.0
林業・狩猟業			6	0.4	0.4	0.3	0.7	0.2	17.2	25.4	19.3	18.6	21.5	20.2	
漁業・水産・養殖業	(166.7) 30	(127.8) 23	(100.0) 18	4.8	0.6	32	0.6	2.2	0.6	32.9	22.7	32.9	21.6	30.7	22.7
鉱業	(266.7) 8	(300.0) 9	(100.0) 3	1.3	0.4	1.2	0.2	0.4	0.1	6.2	8.9	6.7	11.1	6.8	11.0
建設業	(30.0) 9	(67.0) 25	(100.0) 30	1.4	1.1	3.4	1.9	3.7	2.3	10.5	10.7	13.2	11.8	14.1	10.9
製造業	(38.3) 36	(67.0) 63	(100.0) 94	5.7	14.0	8.7	21.2	11.5	25.1	26.2	32.7	30.6	34.3	34.7	35.4
卸・小売業	(37.3) 100	(72.8) 174	(100.0) 239	15.8	14.6	24.6	19.1	29.3	22.5	42.4	42.2	47.2	45.5	48.4	45.7
金・保・不動産業		19	29	1.3	2.6	2.9	3.6	3.4	32.0	35.5	41.6	42.5	48.3	45.9	
運輸・通信業	(83.3) 500	(144.4) 26	(100.0) 18	2.4	1.6	3.6	2.1	2.2	2.0	10.7	13.5	12.3	14.0	11.9	12.8
電気・ガス・水道業							0.2	-	0.2	-	-	-	-	-	-
サービス業	(43.3) 78	(70.0) 126	(100.0) 180	12.4	12.6	17.4	15.0	22.1	18.8	42.9	48.6	46.2	49.5	47.3	49.9
公務	(46.7) 7	(80.0) 12	(100.0) 15	1.1	1.0	1.7	1.6	1.8	1.7	9.1	14.5	9.8	16.6	13.0	18.7

資料 就業構造基本調査、国勢調査 「北海道における女子労働」(1)再編

婦人の占める割合は高く、その他の産業部門でも、すべて就業者中の婦人の割合は増大しており、とくに建設、製造での婦人の進出には著しいものがある。

総じて昭和四五年には本道就業者中の三六・四％は婦人の占めるところとなった(国調)。この数字は全国平均を下回るが、全国が昭和三五〜四五年にかけて、就業者中の女子比率に変化がほとんどないのに比べて、本道の場合は昭和三五年以来着実に婦人の比率の増してきていることが特徴的である。

2 職業

職業別就業者数の昭和三五年〜四五年にかけての増減をみると、農林漁業従事者および採鉱採石従事者は急減し、事務、販売、サービス、技能生産工程従事者・単純労働者といった職種での伸びが高い。事務、技能生産工程・単純労働者の分野では、昭和四〇年以降男子の増加率は著しい停滞を示しているのに対してこの大巾な婦人の増加率は、この分野で男子から婦人への労働力の代替が急速に行われていることを物語るものとされている(「北海道における女子労働」I、道立総研、六頁参照)。

これらは、①事務部門をも含めた「機械化」「合理化」の進行による労働過程の変化への対応、②労働力不足の穴埋めを婦人に求める、③しかも、臨時・パートを中心とする中高年女子を低賃金労働力としてひき出す、等と結びついた婦人就業者の増大と男子への代替である。

その結果、職業別就業者中婦人の占める割合は、昭和三五年から昭和四五年の間に次のように変化した。事務従事者は二八・六％から四六・五％へ、技能・生産・単純労働者は二〇・〇％から二四・五％へ、販売従事者は四一・五％から四六・〇％へ、保安サービス(警官、自衛官など)を除くサービス職業従事者は五一・〇％から七三・七％へと増大である。婦人就業者は事務、販売では約半数を、サービス(保安を除く)

表3 職業大分類別婦人就業者数の推移

	就業者数の増減			就業者総数中女子の占める割合						職業別構成比	
	35年	40年	45年	35年		40年		45年		45年	
	道	道	道	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国
											100.0
専門的技術的職業従事者	(57,62)人 31,000	(79.6) 42,800	(100.0) 53,800	28.2%	35.4	30.4	36.0	33.8	37.0	6.1%	6.3
管理的職業従事者	(50.4) 2,500	(30.24) 1,500	(100.0) 4,960	5.0	4.3	2.5	5.6	5.3	4.8	0.6	0.5
事務的従事者	(41.2) 64,500	(70.2) 109,800	(100.0) 156,400	28.6	36.9	39.2	43.8	46.5	49.3	17.6	17.7
販売従事者	(60.5) 83,200	(91.7) 126,200	(100.0) 137,475	41.5	41.7	48.2	43.7	46.0	42.4	15.5	13.0
農林漁業従事者	(15.27) 347,200	(120.5) 273,800	(100.0) 227,310	46.7	51.7	45.6	51.5	46.3	53.2	25.6	26.1
採鉱・採石従事者	(269.2) 2,100	(179.5) 1,400	(100.0) 780	3.1	7.2	2.8	5.6	2.1	5.1	0.1	0.03
運輸・通信従事者	(77.6) 10,400	(101.4) 13,600	(100.0) 13,410	11.8	13.0	10.9	12.4	9.6	9.9	1.5	1.1
技能生産工程従事者 単純労働者	(65.3) 103,400	(83.0) 131,500	(100.0) 158,355	20.0	27.3	22.5	28.5	24.5	29.6	17.8	24.0
サービス職業従事者	(68.3) 92,700	(81.5) 110,600	(100.0) 135,745	50.4	59.4	51.8	58.3	55.4	56.5	15.3	11.2
保安サービスを除く サービス職業従事者	-	-	-	(51.0)	71.6	74.2	69.8	73.7	67.2)	-	-

資料 国勢調査（「北海道における雇用情用情勢指導」昭和47年版より）

では七割以上に達しようとし、販売、サービスの二分野では、全国平均をうまわる。本道の場合、各職業分野での婦人の進出の遅れを、三五年以降急速にとりもどし、全国平均に追いつき追いこす勢いさえ示している（表3）。

なお、これら婦人労働の大きな給源は、農林漁業からの家族従業者の流出にあるのだが、にもかかわらず農林漁業従事者中婦人の占める比率は依然として高い。基幹労働力を含む男子労働力の、他産業、そして道外への流出があまりに甚しいことによるのであろう。（農業に従事する婦人の労働と生活の実態については、本誌中屋論文を参照されたい）。

昭和四五年の本道の婦人就業者の職業別構成は、上述のような変化の結果として、農林漁業二五%、事務、販売、サービス、生産のそれぞれに一五〜一七%という割合である。管理的職業従事者はわずかに〇・六%である。

3 従業上の地位

婦人就業者の従業上の地位にみられる第一の特徴は、婦人雇用者（婦人就業者のうち、会社役員や自営業主、内職者、家業を行っている婦人等を除いた、他に働きに出て労賃を獲得する婦人労働者）が圧倒的に増加していることである。昭和三五年から昭和四五年にかけて二〇万にのぼる増加があり、四五年には婦人就業者総数八九万中五二万を占めるに至った。

雇主なしの業主・内職者がほとんどみられることや、役員・名目的法人組織の中の名目的役員がその内実だろうりの増加もあるが三五年〜四五年にかけての婦人就業者の増加に最も影響しているのは、やはり婦人雇用者の増加・婦人の賃金労働者化の進行である。

逆に家族従業者が大巾に減少しており（約八万の減）、それが雇用者の供給源の一つとなったと思われる。しかしここで注目しておきたいのは家族従業者中の婦人の割合の高さである。昭和三五年以降急速に高ま

表4 従業上の地位別構成の推移(女子)

	総数	雇用者	役員	業主(雇人あり)	業主(雇人なし)	家族従業者
35年	747,150人	321,467	2,701	9,899	52,162	360,718
45年	895,325	522,633	11,626	5,725	62,486	282,825

資料 国勢調査 道総研「北海道における女子労働」(1)より抜粋

表5 家族有業者中の婦人有業者

(北海道)

	昭和31年	35年	40年	45年
総数	68.6	69.2	74.4	74.8
農業	7.0	7.0	7.3	7.4
林業・狩猟業	5.9	5.0	5.3	10.0
漁業・水産業	5.9	6.1	7.0	6.4
建設業	3.4	8.6	5.7	5.4
製造業	5.0	5.7	7.6	6.8
卸・小売業	7.5	7.4	8.1	8.4
サービス業	6.8	6.5	8.3	7.9

道総研「北海道経済の現況と課題」より

(表6)。○%、サービスの四〇・七%が三〇人未満の事業所に雇用されている。製造、卸・小売、サービスといった増加率の高い部門で中小零細企業に集中していることである。建設産業で働く婦人の八五・六%、製造業では七六・四%が三〇人未満規模に属し、卸・小売に働く婦人の五四・

資料 国勢調査 道総研「北海道における女子労働」(1)より抜粋
別分布の特徴をみよう。
4 婦人雇用者の規模別分布
婦人就業業者中の多数を占めた雇用者についてその規模別分布の特徴をみよう。
女子雇用者の産業別規模別にみられる特徴は、七割の女子は三〇人未満規模に属し、しかもその半数以上が三〇人未満の小・零細企業の雇用者であり、とくに建設

り出して賃労働者化させ、小零細経営と生活を何とか維持しようとする結果、婦人が不安定かつ負担の多い家族労働力の中心にならざるを得なくなってきたのである(表4、表5)。
四五年には平均して七四・八%にも達しており、家族従業者の八割近くは婦人によって補充されていることがわかる。家族労働力を極度に切りつめて負担を婦人にしわ寄せすることによって余分の男子労働力を外部にしば

表6 女子雇用者規模別・産業別分布

昭和46年北海道

産業	規模	1~4	5~29	30~299	300~999	1000~	官公庁	計
農業		63.6	27.3	9.1	0.0	0.0	0.0	100.0
林業・狩猟業		0.0	16.7	33.3	0.0	0.0	33.3	100.0
漁業・水産業		0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
建設業		0.0	33.3	0.0	0.0	33.0	0.0	100.0
製造業		0.0	39.2	46.4	7.1	3.6	3.6	100.0
卸売・小売業		2.2	32.6	41.6	11.2	12.4	0.0	100.0
金融・保険・不動産		16.6	37.4	28.8	8.6	7.4	0.6	100.0
運輸・通信		3.6	3.6	21.4	7.1	60.7	3.6	100.0
電気・ガス		0.0	16.7	22.2	5.6	44.4	11.1	100.0
サービス業		11.4	29.3	23.6	1.4	4.3	30.0	100.0
公務		-	-	-	-	-	100.0	100.0

資料 就業構造基本調査

5 不安定就業者
また、臨時、日雇、季節労働者の婦人有業者全体に占める比率が年を追って増加しており、全国に比べてもその比率の高いこと(表7)と零細規模への集中とは、本道の婦人労働の不安定雇用的性格の強さを指摘する

表8 年次別女子就職件数

(昭和40年=100)

	常用	臨時・季節
昭和38年	103.6	82.3
39	109.5	101.4
40	100.0	100.0
41	92.0	110.4
42	89.4	110.3
43	99.1	114.7
44	106.6	120.5
45	100.6	107.7
46	83.6	97.3

資料 北海道労働市場年報(「北海道における女子労働」(1)より抜粋)

表7 臨時・日雇・季節的就業者数の動向(北海道・女子)(千人)

年	臨時・日雇			季節		
	昭和40年	昭和43年	昭和46年	昭和40年	昭和43年	昭和46年
就業者数	66	88	104	1641	93	93
対有業者比率	9.0	10.5	12.7	8.7	11.1	11.4
〃 全国	5.5	5.7	6.7	6.9	7.7	6.0

資料 就業構造基本調査(「北海道における女子労働」より抜粋)

ことができよう。年次別女子就職件数(表8)でも、また、昭和四〇年以降、臨時、季節労働への就職が常用労働よりうまわまっている。(なお近年増大している臨時・パートについては本誌塩沢・岸論文を参照されたい。)

(2) 増加の中核—中高年婦人

このように若年・男子労働力の道外流出を補完し、代替する労働力として、婦人労働力の著しい増大があったことはすでにみた。

婦人労働力の場合、若年使いすて、結婚・出産・育児年令には「家庭に帰れ」、そして中高年には再び「能力開発、積極的活用」が労働力政策の基調であり、本道においてもすでにこのパターンは定着化している。

とりわけ、婦人有業率の推移(表1)に示されているように中高年の増加が著しい。特に昭和三〇年代後半にかけてのテンポは実に急速であり、昭和四五・四六年の不況時にもこの傾向は継続している。婦人就業者のうち、一五才〜三四才層は、昭和三五年に四三万五千だったものが昭和四五年には四四万とほとんど同数であるのに対し、三五才以上層では、昭和三五年の二九万五千から、昭和四五年には四五万二千と激増し婦人就業者の過半数を占めるに至った。(道立総研、「北海道における女子労働」(1)P40、「本道主要産業の年令別女子就業者数の推移」による)また、婦人就業者八九万五〇〇〇人のうち、三五才以上が五〇・五%(国調、四五年)、雇用者では、同じく三五才以上が五二・二%である(賃金構造基本調査、四八年)。

こうした婦人就業者の中高年令化は、平均年令の上昇にもみることができ。生産労働者では、昭和四〇年に平均年令は三三・三才であったものが、昭和四八年には三八・八才となり、事務、管理、技術労働者では、昭和四〇年の二一才から昭和四八年には二九・五才になるといわずさまじさである。これら二職種をならして三七・一才。これが本道の、

特に一〇〜二九人という中小零細規模で現われている状況である(表9)。

こうした婦人就業者の中高年令化は、勤続年数の増加とは必ずしも結びついてはいない。

勤続年数は、たしかに全体的には伸びており、とくに一〇〇人以上規模の事業所での伸びが大きい(表10、表11)。しかし、中高年令者が集中しているとみられる小規模層(一〇〜九九人)では、むしろ勤続年数が減少し、この規模での高令化は、勤続年数の伸びによるものではないことを示している。更に零細な五〜九人規模と逆に勤続年数は増加し、この層の婦人たちのやむにやまれぬ就労継続を裏がきしているように思われる。(この傾向は男子についても同様である)。

本道の婦人の勤続年数を、産業別・規模別に全国と比較してみると(表12)、全体として本道の勤続年数が短く部分的にすなわ、全国をうわまわる勤続年数を示すものは皆無である。建設では、本道特有の季節的雇用により、毎

表10 規模別勤続年数の推移

年	規模	1,000人~	100~999	10~99	規模計
昭和40年		5.0(年)	3.3	3.0	3.7
昭和45年		5.3	3.2	3.2	3.8
昭和48年		6.1	3.5	3.3	4.1

資料 賃金構造基本調査

表11 昭和48年における規模別勤続年数

規模	1000人~	100~999	10~99	5~9	産業計(10人以上)
北海道					
男子	14.4(年)	7.1	4.7	4.7	8.9
女子	6.1	3.5	3.3	3.9	4.1
全国					
男子	12.5	8.1	6.8	6.9	9.5
女子	6.3	4.6	4.7	5.6	5.1

資料 賃金構造基本調査

表9 職種別平均年度勤続年数の推移

	生産労働者			管理・事務・技術労働者		
	昭和40年	45年	48年	40年	45年	48年
平均年令	33.3才	36.8	38.8	21.0	28.1	29.5
勤続年数	2.9年	3.4	3.2	2.9	3.8	3.8
中卒	平均年数 28年	37.1才 3.4年	39.7才 3.2年	19.1才 2.9年	33才 5.4年	36.9才 5.6年
高卒	平均年数 31.2才 3.2年	33.1才 3.3年	29才 2.6年	21.7才 2.6年	25.9才 3.1年	26.7才 3.2年

資料 中小企業賃金実態調査報告書

表12 産業別・規模別勤続年数 (女子)

業 業	規模		1,000人		100~999		10~99		計		5~9	
	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国
鉱業	5.7	7.2	4.5	6.2	3.2	4.9	4.6	5.7	-	5.8	-	-
建設	3.2	5.1	1.7	3.9	1.7	4.3	1.8	4.3	1.9	5.0	-	-
製造	5.1	5.1	3.3	4.5	4.1	4.9	3.9	4.8	4.3	6.2	-	-
食料品・タバコ	4.9	-	2.4	-	3.6	-	3.5	-	-	-	-	-
繊維	3.3	-	2.6	-	4.0	-	2.8	-	-	-	-	-
木材・木製品・家具	3.9	-	4.9	-	4.5	-	4.6	-	-	-	-	-
出版・印刷	7.4	-	5.3	-	3.9	-	4.4	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	10.1	-	3.9	-	4.6	-	4.3	-	-	-	-	-
機械・金属	4.2	-	4.6	-	4.5	-	4.5	-	-	-	-	-
卸売・小売	3.7	4.2	3.2	3.2	3.1	4.1	3.2	3.8	4.5	6.0	-	-
卸売	4.2	-	2.7	-	2.5	-	2.8	-	-	-	-	-
小売	3.3	-	3.5	-	2.8	-	3.2	-	-	-	-	-
金融・保険	4.8	5.1	2.9	3.7	3.0	3.8	4.6	4.9	-	5.0	-	-
運輸・通信	8.0	10.7	5.8	4.7	3.7	4.5	6.8	8.2	4.1	4.6	-	-
電気・ガス・水道熱	5.3	9.4	4.1	4.4	2.7	3.7	5.1	7.1	-	7.1	-	-
サービス	7.4	9.3	4.1	6.3	3.9	5.0	5.2	6.6	3.5	4.5	-	-

昭和48年 賃金構造基本調査

年継続して就労しても、統計上は新規就労として扱われる場合が多いことを反映して、全国との格差は大きいものとなっている、製造でも、○・八年～・九年の格差があり、小規模となるほど差は拡大する。また、若年層を主体とする運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給、及びサービス業の一〇〇〇人規模以上事業所における全国と本道との大きな開き(電気・ガスでは、本道の勤続年数五・三年に対し全国は九・四年で、その差は実に四年以上になる。)のあることは注目すべき特徴である。

また職種別では、昭和四八年時点で、生産労働者三・二年、事務・管理・技術労働者三・八年となっている(表9)。こうしたことは、結局、結婚、出産等により仕事を中断することなし

に婦人が働き続けて中高年に達しているのではないことを示している。北海道労働婦人労働実態調査報告書(製造業、三〇人以上)によれば、「五七〇という過半数のものが勤続『一年未満』で退職し、『五年を越えるもの』はわずか七％』という状況である。同報告書はまた、女子採用者のうち「新規学卒者は一・五％にすぎず、約九割までが中途採用者であり、さらに中途採用者のうち約七割が既婚者である」こと、「新規学卒者のうち半数以上が『管理・事務・技術労働者』であるのに対し中途採用者では『管理・事務・技術労働者』は約一割あまりで、他のほとんどは生産労働者」となっていること、また「規模別にみると、『三〇人以上』では他の規模に比べてどの職種も新規学卒者が多く、また中途採用でも既婚者が著しく少い」と指摘している。

これは明らかに、若年にあつては、「管理・事務・技術労働者」一〇％として就労するが、結婚、出産、育児期にいったん退職し、中高年に達してから、単純、不熟練の生産労働者として、多くの婦人がひき出されていることを示すものである。

昭和四八年賃金構造基本調査によれば、産業別にみて、建設・製造にことに食品、木材、窯業といった分野では、婦人就業者のうち三五才以上の婦人の占める比率が六割から七割以上に及んでいるのに対し、卸・小売・電気・ガスなどでは著しく比率が低い(表13)。道総研「北海道の女子労働」(1)の前掲表によれば、昭和三〇年には、建設・製造での若年婦人労働者(二〇～二四才)の比率は、それぞれ二四％、二七％でありこの分野の婦人労働力の主力であったものが、昭和四八年には、それぞれ一五％、一七％へと減少し、かわって、卸・小売、サービスで、二〇～二四才層の婦人の占める比率がそれぞれ二六％、二五％となっている。若年の婦人は、建設・製造の婦人労働者の主力を中高年の婦人にゆずり、自らは、卸・小売・サービスといった「接客」の際の心地よさを売る分野へと比重を移しかえた。

表13 35才以上婦人労働者の産業別・規模別分布状況

産業	産業別婦人労働者の中で 35才以上のしめる割合						産業別・規模別労働者分布					
	1000 ~人	100 ~999	10 ~99	規模計		5 ~9	1000~		100~999		10~99	
				男	女		男	女	男	女		
建設	14.4	64.0	76.4	62.6	70.7	52.6	5.3	3.9	34.8	26.5	69.6	39.2
製造	36.0	45.6	67.2	50.9	54.0	67.8	30.4	12.9	30.4	42.5	39.2	44.7
食料品・タバコ	42.3	66.3	75.4	46.7	66.6		36.2	17.5	29.4	33.3	34.4	49.1
繊維	28.6	15.6	39.8	29.2	19.6		2.6	1.4	84.4	82.6	13.0	15.9
木材・木製品・家具	68.0	66.4	72.8	64.6	57.6		8.7	6.7	24.1	27.1	67.2	67.0
出版・印刷・同関連	44.4	14.9	29.6	44.3	9.3		29.7	9.1	27.1	15.9	43.2	75.3
窯業・土石製品	66.7	74.8	70.4	53.7	72.9		8.5	1.7	46.0	52.3	45.0	46.0
機械・金属	12.4	34.1	56.6	47.2	39.0		39.7	25.5	25.2	28.6	35.1	45.9
卸・小売	9.0	12.9	35.0	28.5	22.9	54.0	18.1	11.3	55.4	42.5	29.3	45.3
卸売	12.4	5.2	44.1				21.0	16.0	45.9	43.0	33.1	44.1
小売	6.3	15.0	20.3				10.9	9.8	66.2	48.4	22.8	41.7
金融・保険	54.1	3.1	7.7	57.4	49.1		76.9	89.9	18.4	8.4	4.7	1.7
運輸・通信	20.2	32.8	38.3	54.3	23.1	45.7	63.2	64.2	21.4	19.0	15.4	16.8
電気・ガス・水道熱	16.3	12.5	16.6	54.9	15.9		80.8	82.5	12.7	28.8	4.8	28.6
サービス	42.3	37.8	36.5	57.4	38.9	28.4	48.6	33.5	28.8	35.1	22.6	31.4

資料 賃金構造基本調査

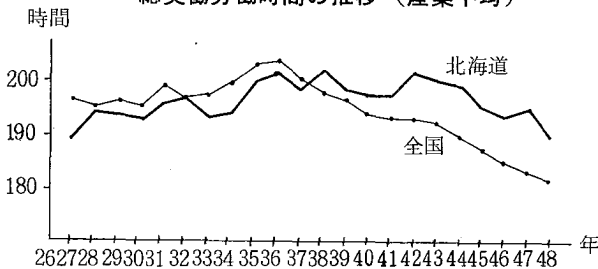
上述の諸点からわかることは、①昭和三〇年代後半からの婦人労働者の急テンポの増大は、中高年婦人の再ひき出しにあること、②それは男子労働力の道外流出を補完・代替すると同時に、婦人労働力内部にあっては、若年層の道外流出及び事務・管理・技術労働、そして大規模事業所への集中に伴って、建設製造、小規模事業所を中心として、若年女子に代替する労働力として位置づけられていること、である。

表14 現金給与総額の推移

	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年
全国	18,343	24,374	39,360	72,240	85,120	98,437	117,929
北海道	20,236	26,611	39,771	68,889	77,975	91,310	110,716
対全国	110.3	109.2	101.0	95.4	91.6	92.8	93.9

資料 「北海道労働白書」

総実働労働時間の推移（産業平均）



資料 労働省「毎勤統計」

「昭和49年度北海道労働白書をよんで」

北海道経済 1975・1 より引用

こうした本道における婦人労働力増大のプロセスで形成されてきた本道における婦人の労働条件は、率直に言って非常に劣悪であり、かつそのことが、本道の労働者の労働条件を全体として切り下げ、本道の低賃

日本経済における北海道経済の地位の低下により、道内に大きな相対的過剰人口が形成され、労働力供給基地として道外への労働力流出が進行する中で、いわば「予備軍の予備軍」として、婦人労働力への需要がおこり、婦人就業者、わけても雇用者が著しく増大し、しかもその自身は、中高年婦人のひき出しが主力となっていたことは前述のとおりである。

(3) 本道の婦人労働者の労働条件

— 労働時間と賃金を中心に —

表15 主要産業の総実労働時間数(女子)

		昭和48年	
		全道	全国
鉱業	189.5	176.7	
建設業	192.8	175.2	
製造業	175.1	169.4	
卸売・小売業	175.0	153.0	
金融・保険業	153.0	151.0	
運輸・通信業	176.6	159.5	
電気・ガス・水道	169.5	164.1	

資料 北海道労働白書(49年版) 婦人労働の実情(49年版)

表16 北海道規模別・月平均労働時間数(女子)

	昭和48年				
	1000人以上	100~999	10~99	規模計	5~9
昭和40	185	200	202	206	-
昭和45	181	205	209	200	-
昭和48	178	202	205	196	192

注)・企業規模は10人以上・5~9人は別集計
・パートタイム労働者は含まれていない。

資料 賃金構造基本調査

産業別に昭和四五年と四八年とを比較してみても、鉱業・窯業・土石業・電気・ガス・水道業では、所定内労働時間も実労働時間もともに延長されており、建設・繊維・サービスではいずれか一方の増加があり、本道の労働時間は全国的な時間短縮の流れにむしろ逆行する傾向すらみせている(表17)。週休二日制の実施状況を

表18 週休2日制実施状況

産業	昭和48年5月調査						
	完全実施	月3回	隔週	月2回	月1回	その他	未実施
製造業	0.6	-	1.7	2.8	5.6	1.4	87.3
卸・小売業	1.6	0.5	9.1	6.4	9.1	1.1	72.2
金融・保険業	-	-	6.0	10.0	30.0	6.0	48.0
計	0.8	0.3	4.8	4.8	9.3	1.7	78.3
全国	9.9	2.7	12.8	12.0	21.7	17.2	23.7

資料 本道一労働形調べ(常用労働者5人~) 全国一婦人労働の実情(49)

表19 規模別・週休2日制実施状況

規模	完全実施						
	月3回	隔週	月2回	月1回	その他		
全道	2.7	-	1.0	1.0	3.6	-	
5~99人	0.8	0.8	14.6	17.9	21.1	3.3	
300人以上	0.6	0.1	6.2	4.7	13.6	-	
全国	4.8	2.2	10.1	10.6	18.5	-	
100~999	20.7	4.7	19.5	17.6	17.6	-	
1000~							

本道一労働形調べ 全国一婦人労働の実情(49年)

表17 労働時間の推移

	(北海道)			
	昭和48年		45年	
	実労働	所定内	実労働	所定内
全産業	196	189	200	193
鉱業	198	189	195	183
建設業	213	199	211	200
製造業	200	192	203	195
食品	201	189	206	197
繊維	200	199	201	198
木材	197	192	204	196
家具	198	193	203	198
出版	218	198	210	197
窯業・土石	95	188	200	192
機械・金属	201	196	207	201
卸・小売業	193	188	-	-
卸売業	205	201	-	-
小売業	163	157	174	166
金融業	183	175	189	179
運輸・通信業	185	178	176	171
電気・ガス	196	198	199	194
水道				
サービス業				

資料 賃金構造基本調査

金構造を支える役割を果たしてきたと考えられる。本道の労働条件は、昭和二〇年代、三〇年代初期までは全国水準をうわまわっていた。それが昭和三〇年代の本道での膨大な相対的過剰人口の創出により三〇年後半から全口水準を下まわるようになった(表14)。この時期に若年・男子労働力の代替要員としての中高年女子の大量の労働市場への流入は、男子の低労働条件を支えかつ婦人の労働条件を更にそれよりも低く形成することとなったのである。

1 労働時間

本道の低労働条件をまず労働時間でみるなら、昭和四八年の主要産業の月平均実労働時間数は、本道がはるかに長い。建設では一七・六時間卸・小売では二二時間も長いのである(表15)。

規模別にみれば、一〇〇〇人以上規模でこそ数字としては順調に減少しているものの、それ以上の規模では余り変りがないか、むしろ延びさえしていることがわかる(表16)。

みても、全国水準から著しく立ちおけていることは隠しようもない(表18・表19)。長時間労働と少い休日、この三〇年以降の本道の特色は、現在も不変である。

2 賃 金

労働条件の第二の柱である賃金もまた、本道の婦人の劣悪な労働条件を見事に物語るものである。本道の賃金水準は、昭和四〇年代には全国水準を一貫して下まわってきたが、昭和四八年にも、男子一七才未満を除いて男女各年令層ともに全国水準以下であり、特に男子の低さが目立つ。

ところがこのように低い男子賃金水準でありながら、本道の男女別賃金格差は、全国よりはるかに大きいのである(表20)。この賃金とは、きまづて支給する現金給与総額、をさす。

昭和四八年度、中小企業賃金実態調査(製造業一〇、二九九人)によれば、製造業のなかで賃金水準の低い食料品などの婦人の構成比が高く、また中高年婦人の集中するこれら中小企業での男女別賃金格差は、平均年令三六才の平均定期給与額七七、二三〇円という男子の低賃金にもかかわらず、男子一〇〇に対して女子は五〇前後と、その差は実に大きい(表21)。

産業別、規模別に全国と比較してみても、本道女子の賃金は、ごくま

表20 北海道年令別賃金格差 (昭和48年) (単位千円)

年令	全国との格差		全道		全国	
	男	女	男格	女差	男格	女差
~17才	(102.9) 44.7	(83.2) 36.7	82.1		95.6	
18~19	(98.1) 59.5	(87.0) 43.5	73.1		89.7	
20~24	(93.7) 70.7	(88.1) 49.3	68.3		82.2	
25~29	(91.1) 85.4	(89.4) 53.9	63.1		71.9	
30~34	(89.3) 101.4	(94.0) 54.0	53.2		59.6	
35~39	(90.6) 111.3	(94.1) 53.2	47.7		53.5	
40~44	(89.9) 116.9	(90.9) 56.3	48.1		53.9	
45~49	(83.3) 120.3	(88.6) 56.0	46.5		52.2	
50~54	(86.1) 118.0	(89.6) 56.3	47.7		50.6	
55~59	(91.8) 102.2	(90.2) 54.6	53.4		58.4	
60~64	(95.6) 87.4	(95.3) 51.7	59.1		63.3	
65~	(93.1) 73.0	(93.4) 44.0	60.2		64.0	

資料 賃金構造基本調査、婦人労働の实情(49年)
注) () 内は、年令別の本道と全国平均との賃金格差(全国=100)

れな「例外」を除けば、ほとんど、どの部分をとっても全国水準をはるかに下まわる(表22)。とくに、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業のしかも一〇〇人以上の大規模事業所という若年婦人中心の事業所で、全国との格差の大きいこと、また、五、九人という中高年婦人の多い零細事業所の多い全国との格差は、非常に激しいことを指摘できる(表21)。こうした格差はすでに労働生活を開始する新

表21 業種間性別賃金格差(定期給与)

業種	男 子		女 子		男女間格差 (男=100.0)
	額	格 差	額	格 差	
業 種 計	77,230 (68,170)	100.0 (100.0)	41,050 (39,070)	100.0 (100.0)	53.2 (57.3)
食 料 品	74,240 (67,740)	96.1 (99.4)	37,560 (35,110)	91.5 (89.9)	50.6 (51.8)
木材、木製品	74,290 (67,550)	96.2 (99.1)	40,540 (39,140)	98.8 (100.2)	54.6 (57.9)
出版・印刷・同関連	69,980 (65,450)	90.6 (96.0)	45,090 (43,670)	109.8 (111.8)	64.4 (66.7)
窯業、土石製品	96,570 (77,640)	125.0 (113.9)	45,880 (42,190)	111.8 (108.0)	47.5 (54.3)
機 械	82,080 (68,180)	106.3 (100.0)	45,200 (43,140)	110.1 (110.4)	55.1 (63.3)
上 記 以 外	77,020 (67,560)	99.7 (99.1)	41,460 (40,180)	101.0 (102.8)	53.8 (59.5)

注) () は所定内給与
北海道労働部 「中小企業賃金実態調査報告書」(昭和48年7月)

表22 産業別・規模別賃金（女子）

昭和48年

産業	規模	1000人～		100～999		10～99		計		5～9	
		全道	全国	全道	全国	全道	全国	全道	全国	全道	全国
鉱業		42.9	50.4	42.8	47.4	44.1	45.3	43.3	47.0	-	41.1
建設業		68.3	58.5	56.1	51.3	54.2	48.0	55.3	50.8	39.4	52.5
製造業		54.8	60.9	42.8	52.5	41.9	46.2	44.0	52.3	36.8	42.9
食品・たばこ製造		54.2	-	40.4	-	41.4	-	43.3	-	-	-
繊維産業		45.2	-	40.3	-	39.2	-	40.2	-	-	-
木材・木製品・印刷業		39.7	-	41.3	-	40.3	-	40.5	-	-	-
家具・出版・印刷業		59.4	-	50.7	-	41.4	-	44.5	-	-	-
窯業・土石製品		63.0	-	49.3	-	49.1	-	49.4	-	-	-
電気・ガス・水道・熱供給		61.1	-	49.0	-	45.1	-	50.3	-	-	-
機械製造		59.9	64.2	47.2	55.7	44.8	49.9	47.5	54.8	34.8	47.7
卸売・小売		66.0	-	48.7	-	49.1	-	51.7	-	-	-
小売		54.2	-	46.5	-	41.6	-	45.2	-	-	-
金融・保険業		64.7	67.9	55.6	60.0	48.5	56.9	63.6	66.5	-	52.5
運輸・通信		63.4	70.0	59.8	58.8	46.9	53.4	59.9	64.9	30.1	45.0
電気・ガス・水道・熱供給		58.9	71.8	60.0	61.2	48.8	51.6	58.6	66.5	-	51.5
サービス業		68.0	80.7	49.8	66.2	47.5	55.7	55.2	66.3	38.2	45.8
産業計		63.9	67.7	47.9	56.3	46.4	49.8	51.7	57.4	36.9	46.1

道 - 10人以上についてはパートタイム労働者を。但し 5～9人についてはパートタイムを含む
 全国 - パートタイム労働者を含む

資料 賃金構造基本調査

表24 職業別・勤続年数別賃金
昭和48年

職種年数	管理・事務 技術	生産労働
0年	40,440	39,430
1	42,310	37,650
2	44,520	38,230
3-4	46,810	40,290
5-9	51,800	40,870
10-14	52,590	44,180
15-19	59,400	55,210
20-29	63,980	53,180
30-	50,000	27,980
計	46,150	39,290

資料 中小企業賃金実態調査報告書

表23 新規学卒初任給

(昭和48年3月卒)

	北海道	全国	南関東	全国=100 とした 北海道	南関東=100 とした 北海道
中卒	円 30,800	円 36,500	円 39,200	83.6	78.5
男	31,700	37,600	39,400	84.3	81.2
女	30,600	36,200	38,400	84.5	79.6
高卒	39,100	43,600	45,800	89.6	85.3
男	40,500	45,300	46,900	89.4	86.3
女	38,100	42,500	45,500	89.6	83.7
短大卒	40,700	45,600	48,500	89.2	83.9
男	42,400	47,100	49,900	90.0	84.9
女	39,700	45,100	48,200	88.0	82.3
大学卒	49,800	55,700	57,300	89.4	86.9
男	51,600	57,000	59,200	89.4	87.1
女	42,000	49,500	51,000	84.8	82.3

資料 北海道労働白書 昭和49年版

規学卒の時点から始まっている。本道の新規学卒初任給は、全国水準より一〇%以上、南関東より一三・二〇%も低い水準にある(表23)。
 職種別では、生産労働者の場合、平均勤続年数の短かさもあることながら、たとえ二〇年勤めても一・五万しかあがらぬという状況であり、

女子生産労働者である限り、常に二〇～二四才の青年女子を下まわる賃金に甘んじなければならぬ(表24・表25)。
 これらの賃金にみられる一連の事実は、本道における婦人労働、とりわけ中高年女子労働が、作りあげられた労働生活のサイクルのもとで、

表25 職種別・年令別賃金（指数）

昭和48年

性別 年令	男 子		女 子	
	管理・事務 ・技術	生産労働	管理・事務 ・技術	生産労働
～17才	100.0	100.0	100.0	100.0
18～19	154.2	120.0	112.0	115.3
20～24	174.2	159.2	125.2	126.3
25～29	202.9	196.2	137.8	126.2
30～34	239.8	215.1	138.5	120.8
35～39	264.8	220.2	143.3	122.9
40～49	276.1	223.7	137.8	124.7
50～59	261.7	199.9	141.7	121.7
60～	193.7	160.6	156.9	112.0

資料 中小企業賃金実態調査報告書

「予備軍の予備軍」として、本道の低労働条件を支えていることを、実にはっきりと表現しているのではないだろうか。

二、本道の婦人を取りまく生活条件

——主に北海道家計調査の分析から——

前節では、婦人就業者の増加、ことに中高年婦人のひき出しに需要がどうして生まれたかをみた。しかし、需要の側の条件のみでは不十分である。中高年婦人が、積極的に仕事を求めるようになるという、供給する側の主体的条件も考慮する必要がある。

そのためには、婦人を就業にかりたてるとどのような動きがあったのかをみなければならぬ。

(1) 小家族化の中の有業率の増大

まず、本道の世帯の特質をみてみよう。表26にみるとおり、昭和二八年以降、一世帯当り世帯人員数は大きく減少した。これを世帯規模構成の変化としてとらえると、表27のとおりであり、昭和三五年～四五五年にかけての五人以上世帯の激減、四人以下世帯の激増となる。昭和三五年

表26 世帯人員・有業率の推移

年令	世帯労働者			全世帯		
	世帯人員数	有業人員数	有業率	世帯人員数	有業人員数	有業率
昭和28年	4.93	1.36	27.5	5.04	1.42	28.1
29	4.95	1.36	27.4	5.11	1.45	28.3
30	4.84	1.43	29.5	5.00	1.55	31.0
31	4.60	1.29	28.0	4.81	1.43	29.7
32	4.53	1.32	29.1	4.72	1.41	29.8
33	4.47	1.37	30.6	4.51	1.44	31.9
34	4.43	1.33	30.0	4.51	1.40	31.0
35	4.42	1.37	30.9	4.57	1.52	33.2
36	4.34	1.40	32.2	4.48	1.55	34.5
37	4.24	1.35	31.8	4.34	1.48	34.1
38	4.21	1.40	33.2	4.35	1.55	35.6
39	4.13	1.41	34.1	4.27	1.53	35.8
40	4.10	1.37	33.4	4.21	1.48	35.1
41	3.99	1.36	34.0	4.09	1.49	36.4
42	3.97	1.38	34.7	4.07	1.49	36.6
43	3.92	1.42	36.2	3.99	1.52	38.0
44	3.86	1.43	37.0	3.92	1.54	39.2
45	3.80	1.41	36.5	3.87	1.48	38.2
46	3.69	1.34	36.9	3.74	1.48	38.2
47	3.67	1.31	35.6	3.86	1.53	39.4

資料 北海道家計調査「北海道統計書」
注) 昭和40年までは、都市労働者世帯及び都市全世帯
昭和41年以降全道労働者世帯及び全道全世帯

表27 人員別世帯構成

区分	北海道			全 国		
	35年	40年	45年	35年	40年	45年
1人	4.0	6.5	9.2	5.2	7.9	11.1
2人	11.6	13.7	16.8	12.7	14.3	15.4
3人	16.2	19.4	21.5	15.9	18.3	19.8
4人	19.0	24.1	27.2	18.7	22.5	25.7
5人	17.2	16.4	13.8	17.1	16.3	14.3
6人	13.0	10.0	7.1	13.1	10.6	8.1
7人以上	8.0	5.7	2.7	8.5	6.0	5.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 道民生活白書昭和42年版
昭和45年については、総務府「北海道の人口」より補充

には本道の四人以下世帯は五〇・八％であったが昭和四五年には七四・七％となり、全国平均の七二・一四％をうわまわっている。こうした小家族化は、当然世代別構成にも関連する（表28）。三世代家族の少なさは関東に次いで第二位であり、八割近い世代が一世代あるいは二世代である。夫婦あるいは夫婦＋子型の小家族が本道の世帯の大多数を占めているわけである。

この変化を促したものは、おそらく、前節でふれたような、本道の産業構造の変化とそれに伴う就業構造の変化により、①比較的世帯員数も多く、世代の連続も相対的に大きい農家世帯、炭鉱世帯の減少②若年男子労働者の道外流出、などによるものと思われる。東北地方のように、

表28 世代別構成

	1世代	2世代	3世代	他
北海道	12.1	67.6	18.9	1.4
東北	7.3	55.4	32.9	4.4
関東	14.5	64.4	19.6	2.5
中部	9.2	58.0	30.2	1.4
近畿	13.1	64.7	20.8	3.0
中国	12.1	57.4	27.5	3.2
四国	11.7	56.4	28.5	2.2
九州	11.8	62.5	23.4	2.2
全国	11.9	61.6	24.3	2.2

資料 道民生活白書 昭和42年版

掘り崩され、分解して、労働力を流動化させていったのである。

こうした単婚小家族化へと進む一方で、世帯の有業率は着々と上昇してきた。その際、多就労化するのは、多くの場合妻とならざるを得ない。小家族ゆえに、家事・育児をひきうけてくれる姑もおらず、職場での労働と家庭内労働とを一手にひきうけて、妻の労働負担は著しく大きいものとなる。

にもかかわらず、あえて妻が多就労化していく原因は何か。

家庭電化製品の普及によって、家事が合理化され、婦人、ことに主婦の家事時間が短縮され、余暇が生まれた結果、余暇の活用として主婦の就労が行われたとよくいわれる。しかし、これら電化製品の導入は、家事を便利にし、身体も楽にすることはあったが決して家事時間を短縮し、そのために主婦の余暇が生まれて多就労につながったとはとうていえない。NHK放送世論研究所の「日本人の生活時間」（昭和四九年）は「家事の時間は、仕事の時間と違って、昭和三五年以来、ほとんど減っていない。成人女子が平日に家事をしている時間の平均を調査年次別に示すと次の通りである」として、「昭和三五年・五時間三五分、昭和四〇年五時間一八分、昭和四五年・五時間二六分、昭和四八年五時間二二分」という数字を挙げ、家事時間量に大きく影響するのは婦人が職をもつて

すでに何代にもわたる出稼ぎの多い地域では、それなりに世代的に継承される家へのまとまりをもち、世帯が分割縮少されることが比較的少ないのであるが、本道の場合は、労働力需要地から一転して供給地へと変化する中で、生活の単位である世帯が根こそぎ

いるかいないかによると述べている。有職の婦人は、（この場合、フルタイムをさす）仕事の時間に合わせて、家事を短縮する。切りつめた時間内に、一挙に一定限の家事を終らせるべく走りまわる有職の主婦にとっては、たしかに、冷蔵庫への品物の買いおきや、洗濯機をまわしながらの夜の食事の仕度ができるのはありがたい。しかしそれは短時間・濃密な家事労働を行っているにすぎない。決して、電化製品の出まわりによって、「働けるようになった」のではないのである。（それらの月賦支払いのために「働かざるを得なくなった」……というのはありうることだが……）

主婦が多就労化する原因は、では一体何か。結論から先にいえば、世帯主の収入のみでは暮せなくなったためである。

以下その点を、北海道家計調査にもとづいて調べてみたい。

(2) 暮しに追いつかぬ世帯主収入

1 家計は「黒字」、だが妻の収入は増加する

まず内容に入る前に、家計調査の性格をみておく必要がある。表29にみられるように昭和四七年北海道家計調査における勤労者世帯の世帯主定期収入（平均）は八二、三〇六円である。これは全産業規模一〇人以上の男子平均賃金の上位にある。規模別でみれば一〇〇人以上規模の男子賃金が家計調査世帯主収入に近く、一〇〜九九人の男子賃金は、道家計調査五分位階級の第II五分位階級を下まわる位置に属する。本道の中小企業男子生産労働者（製造業三五才〜三九才）の賃金は、所定内五九、六二〇円、賃金計六八、七二〇円であり、これらは道家計調査第I五分位階級に近い（第I五分位階級世帯主定期収入五七、六六二円）。以上の諸点から、道家計調査勤労者世帯の家計とは、本道の労働者の中では比較的上層に偏りをもっていることがわかる。こうした道家計調査の性格をふまえたうえで、昭和三〇年代からの本道の勤労者世帯の収

入構成の変化をみてみよう。
その特徴はまず第一に、実収入に占める世帯主収入の割合がこの二〇年余りほとんど変化がないか、むしろ最近増加傾向にあること

表29 道家計調査の世帯主定期収入の位置

年平均世帯主定期収入	道家計調査・勤労者世帯 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	道人事務委員4人世帯生計費	男子・規平均質	男子賃金規模10~99	男子賃金規模1000人~	中小企業35才~39才 ⑥ 賃金計	総評理論計費 ⑦
82,306 円	83,830	73,400	65,400	82,700	所定内59,620 賃金計68,720	365,728	

①道家計調査・勤労者世帯 ②札幌市の水準 ③④⑤賃金構造基本調査全産業・規模10人~ ⑥道中小企業費賃金実態調査 ⑦東京都区部

表30 全道勤労者世帯収支構成の推移

年	収入総額		実収入		実収入に占める世帯主定期収入		実収入に占める世帯主臨時収入		実収入に占める妻収入		実収入に占めるその他の世帯員収入		実収入に占める事業・内職収入		支出総額		支出に占める世帯主定期収入		支出に占める世帯臨時収入		支出に占めるその他の世帯員収入		支出に占める事業・内職収入		
	円	円	円	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	円	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和31年	46,042	32,360	85.68	-	-	7.96	1.65	92.4	-	-	29.78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32年	52,136	35,986	85.30	-	-	8.27	1.65	94.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33年	53,818	37,757	84.15	-	-	9.51	1.72	92.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34年	57,508	39,451	86.36	-	-	7.73	1.42	96.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35年	65,009	43,748	83.48	-	-	9.72	1.56	94.0	-	-	36.44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36年	69,417	46,412	83.12	-	-	10.32	1.94	94.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37年	75,157	51,243	84.87	-	-	9.82	1.25	98.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38年	78,220	54,336	84.47	-	-	9.44	2.00	96.9	-	-	36.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39年	85,137	59,506	82.59	-	-	10.00	1.53	98.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40年	92,546	62,907	85.51	-	-	9.04	1.71	97.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41年	98,396	67,368	86.47	65.54	20.90	3.35	5.32	100.4	84.68	36.33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42年	109,351	75,207	86.28	65.14	21.10	3.35	5.28	101.9	85.92	36.77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43年	122,287	84,460	85.40	63.96	21.38	3.13	5.97	100.9	84.19	38.75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44年	136,881	94,595	85.83	62.23	22.86	4.13	5.58	100.8	83.05	39.67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45年	152,151	105,998	86.39	61.72	24.66	3.38	5.58	105.7	84.50	42.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46年	172,488	120,650	87.16	60.66	26.49	4.15	4.14	109.2	85.94	44.81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47年	190,918	133,680	87.18	61.60	25.61	4.25	3.56	109.9	88.02	46.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 北海道家計調査

第二に、世帯主収入の割合の増加にもかかわらず、妻及びその他の世帯員収入、事業・内職収入が徐々にじわじわと比重を高めていることである。とくに妻の収入が着々と増大し、その他の世帯員の収入の比率はむしろ減少しつつあり、また事業・内職収入のうち内職収入の担い手は妻であることが多いであろうから、家計の中で、妻の占める位置が高まっているといえる。世帯主収入の構成では、実収入の中の定期収入の比率が減少し、昭和四七年には六割に低下し、それだけでは、日常的消费生活すら営めず（世帯主定期収入が消費支出を充足する割合は昭和四七年で八八・〇二%）、税金も払えない。しかし、臨時と賞与の比率の増大があるため、主としてボーナス分を食いつぶしていけば、実支出…消費支出（日常生活計費）+非消費支出（税・社会保障費など）…には追いつけるし、昭和四一年以降では、世帯主収入は実支出をオーバーして増加しつつある。

つまり、世帯主収入で実支出はまかなえるわけであり、黒字さえあることになっている。

それでは何故他の世帯員収入、事業・内職収入がなくなるどころか増えてきているのだろうか。この点を、昭和四七年の家計調査結果から更に検討してみよう。

2 収入構成

I 賃金もち寄りでの収入の拡大

まず、収入五分位階級別の特徴としては、収入総額の低い階級など有業人員も少く、実収入に占める世帯主収入の割合も高い。収入が増大するに従って有業人員は増加し、世帯主収入が実収入に占める割合は低下し、逆に一その他の世帯員の収入が増加する。但し、事業・内職収入は低所得層の方が大きい。世帯主収入の内訳で見ると、収入総額の高いほど臨時と賞与の比率が高まり、収入総額の低いほど低い。

一般に世帯主収入の高いほど、世帯員一人あたりの収入も高いことは

表31 五分位階級別一ヶ月の収支

(47年北海道勤労者世帯)

	I	II	III	IV	V	平均
世帯人員数	3.37	3.61	3.81	3.80	3.80	3.67
有業人員数	1.17	1.26	1.32	1.31	1.51	1.31
世帯主平均年令	35.5	36.6	38.8	40.5	45.1	39.3
収入総額	114,953	149,499	183,635	215,098	273,155	189,267
実収入	77,740	99,965	122,047	153,661	197,886	130,259
世帯主収入	(90.27)	(90.42)	(89.60)	(88.30)	(83.75)	(87.72)
定期	(74.17)	(68.1)	(64.53)	(60.22)	(56.27)	(62.70)
臨時	(5.14)	(6.25)	(6.19)	(7.14)	(6.39)	(6.36)
賞与	(10.98)	(16.04)	(18.87)	(20.94)	(21.59)	(18.65)
他の世帯員収入	(4.18)	(4.70)	(5.59)	(5.57)	(12.45)	(7.54)
事業・内職収入	(1.41)	(2.07)	(1.22)	(1.06)	(0.96)	(1.26)
他の実収入	(4.10)	(2.80)	(2.58)	(5.05)	(2.82)	(3.45)
世帯主収入に占める割合	103.92%	105.2%	107.85%	113.18%	108.21%	108.25%
世帯主定期収入に占める割合	85.36%	79.2%	77.67%	77.19%	72.70%	77.37%
世帯主臨時収入に占める割合	92.18%	86.8%	86.55%	88.22%	85.95%	87.57%
収入総額-繰越金に占める割合	78.17%	76.30%	73.67%	76.86%	72.84%	75.10%
収入総額-繰越金に占める割合	64.21%	57.48%	53.06%	52.42%	48.94%	53.68%

注()内は実収入を100とした割合 資料 北海道家計調査昭和47年

知られているが、第V五分位階級では、世帯主の収入の高さ+有業率の高さ+世帯員一人あたりの収入の高さが合して高い収入を生み出しているといえる。逆に第I五分位階級では、世帯主収入は低く、世帯員の収入も少くしかも内職収入に依存する率も高くなっており、したがって全部の収入を寄せ集めても世帯主収入を大きくうわまわることができず低収入となっているのである。

全国との比較でいえることは、①、有業人員が本道よりも各階級ともに非常に多いということ。②、その結果、本道では、全国に比して、実収入に対する世帯主収入の割合が高い。しかし、定期収入の割合は低く、第III-第V階級では、臨時と賞与の比率が大きい。その他の世帯員収入は、第IV、第V階級で低率。本道では、比較的高所得の層であっても、少い世帯主定期収入を臨時と賞与、及び他の世帯員の若干の就労によりカバーしようとする収入構成であって、低所得層の収入構成パターンだということができる。

表33 全道世帯人員階級別一ヶ月の収支

	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
世帯人員数	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	7.00	8.69
有業人員数	1.30	1.24	1.27	1.49	1.59	2.18	1.11
世帯主平均年令	4.19	38.6	38.5	40.3	39.1	44.6	37.7
収入総額	171,267	184,043	187,043	205,146	204,531	219,210	177,461
実収入	117,954	128,601	131,013	142,378	135,189	155,486	122,121
世帯主収入	(86.23)	(87.37)	(90.52)	(83.77)	(83.63)	(65.10)	(78.25)
定期	(61.72)	(62.97)	(63.99)	(59.59)	(62.30)	(54.82)	(66.50)
臨時	(5.71)	(6.64)	(6.62)	(6.46)	(4.71)	(1.31)	(4.54)
賞与	(18.78)	(17.74)	(19.80)	(17.71)	(16.61)	(8.95)	(7.27)
他の世帯員収入	(9.16)	(6.67)	(5.70)	(11.19)	(11.98)	(25.28)	(4.02)
事業・内職収入	(1.35)	(1.14)	(1.14)	(1.45)	(1.56)	(3.10)	(9.70)
他の実収入	(3.24)	(4.81)	(2.62)	(3.56)	(2.81)	(6.50)	(8.00)
世帯主収入に占める割合	106.64%	108.28%	111.36%	105.54%	95.40%	92.02%	88.60%
世帯主定期収入に占める割合	76.05%	78.05%	78.71%	75.06%	71.07%	77.49%	75.21%
世帯主臨時収入に占める割合	88.28%	89.00%	88.65%	84.30%	78.18%	77.49%	79.41%
収入総額-繰越金に占める割合	74.56%	74.99%	77.78%	70.50%	68.75%	56.21%	66.01%
収入総額-繰越金に占める割合	53.44%	54.06%	54.98%	50.15%	51.22%	47.33%	56.04%

注()内は、実収入を100とした割合 資料 北海道家計調査

表32 五分位階級別平均一ヶ月間の収支

(全国、勤労者世帯) 昭和47年

	I	II	III	IV	V	平均
世帯員数	3.44	3.45	3.89	4.01	4.21	3.86
有業人員数	1.32	1.38	1.47	1.57	1.89	1.53
世帯主平均年令	38.3	37.8	40.2	42.3	46.4	41.0
収入総額	130,647	172,166	200,980	238,957	318,796	213,442
実収入	80,733	108,573	130,308	155,733	211,495	138,435
世帯主収入	(88.25)	(88.95)	(87.79)	(85.57)	(78.82)	(84.73)
定期	(73.07)	(69.82)	(66.26)	(62.92)	(57.17)	(63.57)
臨時	(2.96)	(3.41)	(3.85)	(3.73)	(2.64)	(3.28)
賞与	(12.27)	(15.70)	(17.66)	(18.91)	(19.01)	(17.88)
妻の収入	(2.16)	(2.80)	(3.92)	(5.29)	(7.95)	(5.08)
他の世帯員収入	(2.23)	(2.01)	(2.42)	(3.76)	(7.79)	(4.28)
事業・内職収入	(2.50)	(2.60)	(2.32)	(2.32)	(2.06)	(2.29)
他の実収入	(4.89)	(3.61)	(3.52)	(3.08)	(3.55)	(3.59)

注()内は実収入を100とした割合 資料 家計調査年報 昭和47年

II 家族五人以上では妻子の収入に依存する

(勤労者世帯) 昭和47年

表34 全国世帯人員階級別一ヶ月間の収支

全 国	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
世帯人員数	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	7.00	8.29
有業人員数	1.36	1.41	1.49	1.66	1.99	2.29	2.91
世帯主平均年齢	44.8	39.4	40.3	41.6	43.1	43.4	43.1
収入総額	179,601	201,452	217,793	232,537	241,425	245,742	240,734
実収入	(100.0) 113,864	(100.0) 130,423	(100.0) 142,257	(100.0) 152,011	(100.0) 154,674	(100.0) 156,137	(100.0) 154,981
世帯主収入	(81.83)	(85.41)	(87.05)	(83.56)	(77.42)	(75.70)	(75.86)
定期	(62.72)	(64.39)	(64.96)	(62.65)	(57.44)	(57.11)	(62.31)
臨時	(2.33)	(3.26)	(3.55)	(3.23)	(2.56)	(2.25)	(2.90)
賞与	(16.27)	(17.75)	(18.52)	(17.66)	(17.40)	(16.32)	(10.64)
妻の収入	(8.10)	(5.17)	(4.07)	(5.57)	(5.98)	(3.61)	(7.95)
他の世帯員の収入	(1.58)	(3.40)	(3.59)	(5.09)	(10.08)	(13.78)	(7.68)
事業・内職収入	(2.65)	(2.14)	(2.14)	(2.79)	(2.59)	(2.06)	(3.79)
他の実収入	(5.81)	(3.86)	(3.13)	(2.96)	(3.73)	(4.83)	(4.71)

注()内は、実収入を100とする割合
資料 家計調査年報 昭和47年

に、実収入中に占める世帯主収入の割合は低下する。逆に他の世帯員の収入、事業内職収入は増加する。有業人員も増加する(表33)。

全国的傾向としては、有業人員数が本道よりはるかに多く、世帯主以外のものの収入比率が大きいくに四人以下の世帯では、妻の収入が他の世帯員収入の主力となっているが、五人世帯では、妻とその他の世帯員収入がほぼ同率、六人以上世帯ではその他の世帯員の収入が数を追い越す傾向にある。とはいえ、五人以上の世帯でも、妻の収入の比率は内職就労も含めて維持され、その増減は、妻以外の世帯員の就労状況如何によって左右されている(表34)。

III 五五才で七割台に低落する世帯主収入

世帯人員数別にみると、世帯員数が三〜四人の場合は、世帯主収入は、定期収入も臨時賞与も増大し、それ以外の収入にそれほど依存せず実収入分を獲得している。有業率も少ない。ところが世帯員数が五人を越えた場合には、世帯員が増す毎

次に世帯主の年齢による収入構成の変化をみよう(表35)。世帯主二九才未満の段階では、若年低賃金による世帯主収入を補うため、他の世帯員による収入が増大する。三〇〜四四才では世帯主収入が増大し、実収入の九割を占め、名実ともに世帯主は家計支持者である。他の世帯員の収入は減少する。世帯主が四五才を越えたとそろそろ子供たちの労働力が始まり(主に中卒の単純・未熟練労働力)他の世帯員収入が増加しはじめる。五〇才を越える頃には独立する前の青年男女が同居、多就労中であって、他の世帯員収入は大巾にふえ、世帯主六〇代前半の時期まで子供の就労により、他の世帯員収入は増すが、世帯主は五五才定年が一般的なため、就労しても賃金は低落し、五五才をすぎると実収入の総額は大きくおちこんでいく。こうした中で妻の就労は、「全国」(表36)にみられるように次のような過程を辿る。世帯主が若年の時は共働き、世帯主三〇〜三四才一出生・育児による就労低下、育児の手がはなれ、教育費を中心とする養育費の増大に対処して、子供が一人前になるまで頑張り、気がつくくと夫は定年。ではまた夫と自分の生活費を、あるいはまだ嫁をもらっていない息子のためにと働き続ける。

以上のような収入構成の中から、特に妻の収入(就労)についていえることは、次のようなことである。

勤労者世帯の中で高所得に属する第V五分位階級ですら、世帯主収入総額一六万という水準では、妻の就労は低所得層から、高所得層のすべてに生じてくる。ただし、実収入に対する割合は、平均すれば、多くても一割に満たないし、妻以外の他の世帯員の収入が家計に入り出せば、「それと世帯主との収入計」とのらみ合わせで変わってくる。夫と子供のもち寄る賃金額が増せば妻の収入は減少し、どちらかまたは双方が減少してもち寄り総額が減少する場合には、妻の収入の比重は増加する。

既婚婦人・中高年主婦などの就労は、収入構成でみれば、依然として「家計補助」的域を出ていないといえるだろう。

表35 全世帯主の年齢階級別平均一ヶ月間の収支 (勤労者世帯) 昭和47年

	~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65才~
世帯人員数	3.05	3.79	4.01	4.03	3.53	3.44	2.96	3.38	2.75
有業人員数	1.26	1.16	1.26	1.28	1.41	1.55	1.74	1.81	1.52
収入総額	146,699	161,366	185,098	199,505	215,739	236,084	219,243	187,870	273,532
実収入	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
世帯主収入	(85.99)	(92.38)	(91.16)	(92.01)	(87.81)	(83.24)	(73.84)	(61.02)	(48.04)
定期	(63.32)	(66.12)	(65.35)	(65.12)	(61.92)	(58.75)	(51.74)	(47.25)	(36.07)
臨時	(6.03)	(7.04)	(6.37)	(6.99)	(6.62)	(5.04)	(6.07)	(3.63)	(2.82)
賞与	(16.62)	(19.21)	(19.43)	(19.98)	(19.26)	(19.44)	(16.02)	(10.12)	(9.14)
他の世帯員収入	(10.09)	(3.59)	(4.89)	(4.05)	(8.46)	(13.42)	(18.90)	(29.44)	(10.23)
事業内職収入	(1.23)	(1.07)	(1.35)	(1.64)	(1.10)	(0.69)	(1.24)	(3.07)	(0.60)
他の実収入	(20.74)	(2.93)	(2.70)	(2.28)	(2.60)	(2.62)	(6.01)	(6.45)	(41.10)
実支出に占める収入	104.67	111.70	113.50	113.35	106.09	104.02	96.03	72.64	72.39
世帯主に占める収入	77.08	79.95	81.45	80.23	74.81	73.42	67.28	56.58	54.35
消費支出に占める収入	85.16	88.82	91.12	91.70	85.76	85.73	78.68	64.14	83.41
世帯主に占める収入	73.64	78.10	76.16	80.18	76.37	71.75	64.00	53.06	41.80
収入総額-繰越金に 対する世帯主収入	54.22	55.91	54.61	56.75	53.85	50.65	44.84	41.33	31.39

注()内は実収入に対する割合 資料:北海道家計調査

表36 全国世帯主の年齢階級別平均一ヶ月間の収支

	~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65才~
世帯人員数	25.29	3.81	4.17	4.18	4.04	3.74	3.53	3.43	3.08
有業人員数	1.32	1.28	1.35	1.45	1.67	1.97	2.05	2.03	1.76
収入総額	169,366	187,034	205,292	230,858	249,090	257,090	231,144	211,465	108,828
実収入	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
世帯主収入	86.62	89.50	89.71	87.56	84.26	79.34	72.87	66.17	65.31
定期	65.73	67.14	67.35	64.81	62.18	58.69	57.02	53.88	54.37
臨時	3.25	3.76	3.59	3.59	3.32	2.67	2.19	1.80	1.44
賞与	17.64	18.56	18.76	19.15	18.76	17.98	13.66	10.48	9.49
妻の収入	4.56	3.86	4.47	6.46	6.09	5.36	3.96	4.01	4.09
他の世帯員収入	2.26	0.78	0.55	1.06	4.36	9.51	15.71	19.09	15.57
事業内職収入	1.87	1.82	2.24	2.25	2.58	2.70	2.57	2.71	3.89
他の実収入	4.40	4.02	3.00	2.65	2.69	3.09	4.86	7.77	11.11

資料 家計調査年報

返済、④月賦払い、⑤掛買払い、⑥有価証券購入
 ⑦財産購入、⑧その他、であって主要なもの⑨
 である。例えば、月賦で五万円の背広一着を買
 その月五万円支払ったという場合、その月五万円が
 実際に支出され財布から消えていったというよう
 はみないで、負債が四万五千円になった。「万才」
 黒字だ」というのが家計調査における「黒字」な
 のである。
 しかし、これは私たちの生活実感からすれば、と
 ういうなづけるものではない。理論的にもこれら
 は当然長期にわたり分割して支払われる生活手段商
 品の価値の当月分であり消費支出に含められるべき
 ものである。
 また貯蓄にしても、その目的の多くはマイ・ホー
 ムのためであったり、災害に備えたり、子供の教育
 に備えてであったり、将来の生活の波動に備えて
 現在支払われている賃金部分から、その分をさしひ
 いたものであって、将来は、当然生活費として、消
 費されるものであり、将来必要となる生活手段商品サー
 ビスの購入を、
 今から分割して行っていることと同じである。保険掛金
 にしても同じである。これらを「黒字」として扱うこと
 は無理である。生活費とは、実
 支出(日常生活費) + 実支出外支出(長期的費用の
 当月分支出)として
 考えるべきである。したがって当月分生活費とは、
 「収入総額 - 翌月
 への繰越金」として考えたい。このような立場に立
 って実支出外支出の
 増大をながめるならば、「黒字」なのに、家計補助
 的妻の就労がふえる」
 というなどは、なぞでなくなる。

3 支出構成

「黒字」の中で、妻の就労が増加し、家計での妻の収入の比重が増大し、しかも、その割合は、世帯主と他の世帯員のものもかえる賃金によって左右されている。家計にとつての必要な支出は実支出がすでに世帯主収入によって満たされた後の妻の就労であるならば、なぜ世帯主やその他の世帯員の収入にこれほど影響をうけねばならないのだろうか。
 ところで、家計調査の「黒字」とは、はたして、ほんとうの黒字……ちゃんとした生活を営んで、なお余りある部分……なのであろうか。

家計調査という黒字とは実支出外支出①貯蓄、②保険掛金 ③借金

表37にみるように昭和四〇年以降の本道の耐久消費財の各家庭への浸

表37 全道における主な耐久消費財の所有量の推移（40年=100）

品名	40年	43年	47年	品名	40年	43年	47年
洋だんす	100.0	120.7	163.6	糸編機	100.0	102.0	106.2
食堂セット	100.0	125.0	170.0	石炭ストーブ	100.0	84.7	42.3
ベット	100.0	166.6	285.7	煤油ストーブ	...	100.0	255.0
電気掃除機	100.0	140.4	180.7	カラーテレビ	...	100.0	772.7
扇風機	100.0	170.0	480.0	白黒テレビ	...	100.0	60.2
換気扇	100.0	300.0	760.0	テープレコーダー	100.0	158.8	264.7
電気冷凍冷蔵庫	100.0	182.5	245.0	トランジスタラジオ	100.0	116.7	138.8
ガス湯沸機	100.0	133.3	566.0	ピアノ	100.0	166.5	233.3
電気ガス炊飯器	100.0	120.9	129.0	カメラ	100.0	113.4	129.9
ジュサー	100.0	109.5	152.4	8ミリ・16ミリ 乗用車 (軽自動車を含む)	100.0	133.3	200.0
ステンレス流し台	100.0	186.7	282.6		100.0	242.8	471.4
電気洗濯機	100.0	115.0	123.7				

資料 北海道耐久消費財調査 昭和47年

だが、この普及状況から考えれば、これらの消費財のほとんどは、誰もが平均的に所有し消費する生活手段商品として労働力の価値に入りこみ、労働力価値を増大させているものでありその月々の分割支払分は、当然月々の生活費に消費支出に含まれていゝものなのである。

このような立場に立つとその月の生活費の総額（日常的生活費と税・社会保障費などその月に実際に支払うべき金額）は、一収入総額に翌月への繰越分となる。仮にこれを「実質的生活費」と呼んでおく。

この実質的生活費を、世帯主収入総額及び世帯主定期収入がどれほど充足しているかをみたのが、前出の表31、表33、表35下段の
実支出を基準とした時は五分位階級のどの層でも世帯主収入は実支出をうまわり、世帯主定期収入は消費支出の九割近くを充たしていた。

しかし、世帯主収入が実質的生活費を充た割合は五分位階級平均で七五%、定期収入だけなら、わずか五三%にすぎない。また世帯主収入が実支出を平均以上にうまわる階層では、むしろ世帯主収入が実質的生活費を充た割合は低下し、逆に平均以下の階層で、世帯主収入の実質的生活費を充た割合が増加するという傾向がみられる。このことは、ある程度高額の世帯も収入に依存して、不時の出費や災害に備えての保険や貯蓄をしながら、平均的生活水準の上昇にみあって耐久消費財も人並みに買入れた結果、逆にそれら全体を補い得るほど世帯主の労賃加入が高いものではなかったために、他の世帯員の多就労による、より以上の収入獲得が必要となったことを示すといえる。

世帯人員別でみれば、世帯員三〜四人の一般的世帯では、世帯主収入が実支出を一割近く超過しているが、「収入総額に翌月への繰越分」に実質的生活費に対する充足率は八割以下である。また世帯員数六人以上では世帯主収入が実支出をまかなうこともできず、日常的生活費に消費支出の二割は、他の世帯員収入に依存せねばならない。

年令的には、世帯主収入で実質的生活費のほぼ八割をなんとか確保しているのは四〇〜四四才の時期だけで、五〇〜五四才では七割ぎりぎり五五才を越すと、遂に六割台に落ちこむ。世帯主収入が実支出を越えているのも五五才までであり、五五才を越えると世帯主収入だけでは実支出すら満足にまかなえぬようになるのである。

以上のことからいえることは、まず第一に、世帯員数が多かったり、世帯主年令が五五才を越えるかした場合は、平均的には、世帯主収入は世帯の実支出すらまかなえず、したがって他の世帯員の就労による収入

透は見事なものである。四三年に比較して、八倍近く伸びているカラーテレビを筆頭に、本道では年に何日使うのか疑問の湧く扇風機、住宅事情も改善されず、アパート、公住住いなのに、そのせまい四畳半を占領するベッドの増加など……。

こうした耐久消費財の多くは、月賦払い、ボーナス払い、あるいは銀行と提携してのローンの利用が多いと思われる。そしてそれらの支払いが、家計調査の家計簿では、実支出外支出に黒字として現われることになる。

表38 一世帯あたり年間費目別支出金額

(全世帯) 昭和46年

	北海道		全 国	
	世帯数	平均	世帯数	平均
世帯人員	378	-	396	-
有業人員数	1.41	-	1.64	-
世帯主年齢	43.1	-	44.4	-
消費支出総額	992,543	100.0	1,049,699	100.0
食料費	343,857	34.64	372,981	35.53
主食	59,132	5.95	55,415	5.27
副食	165,915	16.71	190,213	18.12
嗜好食品	86,475	8.71	87,951	8.37
外食	32,335	3.25	39,402	3.75
住居費	105,661	10.34	115,592	11.01
家賃・地代	33,697	3.39	28,627	2.72
設備・修繕	8,794	0.88	19,230	1.83
水道料	4,779	0.48	5,314	0.50
家具・什器	58,390	5.88	62,421	5.94
光熱費	54,309	5.47	41,825	3.98
被服費	117,105	11.79	121,270	11.55
和服	10,425	1.05	11,957	1.13
洋服	34,493	3.47	32,221	3.06
シャツ・下着	18,120	1.82	19,385	1.88
その他	25,662	2.58	26,283	2.44
雑費	371,611	37.44	398,031	37.91
保健・医療	22,976	2.31	27,872	2.65
理容・衛生	25,505	2.56	27,928	2.66
交通・通信	26,914	2.71	31,927	3.04
自動車関係	26,309	2.65	26,550	2.52
教育費	18,718	1.88	24,081	2.29
娯楽費	65,560	6.60	82,199	7.83
たばこ	14,234	1.43	8,818	0.84
送金	遊学18,856	1.89	13,509	1.28
他	5,043	0.50	4,573	0.45
負担金	9,782	0.98	5,683	0.54

注) 雑費のうち、負担金以下は省略。故に雑費内訳の計は、雑費総額と一致しない。

資料：北海道家計調査

表39 消費者物価地域差指数

(昭和47年) (全国=100)

地域	総平均		大都市		中都市		小都市(A)		小都市(B)		町		村	
	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数
全国	-	100.0	-	105.6	-	99.8	-	97.2	-	96.4	-	94.2	-	94.2
北海道	3	100.9	4	104.0	1	102.4	2	99.6	1	99.5	1	97.7	1	97.7
東北	8	96.4	-	-	9	98.5	6	96.2	8	93.9	6	94.4	6	94.4
関東	1	103.4	1	108.5	3	101.2	1	100.9	5	97.3	2	96.7	2	96.7
北陸	5	98.7	-	-	4	100.8	3	98.3	4	98.4	3	96.5	3	96.5
近畿	4	99.2	2	105.4	7	99.5	7	96.1	3	99.3	4	95.4	4	95.4
東海	2	101.4	3	104.9	4	100.8	4	98.1	2	99.4	5	94.6	5	94.6
中国	6	97.9	-	-	2	101.6	8	95.9	7	95.0	8	93.7	8	93.7
四国	7	97.0	-	-	8	99.3	5	97.1	6	96.5	6	94.4	6	94.4
九州	9	96.2	5	98.7	6	99.7	9	94.8	9	93.1	9	90.5	9	90.5

資料出所 総理府統計局「小売物価統計調査」
 注) 1 順位は全国9ブロック中の順位
 2 大都市……人口100万以上の都市 小都市(A)……人口5万以上の都市
 大都市……人口50万以上の都市 小都市(B)……人口5万未満の都市

(3) 本道の消費生活の特徴―質より量を―

全道労協の「七四賃金白書」は、本道の全世帯(働労者世帯以外の世帯を含む)の消費した品物の数量と金額を、それぞれ全国平均と比較した詳細なデータをのせ、一言でいえば本道の消費生活は「しょうちゅう、

の獲得は不可欠であること、第二に世帯主収入が実支出を時には一〇%以上を超過するような階層、(例えば四人世帯、世帯主年令四四才)であつても、それが実質的生活費を充ずるのは、たかだか八割なのであり、平均的には、「五分位階級平均」にみられたように、七五%程度でしかなく、残りは、他の世帯員の収入による以外にないということである。この事態は、小家族化がぎりぎりまで進行している本道のような場合には、当然、後者の場合には、妻の就労による家計補充を、前者の場合には、更に妻以外の他の世帯員が、妻以上の収入を獲得して付け加えるという形で補われることになる。いずれの場合でも、妻の就労は大勢として避け難く、しかもその比重は増大しながらも、基本的性格としては家計補充的であり続けているように思われる。

新生、徳用米」である特徴づけているが、まさにその通りである。以下、各費目別に、本道の消費生活の特徴を拾い出してみよう。

△食費▽
 主食偏重(主食だけ支出額、比率ともに全国よりも多い)で、しかも徳用米消費量は全国の三倍、動物性蛋白質は魚で補い、とくに塩干魚介は全国の一・七倍、肉や乳卵は酪農王国でありながら全国水準を下まわす。野菜の消費も少しし、野菜のうち本道の消費量が多いのは、もやしはくさい、甘しょ、ばれいしょ、たまねぎくらい。加工食品では、魚肉ソーセージ、魚介のつくだ煮、梅干し。かんづめ類も肉が少なくて魚介・果物が多く、できあいの食品(コロッケ etc)は、軒なみ全国水準を下まわる。菓子では、かりんとうが全国の三倍、続いて甘納豆、チューインガム、あめ。果物では、りんご、夏かん、バナナがご三家。飲料では

コーラの伸びが抜群で、酒では、二級酒、合成酒、しょうちゅう、そしてウイスキー。高くつくビールは、本場札幌を控えながら、全国水準に及ばない。

△住居費・光熱費▽

住居費のうち、家賃・地代の占める割合は三一・八%で、全国の二四・七%をうわまわる。家具・什器費は五五・三%と大きい。その半分は電気製品の購入にふり向けられる。電気製品への支出のうち七割はラジオテレビ関係で、白黒テレビ、カラーテレビ、テープレコーダー等は本道の購入量が全国平均をうわまわる。その他、本道の地域性を反映してストーブ、敷物が全国以上である。

光熱費は灯油・石炭を中心に、道民の負担は重くなっている。

△被服費▽

本道の和服、シャツ・下着類の少さは、全道労協賃金白書にいうとおり、まさに貧乏の象徴である。とくに婦人用の下着、乳児服、子供服にしわ寄せが大きい。洋服での支出の大きさは、オーバー、レインコートスラックスなどの外出用防寒衣料の購入による。その他の衣料でも本道の支出が全国を越えているのは手ぶくろ、くつしたなどの防寒具である。

しかし、寝具類は「寒々としたもの」で、布団も毛布も全国以下、全国を越えているのはマットレスのみである。

△雑費▽

全国的にみれば年々有病率、治療率は高まっていて、本道がその例外であるとは思わないが、本道の保健・医療費は全国以下である。また風呂、理髪、パーマにいく回数も本道は少い。セットの回数だけ多いのは何かの時にセットだけして格好をつけ間に合わすのかもしれない。

交通関係費では、広域なためか自動車関係への支出が大きい（裏を返せば自動車の格好の市場を提供しているわけ）。

その他、どういふ訳かたばこへの支出ががぜん大きい。但し、中身は

新生・わかば・ハイライト等が主で、ピース、外国の両切たばこは全国以下。

こうした半ば否応ない支出をしたその上に、へき地の北海道から子女を遊学させれば、その仕送り費がかさんでくる……。

したがって、いわゆる教養・娯楽費は縮少する。この中には、どういふわけか教科書代、学習参考書、辞書、補習教費、冠婚葬祭費まで含まれているから、本来の教養・娯楽費はもつとずつと少くなる。

本道は、全国に比べ、長い労働時間、少い休日が特徴であり、楽しむ時間も少いが金もまた無いのである。かくて、「余暇のすごし方」はいえ、ラジオ・テレビが第一位、二位は休憩（ひらくくいえばゴロ寝）となる。

△まとめ▽

いやおうない支出まで精いっぱいきりつめて質より量で消費欲望をなだめても、教養・娯楽費にふり向ける分も全国以下で、なんとも悲しいような低消費水準なのである。その中で、電気製品、自動車とその関連商品、マットレスなどが、本道をかっこうな市場として入りこみ購入・支出を強要しているのである。

こうした貧困な消費生活を強いられる要因の一つは「北海道価格」の家計への圧力である。表39に示されているように、本道は全国最高の高物価であり、大都市・中都市は関東なみの高物価水準、人口五万未満の小都市町村では関東を抜いて第一位である。

現金給与総額で、最高をいく東京、神奈川を含む関東と、府県別では第十六位（昭和四七年）の本道とが、物価水準では同等あるいはそれ以上というのは、どう考えてもうなづけない話なのである。

表40 北海道消費者物価指数

	総合	内前年 上昇率	食料	主食	その他 の食料	住居	光熱	被服	雑費	季節 品を除く	商 除 合
昭和40	78.8	-	77.8	-	-	82.3	94.4	78.8	75.9	79.7	79.7
41	82.9	5.2	81.9	-	-	85.2	96.9	82.3	82.0	83.4	83.4
42	85.3	3.0	84.5	-	-	88.4	96.0	85.0	85.1	86.4	86.4
43	89.6	5.0	88.5	-	-	92.1	95.7	88.6	89.8	90.8	90.8
44	93.4	4.7	92.6	-	-	95.0	96.2	91.9	94.2	94.8	94.8
45	100.0	6.5	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
46	106.1	6.1	105.2	-	-	105.9	105.4	109.2	105.4	106.0	106.0
47	109.2	2.9	107.4	-	-	109.2	105.4	114.7	110.4	110.1	110.1
48	121.7	11.4	121.7	-	-	117.6	113.4	137.0	118.7	121.6	121.6
48・11	127.9	16.0	127.1	-	-	122.6	120.8	152.5	122.1	158.5	158.5
12	131.8	18.6	132.9	-	-	125.0	126.3	154.2	124.5	131.8	131.8
49・1	136.4	-	140.6	120.6	145.6	127.9	126.5	156.8	126.8	134.8	134.8

資料：北海道消費者物価指数の概況

表41 北海道消費者物価指数（中分類）

		昭和45=100			
		昭和 49年2月	昭和 49年3月	対前 上昇 率	対前年 同月 上昇率
総合	合計	142.3	144.1	1.3%	24.0%
食	食料	148.3	150.1	1.1	27.9
	主食	125.9	125.8	- 0.1	17.6
	その他の食料	153.2	155.4	1.4	30.2
	生鮮魚介	176.6	174.2	- 1.4	32.0
	塩干	157.6	160.3	1.7	28.0
	肉類	134.2	136.3	1.6	10.9
	乳卵	148.5	147.3	- 0.8	25.4
	野菜	222.9	214.8	- 3.6	68.3
	乾物	136.0	140.2	3.1	27.9
	加工食品	189.4	195.8	3.4	40.9
	調味料	148.1	147.0	- 0.8	29.7
	菓子	162.6	172.0	5.8	38.0
	飲料	103.1	113.4	10.0	18.2
	外食	117.7	117.7	0.0	11.7
	食料外	121.3	123.0	2.3	26.9
住	居住	152.0	155.5	2.3	26.9
	代繕	135.9	137.7	1.3	21.2
	水道	128.1	129.2	0.9	7.9
	家具	183.1	184.8	0.9	33.6
	器具	110.6	110.6	0.0	1.4
光	電気	132.4	134.8	1.8	28.4
	ガス	126.7	125.9	- 0.6	18.4
	熱	100.4	100.4	0.0	0.8
	その他	141.3	140.1	- 0.9	27.5
被	被服	160.7	166.4	9.5	33.1
衣	身の回り	163.0	167.3	2.6	33.1
雑	費	154.7	164.2	6.1	33.0
	衛生	131.5	132.5	0.8	15.8
	医療	113.4	114.6	1.1	2.8
	保健	151.7	153.6	1.3	30.1
	交通	119.3	119.9	0.5	5.9
	自動車	135.2	136.1	0.7	24.2
	教育	132.2	132.2	0.0	15.9
	文具	159.3	165.6	4.0	37.0
	娯楽	145.8	147.2	1.0	20.4
	たばこ	100.0	100.0	0.0	0.0
	その他	106.6	109.6	2.8	20.7

資料：北海道消費者物価指数の概要

三、むすびにかえて

昭和四八年の暮れから四九年の春にかけての驚くべき物価暴騰は、北海道労働白書（昭和四九年度版）をして、ついに、実質賃金の上昇が物価上昇に及ばず、昭和四九年一月には四・三％、二月には三・八％、三月には七・八％と、大中に実質賃金が減少したことを指摘せざるを得なくなりました。

北海道消費者物価指数の推移は表40にみられるとおり四八年から四九年にかけての「物価狂乱」ぶりを如実に示している。中でも食料は、昭和四五年対比一四〇・六％とす

さまざまにばかりであり他の費目もいずれも二五％を超える上昇率である光熱費の場合も、昭和四〇年から四五年にかけては、わずか六％ほどの上昇でしかなかったことをみれば、昭和四八年以降の伸びが、いかに異常であったかがわかるとういうものである。各費目の内訳は表41のとおりである。

この物価狂騰の波、わけても食料、住居、光熱など、生活費の中で固

表42 産業別名目賃金指数規模30人以上)

昭和45年 = 100

昭和49年2月 北海道

調査産業計	鉱業	建設業	製造業	卸・小売業	金融・保険業	運輸通信業	電気・ガス水道業
130.1	136.4	131.0	132.5	143.0	115.0	109.9	133.2

注) 調査産業計には、上記の他、不動産業を含み、サービス業は含まれていない。
資料：毎勤総計

表44 全道世帯主の職業別1ヶ月間の支出構成

表43 全道年間実収入5分位階級別消費支出の構成

昭和47年平均

	常用労働者	臨時雇	民間職員	官職	商人	個人経営者	法人経営者	自由業者
世帯人員数	3.74	3.45	3.65	3.60	3.60	4.19	3.86	3.81
有業人員数	1.34	1.41	1.31	1.25	2.05	1.87	1.46	1.16
世帯主平均年齢	38.5	41.7	40.0	39.9	49.4	48.1	50.4	45.9
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	33.68	36.80	29.36	28.33	35.76	31.86	27.77	27.98
主食	6.34	7.62	4.95	4.52	6.82	6.71	4.58	4.16
副食	16.03	18.06	14.34	13.70	17.98	15.19	14.12	13.39
外食	2.65	2.74	3.17	2.83	2.71	2.84	2.93	2.67
住居費	11.05	7.48	9.36	9.29	8.14	7.92	5.36	9.12
家賃・地代	3.65	3.54	3.36	2.14	3.66	1.90	1.07	0.75
水道料	0.49	0.75	0.46	0.43	0.57	0.59	0.42	0.48
家具什器	5.57	2.52	4.24	5.53	3.29	4.84	2.97	5.16
光熱費	4.82	5.96	4.69	4.60	6.03	5.20	4.68	5.40
被服費	11.15	8.47	12.05	11.70	11.17	13.26	13.53	14.42
洋服	3.64	2.11	3.88	3.78	3.02	4.55	5.25	5.88
シャツ下着	1.60	1.64	1.63	1.43	1.58	1.97	1.55	0.98
雑費	39.28	40.58	44.52	46.06	38.88	41.73	48.65	42.80
保健医療	2.67	3.60	2.52	2.73	2.36	1.91	3.64	1.30
理容衛生	2.92	3.51	2.82	2.73	2.93	2.98	2.53	2.75
交通通信	2.21	2.03	2.90	3.15	2.71	2.93	3.43	4.04
自動車等関係費	3.26	1.19	3.36	4.28	1.10	2.07	0.47	0.56
教育	1.74	6.14	2.46	1.54	1.59	1.81	1.19	1.34
文房具	0.42	0.53	0.37	0.46	0.34	0.34	0.45	0.30
教養娯楽	5.76	5.46	7.11	7.06	6.31	6.32	8.06	6.11

(勤労者世帯) 47年

	I	II	III	IV	V	平均
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	36.80	33.48	32.30	29.40	27.02	30.2
主食	6.7	6.25	5.8	5.09	4.36	5.45
副食品	18.10	15.88	15.40	13.93	13.23	14.91
嗜好食品	9.10	8.43	8.06	7.61	4.54	7.76
外食	2.70	2.91	3.06	2.78	2.79	2.85
住居費	11.90	10.86	10.96	9.14	8.69	10.04
家賃・地代	5.39	4.04	3.37	2.39	2.01	3.15
設備修繕	0.80	1.14	1.43	1.12	1.52	1.26
水道料	0.60	0.53	0.46	0.43	0.36	0.47
家具什器	5.00	5.14	5.69	5.18	4.79	5.15
光熱費	5.90	5.02	4.73	4.67	4.03	4.73
電気代	2.09	1.73	1.61	1.47	1.32	1.58
ガス代	0.12	0.10	0.09	0.13	0.20	0.13
他の光熱	3.69	3.18	3.02	3.06	2.51	3.00
被服費	10.05	11.13	11.08	11.72	12.60	11.54
和服	0.7	0.95	0.95	1.43	2.01	1.32
洋服	3.25	3.67	3.73	3.86	3.90	3.73
シャツ下着	1.60	1.65	1.75	1.53	1.30	1.56
他の衣料	2.14	2.19	1.90	2.04	2.35	2.14
身の回り品	2.33	2.66	2.73	2.83	3.02	2.77
雑費	35.2	39.49	40.80	45.06	47.50	42.67
保健医療	2.9	3.30	2.58	2.34	2.19	2.65
理容衛生	3.2	3.06	3.05	2.76	2.44	2.84
交通通信	2.37	2.41	2.41	2.56	3.23	2.67
自動車等関係	1.8	2.98	3.57	4.72	3.78	3.55
教育	1.8	1.52	1.83	2.05	2.53	1.94
教養娯楽	5.35	6.03	6.39	6.69	7.01	6.51
その他	18.20	20.10	20.50	23.63	26.32	22.40

注) 費目は主要なもののみ、一部の費目は割愛にある。
したがって、費目計は100%とにならない。

注) 世帯主職業は、「その他」「無職」を割愛にある。

資料：北海道家計調査

資料：北海道家計調査

かをみたものである。低所得層では明らかに、食費、家賃、地代、水道料、光熱費、シャツ・下着、保健医療、理容・衛生といった、いやでも出さなければならぬ支出が多く、自由に支出を加減できる費目は非常に限られたものであり、かつその割合も小さいものである。

世帯主の職業階級別にみても同様のことが指摘できる。食費、家賃、地代、水道料、光熱費、シャツ・下着、洋服、保健・医療、理容・衛生、交通・通信、教育・文房具といった、いさおう不可欠な支出とみこまれる費目の合計(割合)を出してみると、世帯主が臨時・日雇である世帯では、これらの総計は、消費支出総額の六六多強を占める。それに対して、世帯主が常用労働者である場合には、それは約五七%、世帯主が

表45 性・年齢階級年次別受療率
(人口10万対) (全国) (人)

区分	30年	35年	40年	45年	46年
総数	3,301	4,805	5,910	6,977	6,082
男	3,503	5,076	5,991	6,790	5,856
女	3,107	4,550	5,831	7,158	6,300

資料 厚生省患者調査
調査 「道民生活白書(48年)」

表46 人工妊娠中絶者 (出生千対)

	北海道	全国
昭和30年	35.6	25.8
35年	31.1	22.4
40年	23.5	16.9
45年	20.9	13.9
47年	21.3	-

資料 北海道衛生行政概要 昭和48年

官公職員の場合は約五一%と、比率は減少する。臨時日雇層では、衣食住、健康維持、子弟の教育といった「生存費」ぎりぎりの支出が七割近くになっているのである。

働者の場合も、夫との家事・育児労働の共同分担は、まだまだ不十分であり、基本的には、すべて婦人の肩にかかるのが実情であるから、いくら手抜き足抜きしてみても、家事負担の重任から逃れることはできない。その結果は、職場で、地域で、懸命に走りまわって一日を終えることになり、こうしたことが婦人の健康破壊につながるの、むしろ当然のことといえる。

こうした中で、男子をうわまわる婦人の受療率が現象し(表45)出生率は低下し、北海道衛生行政概要でも示されるとおり、人工妊娠中絶が全国平均をはるかにうわまわり(表46)、それがまた婦人の健康破壊につながるようになるのである。

定就労層にとつて、食費・光熱費・交通費などの、さげられない費目での、しかも家計上ウエイトの高い費目での四八年来の値上がりの影響は、他の階層に比べて、きわめて深刻なものとなる。明らかに生活格差の拡大である。狂乱物価は、こうして道内の各階層間の生活格差を拡大するだけでなく、従来からの植民地的北海道価格の圧力とあいまって本道の生活水準を押し下げ、役割を果し、本道と全国との格差を拡大するものとならざるを得ない。

婦人就業者は、こうした中ではますます増大せざるを得ないが、それは低賃金、不十分な母性保護、足りない保育所などの悪条件との闘いの中で進行するのである。

低所得層、不安定就労層にとつて、食費・光熱費・交通費などの、さげられない費目での、しかも家計上ウエイトの高い費目での四八年来の値上がりの影響は、他の階層に比べて、きわめて深刻なものとなる。明らかに生活格差の拡大である。狂乱物価は、こうして道内の各階層間の生活格差を拡大するだけでなく、従来からの植民地的北海道価格の圧力とあいまって本道の生活水準を押し下げ、役割を果し、本道と全国との格差を拡大するものとならざるを得ない。

婦人就業者は、こうした中ではますます増大せざるを得ないが、それは低賃金、不十分な母性保護、足りない保育所などの悪条件との闘いの中で進行するのである。

家事労働の側面からみれば、NHK生活時間調査や、総理府労働力調査に現われているように、短時間就労者の場合の家事労働時間は、家事専業の主婦よりもほんのわずかに短いだけであり、家事負担を軽減しない形での短時間就労となっている。とはいえず、四・七時間の実労働ともなれば、実質的労働負担は、フルタイムの労働者に近いものであるから家事負担+労働負担は大きいものとなるだろう。フルタイムの婦人労働者の場合も、夫との家事・育児労働の共同分担は、まだまだ不十分であり、基本的には、すべて婦人の肩にかかるのが実情であるから、いくら手抜き足抜きしてみても、家事負担の重任から逃れることはできない。その結果は、職場で、地域で、懸命に走りまわって一日を終えることになり、こうしたことが婦人の健康破壊につながるの、むしろ当然のことといえる。

こうした中で、男子をうわまわる婦人の受療率が現象し(表45)出生率は低下し、北海道衛生行政概要でも示されるとおり、人工妊娠中絶が全国平均をはるかにうわまわり(表46)、それがまた婦人の健康破壊につながるようになるのである。

現在、狂乱物価インフレと並んで深刻化しているこの不況は、こうした傾向一婦人の就業を増大させる一方で婦人の労働条件を切り下げ無権利状態にとどめ、労働負担と家事負担との圧迫で、健康はおろか、子供さえ節約しなければならぬ一方での婦人労働者の首切りを伴いながら、さらに強まらざるを得ないだろう。本道の場合、不況によるUターンによる若年労働者と、婦人労働者との競争が生じはじめており、「女子労働」(道立総研)ことに今後これまでのような高成長とそれに基く労働力吸収は期待できないことから、婦人の労働条件は、黙つていけば、今後きわめて不利なものとなるだろう。

しかし、インフレと不況による生活不安の増大は、婦人を家庭にとどめておくことはできないし、また三〇年代後半以後、理由はどうあれ、いったんひき出されてしまった婦人就業者は、再びもと通りの「家庭の主婦」に安住することはないだろう。

とすれば、婦人は、自らの労働・生活条件の改善のために、さらに保育所などの婦人の就業を保障する社会的条件を前進させるために、職場で、地域で、闘いを進めていく以外に道はない。そしてその闘いには、

本誌後半にとりあげられているような先達がいるのである。私たちは、その成果と教訓をうけついで、北海道により大きな婦人の闘いの輪を広げなければならぬ。

同時に、安保体制下の「繁栄」こそが、今日、本道の産業と生活を破壊し、婦人に低賃金、低労働条件、生活苦をもたらしたものであることを、しっかりと見すえておくことが重要であろう。

△使用した主な資料▽

- 国勢調査報告
- 就業構造基本調査
- 賃金構造基本調査
- 北海道中小企業賃金実態調査
- 家計調査年報
- 北海道家計調査
- 北海道労働白書
- 道民生活白書
- 道立総研「北海道における女子労働」Ⅰ・Ⅱ
- 勤労婦人労働実態調査報告書
- 全道労協賃金白書

追記・この原稿を書きあげたあと、本年二月に刊行された四八年度の道の家計調査報告を手に入れた。本年の報告には、従来継続して掲載されてきた五分位階級別、年令階級別、世帯人員別の収入・支出状況、及び、産業別、職業別の支出状況が一切掲載されていない。したがって、「狂乱物価」がどのような世帯の家計にいかなる形で影響を与えたかをみることは、道家計調査報告から知ることはできなかった。

(名寄女子短大講師)

北海道経済 バックナンバー (在庫あり)

七五・三月号 (三〇〇円十六円)
 △総特集▽板垣札幌市政批判
 板垣市政の四年間

小川 勝美

——「市民党」なるものの実態——

1. インフレ、物価つりあげに手を貸してきた板垣市長
2. 大資本、大企業優遇で中小企業軽視の板垣市政
3. 市民の要望からはほどとおい薄っぺらな福祉行政
4. 自民党政府に追隨し、その荒廃化に手を貸す教育行政
5. 大資本奉仕の街づくり
6. 基地撤去要求を拒否、アメリカかべったりの板垣市政
7. 板垣市長の財政運営と政治姿勢

「病める都市」さっぽろ

吉田 寛義

——百二十万市民を地獄に誘導する「長期総合計画」——

健康対策ぬきの板垣市政

阿部 昭一

薄っぺらな福祉行政のなかみ

芳賀 輝雄

私立依存の保育行政

青田 郁雄

深刻化する住宅事情と住宅行政の問題点

大垣 直明

大資本本位の都市再開発

郷路 征記

中小企業泣かせの商工行政

土井 尚義

大都市近郊農業の発展をめざして

山田 定市

——札幌市の実態を中心に——

危機に直面する札幌市政

桑原 一

教育と板垣市政

井上 司

都市問題と札幌市政

横道 英雄

札幌市民の意識の動向について

北田 寛二

第二部 北海道における働く婦人の状態

北海道における婦人労働者の状態

塩 沢 麻 子
岸 玲 子

目 次

一、今日における「合理化」の特質と婦人労働者

(1) はじめに

(2) 七〇年代の「合理化」の特質

(3) 「合理化」と婦人労働者

二、北海道における婦人労働者の状態

(1) とりわけ低い賃金

(2) いっそう増加する不安定雇用

(3) 母性保護の権利は有名無実、ふかまる母性の破壊

(4) 続出する職業病、そこなわれる健康

(5) さらに劣悪な内職従事者の状態

一、今日における「合理化」の特質と婦人労働者

(1) はじめに

「1. 両腕がだるくて腕を上げていられない。」

2. ペンなど持てない。

紙などもつかめない。

冬みかんの皮もむけない。

麻痺症状

3. 腕・肩・首に冷感があり、常にあたたまらない。

4. 後頭部の圧迫感

5. 眼が光に敏感で痛く、眼を閉じてても光を感じ頭痛と圧迫感を伴う。

6. 後頭部・こめかみ・首・肩・腕・背中・腰が板のように筋肉硬直状態となり、だるくて苦しい。

7. 眠っても、体や頭への血行がスムーズでないため全身がだるく眠れない。

8. 握力は右一六・〇、左二〇・五となり脱力状態。」

(一九七四・六・一九受理、地方公務員災害補償基金札幌市支部長宛、「公務災害認定請求書」添付の書類より引用)

動脈硬化症でねついた老人の症状ではない。二六才、これから結婚もし、母親にもなり、その両腕に愛しい吾が子を抱きよせる夢にあふれた

うら若い婦人労働者の症状——頸腕症候群——である。

一人の婦人労働者がこのような身体になるには、それだけの理由があった。彼女の職業、それは北海道札幌市H区役所の住民管理システムのキーパンチャーである。いわゆる打鍵作業をとまなう機械の導入が、頸腕症候群という名の職業病の多発につながるものであったことは、つとに指摘されることである。彼女の発病も、現象的には、キーパンチャーに縁のふかい職業病を罹病ということになる。しかし、それだけか。否、職業病は、けっしてそのように単純なものではない。それは、打鍵作業を含まうが含まなかるうが、機械化しうるところは機械化によってひたすらに労働効率をたかめ、機械化しえないところは、新式の労働管理のもとで機械化なみの効率をあげるような「合理化」体制のもとに発生してきた。そして、それは、欠員不補充のもとでの打鍵作業従事あるいは事務労働従事、劣悪な労働条件のもとでの過重労働等々、さまざまな要因の複合的累重の結果として、労働者の肉体をむしばんでゆく。

一方における少数精鋭主義と、他方における差別化された低賃金労働者の創出、これが七〇年代の「合理化」の中心課題と指摘されて久しいが、七〇年代に入っている職業病のいっそうの頻発という現象は、「合理化」のより高度な形態が、労働者の肉体をいっそう強くむしばんでいることの何よりの証拠といえよう。

以下、七〇年代の「合理化」攻撃のなかで、日本の労働者、なかんずくあらゆる「合理化」のまっさきのえじきとされてきた婦人労働者がいかなる状態におかれているかを概括し、続いて、従来、労働生活と消費生活、われわれの全生活過程にわたる地域格差を指摘されてきた北海道の婦人労働者の状態の一端についてまとめたい。

(2) 七〇年代の「合理化」の特徴

資本主義的「合理化」が、「労働者階級にたいする搾取強化の体系化

された諸方法」を意味すること、その具体的な諸形態は「独占資本がおかれている具体的な蓄積諸条件およびそれぞれの時期における階級闘争の特徴との密接な関連のもとに展開されざるをえないものである」ことについては、すでに指摘されることである（向笠良一「現情勢のもとでの資本蓄積方向と搾取強化の諸形態」『経済』一九七五・二、以下、このパートの引用は向笠論文による）。

こうした視点にたつとき、七〇年代に入ってから今日にいたるわが国の「合理化」の特徴は、これを大きく三つの段階に分けて把握することができるのではないかと考える。

七〇年代にはじまった「不況」——それは六〇年代の独占資本の「高度成長」の結果としての膨大な過剰生産の累積の顕在化としてとりおさえられる——のなかで、独占資本は六〇年代の「合理化」とは異なるあらたな攻撃を労働者にむけてきた。それはなによりも第一に、少数精鋭主義であり、具体的には、「不況」を理由とする徹底した人べらし戦術——新規採用の停止、欠員不補充、希望退職、配転、出向、一時帰休、臨時、パート、中年さらには若年婦人労働者そして中年男子労働者の強制解雇等——と、のこされた労働者の労働強化（オールラウンドの労働者としての活用⇨多能工化）としてあらわれた。第二に職務・職能給のいっそうの導入、そして職制の管理体制の強化があいまって、これら少数精鋭の労働者を労働強化にかりたてていった側面をのみがすことはできない。

「不況」からの脱出が表明された七二年以降ではどうか。大型インフレーション政策の推進のもと、過剰資本、過剰設備をかかえこんだままむかえた「景気の上昇」「生産の回復」の状況下においては、これらの「合理化」攻撃の内容にはより新しい特徴がつけ加わった。それは、インフレ下の異常物価騰貴に生活を破壊され、切実な大巾賃上げ要求をもってたたかう労働者にたいする賃上げとパッケージの「合理化」として、

さらには司法の反動化をバックとする専制支配、企業繁栄下の「高福祉」のスローガンのもとでの労資協調体制の確立としてあらわれた。名目的な賃上げとパッケージでおしすすめられた「合理化」の最たるものは、いわゆる週休二日制などの時間短縮にあきらかである。内外の世論と労働者の要求に譲歩するかのようにみせかけて週休二日制にふみきった企業の多くにおいて、現実には、いっそうの労働強化、実労働時間の延長、基準外賃金の削減等による搾取の強化がおしすすめられた。そして、これらの「合理化」の裏面では、より大きな「合理化」——主要産業部門における大規模な省力化の進行のもとでの旧型工場、およびそこに働く労働者の整理、資本の海外進出にともなう低賃金労働者の現地採用、さらには中小企業の整理等の、いわゆる「スクラップ・アンド・ビルド」政策——が強行される。それらの結果、独占資本は法外な利潤を獲得、しかし労働者の生活、さらには多くの中小企業経営者の生活はいっように楽にはならなかった。

七〇年代の資本主義的「合理化」は、七四年に入ると「インフレーション」の高進と生産の停滞ないし低下との同時並行的な進行を特徴とする新しい局面」に対応して、あらたな展開をみせる。臨時、パート、内職者等の不安定雇用者の首切り、本工の一時帰休、配転、希望退職という名の首切り、新規採用の中止、欠員不補充、残業カット等による支払賃金の節約、生産過程内外でのさまざまな節約、労働組合の分裂策動の強化等がおしすすめられる。しかし、その裏面で、独占資本は、計画的減産、カルテルによる高価格の維持あるいはつりあげにより、インフレ利得を享受しつづけた。

「金融引き締めと生産の停滞ないし低下という新しい条件のもとで独占利潤を追求する」この時期の「合理化」は、六〇年代から七〇年代にかけての「合理化」の総集篇として、ありとあらゆる手段を用いて強行されよう。それは、1. スクラップ・アンド・ビルド政策のいっそうの

推進——大企業における新鋭機械の導入にともなういっそうの省力化、不採算部門の整理、海外への進出↓人員整理、中小企業のゆきつまり↓人員整理、2. 少数精鋭主義のいっそうの推進——職務・職能給とだけあわせの労働強化、差別雇用の徹底、3. それらの結果としての失業のいっそうの増大と雇用不安の増大という状態、そうした状態をフルに活用、「差別化された低賃金労働者」層、いわゆる相対的過剰人口中の流動的、停滞的過剰人口の活用、言いかえるならば、労働市場への「吸引」と「反発」をくりかえす不安定雇用層のより大巾な創出と活用といった特徴をもつ「合理化」と考えられる。

(3) 「合理化」と婦人労働者

さて、婦人労働者に限ってみれば、こうした不安定雇用層としての、「吸引」と「反発」は、七〇年代の今日にはじまったことではない。日本の資本主義の歴史を通して、婦人労働者は、つねに不況時にはまさき首切りの対象となり、しかしまた一方その後の景気回復時においては不安定雇用層として容易に採用される存在であった。それは六〇年代の「高度成長」経済のもとにおいてもあきらかに把握される特徴で、日本の経済の動向と婦人労働者の雇用の推移を歴史的におうならば、そこには、日本労働市場において、おおくの婦人労働者が景気の調節弁としての役割をおしつけられてきた事実があきらかにかうかびあがる。

いったい、「若年労働力の短期回転と中高年令層のパート雇用、つまり全婦人労働者にいっそうつよく臨時、パート的色彩をおわせる雇用の形態、それはいかなる大義名分にもとづいて構築されているのであろうか。

現時点において、婦人が不況のさいなどに、まさき首切りの対象となる理由は、直接的には、第一に、婦人を多く雇用している弱電機、繊維、金属機械などの分野は中小企業が多く、「景気変動」の影響を受

けやすいことにもとめられる。さらに、第二に、機械導入の進行が女子の基幹部門への進出を結果しつつあるとはいえず、全体としては、婦人は生産過程の補助部門、そしてまた、流通、事務部門においても補助部門に従事しており、こうした労働組織上の特徴が景気の調節弁としての役割を許していることにもとめられる。第三に、未組織労働者、とりわけ臨時、パートなどの不安定雇用者の比率のたかさは、「合理化」攻撃にたいする有効な組織的抵抗の困難さにつながることも指摘されよう。第四に、労働組合のなかには、家庭をかかえる男子よりも女子から首切りをという資本の攻撃に同調しやすい傾向が少なからずのこっていることなどにもとめられよう。

しかし問題は、そのような就業構造がづくりあげられ、意識、運動形態が一般化しているのはなぜかということである。なにゆえに婦人が不安定雇用者として位置づけられるのかということにある。それは、ひとつには、資本主義社会では、婦人はあくまでも基本的には、個別の家族の内において、家事、育児という私的労役にたざさわる役割をになう存在として位置づけられていることに深くかかわっていることはいうまでもない。資本はまさに、この社会構造を維持したままの状態で婦人を社会的生産労働にひきだし、この構造をたくみに利用することにより極端な低賃金、劣悪な労働条件で酷使し、しかも必要な度合いに応じ簡単に首をきり家庭に待機させて、また必要となるとひきよせることができる労働力として効率よく用いようとする。資本は、婦人が母性であるという生物学的、社会的特性を差別の基本にすえることによって、あらゆる「合理化」の軸に婦人労働者をおくことができる。

(拙稿「不安定な雇用のもとでの婦人労働者」『労働・農民運動』七二・八) さて、これら「搾取強化の体系化された諸方法」としての資本主義的「合理化」とまっこうから対立してきた婦人労働者のたたかい、それは、ひとことではいうならば、「平等と保護」の権利の追求であったといえよ

う。母性という生物学的、社会的特性を差別の基本にすえ、賃金、雇用その他すべてに差別を貫徹しようとする資本側の視点に対し、婦人労働者は母性という特性の社会的保護のうえにはじめて男女平等のスタートがきられるとみる。資本側にとっては、生理休暇や産前産後の休暇に代表される母性保護の諸権利の行使は、企業の利潤を低下させる必要悪以外の何ものでもなく、したがって、その権利の行使は、賃金カットその他をもって労働者自らが穴埋めすべきものである。また職業病も、その多くは、本人の体質と不注意がもとの私病として処理すべき疾患なのであり、罹病により迷惑するのは人員配置に穴をあげられた企業側だとする。

つまり、簡単にいうならば、生理休暇などならずとも、いずれ家庭に入った段階では、未来の労働力になう健やかな子どもを生むことができ、一日に一万タツチ以上のキーパンチ作業に従事しようともいたって健康でピチピチと使いべりせず、産前産後の休暇とか保育所が必要な時期にはさっさと家庭に入って夫の賃金のやりくりで元気な子どもを育て、過労にあえぐ夫を慰め元気づけて明日への再生産をおこたりなく、子どもから手が離れた段階で再就職、男性の二分の一にすぎなかった若年時の賃金のさらに二分の一の賃金でも、文句をいわず、労働市場を出たり入ったりする臨時、パートとして働く労働者——いっさいの「保護」など必要とせぬ鋼鉄の如き肉体と、「不平等」「差別」などをいぶかしがることを知らぬ健全な精神の持主の婦人労働者こそ、「合理化」をおしすすめる資本側に歓迎される存在なのである。

以下、このように、資本側と労働者側の観点が鋭く対立する婦人の労働者の「平等」と「保護」の実態の一端を、北海道の婦人労働者に焦点をあててえがきだしてみよう。

(2) 北海道における婦人労働者の状態

(1) とりわけ低い賃金

(I)

すでに第I部においてその概要をみたように、1. 北海道の男子労働者の賃金は全国平均を下まわり、2. 北海道の男女別賃金格差(十七才以下をのぞく)は、全国のそれよりさらに大きい。ということは、北海道の婦人労働者は、七三年現在、男子労働者の五〇・二%の低賃金で働く全国の婦人労働者の平均賃金よりむしろ低賃金で働いているということの意味する。3. とりわけ、中高年令層の婦人労働者は、安く買いたたかわれている状態にあるが、しかし初任給からして、かなり顕著な賃金格差がみられ、北海道の婦人労働者の初任給は全国平均の八割内外にとどまる。以下、このように、低いところにおさえられている北海道の婦人労働者の賃金について、いまま少し詳細にみてみよう。

さて、すでに、(1)においてふれたところであるが、そもそも、婦人労働者は労働市場においていかなるメリットをもつ存在とみなされているのか。それは簡単にいって、忍耐力のいる単純作業に従事する低賃金労働者としてのメリットであろう。たとえば、七三年度に道労働部がおこなった調査の報告書(『勤労婦人労働実態調査報告書』、製造業三〇人以上規模、五〇〇事業所対象、七三・五・三一)からは、以下にみるように、本道の労働市場において、婦人労働者が、低賃金、単純作業従事者として期待されている現実がうかがわがっている。今日、一般的には、婦人は低賃金だから雇用すると表面切っている事業所は少ないといわれるにも拘らず、同調査によると、調査対象の四分の一にあたる企業が、「女子を常用労働者として採用する理由」として「男子にくらべ賃金が安いから」と堂々と(✓)答えている(表1)。とすると、安く使える

婦人労働者への期待は現実には、より高いといえよう。同じ質問に対する答のトッ

プ(七六・九%、M・A)

は、「女子でなければできない仕事だから(男子より女子に向けた仕事だから)」

である。そして、その意味するところが、現場にせよ

事務労働にせよ反復作業を

中心とする単純作業である

ことはいうまでもない。こ

のことは、同じ事業所に対

する質問——「今後の女子

労働力の活用については、

どのように考えているか」

に対する答の圧倒的多数

(八一・〇%、表2)が、

「単純作業、軽作業にはど

んどん女子を活用する」と答えているところからも明らかに指摘しうる。

これらの単純労働、軽作業(第一部において詳細な分析がなされたよ

うに、今日、北海道における婦人労働者の数が増加しているのは、職業

別にみて、事務、販売、サービス、技能そして生産工程従事者、単純労働者である。そして、これは全国的傾向であるが、事務労働にしても、

またサービス業や生産工程従事にしても、その職業のなかでの職務分担

からいうと、比較的、単純・軽作業の領域に婦人労働者が進出している

こと、その意味では、現在、婦人労働者が従事する仕事の大半が、軽・

表1 女子労働者の採用理由

(%)

規 模	常用女子採用事業所	採 用 理 由						
		男子が採用できないからその代替とした仕事)だから	女子でなければできない仕事へ男子より女子に向けた仕事)だから	機械化等により女子でもできるようになったから	男子の仕事の一部を分けて女子がで	男子の賃金が安いから	以前にこの事業所	そ
計	100.0	15.7	76.9	37.4	28.6	24.5	13.8	6.2
30~49人	100.0	15.9	70.7	37.5	32.7	24.5	15.9	7.2
50~99人	100.0	13.3	84.6	36.4	19.6	23.8	11.2	5.6
100~299人	100.0	17.0	81.1	39.6	30.2	32.1	17.0	5.7
300人以上	100.0	31.3	75.0	37.5	50.0	12.5	0	0

(道労働部『勤労婦人労働実態調査報告書』 74.3)

表2 今後の女子労働者活用の方法

(%)

規 模	調査事業所	進の機会を積極的に与えて能力を向上させる	単純作業・軽作業にはほとんど女子を活用する	以前から男女の区別なく扱ってきたので特に考えていない	物理的に女子で考えていない	女子には全然期待していない	その他
計	100.0	38.5	81.0	21.3	8.9	1.8	6.7
30～49人	100.0	34.6	80.4	21.2	8.5	2.3	6.5
50～99人	100.0	38.8	80.0	19.4	9.4	1.3	5.0
100～299人	100.0	48.2	89.2	21.4	8.9	1.8	7.1
300人以上	100.0	61.1	72.2	38.7	11.1	0	22.2

(多項目回答)

(道労働部「前掲書」74.3)

表3 昇進・昇格の機会

規 模	調査事業所	昇進の機会が女子にもある	昇格の機会が女子にもある
計	100.0	22.7	31.0
30～49人	100.0	20.8	28.1
50～99人	100.0	22.5	32.5
100～299人	100.0	21.4	30.4
300人以上	100.0	55.6	61.1

(道労働部「前掲書」74.3)

単純といえることに注意)が、はじめにふれたように、七〇年代に入つて、いっそう顕著に導入されるにいたつた職務、職能給、とくに職務給のランキングにおいて低く位置づけられ、そのことによって、巾の厚い低賃金層を形づくっている事実をみのがすことはできない。この点は、同じ調査で、婦人労働者の「昇任・昇格の機会」の有無によせる事業所の返答をみると、わずかに四分の一の事業所しか昇任・昇格の機会を考慮していないという資料からも裏づけられる(表3)。

(II)

このように、職務・職能給の導入によって、ある意味では合法的に低賃金に滞留する婦人労働者は、職

務・職能給と併用される年功序列型の賃金体系からみても、また不利な立場にたたされる。初任給からの格差に加えて、たとえば先の調査報告書にもあきらかなごとく、婦人労働者は移動がはげしい。この調査に解答した五〇〇事業所が四七年六月から四八年五月の一年間に採用した常用労働者六九七七人のうち、女子は六割強をしめるが、そのうち新規学卒者は一割少しにすぎず、約九割までが中途採用者であり、さらに中途採用者のうち約七割が既婚者である。一方、退職者五八二一人のうちでも女子は六割強、その過半数のものが勤続一年未満で退職しており、勤続五年をこえるものは、わずかに七割にすぎない。このように短期間に出たり入ったりする婦人労働者の賃金が年功序列型の賃金体系の一番低いところにランクされることはあらためて指摘するまでもなからう。

(III)

このようにみると、この限られた調査結果からだけでも、北海道の婦人労働者が、大半の事業所において、単純・軽作業従事の低賃金労働者として位置づけられている事実がうかがわてくる。しかも、すでにふれられたように、北海道の場合、婦人労働者の七〇%は大企業とくらべて厳然たる賃金格差をもつ中小企業に雇用されており、さらに、これまた指摘するまでもなく、これら中小企業を大企業をも含めて、大きな地域格差の只中にあるのであるから、北海道の婦人労働者の賃金はまさに二重、三重のひずみを背負って低く位置づけられている。

北海道の婦人労働者の賃金を考える場合、もうひとつ、つけ加えておかねばならないことは、他地域の婦人労働者以上に働く場が限定されている、つまり働く場がないという現実である。すでに『北海道政治経済ハンドブック』七三・七四年版(北海道経済研究所、七三)においても指摘されたところだが、七〇年の国勢調査の結果をみると、北海道の働く婦人は八九万三千人、このうち雇われて働く婦人は五二万五千人、雇業者総数にしめる割合は三〇・六%で、全国平均を下まわっている。そして、そ

の理由のひとつとしてうかびあがるのは、「全国的にみて、女子雇用の比率の高い製造業、とりわけ電器、機械器具、繊維などが、北海道の産業構造で占める割合の低いこと」「北海道では、全産業中、女子が多く就業する産業は、サービス業、卸小売業で、製造業は一七・三%（全国は三三・六%）を占めるにすぎず」「全国にくらべて婦人の働く場が限られる」という労働市場の特徴であろう。

この点については、たとえば、最近の北海道母親大会の席上においても、毎年のように職を求める発言があいついでなされ、その多くは生活がかかっているだけに切実に早急の解決をのぞむものであった。

「不況下の炭鉱地域である私のマチでは、夫の低賃金を補うために、八〇%の主婦はパート等で働いています。ところが、働く場がないから食堂の皿洗い、安酒場の手伝い、パチンコ屋の玉だし、あるいはよいとまけの重労働……なんとかきちんと働ける場を保障してほしい」（七一年、道母親大会、歌志内）。

「四〇才をすぎて、子どもから手がはなれ、さて、働きたいと思っても働く場がない。ようやく病院の炊事婦になったが、朝六時から夕方四時まで、まったくの休憩なしに私用にまでこきつかわれる」（七二年、道母親大会、砂川）。

「働きたいのです。生活も苦しいし、仕事につきたい意欲もあります。でも、一才未満の子どもを預ってくれる保育所は少ないし、第一、地方には働く場がないのです」（七三年、道母親大会、名寄）。

「今年、夫をなくしました。姑の世話に追われていたが、ようやく老人ホームに入れて、さて仕事をも思っても、四五才すぎたら下働きか子守りしかないといわれる。働きたいものにはなんとか仕事を斡旋してもらえないでしょうか」（七四年、道母親大会、札幌）。

働く場は限られている。しかも生活は苦しいということになると、結局、労働条件をきり上げられても事業所のいいなりに働くという結果を

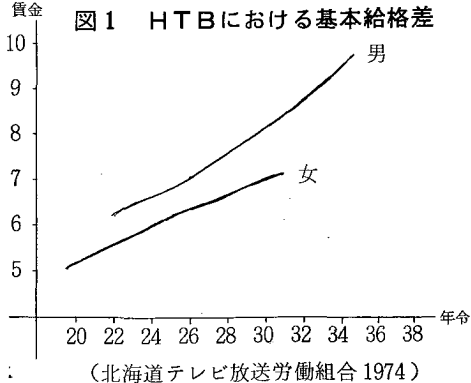
ひきおこす。たとえば同じ道母親大会での次のような発言は、こうした事情をものごたるものといえよう。

「パートの店員をしています。仕事の内容はパートも本雇もまったく同じです。勤務時間は九時～三時まで。時給一六〇円。昼食は店でです。ですが、この時間を含めて、昼休みはわずか十五分。それでも働きたいという人が沢山いて、組合もないところでは、労働条件は切り下げられる一方です」（七四年道母親大会、室蘭）。

「地下の暑いところで朝九時～昼すぎ二時まで立ちづめの仕事。仕事でやけどをしても薬代も出ないし、休んだ日はもちろん賃金もでない。仲間はどうしてこんなところで黙って働いているのかと聞いてみると、『いつでも首をさられる状態、だから言うにいえぬ。こんな職場でも働きたい人は沢山いるから経営者はつよい』という」（七一年道母親大会、札幌）。

こうしたもろもろの条件が重なった結果、すでに一部の統計資料において明確に提示されたような、低賃金労働者としての婦人労働者の大群、性によつて「差別された低賃金労働者」の大群がうみだされることになる。それは、企業レベルまでおりてみた場合、たとえば図1の民放企業における男女別の賃金の上昇ラインが示すような格差となつてあらわれる。

図1 HTBにおける基本給格差



(2) いっそう増加する不安定雇用

(I)

表4 女子従業員雇用形態別構成比

	食料品加工業	水産加工業	繊維工業	製産業 衣服縫製製品	木材・木製品 製造業	家具装備品	紙パルプ製品	同機業 出版印刷	化学工業	石油石炭製品	窯業・土石製品	機械器具	その他①	その他②
常用	911	2524	134	638	2085	232	32	16	390	187	977	981	117	52
臨時	308	363	57	27	143	84			17	24	64	122	20	77
季節臨時	55	257			29					18	305	2		
パート タイム	333	437	8	14	86			30		21	1	165	12	
日雇	15	86			4		23					10		29
その他								4						

(道立総研「北海道における女子労働」Ⅱ 74.3 P 25)

しかも、以上にみた、性にもとづき「差別された低賃金労働者」としての婦人の労働条件は、常雇、本採用、フルタイムの場合にはまだ安定している。

近年、北海道においても、婦人労働者中に占める中高年令、既婚者の割合が急速にのびていることについては、すでに第一部でみたところだが、これら増加する中高年令層を中心に、いわゆる臨時、日雇、パートタイム等の不安定雇用の比率がましており、この層の婦人労働者の労働条件はいちじるしい低賃金と雇用の不安定性を特徴とする。

労働に季節的な波のある本道は、かねてから、男女ともに臨時雇用の多い地域として位置づけられてきたが、七一年現在、北海道の婦人労働者中、常雇は七六・四％、のこり二〇・八％は臨時、日雇である。これを全国平均——常雇八六・三％、臨時九・四％、日雇四・三％、労働力調査、一九七〇）とくらべてみると、北海道における不安定雇用の割合のたかさが顕著にうかがいあがる。

たとえば表4をみてみよう。七三年、北海道立総合経済研究所「女子労働」担当スタッフは、道内の製造業二五四事業所（三六、七一六人、うち婦人労働者一〇、六四三人）を対象に女

子雇用の実態についての調査を行った。表4は、調査対象となった事業所における女子従業員の雇用形態別の実数及び構成比である。水産加工業、およびこれを除く食料品工業において、とりわけ臨時、季節臨時、パート、そして日雇等のいわゆる不安定雇用の比率がたかいことに気がつかれよう。それは、これらの事業所の仕事に季節的な繁忙がみられることから容易に予測される。しかも、その他の事業所においても、一定程度の不安定雇用をかかえていることに注目されたい。

ところで、ここで出てくるパートタイムというのは、本来、一般に一日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短いもの、または一日の所定労働時間が同じであっても、一週の所定労働日数が一般労働者より少ないものをさす。それ故、あくまでも短時間労働者という点に特徴をもつ労働形態なのであるが、しかし、現実にはきわめて臨時的色彩をおびて臨時的あつかいをうける不安定雇用者として位置づけられる場合が多い。ひとつの典型は、先にみたように、とりわけ季節的に繁忙度の異なる業種において、臨時の短時間労働者として雇用されるかたちである。そして、このパート雇用の急速なもののその底には、若年労働力不足の補充、そしてより安価な、そして「吸引」と「反発」を容易とみる労働力への要求があることがあきらかである。

七二年七月、道労働部では、道内で製造業（食料品、家具装備品、印刷関連企業）、卸小売業（百貨店）、サービス業（旅館）をいとなむ民営事業所（常用労働者一〇人以上）のなから、パートを雇用している事業所一一四所と、そこに働く女子パートタイム四六六名を抽出、パートタイムの雇用形態、労働条件、就労状況、意識等の実態を把握する目的の調査を行った。そこでまとめられた資料によると、これらの事業所におけるパートタイム雇用の理由は、たとえば製造業では、なによりも第一に「若年労働力が得られないから」であり、ついで「特定季節に繁忙のため」とこたえている。つまり、若年労働力の代替として、

表5 パートタイムの雇用理由

区 分	計	若年労働力が得られないから	中高年女子労働力を使うため	特定季節に繁忙のため	特定日・特定時間繁忙のため	技能ある人が得られるから	経費が軽減されるから	その他
製 造 業	100.0	50.7	18.8	44.9	11.6	8.7	24.6	7.2
300人以上	100.0	-	-	100.0	33.3	-	-	-
100~299人	100.0	60.0	15.0	60.0	15.0	5.0	25.0	-
30~99人	100.0	50.0	21.7	34.8	8.7	10.9	26.1	10.9
卸・小売業	100.0	22.6	22.6	22.6	51.6	9.7	48.4	6.5
サービス業	100.0	21.4	-	42.9	14.3	-	21.4	-

(多項目解答)

(道労働部『女子パートタイム労働実態調査報告書』73.2)

しかも臨時的色彩のこい季節的雇用者としての存在価値がうかびあがってくる。

一方、卸小売業では、「特定日、特定時間に繁忙のため」と「経費が軽減されるため」という理由をあげる事業所が多い。そこには、週間・月間そして日々の繁忙時に、小間切れの時間帯でやといわれ、そのことによって経費の節約にもつながるパートタイムの存在がうかびあがる(表5)。

III

しかも、今日、事業所側

の多くでは、臨時、日雇、パートタイムを、とりわけパートタイムを、事業主側の都合次第で首を切れる存在と看做す傾向がみられる。それは、なにも不況時に限ったことではない。病氣、妊娠、非能率、さらには社風(?)にあわれない、雇い主にタテをつく、いうことをきかない等々、さまざまな理由によって、いつでも、どこでも、事業主の胸ひとつて自由首を切れるものときめてかかる横暴な事業主があつたをたない。

「炭鉱のあと地に企業がきた時は、みんな喜んだ。早速、パートの募集があり応募。ボーナス年二回、健保もあるとの待遇に、ずっと働きたい、たくさんのなかから選ばれて入ったのだから働けるのではないかと思っていたら、期間は三ヶ月といわれてびっくり。変だと思ひながら、

はじめから文句をいっても黙って働いていたら、はじめの話どおり三ヶ月で首。ところがまた募集があり、また三ヶ月で首。このときにフルイにかけて、企業側の気にそまぬものは落とされる仕組みがわかった」(七三年道母親大会、奈井江)。

「七四年二月、木工場に入社。七二年に大阪からきた工場ですま揚子その他をつくられている。二ヶ月は試用期間でそのあと本採用といわれる。ところが翌三月、突然解雇をいわれたされる。理由をきくと「仕事ぶりに問題はないが社風にあわない」という。社風とは何かときくと「家風と同じもの」という。結局、入社してしばらくした時、残業手当の減額がいいわたされ、おこった労働者の何人かが企業主と話しあうとともに、ラチがあかないため残業、日曜出勤を拒否したことがある。この話しあいのときに、試用期間中の自分も加わったのに目をつけての解雇とわかった。労働基準監督署で解決がつかず法務局に仮処分を申請、守る会の人たちのバックでたかっている最中だが、会社側も「残業をさせないよう、みんなをおおった」と理由をつけて「一歩もひかない」(七四年道母親大会、遠軽)。

「七四年三月一日、室工大に定員外職員として入った。一年契約の日々雇用という身分。ふつうは四月一日〜三月三十一日の一年契約で、だまっていた四月一日には再契約になるのに(八年間もこうして働き続けている人がいる)、自分は三月三〇日、まったく突然に解雇をいわれた。理由は「勤務中、席を立て歩いてた。態度が悪い」といふ噂が流れたから」というが、事実は、入った翌日に組合員になったせいらしい。いきなり「今日でやめてもらいます」では、犬や猫にも劣るとりあつかいをうけたとふかいきどおりを感じる。これは、ひとりの問題ではなく、定員外職員みんなの問題、さらには婦人労働者みんなの、そして「合理化」とたたかう労働者全体の問題、私がかこでひとつの歯どめをしなければと思ひ裁判闘争を決意した。たとえ何年かかろうとがん

表 6 常用・臨時別平均賃金 (円、73.3)

		男子		女子		月給 日給の別
		男子	女子	男子	女子	
食料品製造業 (水産加工業) を除く	常用時	80,924	50,441	月給	月給	月給
	臨時時	2,162	1,499	日給	日給	日給
	季節臨時時	2,272	1,388	日給	日給	日給
	日雇	2,000	1,360	日給	日給	日給
水産加工業	常用時	77,547	48,900	月給	月給	月給
	臨時時	68,066	40,036	月給	月給	月給
	季節臨時時	60,100	49,995	月給	月給	月給
繊維工業	常用時	52,482	37,571	月給	月給	月給
	臨時時	49,753	37,005	月給	月給	月給
	季節臨時時			月給	月給	月給
衣服せいの製品 製造業	常用時	63,364	39,491	月給	月給	月給
	臨時時			日給	日給	日給
木材木製品 製造業	常用時	65,830	38,766	月給	月給	月給
	臨時時	55,377	34,761	月給	月給	月給
	季節臨時時	2,855	1,860	日給	日給	日給
家具装備品 製造業	常用時	70,198	35,871	月給	月給	月給
	臨時時	53,187	21,875	月給	月給	月給
パルプ紙、紙製 造製造業	常用時	73,663	44,625	月給	月給	月給
	臨時時	1,666	1,212	月給	月給	月給
	日雇	1,662	1,520	月給	月給	月給
出版・印刷・同 関連産業	常用時	67,254	49,689	月給	月給	月給
	臨時時	1,775	1,983	日給	日給	日給
化学工業	常用時	86,883	52,221	月給	月給	月給
石油石炭製品	常用時	96,460	51,703	月給	月給	月給
窯業土石製品 製造業	常用時	81,206	47,775	月給	月給	月給
	臨時時	2,377	2,122	日給	日給	日給
	季節臨時時	1,992	1,414	日給	日給	日給
機械器具製造業	常用時	69,662	41,632	月給	月給	月給
	臨時時	59,321	35,000	月給	月給	月給
	季節臨時時	2,547	1,200	日給	日給	日給
その他(1)	常用時	69,869	48,790	月給	月給	月給
	臨時時	2,000	1,500	月給	月給	月給
その他(2)	常用時	81,050	38,950	月給	月給	月給
	臨時時	1,500	1,120	日給	日給	日給

(道立総研『前掲書』74.3)

「(七四年道母親大会、室蘭) 赤ちゃん、不況時には、臨時、パート等の解雇が集中的にあらわれる。たとえば、八工場が閉鎖、三六五人が解雇、五二一人に一時帰休の命令、これは七五年二月、札幌通産局が発表した本州から道内に進出した企業の整理、操短、人べらしの状況である。あいつぐヤマの閉山で働き口がなくなった道内の産炭地に進出、地元経済のカンフル剤的役割を果たすと歓迎されてきた進出企業(弱電、繊維等、四五〇工場中九〇工場が本州からの進出)には、約二万二千人の労働者が吸収されてきた。うち、二割以上を炭鉱離職者としめ、のこりは主婦の格好のパートタイムの仕事場となってきた。ところが、これらの企業を七四年からの総需要抑制策がモロにおそう。そして、こうした場合、まっさきの犠牲となるのがパートであり、臨時であり日雇であり、さらには中高年令層の婦人労働者全体であり、そして若年婦人労働者、中高年令層の男子と首切り整理の

対象は広がっていった。さて、すでにみた性別の賃金格差に加えて、これら増加する臨時、日雇、パートタイム等と常雇の間には明確な賃金格差がある。いま、先の道総合経済研究所の調査をもとに本道の実態についてみるならば、たとえば表6にみるように、職種によりそのひらきは異なるが、あきらかな格差がみられる。この調査が対象とした食料品製造業の場合、男子の常用労働者の賃金は約八万円、女子は五万円、そして女子の臨時職は一日一五〇〇円、もし一ヶ月二六日働くとしても三万九千円にとどまる。パートタイムの賃金は、臨時の賃金の時間給計算と同じかそれを少し下まわるといのが一般的傾向である。全国的にみて、パートタイムの賃金は常雇の賃金のほぼ二分の一にすぎないと報告されている。

表7 パートタイマーの処遇（調査事業所に対する割合）

(%)

区 分	昇給	退職金	賞与	残業	諸手当			社会保険				解雇予告	就業規則	通勤バス	保育所・託児所
					通勤手当	皆勤手当	その他手当	労災保険	健康保険	失業保険	厚生年金保険				
製造業	72.5	7.2	53.6	24.6	58.0	17.4	10.1	59.4	49.3	43.5	40.6	43.5	50.7	13.0	2.9
300人以上	100.0	-	33.3	-	33.3	33.3	-	33.3	-	33.3	-	66.7	66.7	-	-
100~299人	5.0	60.0	50.0	45.0	60.0	30.0	5.0	60.0	50.0	40.0	40.0	65.0	65.0	30.0	5.0
30~99人	71.7	8.7	54.3	23.9	58.7	10.9	13.0	60.9	52.2	43.5	43.5	32.6	43.5	6.5	2.2
卸・小売業	80.6	3.2	35.5	25.8	74.2	6.5	3.2	48.4	45.2	41.9	45.2	51.6	58.1	-	-
サービス業	50.0	7.1	21.4	71.4	28.6	7.1	21.4	35.7	7.1	42.9	7.1	28.6	28.6	42.9	7.1

(道労働部『前掲書』73.2)

退職金、いずれも常雇の条件をはるかに下まわり、さらには健保、労災、失保、厚生年金保険等の社会保険の加入も低く、まったくの無権利、無防備状態で働いている場合が一般的とさえいえる。

表7は、先の道労働部のパートタイマー調査があきらかにした道内パート婦人労働者の処遇の一端であるが、このデータからも、いちじるしい無権利状態に

おかれているパートタイマーの姿がうかがいあがる。たとえば、従業員三〇〇九人規模の製造業で働くパートタイマーの場合、就業規則

のある事業所は半数以下、四人に一人は昇格ゼロの状況で働き、二人に一人はボーナスなし、残業手当の保障があるのは四人に一人、通勤手当も約二人に一人しかなく、健保加入も二人に一人、労災加入も五人に三人の割合、いくばくかでも退職金がでるものはわずか八・七名という状態

で働いているのである。ところが、現実の問題として、これら臨時、パート、日雇労働者と常雇の労働時間には、これらの賃金格差等を合理化するだけの差はない。それは、たとえば表8をみればあきらかに把握しえよう。しかも、仕事

の内容においても、殆んど差のない場合が少なくないのである。

道母親大会での発言からいくつかの実態をひろって

みよう。

「札幌市役所の場合、婦人の臨職がふえる一方で、七三年段階で常雇の婦人労働者八〇〇名に対し、臨時職員はその倍

以上はいる。彼女たちは日給一五〇〇円、休むと日給月給からカット、雇用期間は六ヶ月毎の更新、生理休暇などとははしない。ところで、これらの臨職は、ほんとうは定員が必要などところに代替で配置される場合が多い。それ故、長期にわたり、あくまでも臨職という不安定身分で働かせるために、六ヶ月毎にあちこちの職場をぐるぐるまわるといふかた「と仕事だけはきびしく要求される」(七三年道母親大会、札幌)。「レストランに三六人いるウエイトレスの大半はパートタイマー。九

表8 パートタイマーの勤務形態

区 分	計	一日の労働時間 一般労働者と同じであるが毎日出勤しない		一日の労働時間 一般労働者と同じであるが毎日出勤しない		一日の労働時間 一般労働者より短く、かつ毎日出勤しない		一日の労働時間 一般労働者より短く、かつ毎日出勤しない	
		事業所数	平均労働時間	事業所数	平均労働時間	事業所数	平均労働時間	事業所数	平均労働時間
製造業	所 69 (100.0)	所 65 (94.2)	5.9	所 -	-	所 4 (5.8)	5	5.0	
卸・小売業	所 31 (100.0)	所 28 (90.3)	5.4	所 2 (6.5)	4	所 3 (9.8)	4	5.6	
サービス業	所 14 (100.0)	所 13 (92.9)	7.3	所 1 (7.1)	5	所 2 (14.3)	5	6.3	

(多項目解答)
(道労働部『前掲書』73.2)

一六時、一六時二三時、一八時〜深夜一時半の三交替。時給一五〇円。マイクロバスの送迎はあるが深夜に働いても手当は出ない。一ヶ月三回までの休暇が認められているが、しかしもちろん無給である。土曜勤務はプラス二〇〇円、日曜勤務はプラス五〇〇円の手当がつくので、お金がほしいあまり、主婦も土、日でも休めない。健保のみあるが、労災加入その他一切なし、昼休みもなく、客の面前でかきこむ屋敷には、一〇分もとれぬ有様。リーダーになる人があって組合をつくった途端、店からの圧力でつぶされてしまった。その後、黙って働くか、やめてしまふかで、人の出入りがはげしい」(七三年道母親大会、室蘭)。

「清涼飲料をつくる工場。三四名の婦人が働いているが、本採用になるのは二〇才未満のものだけ。主婦の臨時、パートが大抵。臨時は六ヶ月契約で、店主の気に入らぬと首になる。一ヶ月前にやめなさいといわれて、それでおわり。朝八時から五時まで働いて日給一、三〇〇円。仕事の内容は本採用と全く同じ。パートの労働時間は一日二時間ときめられていて、それも会社の仕事の都合で、明日から出てこなくてよい」といわれるとそれまで。あまりの労働条件にたまりかねて七三年三月に組合ができた。しかし要求をだすとにらまれるので、うしろむきの姿勢」(七三年道母親大会、室蘭)。

仕事に差がないどころか、逆に危険な仕事、有害な仕事に臨時、パートを用いる場合も少なくはない。のちに、職業病のところでみる札幌市立病院の隔離病棟や網走支庁内での臨時、パートの仕事は、そうした実態の一端をあきらかに示す。

さらに注目すべきは、この臨時、パート雇用は、すでにいくつかの事例も示すように、補助的仕事、単純労働、軽作業中心の生産工程労働においてのみみられるわけではなく、専門職的色彩のつよい職場においても導入、活用されているという事実であろう。たとえば、七四年道母親大会の席上、旭川の市役所勤務の労働者から次のような報告がなされた。

「旭川市役所の福祉事務所で、家庭児童相談員として働いている。身分は嘱託。一週間の勤務を二人で分担、三日ずつ働くかたち。婦人相談員も精薄者相談なども同じときいている。一年契約。手どり三万五千元。ボーナスなし。交通費なし、年休なし。仕事のための調査の費用まで自分で出したこともある。病気にでもなれば、それでおわりの不安定な勤務条件とつねづね思っただけだったが、昨年一月に子どもを生み、身分の不安定さをあらためて思いしらされた。無給の産休に入るまえに上司から「やめてもらえませんか」。生活がかかっているからやめられませんか」というと、いやがらせをいろいろと言われ、三月には新規の契約をしない」と宣言された。問題を組合にもちこみ、あつかっている相談員の母親たちにも実情を訴えたあと産休へ。産休後、職場復帰、いやみも言われたが、新しい契約もかわし、働きつづけている。組合に入っていたから首がつながったと思っただけ。組合大会で一年契約をなくしてほしいということと交通費の支給を訴えている。仕事の内容は専門的なもので、ほんとうは正式の公務員の身分の安定があつてしかるべきところを安上りの臨時、パートでごまかしていると思う」(七四年道母親大会、旭川)。

ここにもみるのは、あきらかに高度の技術、能力を必要とする職業においても、婦人が臨時、パート等の不安定雇用者として安上りに利用されている姿である。

(3) 母性保護の権利は有名無実、ふかまる母性の破壊

(I)

さて、表9をみていただきたい。これは先にもとりあげた道労働部の『勤労婦人労働実態調査報告書』(一九七三)にみる生理休暇の請求状況である。過去一年間に生休を一度でも請求したのは常用女子のうちの九・一%、つまり一〇人に一人にみたない(一三、二六九人中一二〇九

表9 生理休暇の請求状況

区 分	常用女子労働者中生理休暇請求者	有給事業所の請求書	生理休暇請求者の		
			一人平均請求回数	一人平均請求日数	一人一回当り請求日数
計	9.1	78.7	6.6	8.1	1.2
30～49人	3.4	77.3	8.2	11.3	1.4
50～99人	5.5	77.5	6.2	7.2	1.2
100～299人	8.1	69.5	8.1	11.1	1.4
300人以上	28.5	83.4	5.7	6.4	1.1

(道労働部『前掲書』 74.3)

表10 生理休暇中の賃金支給状況

区 分	事業所調査	有給	無給
計	100.0	26.1	73.9
30～49人	100.0	17.7	82.3
50～99人	100.0	33.1	66.9
100～299人	100.0	33.9	66.1
300人以上	100.0	61.1	38.9

(道労働部『前掲書』 74.3)

人、一人平均の請求回数六・六回、一人一回当り請求日数一・二日)。婦人労働者の四人に三人は生産労働に直接従事している製造業労働者を対象に調査がなされていることから推して、調査対象の婦人労働者には立仕事あるいは力仕事をして極度の緊張をとまなう手仕事等、生理休暇の必要度の高い仕事も少なからず含まれていることが考えられるにも拘らず、かように請求率は低いのである。かねてから指摘されているように、その理由にはさまざまの要因をあげることができると思うが、有給の保証がいちじるしく低いということが大きくひびくことはいうまでもない。生理休暇を有給と定めてある事業所は二九(二六・一%)、四事業所に三事業所は無給である。表10にみるように、小規模の事業所(二〇〇人以下)では、調査対象の事業所の七〇八割がたが無給である。

これに対して三〇〇人以上規模の事業所の三分の二は有給となっており、これらの有給保障と

生休請求率との間にプラスの相関があることから(表11)、生休無給の状況が低い取得率を結果していることは推測しうる。

産前産後の休暇についてみるならば、調査対象中、産前産後ともに有給の事業所はなんと全体の四・五%(二二事業所)にすぎない。産後のみ有給の一事業所を加えても、道労働部の報告書が示すように「僅か四・七%である」。しかも、これら僅か四・七%の事業所の三分の二でしか一〇〇%の賃金保障はない。さらにその期間は大半六週間であり、六週間をこえる事業所は五%弱にとどまる。ところで、調査期間、四七年六月～四八年五月の一ケ年の間、こうした無給の産休が大半という条件のもとでの妊娠、出産者数は一三二八、このうち五二二人は産前の休暇をとるまえに退職、産前の休暇をとった七九人のうちでも六人は休暇中に退職している。こうして七三人が産後の休暇をとるのだが、さらに産後の休暇の間に五人が退職、これに加えて産後の休暇がおわったあとで二六人が退職する。つまり、一三一人の妊娠出産者中八九人が退職、四一人が出産後も働き続けたことになる。大半が無給の条件にも拘らず、七九人のものが産前産後の取得にふみきり、しかしながら、結局その三分の一が産前産後の休暇中に退職したという事実の背景には、産休無給の条件のほかに、産休あけからの保育条件の劣悪さ、そして妊

表11 有給・無給別生理休暇の請求状況

区 分	調査事業所の生理休暇請求があつた事業所	有給事業所の生理休暇請求があつた事業所	無給事業所の生理休暇請求があつた事業所
計	16.2 (80.0)	49.6	4.4
30～49人	6.9 (72.2)	28.3	2.3
50～99人	61.5 (84.8)	52.8	4.7
100～299人	30.4 (70.6)	63.2	13.5
300人以上	66.7 (91.7)	100.0	14.3

()内は生理休暇の請求のあった事業所のうち有給事業所の割合)
(道労働部『前掲書』 74.3)

娠中の軽易業務への転換といった配慮のよわさ(こうした配慮は全体の二二事例のみ)があったことはいうまでもない。七三年夏、勤労婦人の福祉をうたい文句に『勤労婦人福祉法』が制定されたことは記憶にあたりしいが(そのザル法的限界については、すでに『前進する婦人』八号Ⅱ札幌婦人問題研究会Ⅱで指摘した)、この『勤労婦人福祉法』にもとづく福祉措置の状況についてみると、なんらかの措置をとった事業所の措置内容には、「超過勤務及び深夜業の禁止」「妊産婦が保健指導、健康診査を受けるための時間の配慮」等、母性保護に直接関係のある項目がならんでいる。しかし、いかんせん、四九四事例中六二事例(一二%)しか、こうした措置もこうじていないという点に第一の問題があるといえよう。こうして無給の産前産後の休暇をなんとかのりこえ、さて勤めようとしても、今度は無給の育児時間におつかる。先の調査対象事業所中、育児時間が有給の事業所は「四・七%と極めて少ない」。こうした条件のもとで、出産後も働きつづけた四一人のうち、育児時間を請求したものは四〇%強の一七人、うち一二人は有給事業所における請求者である。この調査をみる限り、妊娠による退職制をひいている事業所は四九四事例中五事例、結婚による退職制は八事例にすぎないが、以上の結果をみる限り、制度としては退職制がしかれなくとも、退職せざるをえないところにおいてこまれていく婦人労働者の姿がうかがいあがってくるといっても、けっして大げさな言い方ではあるまい。

(Ⅲ)

以上、製造業に働く婦人労働者を対象とした調査があきらかにする母性保護の実態の一端についてみてきた。これらのデータを前にして、北海道の製造業は比較的規模が小さく(この調査でも三〇〇人以上の規模は、三・七%、調査対象の八五%は一〇〇人規模以下である)、したがって、おおむね労働組合への組織率もひくい。だから母性保護の権利も

低いのであろうと指摘する人もいるかもしれない。たしかに傾向としてはそうした傾向がある。しかし、それでは、比較的労働組合の組織率のたかい、規模も大の事業所の母性保護の権利行使は容易なのであろうか。そこで、次に、他産業の、しかも比較的、組織された労働者の多い、いくつかの分野に目を転じて、具体的に若干の職場の状態にふれながら、母性保護の権利がいかなる実態におかれているかをみてみよう。

さて、以下に提示するような、若干のデータを通じてうかがいあがってくる、本道の婦人労働者の母性保護の権利行使についての最近の動向、それは大きく次の四点にまとめられると考える。

第一に、労基法ギリギリの母性保護の権利さえ行使しえない職場が一般的であること。

第二に、加えて七〇年以降、いっそう行使しにくい状態にもちこまれる職場がましていること。

しかし第三に、そうした困難な状態のなかでもひるまずに権利を行使し、

さらに第四に、母性保護の権利を拡大するたたかひもすすめられているということである。

早速、第一の特徴からみていこう。ここでなによりもまずあきらかにしなければならないことは、本道の婦人労働者の多くが働く職場では、労基法ギリギリの線の母性保護の権利さえも守られていない職場がいかに多いか。というよりも、労基法ギリギリの権利が守られていない職場が一般的といってもよい、非常に劣悪な条件のもとで大半の婦人労働者が働いているということである。さらにつけ加えるならば、こうした状況のもとで、出産・育児といった人間にとって基本的な権利の行使が即ち婦人の働く権利の奪取につながっていくような、そうした卑劣な攻撃があらさまにみられる職場もけっして少なくはない。

若干の事例をしめそう。たとえば、道内大手銀行のひとつA銀の婦人労働者は全国で三〇〇〇人、にも抱らず、結婚——出産後の勤務の継続を願っても、有形無形の攻撃にたまたらず、また現実の条件もなく、やめてしまう状況が、つい最近まで一般的であった。第一号の母親となった婦人労働者には、結婚して配転、出産して配転という配転攻撃に加えて、「夫は納得しているのか」「あなたの父親や母親の顔がみたい」といったいやがらせなど、いうにいわれぬ苦勞が集中したという。同じ銀行に学生結婚後に入行したある婦人労働者に対して上司が、「いまは産まないうで墮ろしなさい」と命令したという事実もある。これは、出産というあきらかに人間にとつての基本的な営みそのものに対する攻撃である。

(七四・七、道母親大会にむけての働く婦人の集会での発言、札幌)。
 こうしたあからさまなかたちをとらないまでも、たとえば国公立大学のひとつ、帯広畜産大学の産前産後の休暇は各六週となっているが、産前の予定日が三週間のびて九週となった場合、産後が三週しかとれず、ふらふらの状態で職場復帰せざるをえず、また育児時間もとれない状態、あるいはまた、北大病院の場合には、育児時間を請求すると、事務当局は、一応「請求されたものは認めなければならぬ」といいながら、働きにくいかたちをおしつけ、結局、これをとれなくしてしまうなど(以上、いずれも一九七三・九・国公立大学婦人職員全国集会での発言)は、労基法で有給化までではうたっていないが、しかし少なくとも無給の権利行使はあきらかに認められているにも拘らず、そうした母性保護の権利行使さえできぬ状態で働かされている婦人労働者の実態の一端をうかがひあがらせる。

生理休暇にしても同じである。たとえば表12は、北海道総合経済研究所が行った保母の労働条件に関する調査の一端である。調査対象二七〇名中、生休を満度にとっているものは二・二%、全くとらぬもの四九・九%。のちに職業病のところでもみるように、一日中立仕事で、しか

表12 保母の生理休暇取得状況 (構成比)

区分	計 (%)	満度にとる (%)	あまりない (%)	全くとらない (%)	その他 (%)	無記入 (%)	
計	100	12.2	36.1	49.9	0.9	0.9	
公 立	100	14.1	37.9	45.8	1.0	1.3	
私 立	100	8.0	32.0	59.0	0.9	—	
所在地	市	100	16.0	39.6	41.4	1.8	1.2
	町村	100	8.2	32.3	58.9	—	0.6

(道立総研『北海道労働研究』112号 P 59)

表13 北教組日高支部 生休行使状況

	が一度もないこと (%)	時々とる (%)	毎月とる (%)
20代	48.0	41.0	11.0
30代	38.0	48.0	14.0
40代	45.0	50.0	5.0
50代	56.0	16.0	0

(北教組釧路支部『働く婦人の釧路集会』資料 1974.4)

いての調査結果であるが、生休行使の有無と異常出産の相関が医学的にあきらかにされる現在においても(日教組調査では、生休をとって出産した人よりもとらない人の方が異常出産が多く三人に一人の割合である)、二〇代、三〇代の妊娠可能期の婦人教員の五〇%近くが一度も生休権を行使していない、否、できない状況におかれていることを把握しよう。
 私教組傘下の私立学校の教職員の場合も類似した状態である。七一年、北海道私立学校教職員組合婦人部がおこなった調査(対象三五一人)によると、生理のとき苦痛であるもの三〇・一%、生理が不順であるもの二六・五%という状況にあるにも拘らず、現実の生休取得状況は「とるもの」一一%、「休まないもの」八九%という結果である。
 産前産後各六週有給保障(うち六割は社会保険から、四割は見舞金で

表 14 母性保護調査

		計	%
① 月経周期について	イ 月経は毎月おおむね規則的	593	56.4
	ロ 不規則でズレが一週間以上	252	24.0
	ハ 不記	206	19.6
② ①でロと答えた人に	イ 入社前も後も周期はあまり変らない	109	43.3
	ロ 入社後、月経が不規則になった	137	54.4
	ハ " 月経が止まった	3	1.2
	ニ 不記	4	1.6
③ 入社前と後の月経時の症状について	イ 入社前も後も症状に変化はない	483	46.0
	ロ 入社後、月経中又は前後の苦痛つよまる	378	36.0
	ハ 入社前より楽になった	31	2.9
	ニ 不記	159	15.1
④ ③でロと答えた人に次の症状から苦痛のつよいものをいくつか選んで下さい	イ 下腹痛	281	74.3
	ロ 腰痛か腰のだるい感じ	288	76.2
	ハ 頭痛や頭重	96	25.4
	ニ めまい	70	18.5
	ホ 疲れやすい	133	35.2
	ヘ イライラしたりゆううつになる	175	47.1
	ト その他	15	4.0
⑤ あなたは生理休暇をとっていますか	イ 毎月たいていとる	327	30.4
	ロ つらい時だけとる	152	14.5
	ハ 全然とらない	393	37.4
	ニ 不記	178	17.0
(妊娠経験のある人に)		70	
⑥ 自然流産、早産、死産などを何回経験したか	イ 0回	21	
	ロ 1回	6	
	ハ 2回	2	
	ニ 3回以上	2	

(北海道職対連 73.1.30)

全額保障)、生休は一日有給、妊娠休暇(つわり、通院、母親学級出席)月一日有給……といった北海道では比較的恵まれた労働協約を結んでいる札幌市民生協の場合、たとえば生理休暇の取得率は七〇〜八〇%ときわめてたかい。ところが、内実は、「生理のとき、正確にとれている人は少ないのではないか。」何故ならば、ここでは生休をとる前日に店長か上司に申しでるかたちになっているが、それが日曜・祭日・特売日に

あたると、入出がたりないということで申し出てもとれないことが多い。生休はなるべく日曜・祭日にとらないという公示さえある。ある店では、店長が「生理といって休むな、つらかったら出てきて寝てろ」とパートの婦人労働者に命令したという事実もある(一九七三・五、市民生協学習会での発言)。

七三年八月、北海道職対連では、生理休暇を中心に働く婦人の母性保護についての調査(一、〇五一人が解答)を行ったが

(表14)、それによると調査対象の七六・二%の婦人が生理時の腰痛または腰のだるさを、七四・三%が下腹痛を訴え、四七・一%がイライラしたりゆううつになり、三五・二%が疲れやすくなり、二五・四%が頭重や頭痛を訴えている。しかも、生理が毎月おおむね規則的なものは五六・四%にすぎず、一週以上のズレをもつ不規則さを訴えるものが二四%、四人に一人いる。そして、この生理の不規則を訴えるものの五四・四%は「入社後に不規則になった」という。さらに先にみた生理時の苦痛についても、「入社後に苦痛がつよくなった」というものが三六%をかぞえる。ところでこうした不規則性や苦痛の訴えにも拘らず、生理休暇を毎月たいていとるものは三六・四%、全然とらないものが三七・四%となっている。三六・四%という取得率は、先の道労働部の調査結果とくらべると著しくたかく、これは、職対連傘下の労働組合における母性保護の権利をまもる活動の根づいた結果とよめよう(この調査で取得率の高いのは、富貴堂七三人中八二・二%、札幌印刷二

九人中七五・九％、駅前ニシムラ九九人中七一・七％など)。しかしながら、これらの数字と同時に、我々は、職対連に加盟する、いかなれば全道の組合のなかでも母性保護とか職業病への取組みが一定の前進をみせているとみなされる労組の婦人労働者のなかにも、生理休暇が「全然とれない」ものが一〇人に四人はいるという現実によりきびしい目をむける必要があろう。さらにとりわけ生休取得率の低い高教組の組合員を中心に、解答をよせた九九名中、三人に一人は自然流産・早産・死産などの経験をもつという事実の重みを注目しなければならない。

(四)

さて、第二の特徴は、ここ数年来、とりわけ、はじめにも指摘したように、わが国の「合理化」があらたなる段階に入り、それにともなつて、戦後、わが国の婦人労働者のためめたたかいが一歩一歩つみあげてきた母性保護の権利がなしくずしのうばわれるか、あるいは賃金カットといったかたちでの「差別」の材料とされるにいたった七〇年前後から、本道においても、母性保護の諸権利がさまざまなかたちでいっそう行使しにくいところを追いかまれてきたことである。

いくつかの事例をとおして、この実態をみてみよう。たとえば、すでに七一年の道母親大会の席上、函館の全道の組合員から、「生休をとるとき、手続きの用紙に生理中の勤務が、著しく困難な状態であると書かなければとれなくなった。そのため、どこからが著しく困難かということ、結局、つらくても無理をして出勤するものがふえた」という訴えが出され、また同じ時、全道庁の組合員から、「道庁では生休は有給で三日と決められている。しかし、字面の上ではきめられていても、実際には若い人がとっていない。とりづらから」といった発言もなされた。さらに七三年の国公立大学婦人職員全国集会の席上では、北大病院の看護婦から、「自分たちの職場でも、過去には生休をとっていたのだが、このころはとりたくともとれない職場がふえてきた。それは、結局、

生休をとるなどといった直接的なしめつけが原因ではなく、人員不足が原因でひとりずつ次第にとりにくくなり、結局、気がついてみたら全体がとれなくなるという、なしくずしに権利がうばわれるかたちで私たちを脅やかしている」という報告がなされている。こうした動向は、週休二日制の導入と結びつき、週休二日制になったと喜んでいたが、気がついてみると日々の労働時間が延長され、実質的には、これまでよりも長く働くことになっていった。しかも、この週休二日制とひきかえに、生理休暇をはじめとするもろもろの有給休暇がかえってとりにくくなるという実態が出てくる。この点について、たとえば、七四年、道母親大会へむけての働く婦人の集会の席上、S製薬会社の事務員から「七三年までは生理休暇がとれた。ところが、隔週二日の休みがうちだされてから」とる人がいなくなった。生休をとってはいけないとはいわれなくとも、「とりにくい」雰囲気がつよくなったから」という発言で状況が知らされてくる。全損保傘下の全道の職場でも、「休日が隔週土曜日になってから休暇がとりにくくなり、有給休暇がのこってくる。そうしたなかで、従来、殆どどの会社で特別有給休暇としてみとめられていた生休を有給休暇のふりかえで休む形態がました」と報告されている(七四年六月、全損保学習会)。

これらの状況に加えて、さらに、さきの七一年道母親大会の席上、季節労働者の婦人から、「日給制で働いているため、生理のときつらくてもやはりとる気になれずに無理をしてしまう」という発言がなされているが、これまでにみたように、婦人労働者の臨時化、パート化がすすみ、それにともなつて日給月給や日給、時給の労働者がますますつれて、いっそう実質的には母性保護の諸権利がとりにくい状態がましていることを指摘しよう。そして、見落してはならないことは、こうした非常勤・定員外・臨時・パート等の労働者の存在が、正規の雇用者の母性保護の権利の行使のネックになるところができてきているということである。それ

はたとえば「組合活動がもりあがった時期においては、男性の組合員の激励もあって、生休権全行使の職場もみられたのだが、しかし図書館のように定員外がふえるところでは、互いに足をひっぱりあい、とりにくくなった」(七三年、国公立大学婦人職員全国集会、道教育大)というかたちであられる。

以上のような母性保護の現実、いふなれば、まさに有名無実化している母性保護の実態を前にして道の労働白書はいう。「このように、…母性保護の実態は非常に厳しく、職業生活と家庭生活の両面にわたって責任を果しながら健康を保つためには、職場における勤労婦人の健康管理の充実と環境の整備が必要であり、また勤労婦人の職業能力の有効發揮のため、勤労婦人福祉法等に基づく諸条件を充実して勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図る努力を企業においても積極的に考慮する必要があると思われる」と。

(IV)

道の労働部が、以上のように客観的なデータを冷静に分析しているその間にも働く婦人の母性破壊はいっそうそのふかまりを加えつつある。明日ではおそすぎるのである。こうした現実をまえにして、困難な状況にもひるまず、母性保護の諸権利の行使と拡充のたたかきを通じて、自分たちの手で自分たちの母体と生れてくる新しい生命を守ろうとする活動も息ながく続けられている。この点については、のちにⅢのパートにおいてより詳細に展開されるところであるが、以下若干の事例を中心にみておきたい。

全損保傘下のN火災北海道支社の場合、一〇年以上も前から、婦人労働者の権利として生理休暇を把握、「忙しいことは理由にならない」を合言葉に、みなで励ましあって生休権を行使するよう努力してきた。組合の事務所の壁に生休権行使の一覧表をはり、毎月、生休をとったものは自分でマル印をかきこんでいく自主管理の仕組みを徹底するなかで、七

〇〇五〇%の取得率をみてきた。七四年以降、次第に小規模営業所での取得が低下しているが、なんとかせうかく獲得した権利を守っていきたくいと努力している(七四年、全損保学習会)。

同じ全損保傘下のS海上火災の場合には、生休と産休は労働協約で締結されているが、育児時間に関する締結がない。そこで、これを必要とする婦人労働者が、個人的に「労基法第六六条にありますからお願ひします」と会社側に申請した。会社側はこの申し入れを「さっさと認めて」しかし、「育児時間を賃金カット」してきた。毎月の給料の一二%のカットであるから税こみ八万円のサラリーだと一万円はひかれる。しかも昇給も一年間殆んどゼロという状態におかれた。しかし、そうした攻撃にもまけないで、育児時間をきちんととりながら子どもを育てている婦人労働者の姿は他の組合員たちに次のたたかきの目標をはっきりと知らせるなによりの生証人となっている(七四年道母親大会へむけての働く婦人の集会)。

先のA銀行の場合にも、配転攻撃にもまけないで母親労働者第一号となった婦人労働者の存在は、A銀全婦人労働者のはげましとなり、その後、結婚・出産後も働く婦人がまじははじめ、七四年六月現在、札幌市内の子持ち婦人労働者は七人、さらに近々に一人ふえる予定で、これら母親労働者は定期的に交流会をひらき、またノートをまわして悩みごとをかくなど、それらの解決をみななものにしていく活動を続けるなかで「権利は主張しないとれない」「働き続けるためには学習して権利を主張しよう」という声が大きくなり、また婦人部を独立させたいという声も出るなど、母性保護の権利ゼロの状態からはじまって着実な歩みをすすめている。

国公立大学のひとつ小樽商大の場合をみてみよう。ここでは、七一年段階には一〇%以下だった生休取得率を一年間のねばりづよい学習会活動の結果、七二年には八〇%にたかめるにいたった。その後少し取得率

はさがるが、五〇%以上を確得している。この大学では、七〇年以降、非常勤の婦人職員が急速にまし、これら非常勤の若い婦人の生休権の問題が表面化してきた。そうしたなかで、「定員外の生休をとっていくためには、まず定員内の生休取得からはじめなければならぬ。」「みんなでないにせいにすればなんともないのではないか」「若いときはよくても、将来への影響を学習しよう」ということで月一回の婦人部集会の定期化をはかり、そこで励ましあい、周囲の男性職員の理解もふかめるなかで急速に生休取得をたかめていった（七二年道母親大会、七三年国立大学婦人職員全国集会）。

今後、母性保護の権利を行使し、母体と新しい生命がよりよい保護をうけるかたちへとそれらを拡充していくためのたたかいを考えるとき、北海道の婦人労働者のなかでは抜群の組織率をほこる北教組婦人部の活動が牽引的的位置づけをしめるといってもあやまりではなからう。すでに七一年の道母親大会において、産前産後八週の延長および産休代替教員の確保が報告され、列席した多くの婦人労働者たちの明日からのたたかいに大きなはげましを与えた。

(5) 続出する職業病、そこなわれる健康

(I)

まず表15をみていただきたい。これは、のちに職業病をめぐるたたかいのところでもとりあげられる、日相互銀行の労働組合が、四、七九八名の行員を対象に行った調査（四八年七～八月）の一部である。「最近のあなたは自分自身、健康だと思いますか」という質問に対し、健康と思うと答えたものは約三分の一にすぎなく、一〇人に一人は通院中あるいは病気がち、そして約半数のものが健康とは思わない状態で働いている事実が把握される。七一年に私教組が婦人組合員三五一名を対象に健康状態を調査した際にも健康状態が「あまりよくない」そして「悪い」

と答えたものが六人に一人（一五・七%）存在したと報告されているが（北海道私教組婦人部）、そうした資料と比較してみても、「合理化」のすすむ銀行の内部で、働くものの健康がいつそうそこなわれつつある傾向を把握しえよう。

ではいったい、病気がちあるいは必ずしも健康とは思えないものが身体はどこに故障を感じているか、それをみたのが表16である。

男女ともに肩こりの訴えが第一であるが、とりわけ婦人労働者から下肢のだるさ、腕のだるさ、腰のだるさ等の訴えがつよくだされていることに気がつくであろう。この質問に続いて、よりこまかく四項目にわたる身体の症状別の調査がなされているが、それらを見ると、今日、働く人々の多くが、まさに半病人としかいいような状態にあることを否応なしに認めざるをえない。

何故ならば、調査対象の五四・九%のものが肩や首すじがこり（婦人労働者の六九・三%）、四九・六%のものが「疲れてぐったりすることがよくあり」（傍点筆者、とりわけ婦人労働者の五八・八%）、四〇・四%のものが「足がだるく」、三六・六%のものが「胃の具合がわるくひどく気になり」、三五・九%のものが「仕事をすると疲れきってしまう」、二六・二%のものが「朝起きるといつも疲れきって」おり、とりわけ婦人労働者の七人に一人（一四・二%）は「ご飯の食べられないほど疲れ」と答えているのである。これでは立派な病人が毎日働いているといっ

表 15 最近のあなたは自分自身健康だと思いますか

	男		女		計	
	人数	%	人数	%	人数	%
健康とと思う	1,304	34.8	360	34.3	1,664	34.7
必ずしも健康とは思わない	1,862	49.7	522	49.7	2,384	49.7
病気がちである	157	4.2	43	4.1	200	4.2
病気で通院中である	246	6.6	84	8.0	330	6.9
不記	178	4.7	42	3.9	220	4.5
合計	3,747	100.0	1,051	100.0	4,798	100.0

(日相互銀行労組『健康アンケート』73.7～8)

表 16 故障を感じる部位

				女		計	
		人数	%	人数	%	人数	%
肩	こる・だるい	1,927	51.4	710	67.6	2,637	55.0
	いたい	278	7.4	165	15.7	443	9.2
頸	こる・だるい	1,236	33.0	357	34.0	1,593	33.2
	いたい	186	5.0	110	10.5	296	6.2
背	だるい	863	23.0	276	26.2	1,139	23.7
	いたい	333	8.9	217	20.6	550	11.5
腕	だるい	745	19.9	389	37.0	1,134	23.6
	いたい	166	4.4	117	11.1	283	5.8
手・指	しびれる	196	5.2	114	10.8	310	6.5
	だるい	366	9.8	194	18.5	560	11.7
	いたい	113	3.0	89	8.5	202	4.2
	しびれる	231	6.2	134	12.7	365	7.6
指	ふえる	228	6.1	129	12.3	357	7.4
	動きがわるい	99	2.6	122	11.6	221	4.6
腰	だるい	1,103	29.4	384	36.5	1,487	31.0
	いたい	664	17.7	210	20.0	874	18.2
下肢	だるい・おもう	1,170	31.2	431	41.0	1,601	33.4
	いたい	151	4.0	90	8.6	241	5.0
	しびれる	163	4.4	52	4.9	215	4.5
	ひえる	182	4.9	183	17.4	365	7.6

(日相互銀行労組『前掲書』73.7~8)

そして、これらさまざまなかたちであられる職業病の背後に「合理化」の鉄則がひかえていることは、いまさらふれるまでもなからう。たとえば、婦人労働者のかかりやすい職業病のひとつ頸肩腕症候群について、北大医学部公衆衛生教室の福地保馬氏は次のようにいう。「一般に頸肩腕障害の多発の原因は、事務作業の機械化であるといわれる。しかし、事務機械を取扱わないものや、非事務作業者にも発症している事実は、単に「機械化」といった現象的な事柄が原因ではなく、機械化をして労働効率を上げていかねばならないような——このことは同時にまた機械化できない部門の労働効率を上げることにつながるが、産業全体のいわゆる「合理化」が根本にあったと考えられる」と。

(II)

最近四、五年の道母親大会席上において訴えられてき

でも間違いではあるまい。こうした健康状態の何%が職場の環境条件や労働強度そして密度、労働時間、作業姿勢等にもとづくものかは容易に推測はしえない。しかし近年、急速に増加しつつある、いわゆる職業病の土台に、こうした全般的な健康状態があることは指摘しよう。今日、母なる性は、直接的母性機能の破壊のみならず、こうした全般的な健康破壊により、いっそう危険な状態におかれている。とりわけ、以下にみるように、これらすぐれない健康状態が職業病のかたちをとるとき、母性は悲惨で残酷な破壊の度を加えられる。

職業病については、すでに数多くの実態や研究の成果が世に問われている。いま、『北海道労働研究』一〇九号(道立総合経済研究所、一九七

一・三)の方波見論文の分類にしたがえば、表17のように、「職業病の発生原因を知る手掛りとして、筋的負荷と作業時間、物理化学的な外部刺激の三つの観点から」みた一五項目の病因別に、主なる症状をもつ一五の職業病の存在を推定しよう。そして、数字は、少し古いが、一九七〇年とそれに先立つ過去三ヶ年、道内の一〇〇〇人未満の製造業事業所(五九〇事業所)における罹病者をあらわす。このうち、筋的負荷に原因があるとみられるもの——過激な筋労働、高速度作業、異常姿勢の作業、振動作業——は、「筋痛、腰痛、腱鞘炎、関節痛、関節炎、神経痛粘液囊炎等の運動器系障害」をおこしやすいのはいうまでもないが、女性にあっては、月経障害、子宮下垂、子宮脱、早流産を伴うことがある」低温物体をあつかう環境あるいは有害かつ刺激性物質等、さらには長時間、深夜労働がもたらす過労が、母体に直接的影響をおよぼすこともつけ加えるまでもない。

表 17 職業病の病因別発生事業所数

病 因	主な症状	罹患者発生の実業所		過去3ヶ年の者		現在の罹患者		今後罹病の恐れがある
		い	た	い	た	い	た	
負傷に起因	外傷・火傷による疾病	362	6	77	3	237		
過激な筋労働	腰痛・関節痛・骨背推障害・子宮障害	186	27	64	22	101		
高速度作業	腱鞘炎・胃炎・神経痛	48	9	16	10	22		
異常姿勢の作業	腰痛・足痛・立腹れ・静脈瘤	89	18	36	19	47		
神経緊張作業	胃病・神経症	47	34	31	18	34		
残業・夜業	胃病・神経症	51	45	24	25	53		
高温物体暑熱環境	熱中症・湿しん・火傷・熱傷	48	6	14	—	48		
低温物体寒冷環境	神経痛・凍傷・月経障害	59	15	20	17	42		
振動作業	神経炎・頸腕症候群・内臓疾患	15	7	4	4	15		
騒音	職業性難聴・神経症・不眠	43	58	35	42	86		
放射線・有害光線	電光性眼炎・白内障・皮膚炎・血液障害	18	6	9	8	39		
不良照明	眼性疲労・眼球振とう症	—	20	—	8	10		
粉じん	塵肺・その他の呼吸器疾患	36	19	22	13	31		
有害ガス・蒸気による中毒	鉛・金属蒸気・有機溶剤中毒	14	6	—	4	29		
刺激性・腐蝕性物質	皮膚炎・前眼炎・歯牙酸蝕症・呼吸器疾患	39	12	6	15	30		
合	計	1,085	288	358	208	824		

(道総研『北海道労働研究』109号 71.3 P 99)

た数々の職業病に関する報告は、まさに人間の手足をもぎとるようなすさまじさで、しかもきわめて巧妙なたちでおしすすめられる「合理化」下の職業病の姿をあらわしている。

七一年には、札幌北日本ゴムの婦人労働者から「作業中に静電気がおきスパーク、安全装置が一切なかったため全身大火傷をおい、それに対する保障金も見舞金もなく、労組もとりあげてくれず守る会に守られてたかっている現状」、全林野の婦人労働者から「タイプをうって四年目になるが、一度も専門病院や医師の検査をうけたことがない」職業病対策のお粗まづさが訴えられた。七二年には、全商社に所属する婦人労働者から「職業病にかかり、大きな病院に行ってみたら、個人の体質であるということのみ薬とハリ、キウウにいくように紹介された。ところが一日通院すると一〇〇〇円も実費がかかって大変だということやめてしまった」というものがしえぬ状況についての報告があった。七三年には、小樽の教員から「一日中大声を出す職場で急に声が出なくなった。喉頭炎と診断され、声を出してはいけない」といわれたが、代替教師がいないので、声の出ないまま授業に出なければならぬ」といって、実態、帯広の木工場に働く母親労働者からは「男と同じように電気カンナを使い、腱鞘炎のような病になったが、職業病に対する保障はなく、本採用とはいえず日給制なので、休めば賃金はカットされる」状態、また美唄の繊維工場に働く母親は、「ダンブなみという激しいミシンの震動で胃下垂から潰瘍になった。労働過重でやめる人も多いが、三年以上働かないと退職金が出ない」、苫小牧のマーケットで働いて頸肩腕症候群と診断された若い母親からは「手のしびれがひどく、自分の子どもを抱いてミルクを与えることも満足にできない」という訴えがなされた。さらに七四年の大会では「函館の専売公社では、新工場が二交替勤務(朝六・三〇—一四・〇〇、一四・〇〇—二二・〇〇)、身体の弱い人、子どものい

る人だけ日勤、トイレの掃除や三〇キログラムの重いものを扱う仕事から腰痛がふえている」現状、はげしい「合理化」、マル生運動下の帯広電々公社や伊達郵便局における職業病の多発、保母の腰痛、官公庁、金融関係の職場における頸肩腕症候群の頻発等の状態が怒りをこめてあきらかにされている。あるいはまた、七二年、働く婦人の中央集会にむけての全道集会では、札幌鉄道病院の看護婦から「仲間の多くは過労からくる貧血や、あるいは休暇をとりたくてもとれない生理時の生理痛をおして働いて」おり、「半病人の看護婦が病人の世話をする」有様だと訴えた。

以上の若干の報告は、私たちに否応なしに次の事実をおしえる。それは第一に、今日、あらゆる産業の、あらゆる職場をとおして、職業病や母性破壊を多発させるさまざまな私たちの「合理化」がすすんでいる事実、しかも第二に、職業病を出さない職場環境づくりへの配慮がきわめて弱いことに加えて、いざ罹病した場合の対策もゼロに等しい事実、第三に、こうした背景のもと、あらゆる職場、あらゆる職種を通じて、さまざまな症状を訴える職業病患者が続発している事実である。

しかも、ここでさらにつけ加えなければならないことは、昨今の巧妙な「合理化」は、職業病の出る可能性の高い職場に、臨時・パートの不安定雇用者を配置、もし罹病しても一切の保障なしに放り出して、また新しい労働力をいれるような、そうした仕組みをつらぬこうとする傾向をつよめているという事実であろう。

たとえば、「網走支庁のある部署では、一〇人の本採用にまじって五〇〇人の臨時雇用が働いている。臨時のなかにも、三ヶ月、五ヶ月、一〇ヶ月と雇用期間のちがいがあがる、いずれにせよ、ひとつの部署に一〇ヶ月以上の期間いることはできなく、首でなければならぬまわしにされる。七二年段階の平均賃金は一日一五二〇円（年令別段階あり）、通勤手当、ボーナスその他一切なし。こうした臨時雇の一人で、九・〇〇

一六・〇〇まで立ちどおしてアンモニアの匂いにかこまれて青写真をやく仕事に従事するものなから、手先が白くなり、ブツブツができまた顔にも湿疹ができ、手にしびれがでたものがある。役所側では「前のおばさんは、二年も同じ仕事をやっていたのに、そんなことはなかった」「特異体質だからそうなったにちがいない」「病院なんかに行くことはいない」の一点ばり。道庁からきた役人に訴えてはじめて病院へ行く機会が与えられ「暑さで蒸発したアンモニアによるかぶれではないか」との診断が下されたが、臨時の身には何の保障もない。せめて「危険手当みたいなものを出せないか」との交渉もけられ、その後も非常に不安な状態で働いている」（七二年道母親大会、網走）。あるいはまた「猩紅熱患者等を収容する札幌市立病院の隔離病棟には、掃除とか患者の食器洗い等の仕事に、市内の美装会社から派遣された婦人が働いている。

（七二年段階で市内の美装会社は四六〇五〇才以上の中高年令層の婦人が殆んどパートで、ビルの掃除や窓ガラスふきその他に従事している）。定員一〇名のところ、たいてい七〇八名しか配属されず、三交替で勤務。消毒しながらの仕事で、しかも「おばさん、ごはんを食べる間頼むね」と忙しい看護婦から重患をまかせられることさえもある仕事、七二年までは一日一〇〇円支払われていた危険手当が、二〇円に減らされた」（七二年道母親大会、札幌）。一方、「苫小牧市民生協、室温一三度というパッケージセンターでの仕事から職業病にかかった婦人は、パートの身分のために、通院治療に要する時間の賃金保障もない」（七三年道母親大会、苫小牧）。

これら若干の事例からも、臨時・パートといった不安定雇用をたくみに利用した職業病対策（非対策）の姿がうかがわがってくる。

Ⅲ

婦人労働者の職業病のなかで、近年とりわけその多発が注目をあつめているのは、いわゆる頸肩腕症候群と腰痛であろう。これらの職業病を

めぐるたたかについて、のちに第三部で詳細な報告があるので、ここでは、若干の職種、職場に焦点をしばり、また認定闘争をたたくてきた何人かの事例の症状を中心に、これらの職業病の症状と発生状況についてまとめておきたい。

頸肩腕障害は、罹病者数の面でも、発生職種の面でも際限のない拡大を示している。それは、六〇年以降、事務作業への機械導入にもとづく打鍵作業従事者のキイパンチャーや事務機械オペレーターへの罹病に限られていた段階から、タイピスト、事務機械をとりあつかわれない事務労働者（札勘、ボールペン複写、スタンプ作業）にもひろがり、七〇年以降には、ほとんどの職種におよぶ。一般事務労働者および非事務労働者——たとえば組立工、溶接工、あるいは運転作業、保育労働者における発生も顕著にみられるようになる。それにもない、北海道における業務上認定も、五九年ごろより健しょう炎あるいはキイパンチャー病といった病名で一年に二〜三件ずつ認定されていたものが、七一年には頸肩腕症候群として三件認定、七二年一件、七三年四〇件、七四年五月末まで七件と急速に増加した。

しかし、いうまでもなく、労災認定をうけた職業病罹病者は、ほんとうに氷山の一角にすぎない。七三年七月、北大公衆衛生研究室では医学部三年目の実習テーマのひとつに頸肩腕障害をとりあげ、インテンシブな調査を行った。ここでは、札幌市内の三つの職場のなかで、頸肩腕障害の出現が予想される職種——キイパンチャー・オペレーター・和英タイピスト・速記者・交換手・印刷所技能員——と対照群（頸肩腕障害は出現しないだろうと思われる人達）を対象に、アンケート、面接、握力、背筋力、エキスパンダー伸展力等の調査にもとづき、体幹四肢にあらわれた症状、その他の症状、そして日常生活の不便苦痛におよぶ網羅的な分析がおこなわれた。その結果の一端を示すのが図2である。これはアンケート調査の調査項目ごとに（調査項目は、日本産業衛生学会、頸肩

腕症候群専門委員会が七二年二月に決定したもの）平均得点を算出（症状がいつもある〓四点から、めったにない〓〇点まで）したものであるが、対照グループとの比較してみると、職業病患者どころか、今日元気でつとめているもののなかに、レッキとした職業病患者、あるいは労災認定寸前の状況のものが数多く含まれている事実気づかざるをえない。

しかも、完全に職業病の症状があらわれても、労災認定にこぎつけること自体がたまたかである現実、たとえば全電通労組北海道

地方本部の資料（四九年九月現在の頸肩腕症候群発生状況）をみると一目瞭然とあきらかである（表18）。

表 19 頸肩腕障害の報告されている作業例

		作 業 例	
事務用 機械 取扱	打鍵作業	穿孔、加算機 英文タイプ、カナタイプ、テレタイプ、モノタイプ、ソノタイプ 金銭登録機、電話交換（ボタン）	
	非打鍵	和文タイプ、電話交換（ヒモ、ダイヤル）	
一 般 事 務 作 業		筆耕、速記 ボールペン複写 伝票、札勘定、監査 スタンプ 一般事務	
		計器組立、パッケージ、コンベア作業 溶接	
	非 事 務 作 業		縫製、服地切断、屋根職人、食肉調理 保母、養護施設看護婦
			フオークリフト運転

表 18 全電通頸肩腕症候群発生状況

	職 種 別				認 定 状 況			
	交 換	業 務	そ の 他	有 通	計	業 務 上	業 務 外	未 認 定
全道計	116	6	1	1	124	36	31	57

（福地保馬「労働衛生分野における頸肩腕障害問題の現状」『北方産業研究』32号）

（全電通資料 74.9月現在）

表 20 市民生協年度別患者発生数

年度	店舗数 (店)	売上げ高 (億)	チェッカー 数 (人)	患者数 (人)	チェッカー 1人上 当り高 (億)
40	2	1	6		0.16
41	2	3	6		0.5
42	4	8	18		0.44
43	8	15	40		0.37
44	15	35	90		0.38
45	33	80	180	3	0.44
46	33	120	220	25	0.54
47	33	150	250	30	0.60

表 21 障害を訴えるチェッカーの
日常生活十大症状

1. 長く続けて字をかくとつらい	62%
2. ねつきがわるい、眠りがあさい	41
3. じっと坐っているとすぐつかれる	38
4. 木を長くつづけて読む根気がない	35
5. 天気の悪い日はからだの具合がよくない	32
6. テレビをみているとすぐつかれる	30
7. 自由な時間はできるだけ横になりたい	30
8. ハンドバックを持つのもつらい	22
9. 電話の受話器を持ちつづけるとつらい	22
10. いままでより冷房がつらい	22

(勤医協来院者 68名の調査) (1973)

頸肩腕障害や腰痛といった職業病発生の原因となる作業例は増加の一途をみせている。手もとにある若干の資料によるだけでも、それは(1)打鍵機械の導入とそれを用いる労働の密度のたかさが結果する場合、(2)欠員不補充のもとでの打鍵機械を用いての労働の継続と精神的緊張のつよさが結果する場合、(3)別に機械を用いずとも、欠員不補充のもとでの労働強化を原因とするもの、(4)劣悪な労働環境下における非事務的作業の過重労働が結果するもの……等々、さまざまな事例がみられる。

(1)のケースについてみてみよう。たとえば、表20は札幌市民生協の売上げ高とチェッカーの人員の推移である。店舗が増し、売上げ高が急上昇するなかでチェッカーの人員も増すが、しかし、一人あたりの売上げ

高にみるように労働量は急速に増す。そしてそれに比例して、頸肩腕症候群を罹病するチェッカーの人員も確実に増していったことをあきらかに把握しよう。七二年段階で三三店舗、二五〇人のチェッカー、チェッカー一人あたりの客数は一日三〇〇人程度だが、日曜日等には五〇〇人位の客をあつかわなければならぬ。これらのチェッカー等を対象に日常生活に関する三〇項目の症状について調査した結果が表21である。

こうした身体状況のものが「立位にて、客と向かいあいながら、商品を手でとりあげ、価格を正確にのみとりながら金銭登録器の鍵盤をみることなく右手で打鍵し、商品をとりのカゴに移し、おつりを計算して客に渡す。……作業中は上肢筋のみでなく背腹部、下肢筋、さらには感覚器官、中枢神経など全身が使用される」のであるから、十分な休憩、運動等の処置がこうじられない限り、職業病が多発する可能性はたかい。

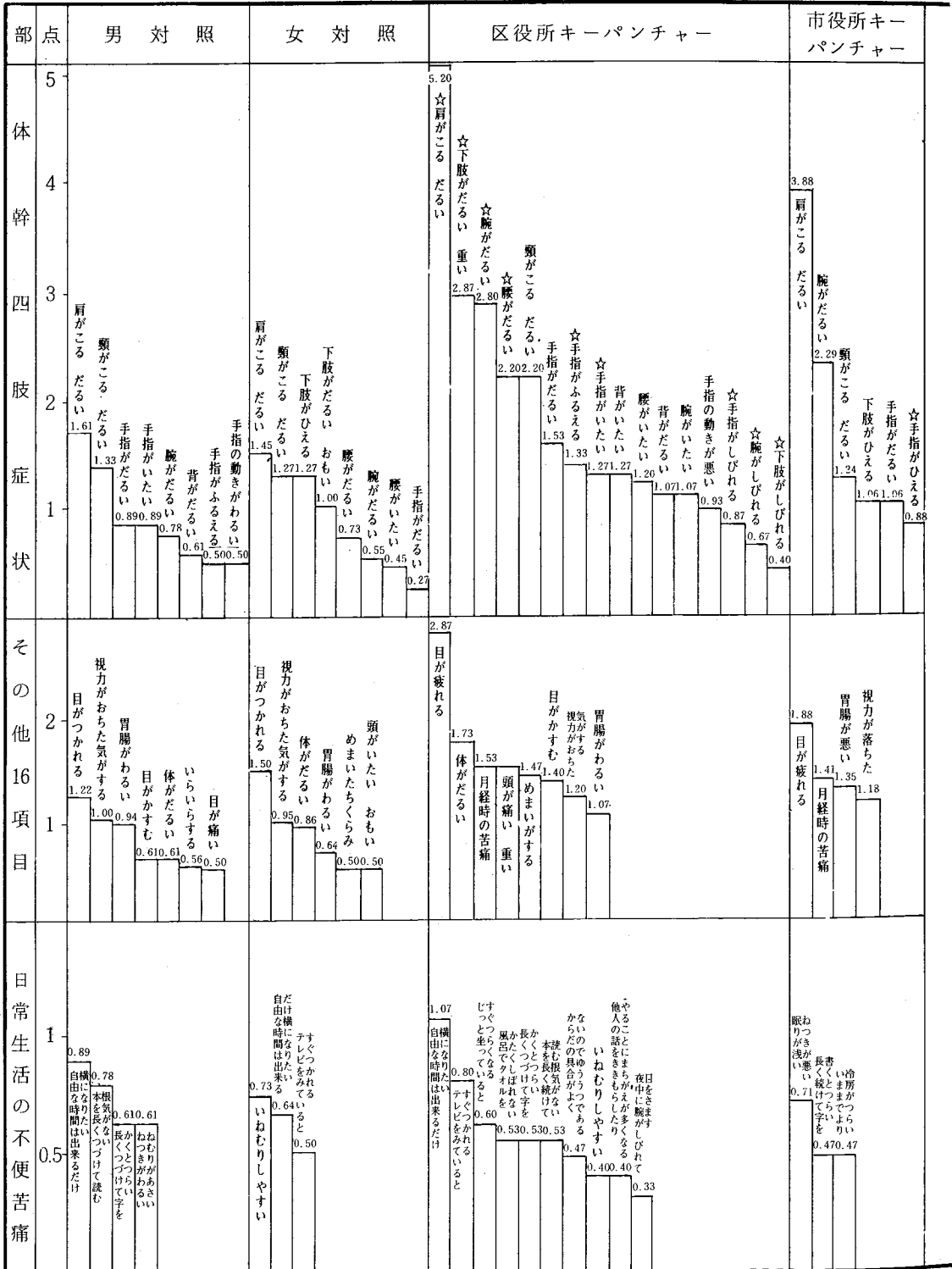
次に(2)のケースについてみよう。四九年六月、頸肩腕症候群の認定をうけた札幌H区役所のHさんの場合、六八年からキーパンチャーとして勤務。七二年八月からは住民管理システムの住民台帳内容の変動を本庁計算センターのコンピューターに入力するキーパンチャー業務をパンチャー二名とて開始。ところが、一名は一ヶ月で職業病となり、その後補充のないままに一月まで一人で稼働。一月より一ヶ月契約のアルバイトが入ったが、この人にパンチ作業を教える仕事加わる。七三年一〜四月にはアルバイトは二名となったが、このことはさらにパンチ作業を教える仕事の増加につながった。そして、この間、昼休みもパンチチャイ代替で回転稼働するよう上司より指示があったほど仕事は忙しかった。

七三年一二月、パンチ作業の最中、手があがらなくなり異常感に驚く。頸肩腕症候群の発病であった。このHさんの場合、欠員不補充、補充しても臨時雇の不熟練労働者ですぐには役にたたず、結局その人たちの教育も担当しながらの業務ということで負担は過重になるという状況下における「発病するべくしての発病」といえよう。

グループ『頸肩腕障害実態調査報告』（1973年12月）

区役所オペレーター	裁判所 和文タイピスト	道庁 和文タイピスト	裁判所速記官	道庁電話交換手
<p>3.50 肩がこる だるい</p> <p>2.75 手指がだるい</p> <p>2.63 下肢がだるい</p> <p>2.50 腕がだるい</p> <p>2.38 肩がいたい</p> <p>1.63 ☆手指の動きが悪い</p> <p>1.00 ☆頸が痛い</p> <p>0.75</p>	<p>3.85 肩がこる だるい</p> <p>2.60 腕がだるい</p> <p>2.40 手がだるい</p> <p>1.65 手がだるい</p> <p>1.50 手がだるい</p> <p>1.30 手がだるい</p> <p>1.30 手がだるい</p> <p>1.10 腕がいたい</p>	<p>3.77 肩がこる だるい</p> <p>2.15 背がだるい</p> <p>1.77 腕がだるい</p> <p>1.31 背がいたい</p> <p>1.00 背がいたい</p>	<p>3.94 肩がこる だるい</p> <p>3.53 腕がだるい</p> <p>1.76 手がだるい</p> <p>1.59 手がだるい</p> <p>1.41 手がだるい</p> <p>1.29 手がだるい</p> <p>1.12 手がだるい</p>	<p>2.61 肩がこる だるい</p> <p>1.72 腕がだるい</p> <p>1.67 腕がだるい</p> <p>1.44 腕がだるい</p> <p>1.28 腕がだるい</p> <p>1.17 腕がだるい</p> <p>1.01 腕がだるい</p>
<p>2.88 からだがだるい</p> <p>2.25 耳が聞こえにくい</p> <p>1.25 視力が落ちた</p> <p>1.131 1.134 1.131 1.001 1.000</p> <p>1.70 月経時の苦痛</p> <p>1.401 1.40 1.151 1.101 1.001 0.95</p> <p>1.92 視力が落ちた気がする</p> <p>1.69 目が疲れる</p> <p>1.38 頭痛</p> <p>1.31 月経時の苦痛</p> <p>1.23 胃腸が悪い</p>	<p>1.70 視力が落ちた</p> <p>1.401 1.40 1.151 1.101 1.001 0.95</p> <p>1.92 視力が落ちた気がする</p> <p>1.69 目が疲れる</p> <p>1.38 頭痛</p> <p>1.31 月経時の苦痛</p> <p>1.23 胃腸が悪い</p>	<p>1.92 視力が落ちた気がする</p> <p>1.69 目が疲れる</p> <p>1.38 頭痛</p> <p>1.31 月経時の苦痛</p> <p>1.23 胃腸が悪い</p>	<p>1.291 2.29 目が疲れる</p> <p>1.12 頭痛が重い</p>	<p>1.83 頭痛が重い</p> <p>1.39 耳が聞こえにくい</p> <p>1.281 1.28 胃腸が悪い</p> <p>1.17 体がだるい</p> <p>1.17 月経時の苦痛</p>
<p>1.13 自由になりたがる</p> <p>1.00 すぐつらくなる</p> <p>0.88 テレビをみていると</p> <p>0.75 すぐつらくなる</p> <p>0.630 0.630 0.630 0.630</p> <p>0.700 0.70 0.700 0.70</p> <p>0.66 すぐつらくなる</p> <p>0.540 0.54 0.460 0.460 0.460 0.46</p> <p>0.38 すぐつらくなる</p>	<p>0.90 長く続けたら</p> <p>0.750 0.750 0.75</p> <p>0.700 0.70 0.700 0.70</p> <p>0.66 すぐつらくなる</p> <p>0.540 0.54 0.460 0.460 0.460 0.46</p> <p>0.38 すぐつらくなる</p>	<p>0.94 長く続けて字を書く</p> <p>0.770 0.77 0.770 0.77</p> <p>0.67 すぐつらくなる</p> <p>0.610 0.61 0.560 0.56</p> <p>0.38 すぐつらくなる</p>	<p>0.94 長く続けて字を書く</p> <p>0.770 0.77 0.770 0.77</p> <p>0.67 すぐつらくなる</p> <p>0.610 0.61 0.560 0.56</p> <p>0.38 すぐつらくなる</p>	<p>0.89 すぐつらくなる</p> <p>0.72 すぐつらくなる</p> <p>0.67 すぐつらくなる</p> <p>0.610 0.61 0.560 0.56</p> <p>0.38 すぐつらくなる</p>

図2 職種別多発症状（北大医学部3年目公衆衛生学実習類肩腕



(3)のケースについてみる。日相互銀行のTさんは七一年四月に入行した。預金窓口およびオペレーターの仕事につくが、まもなく頸椎骨軟骨病を患い、貸付係に転属。ところが、ここでポールペン複写と窓口の札勤にたずさわる。店全体において、七一年三月には二五人いた行員が、七二年九月には一九人と、わずか一年半に六人も減少するなかで、窓口の人間も七一年四月には五人いたものが、七一年秋には四人、七二年六〇九月には三人とへり、一方、定期預金、通知預金業務に加えて、積立定期、定期積金の業務も加わり、仕事はます。七二年九月から手の痛み、肩こり、ソロバンやポールペン複写の苦痛、食欲不振、不眠等の症状があらわれ、一〇月受診、頰肩腕症候群の診断。以上の経過は、あきらかに、打鍵機械を使わずとも、欠員不補充のもとでの労働過重による発病の一例を示す。

(4)のケースについてみよう。K保母が、乳児保育をおこなうT共同保育所に就職したのは七二年七月のことである。古い建物のなかで少ない保母さんが、ときには給食婦の代替や用務員の仕事にも従事しながら、病児保育も行ってがんばる共同保育所の労働はきつい。生休も年休も実質的にはとれず、八・〇〇〜一八・〇〇にわたる時差出勤を含む勤務時間中、休憩時間は全くとれない状態であった。こうした労働条件のもとで精いっぱい働いてきたKさんが腰にだるさをおぼえたのが七三年九月。翌一〇月には、子どもを抱くとき腰に激痛がはしり、勤医協で受診。腰痛症の診断で一週間休む。しかし、保母の人員その他ギリギリの状況でうごいている職場の状況を痛いほど知るだけにじっと休んでもいられず職場へもどり再び悪化、自宅療養のくりかえし。そのうち、腰痛に加えて肩のこり、背中の痛み、右腕のだるさ、しびれを覚えるにいたり、さらにこれに加えて下半身のだるさ、不眠がはじまる。七四年一月から半日勤務で様子を見るが胃腸の具合わるく食欲不振、目の疲れ、頭痛、はき気、腰痛もより範囲をひろげる。七四年五月から七時間勤務。左の腕、

背腰部にも痛み、動悸、たちくらみ、もの忘れ、頭重が加わり六月、再び欠勤。このときには、他人と話すことさえも苦痛の状態となっていた。このKさんの発病、そして発病後の経過は、病気の時に安心して治療に専念できる人員も態勢も確保されていない職場で、過重な非事務的労働に従事した場合の職業病発生、悪化の、ひとつの典型を示すものといえよう。

(5) さらに劣悪な内職従事者の状態

不況のなかで内職をさがす人がふえている。すでに七四年春の段階で、「最近の異常な物価高のなかで生活をおびやかされる主婦は多い。内職を希望する人は急カーブでふえています」(道立札幌内職センターの所長のことは、『道新』七四・三・一六)と指摘されたが、七五年に入ってから、「少しでも生活費のたしに」という生活防衛型の内職希望者がいっそう増加している。内職従事者の数は全国で約二〇〇万人と推定されるが、そのうち公的機関の斡旋による就業はわずか一割、知人の紹介、はりがみをみてといったたぐいが圧倒的に多い。七三年段階で道立札幌内職相談センターに登録している内職者は四二四三人、求人数は三九九八件、斡旋件数三六九三件である。全国的な推定からおすと、道内には約一〇倍の三〜四万人の内職人口が存在するものと考えられる。

ところで、これら内職に従事する婦人は——低賃金をもってなる日本の賃金構造のなかでも、その最底辺をなす劣悪な低賃金をしいられ、しかも口契約が大半で、工賃の支払い方法、不正品でたときの処理、怪我、薬品中毒などの労働災害の補償などについても契約書がかわされていらないといった問題をかかえている。さらに完全な出来高払いで、ポーンナスなし、社会保険ゼロ、仕事が切れると一銭の保障もなく発注停止、仕事がこむときには徹夜をしても仕上げないと次の仕事をストップされる。まさに設備投資をとまなわれない裸のままの「合理化」のふきだま

き気、腰痛もより範囲をひろげる。七四年五月から七時間勤務。左の腕、
 仕事で木こぎをする。大層腕の身合をなく、任意に扱。目の疲れ。豆癩。
 仕事で木こぎをする。大層腕の身合をなく、任意に扱。目の疲れ。豆癩。
 仕事で木こぎをする。大層腕の身合をなく、任意に扱。目の疲れ。豆癩。

表 22 内職工賃の実態

主な内職の工賃(札幌市)	工賃単価	経験要否	仕事の ある時期	仕事の内容	
				和	洋
裁	1枚 2,000円 ~15,000円	要	年中	主として女物長着の高級呉服の仕立て。糸は内職者持ち。	
裁	1着 1,400円 ~7,000円	〃	〃	裁断、仮縫い済みの婦人ものスーツ、コート、ワンピース類の仕立て。	
機械あみもの	1枚 600円 ~2,800円	〃	〃	あみ込み、すかしあみ、模様あみのセーター、カーディガン等の機械あみ。	
ビーズししゅう	1個 450円 ~765円	ししゅう 経験者	〃	ワクに布地を張って、ビーズがま口を刺す。	
カーディガンししゅう	1枚 300円 ~800円	〃	〃	婦人用カーディガンの前身ごろにフランスししゅうをする。	
毛糸ししゅう	1枚 300円 ~3,000円	〃	〃	毛糸手袋、子供服・婦人服に毛糸でししゅうをする。	
フランスししゅう	1枚 80円 ~250円	〃	〃	のれん、トースターカバー、前掛けなどのししゅうをする。	
かぎ針あみ	1枚 1,700円 ~3,800円	かぎ針あ み経験者	〃	ベビーもの、婦人カーディガンをかぎ針であむ。	
ショールあみ	1枚 450円 ~2,900円	〃	〃	切った布地を箱糸であみむがらつないでショールに仕上げ。箱糸などのモチ ーフつなぎもある。	
ビーズドル入れあみ	1個 70円	〃	〃	レース糸にビーズを通し、小型ドル入れをあむ。	
ファイアバックあみ	1個 950円 ~1,100円	〃	〃	特殊草糸を使って、かぎ針で袋ものをあむ。	
子供既製服縫製	1着 180円 ~400円	要	〃	1才から15才までの男女児の服を縫う。裁断済み。	
あみものががり	1枚 40円 ~230円	多少要	〃	工業機械であんだセーター、ソックス、ズボン下等をかがってまとめる。	
コンプまき	1kg 120円	否	〃	つくだ煮用コンプをまいて、干びょうでしぼる。	

(【北海道新聞】 75.1.7)

りにあるのが内職従事者といえよう(くわしくは拙稿「内職・パートで働く婦人たち」、嶋津千利世編「婦人と労働」所収、新日本出版社、一九七〇参照)表22は、七五年一月段階における主な内職の工賃の一覽表である(『道新』七五・一・一七)。「洋裁、和裁、編み物の腕があれ

かできない。一ヶ月に五ケタの収入を得るのは容易なことではない」という解説が示すとおり、その工賃はおおむね極端に安い。しかも、この表は札幌の相場であり、道内でも地方にいくとより安い工賃が多い。七一年の道母親大会の席上、歌志内の母親から「夫が怪我をして労災保障で食べていこうとしたら、生活保護より低い暮らしをしなければならず、どうしても赤字になる。そこで是非とも妻が働かなければならない。ところが常雇いの働き口は都会のようにない。パートでも内職でもということになる」という発言があったが、こうした地域の内職工賃は著しく低くおさえられる。

低い工賃、不安定な労働条件の実態をいくつかの事例をとおしてみよう。

七三年秋、炭鉱地域、夕張の炭住のなかで、五人の主婦のグループが行っていた内職は、アイスクリームのステックを選別し、よいものだけを五〇本ずつテープでまく、これを三〇組つって三五〇円、つまり一五〇〇本選別して束ねて三五〇円、家事の合間をぬい、坐りづめで働いても一日二三〇円内外の収入にすぎないといった内容のものであった。しかも、このステックには消毒のための薬がしみこませてあり、これを目を刺激され、坐りつめのため胃や痔を患うものもあるが、しかし保障は一切なし。家内労働手帳は交付されているが何の恩恵もない。調査時点までには仕事が切れないであるがいつどうなるかはわからない。一五〇〇本で三五〇円という工賃は、五人で交渉して四年かかってやっと五〇〇円あげさせた結果の金額なのである。

七一年、七二年と続けて道母親大会の内職・パートの分科会に出席した美唄の内職従事者の訴えをきこう。「和裁の内職をしている。一〇年以上の経験。仕事は仕立屋がもってくるので、この仕立屋と一対一で工賃をきめることになる。冬場になると、農家の人たちが「一〇〇円でも二〇〇円でもいいから縫わせてくれ」と頼みにいくらしく、工賃の

文句など言おうものなら、「ごちゃごちゃ言わなくても縫ってくれる人はいらぬ」と脅される。納期におわれて一〇〜一二時間労働をすることはザラで、朝四時におきたり、夜中一時まで縫いとおしたりする。自分は経験もあり、袷、紋付なども縫えるので工賃も比較的高い方らしく、まあいいと思っていたが、最近、病気をしてみても、つくづく、保険もなく自費で治療をして何の保障もない身だと思ひ知らされた。」

同じ七二年の道母親大会では、札幌の若い母親から「タイプの内職をしている。タイプ原紙一枚うつのに一〜二時間、三〇〇〜四〇〇円にやる。しかし、一才七ヶ月の子をかかえ、内職で家にいるというので保育所にも入れず、まつわりつく子をひとりあそびさせながらの仕事で、平均一万円位しか働けない。親子とも泣きながらの一万円です。ただけどわが家にとっては貴重なお金なのです。しかもこのごろは腱鞘炎の症状がでてきて腕がやむ。何の保障もないので心細くおそろしい」と訴え、さらに砂川の主婦から「電機の部品の内職をしている。部品に針金をたててはさしていく仕事で神経をつかう。朝、夫や子供が家を出たあと、玄関の鍵をかけて肩をこらして働いて一ヶ月一万円、よく働く人と一万三〇〇〇円」という発言が続いている。

内職者の最低工賃の保障を、職種別の協定値段を、内職者の子どもも雇用者の子どもと同じく保育所に入れる措置を、内職者の安全の保障を制度的に確立してほしいという要求など、いずれも切実な要求である。そして、少しでも安定した条件で働きたいと望む声は当然に、そうした条件を獲得するためにも、地域別あるいは職種別の内職者の組合組織がほしいという声につながっていく。内職者の組織化によせる期待は非常につよく切実である。

七五年度段階までに、全国的規模の内職大会を一回もひらき、内職問題の世論化、内職者のグループ化、家内労働法の制定と実質的拡充、最賃制の確立などたたかってきた総評主婦の会では、①最低工賃のひ

きあげ、②内職者に税金をかけるな、③国と地方自治体は健康診断を無料でおこなえ、④委託者の負担で労災を適用せよ、⑤工賃の遅・欠配は国と地方自治体で保障せよ、といった具体的な要求をかかげてたたかいをすすめているが、これらはいずれも、北海道の内職従事者にとっても切実な要求であり、これらの要求を実現していくためにも、非常に広範な職種にひろがる内職者の地域レベル、職種レベルでの組織化は緊急を要する課題といえよう。

(塩沢麻子 婦人労働問題研究家)

岸 玲子 北大医学部大学院生)



問題の世論化、内職者のグループ化、家内労働法の制定と実質的拡充、最賃制の確立などでたまたまってきた総評主婦の会では、①最低工賃のひ

農村婦人の労働と生活

中 屋 紀 子

一、婦人労働の比重の増大をもたらした農業の破壊

総合農政の下で一方的に、農業破壊が進行した府県とは異って、北海道農業には、国の農政の積極的側面があらわれたと宣伝されている。すなわち「新酪農村」が形成され、「大規模酪農家」を創出せしめたとはたして、その宣伝のように内実ともに北海道の農業は発展し、繁栄してきているのであろうか。その「発展」が虚構でしかないことは一つ農村婦人（現在の農村において老人とともに最も矛盾を背負った層）の分析をするだけでも明らかにされよう。

表1は、農家戸数の変化を示したものである。ここでは著しい農家戸数の減少が見られ、しかも、もはや、北海道の特徴であった専業型農家すら五〇%を割って、北海道農業の典型と誇り得る状況ではなくなってきた。そのなかで、特に農業を主とした兼業が増加し、このことは、今までは何とか農業だけでやってこられた農家も、農業だけではやってゆけぬという状況が大巾に拡大していることを意味している。北海道の専業離農が、二種兼業農家や、小規模農家層を中心にしてあらわれた現象ではなく、五ha以上層の離農が五〇%以上を占めることは、農業会議が行なった調査（四六年六月）によっても明らか事実だが、このこともまた、北海道農業に内在する矛盾を逆証明しているように思えるのであ

る。

さて、兼業農家の兼業先を見るために、兼業従事者を就業状態別にあらわした統計を見ると（表2）、出かせぎ、人夫・日雇いの割合が若干減少してきてはいるが、その絶対数は著しく増加している。このような季節的・臨時的な仕事に多く就業するのは、全国と比べると（人夫出かせぎ等）一五%以上も北海道の方が多く、兼業は主に不安定な就労状態にあるといつてよい。男女別にみても、男では、人夫・日雇、出かせぎ、婦人では出かせぎが全国水準と比して大巾に高い比率をみせている。

（表3）。

そのために、農業に従事する人員を減少させながらも、農業が一方的に見捨てられずに農業だけに従事する割合をも増加させてもいる（表4）。このことは、兼業化もすすむが、農業に従事する比重も増すといった、農業、兼業の二つの側面を考慮しなければならないことを意味しているように思えるのである。（注）

婦人の兼業従事者数の減少と、農業だけに従事する従事率の増加は、農業にとって、婦人労働がより大きな意味をもってきていることを意味している。

（注）七〇年センサス結果でみる全国平均は、専業一四・五%、一種兼業二四・五%、二種兼業五一・五%である。また農家世帯員の農業就業人口は平均して男四二・六%、女六一・二%、表3と比較すると二〇%近くの開きが見られる。

表 1 農 家 戸 数 の 減 少

	農家戸数	専 業 (割 合)		農業が主の兼業(割合)		兼業が主の兼業(割合)	
35 年	23,363 ^戸	11,778 ^戸	50.4 [%]	5,188 ^戸	22.2 [%]	6,397 ^戸	27.4 [%]
40	19,897	9,990	50.2	4,693	23.6	5,214	26.2
45	15,598	8,115	48.9	4,305	25.9	4,178	25.2
48	14,452	6,319	43.7	4,193	29.0	3,940	27.3

※ 35～45年までセンサス。48年は農業基本調査センサスでは農家世帯員のただでも一人が農外就労したものを兼業といい、48年は世帯主又はあとつき予定者が兼業に従事している農家のみをいう。従って48年の方が厳しい基準となっている。(兼業が少く計算される)

表 2 兼 業 種 類 別 従 事 者 数

	総人数	林 業	漁 業	製 造 業	そ の 他 自 営	事 務 員	出 かせ ぎ	人 夫 雇 用
昭和41年	40,042 ^人	729 (1.8)	1,135 (2.9)	277 (0.7)	3,592 (9.0)	10,882 (27.2)	6,189 (15.4)	17,238 (43.0)
44年	32,579	870 (2.7)	1,163 (3.6)	322 (1.0)	3,381 (10.4)	9,471 (29.1)	3,688 (11.3)	13,940 (42.8)
48年	81,327	443 (0.5)	9,305 (10.2)	483 (0.6)	6,715 (8.3)	23,658 (29.1)	10,078 (12.4)	31,645 (38.9)

※ 農業基準調査から

表 3 男 女 別 兼 業 種 類 別 従 事 者 数

		主に職員	主に賃労働	出かせぎ	人 夫	林 業	漁 業	その他自営	総 数
男	45年実数	11,160人	16,709	15,021	34,304	3,134	19,039	9,550	99,565
	割合	10.2%	15.3	13.8	31.5	2.9	17.5	8.8	100.0
	48年実数	10,724人	12,780	14,623	35,153	577	13,547	8,133	95,537
	割合	11.2%	13.4	15.4	36.8	0.6	14.1	8.5	100.0
	48年全国割合	17.9%	29.6	6.3	28.0	2.3	2.5	13.4	100.0
女	45年実数	11,056人	8,360	2,759	11,411	581	11,759	5,209	51,135
	割合	21.6%	16.4	5.4	22.3	1.1	23.0	10.2	100.0
	48年実数	8,901人	6,843	2,183	12,773	172	8,546	3,946	43,314
	割合	20.5%	15.8	5.0	29.5	0.3	19.7	9.2	100.0
	48年全国割合	20.8%	27.4	1.5	30.0	1.4	2.8	16.1	100.0

※ 45年はセンサス 48年、農業基本調査

表 4 就 業 状 態 別 世 帯 員 数

	年 次	農業だけに従事	農業が主	兼業が主	兼業だけに従事	な し	総 計
男	35年	189,442人	32,080人	65,828人	45,266人		366,921人
	(割合)	51.6%	8.7	17.9	12.3		100.0
	40	187,803人	25,585	53,561	44,057	39,540	350,546
		53.6%	7.3	15.3	12.6	11.3	100.0
	45	170,014人	23,795	44,724	31,546	21,292	290,872
		58.4%	8.2	15.4	10.8	7.3	100.0
女	35年	236,756人	6,933	18,274	14,499		380,553
		62.6%	1.8	4.8	3.8		100.0
	40	254,074人	7,868	31,063	17,611	61,089	371,705
		68.4%	2.1	8.4	4.7	16.4	100.0
	45	226,030人	6,473	27,179	15,086	36,763	311,531
		72.4%	2.1	7.2	4.8	11.8	100.0

※ センサスから

四〇年から四五五年の間の農業に従事する労働力構成の大きな変化について、塩沢照俊氏が「北海道経済の現況と課題」P103～104)分析をされている。高校への進学率の上昇に伴う、一六〇一九才の年齢層の非就

二、農家の労働力構成と婦人の位置

業の増加と、逆に五五才以上の老人層の農業従事の増加を指摘されている。とくに婦人を見ると、二〇代前半の農外就労、二〇代後半の育児によるリタイアによって農業専従が減少している、と指摘されている。四八年の農家世帯員の農業就業率をみると(表5)、一六〇一九才の男女の同率の農業就業率は、高校進学率の男女比(四六年支庁平均、男六六

いて、塩沢照俊氏が「北海道経済の現況と課題」P10、10、分析をされている。高校への進学率の上昇に伴う、一六、一九才の年齢層の非就

八年の農家世帯員の農業就業率をみると(表5)、一六、一九才の男女の同率の農業就業比率は、高校進学率の男女比(四六年支庁平均、男六六

表5 年齢別の農業世帯員の農業就業率(48年)

	16~19才	20~24才	25~29才	30~59才	60才以上	
男	0.5~1ha	18.5%	23.0%	31.8%	63.9%	68.1%
	1~3	31.9	44.5	58.0	85.0	75.1
	3~5	45.0	69.5	79.2	98.1	72.7
	5~7.5	47.4	76.5	86.6	95.9	71.0
	7.5~10	54.7	81.9	88.0	96.9	71.7
	10~	68.3	89.8	94.5	98.6	72.4
女	0.5~1	19.3	31.7	54.9	88.1	62.4
	1~3	30.1	46.4	73.4	93.9	60.4
	3~5	41.5	61.1	86.0	96.1	55.1
	5~7.5	43.5	68.7	88.0	96.0	53.0
	7.5~10	51.8	74.9	90.8	96.7	53.8
	10~	61.1	83.9	92.6	97.2	53.9

※ 農業基本調査から算定

％、女六三％)が殆んど一〇〇％に近いことと考え併せればよく理解できる。二〇、二四才の世代は、男女ともに、小規模耕地になれば、なるほど、農外就業率が高いことが推察できる。

とくに、この年齢層は、女子が農業就業している率が低く、「年頃の娘」が外をむいているために、後継ぎの嫁問題が存在することが、表をみただけでも推察できる(高卒後、その後農外就労というパターンに変わってきた)。先に指摘された育児リタイアの漸増があるとはいうものの、その中は大きくなく、二五、二九才と三〇、三五才の従事率の差が耕地規模が大きくなるに従って小さくなり、労働者家族と同じように主婦の育児期間中のリタイアがあるわけではない。そして、さらに四三年以降の五年間にまた、老人の就業率が高まっていることを特筆せねばならない(四三年では就学率は男女とも最高でも三〇％のラインであったが、四八年では男は六〇％、女は五五％で約二倍近くにもなっている)。婦人の就業率のみならず、老人の就業率の上昇は、農村における労働力不足を如実に証明するものでもある。一般的には、零細規模の農家の農業労働力の老婦化は、世帯員の兼業、

出かせぎのためという図式として理解されているところである。しかし、三ha以上層の老人の就労の増大は、

不足した労働力を臨時雇や常雇で充足できないところにある。(常雇雇用農家割合は、三五年八・三％、四〇年四・七％、四五年二・六％、四八年一・七％、臨時雇はそれぞれ四三・八％、四九・六％、五八・五％五〇・二％)かってから存続している労働力の交換(手間替)は、賃労働兼業の進行の激しいなか、手間をかえすことのむずかしい農家がその組織から脱落し、次第に減少してきた。(一ha未満層、三五年一〇・六％、四八年一〇・六％、一、三ha層、二八・五―二三・二、三、五ha層、三〇・六―二七・〇、五、七ha層、三四・一―二七・七、七、五、一〇ha層、三二・七―三〇・〇、一〇、一五ha層、二七・三―三三・八、一五、二〇ha層、一九・七―三八・九、二〇ha以上層、一六・八―四一・七)そして、規模の大きい農家では、機械を用いた共同作業を行うため必要人員が拡大し、手間替えという名の共同作業がすすんでいる。このような大規模経営では、大型機械の導入により、単なる省力化がすすんだのではなくて農作業の時間あたり作業量が拡大したのであって、必要人員はむしろ増え、そして老人、婦人がかり出されている。塩沢氏の研究から一事例を示せば機械化へすすんだトップクラスの酪農家の牧草時期の労働分担は次のようになっている。

- 牧草…… トラクター、サイドレーキ …… 経営主
- “ …… トラクター、ベロー …… 父
- 運搬…… 小型トラック …… 雇用労働、妻
- 乳牛の飼育・管理…………… 妹

この際に、妹が同居していなければ、乳牛の飼育・管理は全面的に妻の仕事になる。このように、基幹労働力年齢にある婦人は、経営主について、いかに農業経営にとって重要な位置にあるかを推察することができる。さらに老人といえども、菜園程度の野菜づくりだけに従事して

いては「まかたしない」のである。このように男子労働力が村に残って農業に従事しているからといって婦人の農業労働の比重は決して低くないのである。

三、深刻な農家における婦人労働の実態

そこで、労働時間についての資料をみよう。総労働時間は表6のように男女ともに減少の傾向にある。ただし10ha以上層は例外である。これはまさに、政府の農業政策通りに拡大に追いつけられなかった「ゴールなき拡大」の一面面である。小規模耕地層の労働時間が少ないのは、農外就労時間が、実際より少な目に報告されているせいであり、下層へ行くほど労働時間が短いと結論するわけにはゆかない。ちなみに、昭和四六年の製造業に従事する労働者（北海道）の実労働時間は二二、九〇八時間であり、四七年度・農家の労働時間と比較すると、それを下まわるのは、婦人の場合も含めても、2ha未満層だけであって、あとはそれをオーバーし、10ha以上層の男子は約一・八倍にもなる。

婦人の労働時間を男子と比較すると（表7）この一二年間、殆ど変わらない。というのは、農業労働の省力化がすすんだ部分は、主に耕耘や刈取りなどの男子が従事していた部分なのである。かつて畜力（注）に依存していた部分である。

（注）畜力と動力の対比を四〇年と四七年比較したのが表8である。畜力を一とした場合である。

婦人の労働は以前から、補助労働が多くもともと手作業であり、この部分はいまだに手作業として残っている。そのために除草作業の薬品化以外は余り軽減されてはいない。このような農業従事時間の現状のなかで、家事・育児労働は十分行いきることができるのであろうか。「年間一、〇〇〇時間前後の差があっても当然」と栗原友子

表9 農村婦人の労働時間の変化 (35年を100)

		自家農業	御手間替	賊益公用
0 1 2 ha	35年	100.0	100.0	100.0
	40年	63.6	56.9	210.0
	45年	51.5	60.0	640.0
	47年	44.3	25.8	600.0
2 3	35年	100.0	100.0	100.0
	40年	65.9	105.4	34.6
	45年	63.4	63.4	34.6
	47年	55.0	116.4	74.0
3 5	35年	100.0	100.0	100.0
	40年	82.3	127.1	254.5
	45年	67.9	67.9	191.0
	47年	61.9	52.5	227.3
5 7	35年	100.0	100.0	100.0
	40年	77.2	80.4	442.9
	45年	69.8	69.8	171.4
	47年	80.4	83.6	442.9
7 10	35年	100.0	100.0	100.0
	40年	77.2	57.4	444.4
	45年	77.9	77.9	277.8
	47年	77.2	36.1	244.4
10 ha 以上	35年	100.0	100.0	100.0
	40年	136.6	153.2	330.0
	45年	125.9	64.5	250.0
	47年	128.6	119.4	300.0

※ 農家経済調査より算出

表6 農家の総労働時間 (35年を100とした)

		0~2ha	2~3	3~5	5~7	7~10	10~
男	35年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	40年	94.1	69.0	87.5	97.8	80.0	131.0
	45年	75.0	65.4	89.2	83.0	79.0	125.0
	47年	75.8	52.1	84.6	66.2	77.8	127.1
	(実時間)	1,990	2,310	2,915	2,510	3,355	4,072
女	35年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	40年	86.8	64.5	88.5	85.1	80.2	127.2
	45年	74.9	60.4	79.1	71.1	77.5	124.7
	47年	83.8	74.6	81.7	78.9	85.1	120.5
	(実時間)	1,511	2,515	2,234	2,364	2,518	3,050

※ 農家経済調査から算定

表7 総労働時間の男女割合 (男を100とした場合)

	0~2ha	2~3	3~5	5~7	7~10	10~
35年	68.6%	76.1%	79.3%	84.2	75.3	75.0
47年	75.9	108.8	76.6	94.2	75.0	74.9

※ 農家経済調査から

表8

	0~2ha	2~3	3~5	5~7.5	7.5~10	10ha~
40年	1.6	1.4	1.3	1.1	1.5	1.2
47年	64.0	39.1	21.9	111.5	103.8	192.2

児労働は十分行いきることができるのであろうか。「年間一、〇〇〇時間前後の差があっても当然」と栗原友子

表 9

0	35
1	40
2	45
3	47
4	35
5	40
6	45
7	47
8	35
9	40
10	45
11	47
12	35
13	40
14	45
15	47

表 10 壮警町上久保内米部落の農家主婦の生活時間 (14名)

	年平均一人あたり時間	農繁期時間	農閑期時間	目標時間
生理的生活時間	9.48	9.20	10.12	11.00
すいみん	7.35	6.47	8.00	8.00
食事の廻り	1.32	1.34	1.28	2.00
身体の廻り	0.15	0.15	0.33	1.00
家事作業時間	0.26	0.44	0.11	
食生活	5.26	3.14	8.17	5.00
住 "	2.08	1.42	2.52	3.05
家 " "	1.37	0.28	3.08	0.48
家庭運管	0.40	0.24	0.54	0.22
家族の世話	0.07	0.03	0.12	0.20
家の運管	0.33	0.25	0.44	
その他	0.21	0.12	0.27	0.25
農作業	5.50	10.46	0.36	6.00
社会的文化的生活時間	2.56	0.40	4.55	2.00
交養娯楽	1.42	0.28	2.58	
際出	0.38	0.08	0.37	2.00
外	0.46	0.04	1.20	

※ 「生活改善の歩み」48年3月北海道から

表 11 洞爺村字洞爺の農家主婦の生活時間 (24名)

	6月7月上旬	10月中旬	目標時間
生理的生活時間	8.54	10.10	11.00
すいみん	6.12	7.10	8.00
食事の廻り	1.59	2.12	1.20
身体の廻り	0.22	17	0.40
農作業時間	0.21	30	1.00
食生活	11.26	9.48	4.20
住 "	2.56	2.32	5.31
家 " "	1.33	1.43	3.05
家庭運管	0.17	0.21	0.22
家族の世話	0.20	0.15	0.58
家の運管	0.08	0.07	0.20
その他	0.06	0.04	0.20
農作業	0.01	0.02	0.05
文化的時間	1.15	1.30	3.30

※ 前掲「生活改善の歩み」から

氏は、家事時間を入れた男女の労働時間差を、こうのべている。(「労働農民運動」七二・三、「農業生産を担う婦人」) 差そのもので見れば、7ha以上層の婦人たちは男子との比較でみれば、この条件を満たしているが、しかし、この数字が先きのべたような男子の過重労働が基準になっている「相対的数字」であることを忘れてはならない。婦人が投下労働量を著しく増加させている分野(殆んど層にわたって)は、賦役、公用の項目である。このことは、経営の小さい農家では、母ちゃん農業として営農の全責任を負って、対外交渉にあたる。一方、大きい農家でも、共同作業等に依存する割合が大きく、「機械に弱い」母ちゃんでも、無理やり機械を中心とした作業体系、人間関係の過程に組み込まれ、かつての「自家農業」という小さな枠の中に父ちゃんの庇護の下に働くというだけでは不十分になってきており、対外的な面でも責任を果す部分が増えてきている。(表9) このなかで例外的な二・三ha層は、夫の兼業先については臨時的賃労働や恒常的賃労働が多い層であり、大事などころ

は「父ちゃんまかせ」を存続させていると考えられる。自家農業の労働時間を大巾におとしている3ha未満層は、農業労働の軽減を他へ就業することで埋め、基本的には農家の主婦の労働は過重である。四七年の北海道農家生活改善交換研究協議会のなかで発表された農村婦人の生活実態の報告に於ても、まず労働時間の多さについての指摘がある。牛の頭数が多くなると、機械化されても、やはり主婦の労働が、家族労働の中心であり、そのために過重労働になっていると、稚内市の村上たけさんや鶴居村の鈴木美千子さんが報告。トラクター組合も結成されたが、かえって機械に追いまわされて忙しい思いをした。と新得の酪農家安楽ヤスさんも報告している。水田を中心として作付している壮警町での主婦の生活時間は表10に示したようになっていて、畑作を(高級菜豆や小豆)中心として営む洞爺では、表11のようになっていて、

夫が出稼ぎにいったら、妻が酪農をやっていた函館の柴田ファミエさんの場合は、一日平均睡眠五時間、家事三、五時間、自由時間〇、ニワトリにかかる時間三・五時間、酪農に一二時間かわっている。乳牛を四七頭かっている上土幌の渡辺倍江さんの場合は、年間農作業従事時間は、平均七時間である。いずれの場合にも、農業労働時間が長く(注)「牧草の收穫

表 12 血液比重に関する調査
— 美瑛町共和の事例 —

	47年2月7日～2月10日			47年6月16日～6月17日		
	測定人員	正常値以上	(割合)	測定人員	正常値以上	(割合)
計	514名	459名	89.3%	171名	55名	32.2%
男	82	66	91.0	43	11	25.6
女	432	393	89.3	128	44	34.4

※ 前掲「生活改善のあゆみ」から

期には長女を車にのせ畑に連れて歩き、日射病で吐かれたりしてつらい思いをした(渡辺さんより、「乳のみ児をかかえただ夢中で働きましたが、いくら若さと意志があっても女の体には大変な重労働」(柴田さん)であって、農繁期には、体重の減少や血液比重の減少などがあらわれている。

(注) 伊藤セツ氏が『賃金と社会保障』誌七四年四月上旬号で、兼業と農業の双方に従事して健康が保てないと大問題となっている本州の農村の農家の生活時間を研究した稲葉ナミ氏の調査報告結果を報告されている。それは、収入生活時間七・四〇、生理的生活時間八・七九、社会的文化的生活二・五七、家事的生活時間三・三九の数字である。これと先に示した表と比較しても殆ど変わらず、専業農家ゆえに問題は少ないのではなく、専業農家ゆえに問題は大きいのである。

北松山の報告では、労働の山が五、六、一〇月にあり、その時期には体重が平均五kgも大中に減少すると。(大塚幸子さん)畑作の小清水町の植村晴子さんの報告では、五、六、七月と、一月には自己最高体重を六・八kgも減少させた報告(これは、四三年の調査結果であり、四六年には、いろいろ努力した結果一・七kgの減少に押えられるようになったのだが……)。そして献血のための血液検査を農閑期に行ったところ、道平均を大きく上まわり得意に思っていたが、再度、農繁期に行ったところ、表12のように大中に問題がある人が増えたという美瑛のような実例もある(梶田テルさん)。

しかしながら、過重労働とは知りつつ、日々を過ごしてゆくためには、保健薬などに依存する度合が高まる。実際、筆者が四五年に、水田中核地帯である深川市の一部を調査した際に、組合勘定の範囲内だけでも消費していた保健薬費、年間五、〇〇〇円以上が八戸、三、〇〇〇〜五、〇〇〇円が五戸、二、〇〇〇〜三、〇〇〇円三戸、一、〇〇〇円未満二戸という実情であった。家計費全体の中でも、保健衛生費の支出は農家経済調査によると、五一%で全国四・三%をこえており、治療費及び手術料は全国の一六・五・四%、売薬の消費は一六七・五%であり、健康破壊が著しく進行していることを示している。

このような肉体的な負担の大きさに加えて最近の農業政策のもとで、農業に従事することの不安、後継ぎがいない、花嫁がこない、というなかで、精神的負担も増加し、若月俊一氏によって最近の農夫症は、ノイローゼ的要素が強いと指摘されるようになっていく。

具体的に、農家の主婦の一日の暮しをみてみよう。名寄から一時間、吹雪の宗谷線の小さな駅から約一km入った音威子府村の〇さん宅をたずねた。成牛二〇頭を飼う酪農家〇さんの農繁期の一日は、朝五時、炊飯器のスイッチを入れるところからはじまる。すぐ、牛舎へいって、掃除搾乳(これは、ミルクカーを使って五〇分から一時間はかかる。)そして放牧をする。(時々、中三の三女が牛に声をかける程度の手伝いをしてくれ)そして七時に食事。(朝食は、みそ汁は、隣駅の中学校へ通う(教員)長女が必ずつくる。長女は中三の三女の弁当もつくる)一時間して、牧草しごとにとりかかる。牧草(一二ha)は、刈る——反転する——たばねるといふ三行程を主に機械で行う。これは夫の仕事になっている。かつては機械の共同利用もしたけれど「ここは朝おそく出てくる」とか「面積が違う」とゴタゴタして、結局、皆、個々人が機械もちになつて〇家では、ペーラーだけ人にたのんでやってもらおう。この牧草しごとは、天気まかせなので「いい天気」となったら、馬鹿に忙しいという。昼は、

うに大巾に問題がある人が増えたという美瑛のような実例もある（梶田テルさん）。

ろくろく休まずに昼食だけとる。たいてい何を食べたのか記憶にないほどだ。夕方、牛を電牧からぼってきて、搾乳して、ようやく七・三〇に家に入って食事をする。この間に、牛をみて、人工受精した方がいいとか、病氣らしい、とか気を配って、獣医に電話するのはOさんの仕事だ。

夫は、牧草、サイレージの際の機械操作以外は、夏は土方仕事に出て、冬は失業保険をもらえらるほど働く。こんな風に繁殖動物の世話を中心にするのは、この辺の酪農家では母ちゃんの仕事で、父ちゃんはいまちゅう飲んで寝てしまえばいいもんさと、父ちゃんより、母ちゃんの方が熱心だと、朗らかな声で笑いとばした。デントコーンは、手刈りで、Oさんが刈って、あと夫に運んでもらい、サイロへの積み込みは、娘たちにも手伝ってもらう。葉っぱを乳牛に食わせるののいいと思っ作ったビート五aはOさんの責任、防除もミスト機をしょってやったという。八一才の父が元気で、家で食べる野菜畑を管理して、野菜はきらさずあるし、炊事は三女と長女にまかせてあるという。しかし苦しい時もあったと、昭和三八年に、家庭の仕事を担当していた母にばかり死なれた時のことを話してくれた。牛は四ノ五頭、澱粉工場をやっている、長女小二、二女四才、三女一才で、いつごはんを食べたかも分からんし、風呂をたく時間がおしくて、風呂などたい覚えはないと。朝おきてすぐ工場にいった、牛もすっかりやせてしまし、夜中におむつを洗ったしとうとう四才の子は、よそにあずけた。生まれて間もない子は、朝おむつをかえたりして、おやつと布団をあてがって、四・五畳間のガラス戸の部屋に入れて畑に出る。午後学校から帰った長女がおむつと妹とを背にしょって畑へきたこともあった。と家事補助者がいない時といる時との違いを話してくれ「あの時は、自分の世界しか分からなくて、そこばかり見つめて苦労だけした」と、その時と今との比較を話してくれた。農閑期にも午前二時間、午後二時間の牛の管理はあるが、雪かきや牛乳出し（住宅、畜舎から国道まで一〇〇m以上もある）はお父さんがいて

O家では、ペーラーだけ人にたのんでやってもらう。この牧草ごととは、天気まかせなので「いい天気」となったら、馬鹿に忙しいという。昼は、やってくるので楽で暇だと、営農計画や、事業計画を責任もって考えて、家族員みんなに相談して、皆を大切にしたいと積極的である。

四、成長する新しい農村婦人像

農家の主婦でOさんのような積極的な人が今、典型的なタイプとなったのだろうか。Oさんも、村の中をみても、「父ちゃんの倍もアクセク働いても、自分の経営がどうなっているのかも分からない。『農協にいけば見られるよ』」っていても（組合勘定のこと）行くの恥しい」という婦人が、四〇代以上では圧倒的であるという。「こんな状態じゃ、困る。どんな馬鹿な父ちゃんだって、母ちゃんの知恵もかりればもっといい経営になるのに……」と。「三〇代の若い嫁さんは、違うのだが、どうも、四〇をこえているとね」とOさんは嘆く。さきにみた「生活改善のあゆみ」でも、家の年間収入も分からず、また営農計画にも参加せず、年間の家計費も分からないという主婦が半数近くもいると鷹栖町の三輪キヨミさんが部落内の五〇名の調査報告をしている。さらに、家計はまさかれない方がいいという人が二〇%もいることをあげている。

このように、農業経営上の問題も、農業の経営時間の長すぎるのも「父ちゃんの経営の手伝い」という観点からだけでは問題点を見い出せない。自分の足で自分の力でできることを見い出している農村の母ちゃんたちが、Oさんをはじめ、まだまだ典型的になってはいないが、出現してきたのである。農業の展望をもてるような農政にしてほしいと願いつつ自分たちの力でできることはしようという努力を結実させてきている。

月に一度の農休日をとることを申し合わせてから「疲れていても用事があれば休むことがなく、かといって仕事をしても能率が上らず、ダラダラと日を費しておりましたが、農休日ができてから、前の日に頑張っ

表13

	成牛	育成牛	ワリニト	豚	牧草	乳牛	ニワト	農業	小計	農業所得	農所得	家費	計費	余剰金
45年	8	7	300	-	4.2ha	180	110	-	290	99	20	119	72	-
47年	8	6	600	2	〃	516		2	518	158	0	158	111	47

ておき、あくる日にはゆったりした気持ちで心身を休めることができようになった」(白糠町、丸子富江さん)が、一日だけではなくもう少しふやし、代替日も設け、さらに、牛の世話で家族員の誰かが必ず残らなければ外出もできないからと、牛の世話など交替にできる条件をつくり、お互いの休養を確保したいと頑張っている。働きづくめ働けばという古い慣習を打ち破り前進できる眼をつちかっている。

そしてまた、自分で経営をみつめる眼は、出稼ぎしなくとも、この経営ならばやってゆけると、農業経営を見なおし、夫の出かせぎをストップさせた函館の柴田さんのような遅い農村婦人もあらわれてきた。彼女の家の出かせぎの前後は次のようになっていた。(表13)。夫が出かせぎをやめた結果、すいみん時間は三時間、家事一・五時間、自由時間四・五時間増加し家庭も明るくなったと報告している。出かせぎに夫をおくり出すつらさをあきらめず克服した強い母ちゃんの一人がそこにあるわけだが、このような強さを、集団の力でつくりだそうと努力している母ちゃん達もいる。

畑作専門の網走の一地方で、婦人だけの生産技術を学ぶ会をつくった。ハウスで、この地ではとれないと思っただけのロンやすいかにとり組んだのだ。つぎ木をしたり、肥料をやったりして……。この中で部員相互「協力し合う」ことを知ったという。そして「何ごとでもやろうと思えばやれる」と確信をもてるようになったという(合田満子さん報告)。常呂で

も(向節子さんの報告)食生活の問題(緑黄色野菜の不足)を克服しようと婦人たちが野菜づくりの研究をした結果、五年目の今では、トマトやキュウリが半月も早くとれ、とれないと思っていたスイカ、メ

ロンがとれるようになったと報告している。集団で資材を購入するから経済的であるし、お互い知ったことは知らせ合うという協力する態勢ができ上がり、女の集まりにつきもののウワサ話を克服できたと報告。このような経営者としての努力はすべて夫まかせではなく、自ら主体的力量を身につけた婦人たちがふえてきていることは、専業農家の中の婦人の地位の向上のための一つの方向であると思われるのである。

五、進行する農家の生活破壊

しかし、多くの場合、農業労働の方が重くなればなるほど、家庭内労働にしろよせがいくのが実情である。個人的「解決」としては、農家の主婦が家庭内労働の担い手である現実では、そこにしろよせがゆくのほにみえて明らかであるからだ。一方、家庭内労働の合理化を金銭化で代替する家庭電気製品を中心とする耐人消費財が農村を市場として潮のように入ってき、その購入費用のために経営を拡大し、日夜働かねばならなくなる「貧困」を伴ってもいる。

(注) 四五年の全国農業地域別耐久消費財(一〇〇世帯あたり)を農家経済調査報告からみると表14に示したように、全国水準と殆ど変わらない数字をみせている。しかし道内の都市部と比較すると、文化的なものが著しくおこなれているが、生活水準全体としてみればそれほど大きな遅れはないとみなければならぬ。

車は、北海道は僻地が多く、国鉄やバスの合理化で持たざるをえず、自動車費が家計費に占める割合も九・九%(全国七・五%)と高く、乗用車ライトバンがそれぞれ一〇〇戸につき三四・二台、三八・六台(全国二四・九台、二三・六台)と多い数を占めている。

農村婦人の家庭内労働でまずしろよせがいくのは、衣・住生活である。

「農村に生きる主婦たち」(山田桂子著)の中で、「着物やフトンなどを作る暇は全然ない。自分の作業衣でさえ既製品を買う」という愛知県の一日五時間しか睡眠時間をとれないハウス農家の主婦を紹介していた。

表14 全国農業地域別にみた耐久消費財 (100世帯あたり)

	全国	北海道
和洋整理茶鏡	250.4	145.4
だんす	116.9	79.6
洋服	132.7	88.6
整理	103.5	104.8
茶	116.5	94.0
鏡	104.3	73.7
座机(1人用)	133.3	134.1
腰掛机(1人用)	151.4	242.5
テーブル	31.1	73.1
応接セット	16.0	27.5
ベッソン	101.6	103.0
ミシン	74.0	60.5
糸編機	95.1	92.8
ストーブ類	109.7	132.2
電気コタツ	0.8	-
ルーム・クーラー	95.4	95.2
電気掃除機	83.5	70.1
電気冷蔵庫	79.0	59.3
電気釜	45.2	50.9
電気井戸ポンプ	21.1	18.6
カラーテレビ	97.1	89.2
白黒テレビ	22.0	22.8
ステレオ	2.8	-
ピアノ	14.0	6.0
オルガン	24.3	23.4
テープレコーダー	86.0	70.1
ラジオ	65.0	63.5
カメ	48.6	35.9
電話有線	36.3	47.9
普通	3,754	2,903.0
たじゆ市	97.6	121.6
たうた	131	-
ゆが	1,463	132
上水	97.1	12.6
扇風機	95.4	95.2
電気洗濯機	50.2	55.7

※S45年度北海道農家経済調査より

労働の手ぬきは、食生活に存在する。そして目に見えぬ婦人の家庭内

表15 主要耐久消費財普及率 (市部を100とした郡部) (%)

品名	普及率	品名	普及率
ト機庫機	(58) 98.2	換電子	(38) 78.0
掃除機	(94) 100.0	ガスレンジ	(5) 80.0
冷蔵庫	(98) 99.0	湯沸し器	(73) 89.4
洗濯機	(99) 101.0	シンク(電動式)	(34) 83.3
ストーブ	(97) 101.0	ミキサー	(29) 83.8
テープレコーダー	(85) 96.5	オーディオ	(32) 84.8
ビデオ	(45) 97.8	ステレオ	(46) 87.2
カメラ	(7) 100.0	トランジスタラジオ	(75) 87.1
アミノ酸	(6) 100.0	電気ガス炊飯器	(80) 111.7
8ミリ・16ミリ撮影機	(34) 94.3	電毛糸編機	(51) 114.3
ミリ・セツト	(48) 88.0	毛ベージュタン	(60) 101.7
煙草	(67) 92.5	電毛ベージュタン	(65) 89.2
流し台	(76) 105.3	(1畳3千円以上)	

(注) 1 道開発調整部「主要耐久消費財調査」による。
2 ()の数値は市部の実数である。
「道民生活白書」(S48年度版)から

表16 農家の家計費の増大 (35年を100)

	35年	40年	45年	47年
家族計費	100	173	311	380
食費	100	143	209	200
被服費	100	154	241	338
光熱・水道費	100	169	237	257
借地料・宅地修繕費	100	405	857	945
家財・家具	100	2,040	2,761	3,555
保健衛生	100	-	310	341
学費	100	-	426	503
教養・娯楽	100	-	391	559
贈答・送金	100	-	6,141	8,371
交通・通信	100	-	444	579

※農家経済調査から算定

「生活改善の歩み」にも、万年床であったり、フトンを手した事がないという事例が二〇%もあるところが紹介されている。(中頓別・十倉とみさん)住宅の新築がすすみ、家具、家財が入ってくる中で掃除や管理の手ぬきが行なわれている。表16は、家計費の移り変わりを表にしたものである。ここで見ると、全般的な増加のなかで、住宅費、家財・家具費、交通、通信費、教養・娯楽費、学校教育費、贈答費の大巾なびをみる事ができる。新築の住宅が冬期各室暖房にして、家族構成員のプライバシーが守られるように考えられて建てられた数は少く、空間的なゆとりだけでなく、実態的保障の点ではまだまだ問題を持っている。衣生活では、寒さに関係する項目(例、毛糸セーター、オーバーなど)以外で、本州より北海道の方が水準の高い項目はほんのわずかである。特に女ものは...。北海道の農村婦人は被服に関しては特に「辛抱」である。理美容費も全国水準を下まわる。兼業先におしやれをして通勤するといった余裕はなく、農業に従事しては、オシャレも「辛抱」している。というよりむしろ時間がない、といった方が妥当であろう。(四五年の農家経済調査からみた)。このように、住宅、家財が新しくなっても、それをフルに使ひこなせる状況がないなどのアンバランスを内在させて、被服費のように、ガマンをしようするような状態も一方である。

うと婦人たちが野菜づくりの研究をした結果、五年目の今では、トマトやキュウリが半月も一ヶ月も早くとれ、とれないと思っていたスイカ、メ

一日五時間しか睡眠時間をとれないハウス農家の主婦を紹介していた。

表18 農家の租税・公課の増額(35年を100)

		租 税	寄付金及び 部落協議費	社 会 保 険 費
0 1 2 ha	35年	100	100	100
	40年	1,390	132	318
	45年	7,610	168	730
	47年	24,990	(152)	611
	実 数	254.9千円	(3.8)	16.5
2 1 3	35年	100	100	100
	40年	1,920	133	480
	45年	2,950	148	107
	47年	4,050	(170)	116
	実 数	77.0千円	(4.6)	17.4
3 1 5	35年	100	100	100
	40年	144	103	295
	45年	431	133	995
	47年	404	(60)	980
	実 数	103.9千円	(2.4)	19.6
5 1 7	35年	100	100	100
	40年	158	165	173
	45年	407	194	370
	47年	498	(125)	595
	実 数	128.1千円	(4.0)	23.8
7 1 10	35年	100	100	100
	40年	85	93	408
	45年	233	159	160
	47年	318	(50)	189
	実 数	126.0千円	(4.0)	22.7
10 ha 以上	35年	100	100	100
	40年	77	90	480
	45年	213	118	215
	47年	229	(42)	203
	実 数	133.0千円	(2.5)	22.3

※ 農家経済調査から算定

ただし47年の寄付金のみの集計

努力をすすめていると、浦臼の佐藤ユキコさんが報告している。こうして、自らとれるものを最大限に利用したいと、村へ補助を申請して、部落で共同で、冷凍庫を設置し(一戸あたり七〇〇ℓ程度)そこで、調理法、共同調理へと発展させてきたと、鶴居村の鈴木幸子さんたちは豊かな食生活への夢を描きはじめています。

表17 動物蛋白質の摂取状況

	全 国	北海道
魚 貝	27.4%	28.3%
塩干・魚	8.7	8.9
かんづめ・つくだに	4.5	6.6
ちくわ・かまぼこ類	7.1	6.9
肉 類	19.8	11.1
乳・牛乳	32.5	36.2
総 計	100.0	100.0
価 格	75,723円	920円

※ S45年度北海道農家経済調査よりこの全国と北海道の価格の差は物価の問題もあるの大きな趣意はないように思うのである。

家計費上でも表16をみるだけでも、いかにしわ寄せがいつているかがわかる。食の問題は先にのべた健康状態と直接的に結びつき、おろそかにできないにもかかわらず……。

四五年の北海道農家経済調査報告に細目についての

うちゅう、ウイスキー、合成清酒が多く飲まれている。菓子、清涼飲料水、果物(リンゴ、バナナ、ナシ)についても多く飲料水は全国の二・五倍である。

米がとれないところでのイモ、雑穀依存が残存している。更に、動物蛋白を、塩干魚、野菜類を漬物でとる傾向がある。遠隔地農村の食生活の貧困をそのままもっている。そのような旧いわば農村型食事に加えてインスタントラーメン、清涼飲料水という有害食品として問題になっているものを全国水準をかなりオーバーして摂取しているのである。植付けすれば地元でもとれる豆類、北海道の豊富な水産資源である海藻類の消費の少なさは、調理者の調理時間の不足の一つの証明であろうと思われるのである。

酪農専業地帯では、規模拡大によって、野菜づくりもままならず、購入野菜にたよってしまい、調理の間がかかる緑黄色野菜の不足が目立っているということを主婦たち自身が、実情調査をするなかで見つけ出し、それを克服しようと、共同炊事を行ったり、共同購入を行ったりの

表18

0 1 2 ha	35	35	35	35	35	35	35
	40	40	40	40	40	40	40
	45	45	45	45	45	45	45
	47	47	47	47	47	47	47
2 1 3	35	35	35	35	35	35	35
	40	40	40	40	40	40	40
	45	45	45	45	45	45	45
	47	47	47	47	47	47	47
3 1 5	35	35	35	35	35	35	35
	40	40	40	40	40	40	40
	45	45	45	45	45	45	45
	47	47	47	47	47	47	47
5 1 7	35	35	35	35	35	35	35
	40	40	40	40	40	40	40
	45	45	45	45	45	45	45
	47	47	47	47	47	47	47
7 1 10	35	35	35	35	35	35	35
	40	40	40	40	40	40	40
	45	45	45	45	45	45	45
	47	47	47	47	47	47	47
10 ha 以上	35	35	35	35	35	35	35
	40	40	40	40	40	40	40
	45	45	45	45	45	45	45
	47	47	47	47	47	47	47

六 劣悪な共同消費手段と農村婦人の課題

このようにして、農村の婦人たちは、日々生活するなかで、努力を重ねてきているが、個人的努力だけではどうにもならない側面を見落すわけにはゆかない。表18は、租税・公課負担の増加を示したものである。農民一人一人の負担は確実に増加しているにもかかわらず、過疎化のすすんだ村むらでは十分な生活条件を確保できずにいる。

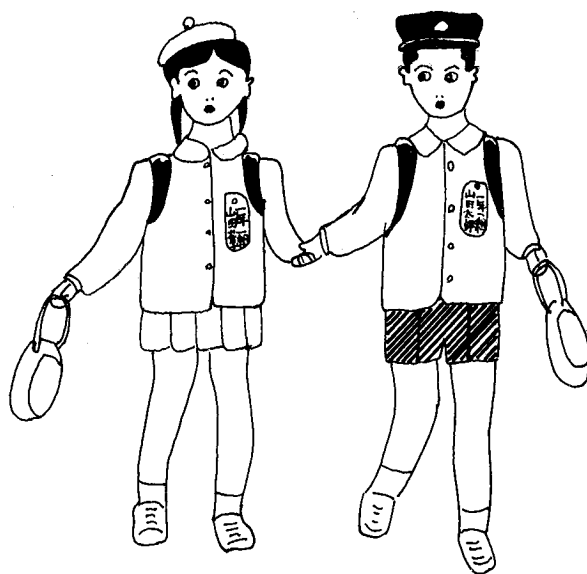
学校の整理統合がすすみ、遠いところから通学せねばならなくなり、小学校へタクシーで通学している子どもたちや、小学校へ入る直前に、雪どけの泥んこ道で自転車を習う子どもたちがいる。市町村の合併で「無医村」はなくなったが、無医地区はなくなり、そのために自動車を買わねばならぬ、という状況でもある。冬の除雪も、過疎村へゆけばゆくほど悪化し、通行不能、吹雪で電気が切れると生命にかかわる問題にもなるといった事態にたちいたっている。

子どもたちの育つ環境も、子どもの数が減っている今、上の子が順おくり子守をする実態はなく、保育所がのぞまれているにもかかわらずへき地へゆけばゆくほど条件が恵まれていない。

このようないわば農家の生活の外枠である共同消費手段の劣悪さは、家の生活部分の責任を負っている農村の婦人たちにどれほどの圧迫となっているか想像に難くない。

このような問題を克服できる地方政治の革新を支えるのもまた、農村婦人に課せられた課題でもある。

(名寄女子短大講師)



子どもたちは豊かな食生活への夢を描き始めている。

漁村で働く婦人の状態

西 条 武

はじめに

漁村で働く婦人は大部分漁業婦人として漁業に従事し、漁業生産を営み生活している。北海道の漁業就業人口十一万八千人のうち約四九%が婦人である。この漁村婦人のおかれた環境は漁業の厳しさを反映してますます悪化している。このことは漁村で働く婦人が重労働と前近代的な環境のなかで苦しんでいることを意味しており、今後ますますそれが悪化の方向にあると思われる。漁業の豊かな発展を願うものとして、単に漁村婦人のかかえる問題ということだけにとどまらず、広く国民的な課題として検討を加えていかなければならない問題だと考える。ともあれここでは漁村で働く婦人の労働の実態とそれによってもたらされた健康破壊を中心にふれることにする。

一、漁業破壊と婦人

我々の食卓にのぼる動物性蛋白質のうち、五一%が水産物であるといわれている。いかに食物摂取の内容が高度化し、畜産物の消費が増えたといえども、まだ水産物にかなり依存していることがうかがえる。昭和四十七年度の日本漁業の総生産量は一〇二六万トンで、全世界の生産量の七分の一となっている、これらの生産は、日本の沿岸漁業、中小漁業、

大規模漁業のすべての合計であるが、ここで対象とする「漁村の婦人」とは主として沿岸漁業を意味することになる。沿岸漁業の水揚げは昭和四十七年度増養殖漁業も含めて二七一万トン、ここに就業する漁業就業者は四二万人になる。うち北海道の漁業就業者一一八、四五〇名のうち女子は五八、一〇〇名、北海道沿岸の漁業就業者の約半数は女性なのである。

このことだけでもわかるように漁業は依然として「家族ぐるみ」の小生産零細漁業といえる。したがって漁業経営規盤は弱く、漁業をとりまく環境悪化にはまともにしびきがかかり、分解し、労働者へと転化する要素をもっている。漁業白書は日本漁業をとりまく問題点として四つあげている。「第一に消費が多様化、高度化しているのに中高級魚を受け持つ沿岸漁業が停滞し、価格上昇と輸入増を招いている。第二に公害等で環境の悪化がきわまったこと、第三に領海二百カイリの主張が強まってきたなかでの第三次国連海洋法会議等の国際環境の悪化、第四に石油危機の影響による燃油、資材価格の高騰による漁家経営の圧迫。」としている。ここで白書が指摘するまでもなく、このいずれもが示しているように漁業の将来はきわめて暗く厳しい。それは白書には一言半句もふれられていない。しかし、日本漁業、とりわけ沿岸は、大企業本位の高度経済成長政策のもとで、その漁業環境を油だく、ヘドロ、PCB、水

十七年度の日本漁業の総生産量は一〇二六万トンで、全世界の生産量の七分の一となっている、これらの生産は、日本の沿岸漁業、中小漁業、

銀、赤潮、埋立などの人為的破壊・たれ流しによって暴力的に破壊され、荒廃させられてきた。そして、そればかりでなく、それが自民党政治のもとにアメリカや日本の大企業のいいなりになって漁業の生産手段である燃油資材、漁船建造費等、漁業経営費の暴騰を引き起し、漁業種類によつては壊滅的打撃を受けるという状況を生み出している。この無慈悲な政策はすでに大資本の強蓄積をはかり、産業「合理化」とともに労働力流動化政策をおし進めるための漁業構造改善事業やその他の施設として、北海道では昭和三十九年から、具体的に巧妙に展開されている。これ以後、生産人口の急激な減少は、いや応なく婦人に休息なしの労働を強い結果となっている。

北海道の漁業がいかに破壊されているか、まず第一に生産漁場環境をみてみよう。北海道は他県からみて海はきれいで、漁業にとつて最適地であると思われるがそうではない。北海道における漁業公害は、現に被害が発生しているところだけでも一二〇ヶ所、道内のありとあらゆる河川、沿岸、湖沼に及んでいる。それも主な汚濁源は、製紙工場へドロ、石油廃水汚染、製鉄廃水、火力発電温廃水、軽金属洗滌水、カドミウム、鉛、銅廃水、水銀廃水、工事土砂廃水、し尿処理廃水、下水処理廃水、澱粉処理廃水、家畜ふん尿処理廃水、ビート処理廃水、炭鉱山処理廃水などここに列挙しても枚挙にいとまがないほどたくさんある。これらの影響によつて、サケ、マス、シシャモ等遡河性魚類にとつてはもちろん、周辺からふ化放流した稚魚にとつても、また自然産卵した魚にとつても、北海道の河川はすでにその住み家ではなくなっている。さらに塩海工業地帯の造成による海浜の埋立堀込みは道央、道東、道北、道南全域にわたつて進められている。加えて火力発電所、原子力発電所の建設も大企業本位の第三期北海道総合開発計画に沿つて大規模にかつ強引に進められつつあり、周辺の漁民はいま、生産の場を永久に失わないうちに闘っている。道内一四〇の漁協婦人部三万人で組織している漁協

れられていない。しかし、日本漁業、とりわけ沿岸は、大企業本位の高度経済成長政策のもとで、その漁業環境を油だく、ヘドロ、PCB、水

婦人部員は「海をきれいにする運動」を昭和四十七年から大がかりにとりこんでいる。自らの生産の場を守り、奪われまいとする姿勢は漁協青年部をも動かし、今日それは全国的な漁村婦人のスローガンとなつてとりくまれ、高く評価されている。

第二に自民党政府の対米追従、独占資本奉仕の高度経済成長政策は底なしの物価高、インフレをまねき、漁業資材、器材、漁船建造費の高騰等、さらに石油危機を招き、燃油、漁網などを一気に二〜三倍に引き上げてしまった。その反面魚価は依然としてその経費増に見合った価格にはならず低迷を続け、漁民は深刻な経営危機を訴えている。「古平地区漁業経営危機突破促進大会」では漁民、婦人、青年が三百人集まって、国、道に対して三つの決議をしている。①魚価安定までのつなぎ資金の融資、②漁業近代化資金の償還を魚価安定までたな上げすること、③抜本的な魚価維持対策、などを要求している。同じく根室管内漁業経営危機突破大会、全道漁業経営危機突破大会、全国漁業経営危機突破大会が相続いで開催され、漁業破壊に対する漁民の怒りをぶつけた。この高まりの特徴は、表1、表2の通りやり切れないほどの経営費の値上がりに対する魚価安という状況が今迄かつてないほど深刻に広がっていることへの怒りと、「家族みんな参加する」すなわち婦人も組織的に積極的に参加しているところに闘いの質的な変化がみられるのである。

表1 1 昨年4月を1とした昨年7月の漁業用資材価格

燃油類	2	倍
ロープ類	1.7	倍
包装資材	1.7	倍
浮玉類	2.3	倍
衣料ゴム製品	1.8	倍
漁網類	2.2	倍
籠類	2.4	倍

表2

鮮魚価額値下がり状況

品名	調査年月(価格1kg当り)	調査年月(1kg)
すけそう	48年1月 40円	49年1月 36円
鮮にしん	同 4月 180円	同 4月 80円
冷凍えび	同 7月 1,211円	同 7月 815円
鮮はっけ	同 5月 59円	同 5月 44円
冷凍つばい	同 7月 280円	同 7月 240円
冷凍れいか	同 7月 85円	同 7月 65円

いづれも古平漁協調べ

(赤旗 74, 8, 7付)

二、漁村婦人の生活

漁業の種類に応じた作業と生活

沿岸漁業はその生産高が日本漁業の総生産の約三割にしか達していないが経営体数は約八割、そのすべてに近いものが家族漁業である。したがって婦人も重要な働き手として男とともに朝から夜の暮れるまで重労働の連続とならざるを得ない。そしてその作業（労働）もそれぞれ異っており、したがって生活のリズムも漁業の種類によってはかなり異っている。

（漁船漁業漁家）

漁船漁業漁家もその中に専業と兼業があり兼業はその漁業だけでの所得で生活出来ないことから、半農半漁や賃労働者として工場に勤めたり、近くの漁業に雇われたりする。北海道の兼業漁家は四十八年度一二、二〇〇名全漁家の三六%になっている。この場合婦人の働いて得た収入も含めて云っている。

専、兼業にかかわらず婦人の労働はそのなかではとてつもなく厳しい。同じ漁船漁業でも刺網漁業、釣漁業の差はあるが婦人の陸での労働はその漁期に入ると寸刻を争う多忙をきわめる。刺網漁業は魚が細い網目になんがらめに巻きついたものを岸壁でどんなに寒風ふき荒れても雨が降ろうとも鮮度を保持し次の漁に備えて家族総出ではずず作業である。根気よく魚を痛めないように冷たい岸壁にペタリと座って延々と続く作業である。その作業の良し悪しでセリ値が上下するから真剣そのものにならざるを得ない。さらにその網の修理も又大変な作業だ。労働時間は刺網の漁場の遠近、漁獲対象物の種類にもよるが、おおむね早朝三時〜五時位に船を出し漁場に網を刺す。そして昨日なり数日前に刺した網を引き上げる。この作業は男の仕事だが地域によっては例えば羅臼前浜のカレイ刺網漁家の約四割は婦人も夫とともに船に乗り、沖に出て、

網を刺す作業をしているといわれる。早朝の出漁はたいい組合の荷捌き（セリ）業務に合せて、操業が行われているからとてつもなく早く、それだけ鮮度も良く値も良くなる。結局消費地の店頭で並ぶ魚を逆に追うと漁師がなぜ朝早くから漁に出るかがよくわかる。その日に獲ったものがその日に一番値がよく、その日に店頭で並ぶシステムである。この最も大きいしわよせは夫より早く起きて火を起こす漁村婦人にかかっているといわねばならない。早起きだから昼寝をしているわけでは決してなく、陸での作業は休息させてくれない。健康破壊はしのびよってきている。これは釣漁業においても同じだがやはり作業の重要な部分は婦人がなっている。すなわち長さ十メートル、百メートルと長い糸に数百本、数千本の釣針が結びつけられる。この針に餌をつける作業、これも婦人や老人、子供の仕事となる。

漁船が沖から帰る頃、トランシーバーで直接家族と船が交信し合うが、組合の無線局に問い合わせるかで帰港時間をキャッチし、箱や氷などを用意し、リヤカーや車で出むかえるのは婦人の仕事となる。また国や道に何十回の陳情にもかかわらず漁港をもたない地域では砂浜に船を巻きあげるため巻きあげ機にワイヤーをセットして待つ。船が着くとゴム長に腰まで海につき婦人は夫とともに船を引き揚げる。これも危険で重労働である。作業中ワイヤーが外れ船の下敷になって死亡した婦人が道南にいる。

（浅海養殖漁業漁家）

浅海漁業は自然採取と養殖とに分かれるがこれらはさらにそれぞれ海藻類と貝類に大別される。いわゆる「とる漁業」から「育てる漁業」への転換が最近急激にはかられてきたなかで従来からのコンブ、ノリ、ワカメ、ホタテ、カキ等はすでに養殖として企業化されている。いずれもがその生産過程は採苗から管理、採取から製品化に至るまでの労働は並々ならぬものがあり婦人の手がなければ成り立たないといっても過言で

浜のカレイ刺網漁家の約四割は婦人も夫とともに船に乗り、沖に出て、

はない。ホタテの代表的な生産地噴火湾の養殖地帯の共通の悩みは「陸上の処理作業に労務者不足があらわれている」（豊浦漁協礼文支所）
 「妻にこれ以上無理をかければたおれてしまう」（長万部の一漁民）といわれている。コンブ採取地帯にも最近石油を燃料とする乾燥機が導入されてきているがこの結果機械につかわれ、休息の暇がなくなり婦人の過労は倍加したといわれている。根室管内歯舞地区の七〇%の漁民の家計を支える主要漁業はコンブ採取でこの婦人三二六名が答えているアンケートによれば最成期の一日の労働時間が十時間、十一時間、五九人、十八%、十二時間、十三時間、四十人、一二・三%、十四、十五時間、三十三人、一〇・一%、十六、十七時間、十一人、三・四%、十八、十九時間、二人、〇・六%と答えている。すなわち一日の労働時間十二時間以上の者が二六・四%も居ることである。そしてこれら三二六人全員の最も多忙な時期の睡眠時間は五時間と答えたもの一三八名、四二・三%、三時間と答えたもの十一名三・四%となっている。この場合の家の炊事作業は婦人自身がすると答えたもの一八七名、五七・三%となっているがこの他の家事はもろろんこの婦人自身の上にかかってくるものである。すなわちコンブ採取漁家婦人の労働のほとんどは海藻乾し作業、加工、結束作業にあてられ、その他ウニのむき身作業、ノリすき作業、いずれもそれは男と何ら変わらない重いものとなっている。

三、漁村婦人の健康破壊

漁村婦人は漁業生産のない手として重労働を強いられているが、その要因は高度経済成長政策のもとでの資材、燃油の高騰、漁業環境の破壊、そして魚価の低迷である。北海道沿岸の漁村婦人の一番忙しい時期の睡眠時間は、表3の通りであるがこの調査によると五時間が五五・三%、三時間六・三%、ほとんど眠らない人を加えて六三・二%、七五・八八名が五時間以下の睡眠時間のなかで重労働をしていることになり、当然の

かその生産過程に採査から管理、採取から製品仕に至るまでの労働に並々ならぬものがあり婦人の手がなければ成り立たないといっても過言で

ことながら表4の通り健康破壊がひどい。これによると、体の症状について、最も多い自覚症状は「肩こり」で九三・一〇人、七七・五%の婦人が訴えている。次いで「腰の痛み」六八七四人、五七・三%、「めまい」四九八四人、四一・四%、「手足のしびれ」四四三二人、三六・九%の順になる。ほとんどの婦人が何らかの症状を訴えているという驚くべき状態なのである。さらにこれらの婦人が今迄にかかった大きな病気体験によると一二、〇〇〇人のうち一七、二二三回の病気体験一人平均一・四回体験していることになる。これも実際病気をしたと答えた人七四〇七人（病氣したことない二〇〇〇名、解答なし二六〇〇名）を差引いて平均でみると一人平均二・三回となり、心臓病、痔、高血圧、胃疾患、婦人科系病氣、貧血、リウマチ、低血圧の順になっている。このような状況のなかで「病院に行かない理由がある」とすれば何かの間に「忙しくて暇がない」と答えたもの一八二七人

表3 漁村婦人の睡眠時間

	調査人員	睡眠時間				不明 解答なし
		ほとんど 眠らない	3時間位	5時間位	8時間位	
樽山	1,738	9	130	969	503	127
函館	873	7	143	447	213	63
室蘭	2,350	20	106	1,172	874	178
日高	374	4	16	213	123	18
釧路	881	4	46	477	269	85
根室	1,495	5	67	928	418	77
北見	1,259	12	96	750	328	73
稚内	801	5	45	412	252	87
留萌	1,679	9	80	1,050	448	92
計	557	3	26	337	151	40
計	12,007	78	755	6,755	3,579	840
%	100%	0.6%	6.3%	56.3%	29.8%	7.0%

全道婦人部による「健康を守る基本調査」より73・8

イ				ウ				エ			
腰が痛い				手足がしびれる				夜尿の回数が多い			
いつもある	ときどきある	全くない	不明 解答なし	いつもある	ときどきある	全くない	不明 解答なし	いつもある	ときどきある	全くない	不明 解答なし
348	624	413	353	162	439	652	485	105	262	786	585
152	395	82	244	72	203	163	435	54	134	189	496
456	838	898	158	203	557	1,440	150	172	460	1,568	150
113	131	39	91	51	111	58	154	28	66	76	204
227	329	80	245	114	259	147	361	60	184	193	444
282	407	155	651	154	428	324	589	90	271	400	734
247	565	179	268	149	396	341	373	89	240	467	463
171	296	92	242	111	213	152	325	60	131	211	399
293	648	215	523	145	460	403	671	97	293	482	807
120	232	59	146	53	152	127	225	33	98	146	280
2,409	4,465	2,212	2,921	1,214	3,218	3,807	3,768	788	2,139	4,518	4,562
20.1%	37.2%	18.4%	24.3%	10.1%	26.8%	31.7%	31.4%	6.6%	17.8%	37.6%	38.0%

ある		キ				ク			
		めまいがする				腹がはる			
全くない	不明 解答なし	いつもある	ときどきある	全くない	不明 解答なし	いつもある	ときどきある	全くない	不明 解答なし
660	545	124	524	587	503	85	360	728	565
160	394	52	262	141	418	61	204	171	437
1,439	172	226	753	1,212	159	168	500	1,534	148
73	178	49	125	59	141	26	84	74	190
172	397	77	312	131	361	60	210	189	422
328	677	125	586	268	516	72	320	406	697
385	419	89	412	379	379	72	304	433	450
168	362	50	272	153	326	51	184	175	391
443	741	101	594	336	648	87	408	399	785
113	262	41	210	97	209	25	132	127	273
3,941	4,147	934	4,050	3,363	3,660	707	2,706	4,236	4,358
32.8%	34.6%	7.8%	33.7%	26.2%	32.3%	5.9%	22.5%	35.3%	36.3%

一五・二で最も高い比率となっており、ここにも健康破壊の根源がうかがい知ることが出来る。このような状況にありながら施設の不足、無医村地区、交通網の不備等、今日の貧困な医療行政と、過疎のしわ寄せがこの最も弱い部分にしわ寄せされてきている。

表 4 漁村婦人の体の症状

区分 地区	調査人員	ア			
		肩がこる			
		いつもある	ときどきある	全くない	不明 解答なし
小樽	1,738	613	756	137	232
山形	873	264	392	58	159
函館	2,350	768	984	451	147
室蘭	374	149	126	28	71
日高	881	314	363	51	153
釧路	1,495	529	673	70	223
根室	1,259	422	581	96	160
北見	801	272	361	48	120
稚内	1,679	537	747	114	281
留萌	557	235	221	27	74
合計	12,007	4,103	5,204	1,080	1,620
%	100%	34.2%	43.3%	9.0%	13.5%

(加工場に臨時で働く漁村婦人)

生活が厳しくなってくるにつれて漁業所得だけで生活できなくなってきた。結果として婦人が加工場等へ臨時で働きに出る数が増えてきている。

根室管内漁婦連が調査した「漁業労働実態調査」によると当支庁管内一・二・八名の漁村婦人のうち漁業以外で臨時に働いていると答えた者三・七・七名二七・七％に達している。表5の通り、それを業種別にみると最も多いのが「加工場」の四一・二％、「網はずし雇われ」一五・一％、「魚のなわさやめ雇われ」一四・五％と続く、いずれもが自営以外の賃金労働者として現金収入を得ている。そして稼働期間が十ヶ月以上というのも一五・一％というのもあるがその七〇％以上が六ヶ月以下の稼働とな

オ				カ	
息切れがする				不眠が	
いつもある	ときどきある	全くない	不明 解答なし	いつもある	ときどきある
156	373	674	535	99	434
77	209	172	415	51	268
213	586	1,404	147	160	579
57	96	68	153	37	86
79	248	155	399	77	235
132	356	342	665	83	407
109	322	416	412	108	347
66	183	171	381	57	214
121	386	432	740	85	410
40	135	123	259	38	144
1,050	2,894	3,957	4,106	795	3,124
8.7%	24.1%	33.0%	34.2%	6.6%	26.0%

っている。

ここで加工場等に働く婦人の実態をもう少し掘り下げてみると、根室青年会議所が根室の加工場等で働く婦人二五八人に行ったアンケートによると働く理由として「生活が苦しいから」と答えた者五一・一％に達している(表6)。そして当然ながら収入の使いみちは「生活費」六三・一となつてゐる。そして実働八時間以上働いて月額四万円以下が四二％という低賃金である(表7)。この場合たいていマイクロスで迎えに来るので通勤費はかからないとしても、もちろんのこと退職金もその他の諸手当、臨時給手当もない劣悪な労働条件である。

(集まりの悪くなった漁協婦人部)

最近漁協婦人部の集まりが非常に悪くなったと幹部がなげいている。

表 5 海業以外に臨時で働いている婦人の業種

業種	加工場	工事関係	コンプの 雇われ	網はずし 雇われ	なわさやめ 雇われ	あみきより 雇われ	事務系	その他	無答	計
数	139	10	37	51	49	13	5	14	19	337人
%	41.2	3.0	11.0	15.1	14.5	3.9	1.5	4.2	5.6	100%

1年間働いている日数

稼働日数	1ヶ月以下	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月以上	無答	計
数	33	61	46	30	34	36	13	19	8	51	6	337人
%	9.8	18.1	13.6	8.9	10.1	10.7	3.9	5.6	2.4	15.1	1.8	100%

根室地区漁協連 73・8 調べ「漁業婦人労働実態調査」より

工場へと働きにゆく。これらはすべて所得を上げるため休息なく働く結果なのである。そうしなければ建造した船の償還、荷を壁べきから運ぶトラックの償還、あれやこれやの耐久消費財の償還はいきおい現金収入を必要とする。その結果つかれた体で夜の集会にいくのはつらく、次第に集まりが悪くなってくるといわれる。集会の参加が悪ければ婦人運動も自然低調となり、例会もおろそかになり、唯一の勉強の場も少なくなってくる。ここに今日の貧困の一つがある。

それは従来、「父ちゃん」が昼、沖に出ている間「婦人部の集まりをもつことが多かった。しかし最近では夜でないとなかなか集会がもてないという。それは婦人が昼、以前よりも大部分の人々がいろんな仕事や用事をもつようになったからである。前述した養殖漁業は猫の手も借りたい多忙な状況になっていなければ充分な収入にならない低価格と資材の高騰。婦人が船出してから船巻き、なわさやめ、あみきより、さらには加工

表 6 加工場に働く婦人の理由

理由	人数	割合
生活が苦しいから	132	51.1
買いたい物があるから	10	3.8
暇だから	5	1.9
生活に余裕をもたせるため	86	33.3
その他	20	7.7
無回答	5	1.9
合計	258	100

(根室青年会議所調74・3)

表 7 加工場の一ヶ月の賃金

金額	人数	割合
20,000円未満	33	12.7
20,000～29,999円	86	33.3
30,000～39,999円	109	42.2
40,000～49,999円	19	7.3
50,000～59,999円	4	1.5
60,000円以上	1	0.3
無回答	6	2.3
合計	258	100

(根室青年会議所調74・3)

むすび

漁業は今、非常に厳しいところにあると一般的にいわれているが、これを打開するべき課題は山積している。沿岸漁業を支えている漁業者の半数が婦人でありこの婦人がいまだ前近代的な状況にあるということは真に悲しむべきことである。しかしこれを打ちやぶっていく力は少しずつ蓄積されてきている。全道三万を組織する漁協婦人部員が「海をきれいにする運動」「健康調査」「日用品購買運動」などのとりくみを通じて次第にそのとりくみの質的な発展をはかってきている。これらの動きに見られるように漁村婦人の要求をくみあげ地道なとりくみが一方にあり、経営危機突破の闘いに漁民と共に参加し、生活権、人権を確立する動きにも積極的に参加しつつ経営とくらしを圧迫、破壊しているもの本質について次第にみやりつつある。これが大きく発展していくならば労働者農民を中心とする民主勢力とともに前進し、その一翼としての役割が現実的なものとなってくる。

(当研究所会員)

中小業者婦人の実態と要求

舛 甚 秀 男

中小業者の八〇％は、家族の長時間労働によってささえられている。

大企業の買い占め、売り惜しみによる価格操作、仕事不足と低賃金、さらに大企業の横暴な中小企業分野への進出によって、中小零細業者の営業と生活はかつて経験したことのない困難な状態においこまれている。

現在の中小業者の苦境の根本原因は、歴代自民党政府の「アメリカベッ तरी」「大企業べったり」の「高度成長政策」によってつくられたインフレと不況の同時進行によるもので、その苦境を打開するためには、すべての中小零細業者が団結して闘わざるをえないところにきているのである。

特に中小業者の婦人は、人手不足、後継者難で労働力の最大の負担を背負っており、しかも、育児、家事一切も当然しなければならず、業者婦人の地位と健康状態は極度に圧迫されているのである。

民商・全商連は、中小業者の営業と生活を守るためにも、業者婦人の地位向上をめざす独自活動を重視してとりこんできている。

今年は、国際婦人年にあたって、もっとも下積みで、しかも無権利、未組織の業者婦人の切実な要求実現の運動を、民商、全商連婦人部が、すべての婦人団体と協力、共同して旺盛にすることを重視するとともに、民商・全商連の組織をあげてとりくむ重要課題にあげているのである。

一、業者婦人の地位と生活の実態

民商・全商連は、昭和四八年以来業者婦人の生活と健康調査にとりくみ、その実態の把握に努力し、全国的な調査運動をすすめてきたが、北海道でも一定の調査にもとづく結果を婦人部でまとめている。

調査は、①生活調査、②健康調査、③母性保護についての三つに分けられ一七四項目に分類されたものである。

そのなかの特徴点を上げてみよう。

① 生活

① あなたの仕事は

※ 直接作業をしている

六〇・〇％

※ 記帳・資金操など

二三・二％

※ 注文・納品など

七・六％

※ 内職・パートなど

二・〇％

※ 家事・育児のみ

七・二％

② 起きる時間は

※ 午前四時

二・〇％

※ 午前五時

一一・六％

※ 午前六時

三七・四％

① ※ 午前七時 三三・四％
 ※ 午前八時 一一・六％
 寝る時間は

※ 午後九時 三・〇％
 ※ 午後一〇時 一九・九％
 ※ 午後一一時 三七・〇％
 ※ 午後一二時 一七・二％
 ※ 午前一時以降 一六・五％
 休みは月何回か

② ※ 四回 三七・四％
 ※ 三回 三・〇％
 ※ 二回以下 三四・七％
 ※ 不明 二〇・一％
 仕事はおもに

③ ※ 立ち仕事 四五・四％
 ※ 立ったりすわったり 二六・一％
 ※ 座り仕事 三・〇％
 ※ 不明 一六・五％
 自由につかえる時間は

④ ※ 一時間 一九・五％
 ※ 二時間 一三・六％
 ※ 三時間 二二・八％
 ※ 不明 四二・〇％
 家事・育事の時間

※ 一時間 六・三％
 ※ 二時間 一一・三％
 ※ 三時間 二九・一％

⑤ ※ 不明 五一・六％
 ※ 育児について

⑥ ※ 保育所にあずけている 一一・二％
 ※ 保育所にあずけていない 一四・九％
 ※ 保育所にあずけない 二・三％
 ※ 不明 七〇・一％

② 健康

① あなたの健康状態は

※ 普通 四五・七％
 ※ 疲れやすい 四二・四％
 ※ 病気がち 一〇・六％

② 自分の健康について 二二・七％
 ※ こまかく気をくばっている 四五・七％
 ※ 時々気をくばる 二二・〇％
 ※ べつに気をつけていない 二二・〇％
 ③ 治療や静養について（この半年間）

※ 医者にかかっている 二七・五％
 ※ 売薬をのんでいる 二一・九％
 ※ はり・きゅう・アンマ 一四・九％
 ※ 不明 三五・七％

④ 治療・静養していない 一八・五％
 ※ 必要だがいそがしくて 一九・二％
 ※ 健康だから 五八・九％
 ※ 不明

⑤ 必要だがしていないのは 一五・二％
 ※ いそがしくて 一五・二％
 ※ お金がかかるから 五・六％

※ そのうちよくなると思う
 ※ よくなるみこみがない
 ※ 不明・その他

二・三％
 〇・七％
 七五・五％

③ 母性保護について

① 生理のときどうしてですか

※ いつもとかわらない
 ※ 仕事をひかえる
 ※ その他
 ※ 不明

七八・八％
 八・三％
 〇・七％
 一二・二％

② 産前産後の休暇は

一、産前

※ 一週間以上
 ※ 六日から二日
 ※ 一日
 ※ 不明

二五・〇％
 五・五％
 二四・二％
 四三・〇％

二、産後

※ 三週間以上
 ※ 二週間
 ※ 一週間
 ※ 不明

四六・三％
 二〇・〇％
 一二・〇％
 一九・九％

④ 医療について

一、この一年間定期検診をうけたか

※ うけない
 ※ うけた
 ※ 不明

五〇・三％
 四二・四％
 三・三％

二、入院助産制度を知っていますか
 ※ 知っている

五〇・九％

※ 知らない
 ※ 不明
 ※ 知らない

三、医療費・国保の減免制度について

※ 知っている
 ※ 知らない
 ※ 不明

四三・七％
 四三・四％
 一〇・三％

(以上の調査結果は、全国商工団体連合会の指導のもとに道内各単位民商が一律のとりくみをして北海道民主商工団体連合会がまとめたもののなかから資料として参考にしたものである。)

この調査に現われている結果は、北海道における中小零細業者のなかの九〇％が直接婦人の労働参加によってささえられていることが示しており、その生活も含めると九二％が夫婦共稼ぎである。

しかも就寝時間は一時以降が七〇％をこえ、午前一時以降一六・五％という実態は、婦人の労働時間がいかに長いかを示している。

そして朝は六時前が五一％をこえている。平均労働時間は、一七時間以上になるであろう。

こうした婦人の劣悪な状態が営業と生活を守る個人の努力としてはもうぎりぎりのものであることが健康調査の結果に現われている。一つは、疲れやすい、病気がちを合せると健康をすでに侵されている業者婦人が五三％にもなり、医者にかかりたくてもかかれない業者婦人が七〇％にも達している。

このような状態を母性保護の立場から見ると八〇％が生理休暇もとれず、産前・産後も合せて平均の休暇が最高の三〇日、短い人は一週間から一〇日で平常の仕事についていることになる。

またには週休二日制がさげばれているなかで中小零細業者の五四％が休日には月二回以下かもしくはゼロという状態である。

二、業者婦人の深刻な訴え

北海道民主商工団体連合会が全国商工団体連合会の指導のもとで組織した調査活動のなかで業者婦人は次のような要望と意見を寄せている。

◎ パパ・ママ・ママストアーのため、主人がでかければ用便に行くこともできないのです。まったく嫌になります（札幌小売店）

◎ 体がこわくても休めない（札幌サービス）

◎ 老人をかかえ、子供を教育するのに今の収入では足りない。住宅がなく高い借屋住をしているが業者にも母子住宅をあててほしい（釧路サービス）

◎ 病気をした時の生活の不安定におびえている（釧路京呉服販売）

◎ まんなかの子がどうしても家に一人おかれるのでこのごろすっかりひねくれてきて困っている。人手不足で毎日くたくたになり子供どころではない時がある（釧路サービス）

◎ 個人の自由時間、たとえば趣味を生かすこと、家事や仕事のアイデアなどを考えることもできないことが心淋しいです（士別サービス）

◎ なにも考えずゆっくり寝たい（室蘭小売）

◎ 歯の治療をしたいと思っているが歯医者に行く時間がかかるので

いけない（帯広）

◎ すいみん時間がほしい（旭川公衆浴場）

◎ 健康を害した時ぐらいいつくり休みみたい（札幌野菜小売）

◎ 業者でも、病気や事故で入院するような時、特に主人の場合収入が絶たれます。医療保護を受けられるようにしてほしい（釧路食堂）

◎ 幼稚園で子供をあずける時間をせめて五時までしてもらえないだろうか（帯広建築）

◎ 健康第一とわかっていても休めば生活に困るので無理を重ねることになり倒れたらもうおしまいだという不安な毎日です（札幌小売業）

三、中小業者婦人の要求

① 経営の安定、発展のために

イ、融資制度を日常的に気軽に利用できるように改善すること。

ロ、営業に必要な知識・能力を身につけるための学習や講座の実施を。

ハ、家族労働を正しく評価し八時間で生活できる適正なマージンの保障を。

ニ、中小業者の存在をおびやかす大スーパー百貨店の進出をさせないで、工場跡地などに老人や子供のための施設や遊び場を。

ホ、大企業、公害たれ流しによる汚染、中小企業分野への進出等による被害に対して、営業の補償とつなぎ資金を。

② 重税反対、税制民主化のために

イ、自家労資を認め当面所得二百万円までいっさいの税金をかけないこと。

ロ、税務調査は事前通知をし、納税者本人のいる時、なっとくのうえでおこなうこと。

ハ、物価の値上げにつながる付加価値税をつくらないこと。

③ いのちとくらしを守るために

イ、国民健康保険の国庫負担金を大巾にふやし、受益者負担を軽減し、医療給付を本人、家族とも七割とし、当面家族八割とすること。

ロ、国民健康保険にも傷病手当制度をつくり病気をしてもその間の生活保障がうけられ、安心して治療ができるようにすること。

ニ、出産については正常異常の区別なく健康保険、国民健康保険が適用できるようにすること。

ホ、助産者を当面健康保険なみにすること。

ヘ、住民の健康管理を日常的なものにするよう、定期的に、充実した内容の検診を行い、予防のための保健所施設、職員の増員を積極的

に行なうこと。

ト、当面老人（六十才以上）、乳児（三才以下）の医療費を無料にすること。

チ、国民保険料、医療費の一部負担金の減免を大幅に広げること。

リ、大企業の責任による公害たれ流しをきびしく規制し、すべての国民が安心して生活できるよう根本的な対策を講ずること。

④業者のこどももどろんどろん保育所に入れるように

イ、国・道・市・町・村は保育所増設のため、大巾な予算をくむこと。

ロ、保育所入所申込み、納税証明書添付を要すること。

ハ、零才児保育を積極的にを行い、保育時間の延長をはかり、保母、職員を増員を積極的に行うこと。

ニ、国の行政上の人所基準のうち「居宅内労働」と「居宅外労働」との区別をやめ、児童憲章の精神にもとづいて完全に実施すること。

⑤子供のすこやかな成長のために

イ、自治体への助成を大巾にふやし、給食費の父母負担、自治体負担を軽減し、給食内容の低下についてはただちに緊急対策をたて、すべての小・中学校で完全給食が実施されるようにすること。

ロ、子どもたちが日頃買っている文具店・書店などでノート、クレヨン、辞書などの学用品が元値で買えるようにすること。

ハ、就学援助制度のわくを広げ、誰もが利用しやすいよう広報活動をつよめること。

ニ、資材不足・高騰による学校建設の困難を打開すること、補助金を大巾にふやし、プレハブ教室・老朽校舎を一日も早くなくすこと。

ホ、教材、修学旅行費、給食費などの父母負担や学校整備費などの寄付をなくし、義務教育費は全額国庫負担とすること。

ヘ、幼児から差別選別する大資本奉仕の人づくり政策、軍国主義教育、

教育の管理体制強化など、教育の国家統制を強める中教審路線をやめ、憲法、教育基準法にもとづく民主教育を発展させること。

（以上は全国商工団体連合会が業者婦人の要求として国・自治体にたいする統一要求として示したものである）

民主商工会・全国商工団体連合会は、会内業者婦人を婦人部に結集して、この切実な要求実現の行動に立ち上がり、その輪を一層広げようと奮闘中である。（札幌中部民主商工会事務局長）



第三部 北海道の婦人のたたかい

労働組合運動のなかの婦人労働者

— そのたたかいと役割 —

立 木 あ や

目 次

- 一、はじめに——北海道の労働組合の中の婦人
 - 二、「合理化」と婦人労働者の闘い
 - (I) 差別に対する平等の闘い
 - (II) 差別定年制撤廃の闘い
 - (III) 雇用形態差別との闘い
 - (IV) 賃金差別の実態と差別撤廃の闘い
 - (2) 母性保護権利を守り、拡大する闘い
 - (3) 命と健康を守る闘い——職業病の闘い
 - (4) 働き続ける条件を切り拓いた第一号該当者たち
- 三、むすびにかえて

一、はじめに——北海道の労働組合の中の婦人

最初に、数のうえで北海道の労働組合の中における婦人の位置をみてみよう。

まず推定組織率であるが、統計資料の都合で少し古い(注1)、就業構造基本調査の男女別雇用者数で、労働組合基本調査の男女別組合員数を除すと、男子では北海道は四〇年〳〳三七・三%、四三年〳〳三六・二%、四六年〳〳三三・四%(注2)(全国では四〇年〳〳三六・三%、四三年〳〳三七・三%、四六年〳〳三六・九%)、女子では北海道は、四〇年〳〳二六・七%、四三年〳〳二四・五%、四六年〳〳二四%(全国は四〇年〳〳三〇・九%)四三年〳〳二八・二%、四六年〳〳二九・四%)と、男女ともに全国平均より下回っており、とくに女子のその低さは特徴的である(表1、表2)。

(注1) 各年に行われている「労働力調査」では地域別集計をとっていないので

表1 全国の労働組合員数及び推定組織率の推移（各年6月）

年	女			男			組合員に占める女子の比率
	労働組合員数	雇用者数	推定組織率	労働組合員数	雇用者数	推定組織率	
昭和40	277万人	898万人	30.9%	730万人	1,911万人	36.6%	27.5%
41	284	1,003	28.3	747	2,039	36.6	27.5
42	289	1,043	27.7	758	2,056	36.9	27.6
43	298	1,056	28.2	780	2,103	37.1	27.6
44	310	1,061	29.2	804	2,135	37.7	27.8
45	320	1,089	29.4	828	2,187	37.9	27.9
46	328	1,104	29.7	841	2,278	36.9	28.0
47	328	1,102	29.8	849	2,355	36.1	27.8
48	333	1,213	27.5	864	2,426	35.6	27.9

推定組織率 = $\frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$

資料：労働省—労働組合基本調査
総理府—労働力調査

表2 北海道における労働組合の中の婦人（各年6月）

年	組合数	組合員総数	うち女子組合員数	対前年度増加率	組合員中に占める女子の割合
昭和40	3,931	490,040	103,071人	-%	21.0%
41	4,026	499,567	105,773	26	21.2
42	3,935	498,688	110,786	46	22.2
43	4,116	512,430	114,146	30	22.3
44	4,277	523,359	118,807	41	22.7
45	4,388	527,624	121,497	23	23.0
46	4,415	516,334	120,257	- 10	23.3
47	4,478	508,199	118,937	- 11	23.4
48	4,529	506,101	121,533	21	24.0

資料：労働省—労働組合基本調査

表3 北海道の従業上の地位別、男女別雇用者数（千人）

	雇用者総数	一般	一般雇	臨時	日雇	会	社員
＜昭40年＞							
(男)	1,037	905	42	39	50		
(女)	386	311	38	28	9		
計	1,423	1,216	80	67	59		
＜昭43年＞							
(男)	1,099	963	70	17	49		
(女)	466	369	65	23	9		
計	1,565	1,332	135	40	58		
＜昭46年＞							
(男)	1,187	1,008	86	24	69		
(女)	499	381	78	26	14		
計	1,689	1,389	164	50	83		

資料：総理府「就業構造基本調査」地域編

ここでは、総理府の「就業構造基本調査」（三年毎）の地域編を用いた。（注2）男子の40年の組織率は全国より高いにもかかわらず、その後急速に減っているのは、道内の主要な組織労働者である炭鉱労働者の激減によるものとされる。

次に、労働組合員中に占める女子の割合をみると、四八年

では二四％（全国二七・八％）である（表1、表2参照）。先にみたように、男女ともに組織労働者が全国に比べてもかなり少いうえに、さらに女子組合員の割合はその四分の一にも満たないのである。このことは、北海道においては組織された婦人労働者がいかに少いかを示している。北海道における婦人労働者の状態そのものと密接に関連しあうところであろう。この点については本誌の中川、塩沢・岸論文で明らかにされるところであるが、ここでも要点のみあげれば、第一に、北海道の企業の特徴そのものが小・零細的であり、さらにそのうえ、婦人の場合はその多くが組合もない三〇人以下の規模のところでは働いていること、第二に、雇用形態でも、一般の労働組合組織の枠からはみ出している臨時・日雇層の割合が高い（表3）といった道内の婦人労働者の特性に深く結びついている。

一方、全国的な傾向と同じく、道内でも、結婚し、さらに出産しても働き続ける婦人が徐々に増大してきている。このことは婦人労働者の構成も多様化し要求も多面的になることである。労働組合運動の中でも、このような状態を反映して、この数年間、とくに母性保護の権利については多様な闘いが展開されてきた。そしていま、私が手にすることができたわずかな組合婦人部の方針案においてさえも、「婦人が健康で明るく働き続けるために」(札幌市職婦人部―傍点筆者)、「働き続けられる条件を守り拡大するために」(服部時計店婦人部)、「婦人が働き続けるために」(高教組婦人部ニュース)等、「働き続けるため」ということが中心課題にすえられているのは単なる偶然ではないであろう。定年制や賃金の男女差別の問題も、母性保護権利が守られているかという問題も、すべて「明るく健康で働き続けたい」という、ほとぼしる奔流のような婦人の願いの中に位置づけられ、把えかえされているのが、ここ一、二年の闘いの特徴ではないかと思われる。それ故にこそ、今、この切実な要求を実現するためにはどうしたら良いかが真剣に問われているのであり、その中で改めて、組合婦人部の重要性が確認され、同時に未組織の広範な婦人労働者の拠所が模索されている段階といえる。以下、このような背景の中で繰り上げられている道内の婦人労働者の闘いの幾つかをその闘いの内容別に紹介したい。

なお、今回紹介するのは、執筆者の調査可能であった主に札幌を中心とした闘いに限定された。これらは全道各地のさまざまな闘いの中の一端にすぎないが、その中にはさまざまの諸成果が盛り込まれており、今後の闘いにおいて何らかの参考にして頂ければ幸いである。(なお、本稿執筆のための聞きとり調査に貴重な時間をさいて協力して下さい。多くの婦人労働者の方々にこの場をかりて謝意を表します。)

二、「合理化」と婦人労働者の闘い

(1) 差別に対する平等の闘い

(I) 差別定年制撤廃の闘い

女であるが故に、一定の年令で社会的生産活動から締め出される男女差別定年制は、若年定年制、結婚退職制、出産退職制等様々な形態をとって行われてきた。しかし六〇年後半から急速に前進した多くの裁判闘争の勝利によって結婚や出産で、あるいは二五才や三〇才で職場を追い出すことの不当性は社会的に定着しつつある。^(注1) それでもなお伊豆サボテン公園の女子四七才定年(男子五〇才)、日産プリンスの女子五〇才定年(男子五五才)のように、「女子は早く老化する、年をとると醜くなる」等の理由で、働き続けてきた中高年婦人を一年でも早く切り捨てたいとする資本の要求はまだあとを絶たない。^(注2)

中高年婦人の差別定年制反対の闘いは、その年令差がたとえわずかであっても、憲法・労基法・民法に違反する男女差別の撤廃の闘いであり同時に、以下紹介する例のように、インフレ下で働かなければ生きてゆけない彼女たちの生活と労働を守る闘いでもある。

(注1) 一九六六年住友セメントの鈴木節子さんの「結婚退職制」勝訴以来、三井造船の出産退職制、東急機関工場の女子三〇才定年制をはじめ、今年に入ってから、名古屋放送の清水、大木、橋橋さんが女子三〇才定年制無効の判決を勝ちとり職場復帰した。

(注2) このうち、伊豆サボテン公園の差別定年制反対の闘いは、今年二月無効判決をかちとり勝訴した。日産プリンスの中本さんは、本訴一番で無効判決をかちとったが、会社側の控訴によりまだ審理継続中である。

(II) 女の壁はなぜ四〇才? 富貴堂の場合

道内の書籍店の老舗富貴堂では、男は六〇才に対し、女は四〇才の定年制である。富貴堂は従業員一〇〇名中七割が婦人で、その平均年令、二二・四才という比較的若い職場である。というのも、四年前まで結婚

退職制があったからである。これは四六年、婦人部の結成後、ただちにこれを廃止させ、現在は七〇名の婦人中、既婚者は八名に達している。さらに四八年、これら八名の中から出産予定者が二名出るに及んで、これまで慣例化していた出産退職を打ち破り、産前後休暇八週間（有給）をかちとってきたという経験をもっている。このように、やっとこの三〜四年に結婚しても、出産しても働き続ける婦人が出てきたわけであり、これまで定年制があっても実際に四〇才までいた人はいなかったのである。昨年三月、独身で、これからも働き続けていかなければならないAさんが、はじめてこの四〇才の壁にぶつかった。婦人部ではこの問題を重視し、学習会、経験交流を重ねた結果、第一にAさんの生活の問題として第二に四〇才という年令制限の根拠について、第三に男女同権というところで、全員が闘う方向を決め、「要求書」^(注3)を作成し組合を通じて会社側と交渉に入った。

(注3) (女子四〇才定年制廃止についての要求書)

富貴堂の就業規則第二章一七条女子停年制は男子六〇才に比べて、女子が女性なるゆえに差別待遇され、憲法上・労基法上の男女平等という事からも違反し無視できない。

事実、三月三日をもって四〇才に達する社員がいるが、本人は生活を守るため働きたいという意志を強くもっているのに、生活を守るといふ点からも、女子四〇才停年制という差別制度そのものを廃止していただきたい。

その結果、一応、新店舗完成（ビル化、五〇年六月）まで暫定時に二年延長されたわけであるが、会社側は差別定年制の根拠を示さないまま就業規則を変えることを拒んでおり、この問題は今年また改めて闘いが組まれることになっている。

(女子にも六〇才まで嘱託制を―服部時計店の場合)

時計業界の老舗、服部時計店でも、三七年の労組結成以来、三八年女子結婚退職制廃止、三九年女子三〇才定年制廃止と次々に定年制について闘ってきた。また、四三年には男女とも五五才定年を五六才に一年延長させた。しかしこのとき、男子は六〇才まで四年間の嘱託制がしか

れはしたが、女子は五六才でパッサリ首切りという事実上の差別が生じたのである。七四年春闘を前にして、大阪支部の掃除のおばさんたち二〜三人が五六才定年を迎えることになった。しかも、おばさんたちはこのインフレ下、やめたら経済的ピンチに立たされる人たちがばかりであった。婦人部は該当者の少ない問題といえどもさっそくこの問題にとり組み、中央に働きかけ、全国の該当者の交流会を東京で開いた。そこでは、女が一人で生活していくことの不安、娘や息子がいても今の社会では彼らには頼れず、自分の生活は自分が責任をもたなければならぬ等が話された。おばさんたちのこの身につまされる話はずぐ全国に「ニュース」として流され、年令・性・未既婚を問わず各支部で熱心に討議がなされた。大阪支部が出した三回のシリーズビラを各支部が朝ビラにして配る、仙台支部では寄せ書きを全支部に送る等、全国の各支部が協力して工夫をこらした活動を展開した結果、五八才までという第一次回答に続いて男と同じく六〇才嘱託制を認めるといふ第二次回答を引き出すことができた。この闘いは、新婦人新聞にも紹介され一段と闘いの輪を大きくした。札幌支部でも該当者が一人おり六〇才まで延びて大変喜んでいる。

(II) 雇用形態差別との闘い

六〇年代から進められた「労働力流動化政策」の下で、パートで働く中高年や既婚婦人が急増し、今や職場の重要な戦力の一端を担っている。この傾向は民間企業のみでなく、総需要抑制政策によって定員・予算を大中に制限されている国や地方自治体でも一般化している。これらのパート労働者（大部分が婦人）は全くの低賃金・無権利状態におかれているが、その数は婦人の正職員の二倍はいる（市役所）、実態を把握めないほど（道庁）といわれる位多く、組合でも無視できない存在となっている。しかし実際には、彼女たちの身分の不安定さゆえに、また、ほとんどの組合が彼女たちを加入させない等により、組織化は全くといっていいほど進んでいない。このような中で、とりわけ臨時・パートの婦人た

ちの問題を一緒にとりあげて闘いを組んでいる札幌市役所と北大の組合婦人部の例を紹介しよう。

(臨時職員の権利を守るために市役所、北大の場合)

市役所では、婦人正職員約一二〇〇名に対し、約一五〇〇名の臨時職員(以下臨時職)、約五〇〇名の嘱託(注1)、委託職員(注2)がいる。その多くは既婚者で、恒常的に勤務している人もかなりいる。しかし労働条件は表4のように劣悪である。雇用期間についても、従来、違う職場であれば六ヶ月後再契約できたが、四九年度からは全般的な定員削減の下で、たとえ違う職場でも再契約ができなくなっている。ただでさえ慢性的な不足の中で、この臨時職の人べらしは住民サービスの低下、職員の労働強化に直結せざるをえず、このような中で七四年春闘において組合としてもはじめて臨時職の問題を、自治体合理化反対、安上り行政反対という基本線とともに闘う姿勢を打ち出した。一方、組織化については、個別に組合結成を働きかけたところ嘱託職員では以下のような大きな成果があがっている。

- (注1) 嘱託職員
- 相談員 (約50名)
 - ヘルパー (約80名)
 - 学童保育指導員 (約60名)
 - 保健所看護婦 (約40名)
 - 助産婦 等

- (注2) 委託職員→民間下請業務に従事している職員
- 電話交換手
 - 庁内清掃婦
 - 市内清掃員
- 等

表4 臨時職の労働条件(札幌市役所)

- 賃金→・日給制
 - ・一般事務の場合、経験年数・年令により3段階にわかれる
 - (イ) 日給 1,873円
 - (ロ) 日給 1,837円
 - (ハ) 日給 1,768円
- 諸手当→なし、交通費も支給されず
- 母性保護権利→なし、生休もなし
- 雇用期間→6ヶ月

- (ホームヘルパー)組織化される。定年制の解消をかちとり、賃金身分問題でも交渉中
- (保健所看護婦)基本給二万円アップかちとる
- (留守家庭児童会)指導員全員が、労働条件に関して社会教育課と話し合いをもつ、交通費全額支給の要請書提出中

しかし一般臨時職の組織化はいまだ進んでいない。婦人部の呼びかけに対し予想以上の人が集まり、その組織化への関心と要求の高さは明らかになったものの中心となつてやる人がいないという現状である。その一方、婦人部は各区役所毎でも積極的に区長交渉を行い、北区では臨時職の生休(一日・有給)を認めさせる等の成果をあげている。もともと親組合が臨時職の問題と一緒に闘う姿勢をとるようになった背景には婦人部の一貫した働きかけがあったのであるが、今後も婦人部は臨時職の賃上げ、交通費支給の要求と一緒に闘い、同時に親組合、市労連に対し、この問題を全体として闘うよう働きかけているところである。

一方、北大で働く定員外職員(いわゆる臨時職)は約四八〇名、その九割が婦人である(婦人定員内職員は約一五〇〇名)。この数は十年來変化していないが、表5のように雇用形態は複雑化している。八時間の臨時職などは、時間・仕事内容では定員内職員と何ら変わらないにもかかわらず、定員外というだけで、表6のように労働条件全般にわたり差別されており、まして六時間パートではさらに数段の格差がつく。しかし、表6の例は、全学でも最も良い方なのである。

表5 定員外職員の雇用形態と職種

雇用時間	職種・名称
8時間	事務技術業務 補佐員
6時間	事務技術業務 補助員
6時間の半日勤務	同上 見習員※
※定時制高校生(通学)者 ・中卒者 ・高令者 等	
その他隔日勤務あるいは週三日勤務のパートもあり、また科研人员雇用の短期間パートも多数(実態把握は不可能)	

表6 ある学部の定員と定員外職員の労働条件の比較

超勤手当	祝祭日	年末年始	住宅手当	住居手当	定期・勤勉手当	忌引	生育時間	通勤時間	通勤手当	産前産後	産休	年休	昇給	給支給	任期
規則内	有給	有給	入居可	〇・四五ヶ月+基準額	四・八ヶ月	規則内	午前午後各三十分	出勤遅行 各三十分	〇減	産前産後六週間有給	三ヶ月まで一〇〇%、后規定によ	年間二十日、翌年くりこし十日	定期昇給年一号プラス特昇	当月の十七日、国の予算	期限なし
〇実働分	〇有給	〇有給	〇入居不可	〇定員に準じて (昭43年から)	〇定員に準じて (昭43年から)	〇無給	〇なし	〇なし	〇なし	〇無給 (社会保障から六割)	〇無給	〇六ヶ月経て、三日間、翌年から六日間、一年経る毎に一日プラスしていき二十日を限度	〇初の一八ヶ月で一号、行一七、四、行二四一十三で頭打	〇日々更新最長二ヶ月再採用は可	八時間定員外職員
〇上に同じ	〇無給	〇無給	〇入居不可	〇昭49年より保障	〇昭49年より保障	〇無給	〇なし	〇なし	〇なし	〇無給	〇無給	〇上に同じ	〇上に同じ	〇上に同じ	六時間定員外職員

表7 定員内職員と定員外職員との賃金比較

- ★ 8時間定員外職員 Bさん (34才、11年勤続) 事務補佐員

7の4号俸 (12月)	日給 3,414円 × 22日 = 75,108
超勤手当 (18時間)	9,594
住宅手当	8,000
	(イ) 92,702
健康保険	2,888
厚生年金	2,204
所得税	2,580
	(ロ) 7,672
手取り (イ)-(ロ)	85,030円
- ★ 6時間パート Cさん (38才、12年)

約6万4~5千円
- ★ 定員内職員 34才、11年では6の7~8号相当

約10万5千円

この最も「条件の良い」所で一年働いてきたBさん(三四才)は、一年の間、毎年「四月採用、三月三〇日契約切れ」を繰り返してきた。三月三十一日が雇用されないため、共済組合にも加入できず、六月の手当も満額払われない。それでも八時間の場合は、契約切れごとに〇・三ヶ月の退職金が出るが、六時間ではそれすらない。昇給は、定員は一年一号であるが、定員外は三年で二号(学内規則)では七の四等級で、行(一)は四の十三等級で昇給がストップしてしま(学内規則)、Bさんの賃金は表7のごとくであるが、昇給がストップしてからもう三年目になり、今後も昇給する見込みはない。

第三次定割とインフレ進行によって、臨職の労働条件切り下げも生じてきている。八時間の人がやめた後を六時間で補充する、二人いた八時間のうち一人がやめても補充せず残りの一人を二つの研究室が切半して雇う、毎日きていた六時間パートを週三日勤務にする等その一例である。

これは、彼女たちの賃金が国からではなく各学部の教管研究費から支払われることに起因している。実際の研究費が高騰する一方、教官研

究費自体はほとんど増えていない。研究教育機能を果たすのに十分な人員は定員削減の名の下に制限され、その他に必要な人員は教官研究費から雇わざるをえない。従って、研究費が圧迫されず、なおかつ人員を雇うためにはぎりぎり「安上り」にせざるをえないのである。この問題はまさに国の合理化政策、文教予算の貧困さにその根本原因があるといえる。

さて、北大では定員内も定員外も、同一の組合に結集している。これまでも、職組と「臨職の会」(臨職の親睦・交流組織)が中心となり、昭和三六~三七年の一斉定員化闘争をはじめ堀内学長時代には大幅な労働条件アップをかちとってきた。しかし前丹羽学長の下では、団体交渉が年一回に制限され、その結果、臨職の問題は過去四年間、ほとんど審議されないまま時間切れに終わってきた。いきおい、この問題は、各学部

表 8 道内の初任給・30才（10年勤続）の男女賃金の1例

職 場	初 任 給		約10年勤続・30才前後	
	男	女	男	女
道 庁	同一 { (大卒) 70,000円 (高卒) 59,200円 }		男女 同一 105,000円	
	同一 { (大卒) 75,700円 (短大卒) 67,300円 (高卒) 62,500円 }		" 103,000円	
北 大 (事務職)	(高卒) 59,200		定員内職員 (6号俸5等級) 91,000~95,000 定員外職員 (7号俸4等級) 79,000円	
開 発 局	(高卒) 63,000		不 明	
電波管理局	(高卒) 57,000		(男) 82,300円 (女) 79,000円	
A 病 院 (事務)	(大卒) 75,900 (高卒) 68,700		不 明	
B 病 院 (事務)	(大卒) 60,800 (高卒) 57,600		85,000円	
北 星	教員 (大卒) 91,000 事務 (短大卒) 73,000		→ 110,000円	
	M 学 園 事務 (大卒) 65,300 (高卒) 53,600		92,900円	
住友 海上 火災	(大卒) 97,420 (高卒) 70,000	男子のみ 女子のみ	(男) 168,920円	(女) 129,800円
富 士 火 災	(大卒) 95,000 (高卒) 70,000	"	190,170円	134,010円
大 東 京	(大卒) 91,000 (高卒) 75,000	経済学部 男子のみ 女子のみ	177,500円	123,000円
	(大卒) 75,000 (高卒) 67,000	その他の学部 女子のみ		
C 証 券			85,000 + 3,000 (給食費) + 交通費	(33才11年勤続) 78,400 + 3,000 + 交通費
久保田鉄工 札幌支店	(男) (大卒) 90,340 (高卒) 83,170	(女) (短大卒) 73,940 (高卒) 70,860	120,000円	100,000円
	同一 (高卒) 67,400円 (短大卒) 72,000円 (大卒・女) 78,900円 (大卒・男) 82,400円		<25才7年勤続> 99,400 + 住宅手当 + 扶養手当	<25才7年勤続> 90,400 + 女子は親元通勤が条件ゆえ手当なし
M 商 社 札幌支店	新規採用この所なし 初任給 - 男女同一 2年目より差がつく		<33才11年> 200,000円 + 手当	<33才15年> 115,000円 + 住宅手当のみ
S 製 薬 札幌支店	(大卒) 88,000 (高卒) 74,500 (中卒) 67,000	(高卒) 71,500 (中卒) 65,000	約 100,000円	約 100,000円
ホクレン	(高卒) 51,900		86,880円	62,840円
駅 前 ニシムラ	(高卒) 53,500 (中卒) 50,500		<30才13年> 72,000 + 住宅 + 扶養手当 + 役職手当 (約90,000円)	<35才10年> 58,800 + 世帯主であれば手当つく
	K コ ン クリート	(大卒) 63,000 (高卒) 57,500 (学卒) 52,500	120,000円	90,000円
D 電 気	(高卒) 52,000 (高卒) 49,000			
E 印 刷 (工員)	(中卒) 45,000		95,000円	89,000円

毎で運動が展開されることになったが、その結果、学部における力関係によって、労働条件・既得権にかなり差が出てきている。さらに、当局のしめつけが厳しいため、個々の職場でたとえ定員並にかちとったとしても、それらは各学部毎で隠密にされ、成果が全学的に拡まらないということもアンバランスに拍車をかけている。しかし、先述したような労働条件の切り下げの進む中で、各学部の婦人部を中心にこの問題を全学的に取り上げることが要求する声が高まっている。

そこで、今回はじめて婦人部の中に、専門部会として一臨時職員部会

が設けられ、その第一回目の取り組みとして定員外職員の実態を明らかにするためのアンケート調査が行われている。今後、この臨職部会をセンターとして全学の情報が集められ、労働条件改善の闘いもより前進すると思われる。最底辺で大学の運営にたずさわっている彼女たちの権利の拡大は、大学の民主化と表裏一体をなすものであり、その意味で北大の婦人部の大学民主化に果たす役割は重要といえる。

Ⅲ 賃金差別の実態と差別撤廃の闘い

まず表8を見て頂きたい。これは札幌の職場の男女の初任給と三〇才

(一〇年勤続相当)の賃金を表わしたほんの一例である。これを見て、初任給では学歴差のみではほとんど男女差は解消の方向にあるように思われる。といつても民間の場合、大卒はもっぱら男子、高卒はもっぱら女子なので実質的にはそのスタートから男女の賃金ベースが異なることになる。また、公務員にしても、たとえ基本給は定年まで同じでも、昇格差別があり、中高年になると実質的に差は開く一方である。ましてや民間では、たとえ初任給が同一でも職務・職能給賃金の導入の下で二年目から徐々に差が開き、三〇才前後では月一・二万円、年間では二十万円以上違うのが普通である(表8)。

さて、「同一労働同一賃金」を逆手にとつて、いわば合法的に婦人を低賃金にすえおく最も良い方法は、職務・職能給賃金体系の導入である。つまり婦人を「単純・補助労働」に固定化し、いつまでも最低の賃金ランクにすえおくことができるからである。しかし、婦人を「単純・補助労働」にすえおく理由づけは「母性」そのものにあり、明らかに男女差別を一つの目的とした賃金体系である。同時に、この賃金体系は、「母性」を有した婦人のみでなく、思想信条や企業への忠誠度等、企業の都合の良い基準で賃金を格差づけ、労働者を分断する常とう手段でもあり、企業側は何としても導入したいところである。以下、職務・職能給賃金の導入が最も高い金融保険業(特に千人以上規模では七割が導入)の婦人の差別賃金の実態と、中高年婦人の賃金を切り下げる職能給賃金の導入に対し労働者の団結をかけて反対した駅前ニシムラ労組の闘いを紹介しよう。

(男女同一労働・非同賃金)

F火災では昇給率がA(五ランク上昇)、B(四ランク)C(三ランク)と三つに異なっているが、婦人はB・Cが半々でAには全国でも一人もいない。一方男子はA・Bが半々でCにはほとんどいない、とはつきりと賃金体系において男子は上位に女子は下位にランクづけられてる

ことがわかる。一方、職場では、人件費削減のため男子従業員の数を抑さえ、従来男子がやっていた仕事に安い女子を導入し、今では内部の主要業務はほとんど女子が担っている状況である。このように仕事は男性並みになったものの賃金は低ランクに位置づけられたままなので、婦人の賃金に対する不満は高まる一方である。

(全損保組合員の母親労働者は何年たつても新人社員のみ―住友の場合)
保険業界では、婦人に対する差別賃金に加えて組合分裂後の全損保組合員に対する賃金差別も大きな問題になっている。特に保険業界の合理化の最先端をいっている住友海上は、全損保を組合として認めず、全損保組合員に対する村八分、脅迫等で他企業のひんしゅくをかっているほどである。住友札幌支店では五〇名中婦人は二三名でうち既婚者は二人、この二人のみが全損保組合員である。住友の賃金は(表9)のように本給は完全な職務給をとっている。

Cさんは三才、勤続一二年のベテランであるが、本給はJの二七号である。普通女子の場合Jの二〇号(勤続六年)で次のIの資格に行くことになっており、彼女と同期の女子はもう書記一級(G)で、彼女とは、月額にして三万一千円以上の差がついている。また昇給も、普通男子は五号づつ、女子は二・三号づつ上がるところ、Cさんは一号(四八年で三六〇円)ずつしか上がらない。またボーナスは、四ヶ月出るAランクから二ヶ月しか出ないDランクまで四つにわかれているが、男性はA・Bに集中しているのに対し、女性にはB・Cに集中している。Dランクは、「無能力者」「全損保組合員」「新入女子社員」のランクで、Cさんはいつもこのランクである。このようにあまりにもひどい差別の理由をCさんが課長に聞いただと、「胸に手をあてて考えてみる」「職場の秩序を乱したからだ」等という。つまり仕事による差別賃金ではなく全損保組合員として行動したゆえの差別なのである。加えて、四年前突然社則が変えられ「出産休暇をとった場合は三月の人事考課は一単位

表9 住友海上火災職員の本給表

資格 号	参 与 (B)	参 事 (C)	副参事 (D)	主 事 (E)	主事補 (F)	書 記 1 級 (G)	書 記 2 級 (H)	書記補 1 級 (I)	書記補 2 級 (J)
1	272,300	215,600	161,600	116,800	81,600	64,700	51,200	38,100	25,500
2	274,240	217,220	162,950	117,920	82,480	65,350	51,740	38,550	25,860
3	276,180	218,840	164,300	119,040	83,360	66,000	52,280	39,000	26,220
4	278,120	220,460	165,650	120,160	84,240	66,650	52,820	39,450	26,580
5	280,060	222,080	167,000	121,280	85,120	67,300	53,360	39,900	26,940
6	282,000	223,700	168,350	122,400	86,000	67,950	53,900	40,350	27,300
7	283,940	225,320	169,700	123,520	86,880	68,600	54,440	40,800	27,660
8	285,880	226,940	171,050	124,640	87,760	69,250	54,980	41,250	28,020
9	287,820	228,560	172,400	125,760	88,640	69,900	55,520	41,700	28,380
10	289,760	230,180	173,750	126,880	89,520	70,550	56,060	42,150	28,740
11	291,700	231,800	175,100	128,000	90,400	71,200	56,600	42,600	29,100
12	293,640	233,420	176,450	129,120	91,280	71,850	57,140	43,050	29,460
13	295,580	235,040	177,800	130,240	92,160	72,500	57,680	43,500	29,820
14	297,520	236,660	179,150	131,360	93,040	73,150	58,220	43,950	30,180
15	299,460	238,280	180,500	132,480	93,920	73,800	58,760	44,400	30,540
16	301,400	239,900	181,850	133,600	94,800	74,450	59,300	44,850	30,900
17	303,340	241,520	183,200	134,720	95,680	75,100	59,840	45,300	31,260
18	305,280	243,140	184,550	135,840	96,560	75,750	60,380	45,750	31,620
19	307,220	244,760	185,900	136,960	97,440	76,400	60,920	46,200	31,980
20	309,160	246,380	187,250	138,080	98,320	77,050	61,460	46,650	32,340
21	311,100	248,000	188,600	139,200	99,200	77,700	62,000	47,100	32,700
22	313,040	249,620	189,950	140,320	100,080	78,350	62,540	47,550	33,060
23	314,980	251,240	191,300	141,440	100,960	79,000	63,080	48,000	33,420
24	316,920	252,860	192,650	142,560	101,840	79,650	63,620	48,450	33,780
25	318,860	254,480	194,000	143,680	102,720	80,300	64,160	48,900	34,140
26	320,800	256,100	195,350	144,800	103,600	80,950	64,700	49,350	34,500
27	322,740	257,720	196,700	145,920	104,480	81,600	65,240	49,800	34,860
28		259,340	198,050	147,040	105,360	82,250	65,780	50,250	35,220
29		260,960	199,400	148,160	106,240	82,900	66,320	50,700	35,580
30		262,580	200,750	149,280	107,120	83,550	66,860	51,150	35,940
31		264,200	202,100	150,400	108,000	84,200	67,400	51,600	36,300
32		265,820	203,450	151,520	108,880	84,850	67,940	52,050	36,660
33		267,440	204,800	152,640	109,760	85,500	68,480	52,500	37,020
34		269,060	206,150	153,760	110,640	86,150	69,020	52,950	37,380
35		270,680	207,500	154,880	111,520	86,800	69,560	53,400	37,740
36		272,300	208,850	156,000	112,400	87,450	70,100	53,850	38,100
37		273,920	210,200	157,120	113,280	88,100	70,640	54,300	38,460
38		275,540	211,550	158,240	114,160	88,750	71,180	54,750	38,820
39		277,160	212,900	159,360	115,040	89,400	71,720	55,200	39,180
40		278,780	214,250	160,480	115,920	90,050	72,260	55,650	39,540
41		280,400	215,600	161,600	116,800	90,700	72,800	56,100	39,900
41~56		1,380円	1,150円	950円	750円	550円	460円	380円	310円
56以上		1,130円	950円	780円	620円	460円	380円	320円	250円

(備考) 理事Aの本給については、別に定める。

減ずる」ことになり、婦人、特に結婚し出産しても働き続けようとする婦人に対する攻撃を一段とあらわにしている。従って住友では、婦人であり母親であり全損保組合員は賃金においても二重、三重に差別されているのである。

(生活給賃金でも消えない男女差)

さて生活給賃金体系になれば男女差は解消されるかというところでもない。表8のようにM商社は生活給であるが三三才で月八万五千円も差がついている。また、同じく服部時計店でも月二万円違っている。これ

とんど技術労働者であるのに対し、おばちゃんたちは大部分が洗い物・包装等を行う単純労働者である。ニシムラ労組は四三年の結成以来、団結の最大の基礎は賃金である」として、一つの製品は、技術労働者と単純労働者の両者が一体になって始めて完成されるもの故、両者に差別があつてはならないし、従って賃金も公平にもらおうと、基本給プラス住宅手当プラス家族手当という男女同一の生活給賃金体系を守ってきた。しかし七四年春闘、ビル化の進行の中で、会社側は組合の賃上げ要求は無視し、要求もしない新卒の諸手当(役付手当、学卒者手当、早出仕

は、親元通勤を採用条件にしたり(服部)、婦人を定年まで独身か、結婚しても扶養される身として諸手当を支給しないためなのである。従って男女差の解消は、単に職務・職能給を生活給に変えるのみでなく、真に労働組合が男女差を解消させる方向で賃金問題を闘うかどうかその意味で組合民主主義が守られているかどうかという点にも大きく関わっているのである。富貴堂、駅前ニシムラの男女同一賃金は組合の民主化がはかられる中で実現された好例であろう。

(差別賃金反対の闘い) 駅前ニシムラ労働者の闘い

駅前ニシムラは、一四〇人中男四二名(未婚一二人、既婚三〇人)、残りの七割、九八人(未婚一〇人、既婚七八人)が婦人という職場である。既婚者七八人中乳幼児をかかえているのが五人で、残りは四五才から五九才の「おばちゃん」たちである。おばちゃんたちには炭鉱出身者や未亡人も多く、九割が生活のために働いている。男性はほ

込手当等」と、さらに中高年婦人には薄い年令加算給を打ち出してきた。組合は、この提案は、中高年婦人の賃金切り下げと従業員の分断を図る職務職能給の導入であるとし、ただちに反撃を開始した。しかし会社側は、同時に労働協約の一方的破棄とビル化協定の反古を打ち出し一気に組合の切り崩しを図ってきた。このような非常に厳しい情勢の中、動揺することなく一番先に執行部についていったのはおばちゃん達であった。闘いの詳しい経過は組合機関紙「雑草」No 19にまとめられているので参照願いたい。が、労働協約改訂は撤回させたものの結果的には差別賃金がある程度導入されることになった。しかし、この長い苦しい闘いの中でニシムラ労働者は「団結」という、労働者にとって最も基本的で貴重なることを体でもって会得することができたのである。当時を振り返り賄い婦のAさんはこう書いている。

「資本主義、経営のあり方、労働運動、いずれも詳しいことは分らないが、どうしてこうも闘わねばならないものか？」

何も力のない自分、唯々執行部の差出す細い系につかまり、やもすれば切れそうになったり、もつれあったり、いろんなことがあり長い長い道程でした。ああ、労働者とはつらいものだなあ、生きてゆくなって大変なんだとつくづく考えさせられました。しかし、この糸さえにぎってれば、労働者の武器である団結につながるんだと。今後も夜明けもあれば、暗もありましょう、しかしもう大丈夫この糸さえ見失ななければ……大切にしっかりと結んでおこうと。」

(組合機関紙「雑草」No 19より)

このような労働者意識、仲間意識の自覚は新規の諸手当を受けることになった人々においても自分たちだけが差別賃金を受けとることを許さず、現在彼ら全員がその手当分の五〇%を組合にカンパしているのである。つちかわれた団結は、今後中高年婦人の賃金格差を是正し、より平等な賃金体系を作る強力なエネルギーとなることであろう。

(2) 母性保護権利を守り、拡大する闘い

数々の差別定年制の廃止と並行して、結婚しても、妊娠しても、乳幼

児をかかえても働き続ける婦人が増大し、婦人労働者の要求も一層多様化してきている。一方、職場では労基法の最低基準すら守られず、「母体」を破壊する基盤が進んでおり、それ故にこそ健康調査や母体保護調査の科学的データをもととした労働者の側の反撃も強まっている。そして、単に労基法を守るだけでなくそれを一層拡大し、さらに新たな諸制度を求めるとも高まっている。以下、各婦人部の合理化の下での生理休暇取得の工夫、闘い、全損保の産前後休暇八週間の闘い、北教組の育児休暇制度新設の闘いを紹介しよう。なお、一例としていくつかの職場(札幌)の母性保護権利取得状態を末尾に掲げたので参照されたい。

(何とかとろう生体!)

人員不足、労働強化によって、年令・未婚を問わず最も基本的母性保護権利である生体がとりにくくなっている反面、それ故にこそ生体取得それ自体が反合理化の闘いに直結する性格を有している。

服部時計店札幌支店の経理は女八人男一人という人員配置である。この場合、たまたま四人が同じ時期に生理にぶつかるともあるが、全員が一斉に生体をとったなら仕事はたちどころにストップしてしまう。そこで皆で話し合った結果、必ずしも生理期間中だけでなく体を休めるという意味で少しずつずらして休むことにしたのである。服部では従来も点検活動と何とかとれる工夫の話し合いを積み重ね、現在三七名中三〇名(約八一%)が毎月二日の生体をとっている。しかし先例のように、全員が生理期間中に休暇をとるためには人員の数、配置をまず何とかしなければ根本的解決にはならない。生体の問題は職場環境改善要求と表裏一体をなしており、またそのように扱えかえされてきている。

賃金のところで紹介した損害保険業界では、合理化がより進行し、そのしわよせはモロに婦人にかかってくる。 「男性は営業のみ、内部部門は全て女性」という構想があるほど「職場の女性化」が進む一方、退職者の不補充、機械化、業務量の増大等により労働密度は高まる一方

表10 全損保母性保護権利取得一覧表

※ 因 = 医師の診断書必要

	生理休暇	産前後休暇	育児時間	通院休暇	妊婦の 時差出勤	つわり休暇	妊娠中の 仕事の軽減
大正海上火災	必要日数	前後 8 (S49 8年より)	1時間	7回	夏 15分 冬 30分	なし	あり
東京海上		前後 6 6	1時間	なし	なし	なし	なし
安田		前後 6 6	午前午後 各 30分	なし	なし	なし	なし
日産	1日	前後 8 6 後8 6 要求中	1時間	7回を限度	1日30分 (冬期60分) 因	あり(無給) 因	あり
千代田	1日	前後 6 6	1日2回 各 30分	6ヶ月以上 あり	なし	なし	あり
日新		前後 8 8 賃金 ツットあり		7回	なし	なし	なし
日動	3日	前後 6 6 異常 場過	午前午後 各 30分	10日	なし	なし	なし
朝日		前後 6 6	午前午後 30分 または まとめて 60分	制度化して ないが実 力できると する	実力できると する	なし	実力できると する
共栄	1日	前後 6 6	なし	なし	なし	なし	なし
富士	1日	前後 6 6	1時間	10日	なし	なし	あり
住友	1日 (20以上は 証明書)	前後 6 6	午前午後 30分 (12% の賃カツ)	なし	なし	なし	なし

である。それでも消化しきれず、女子でも夜一〇時までの残業や、労基法を超オーバーする月四〇〜四五時間の残業を行うところさえ出てきている。

また休暇とその理由を順番に記入してゆく休暇表(一年)というものが、庶務の誰でも目に入るところに置かれており、それも生休を取得しにくくしている。さらに、新入社員教育の中で、生休は特異体質の人が

(※) 昭和 年・1月1日

住友海上火災保険株式会社

札幌支店長 殿

所 属
氏 名

生 理 休 暇 願

私は生理日の勤務が著しく困難なことがあります。
ついては必要の都度、お届けいたしますから所要日数の生理休暇を受けることをあらかじめ御承認下さるようお願いいたします。

本人は上記に相違ないことを証明いたします。

証人
続 柄
氏 名

(※) しかし会社側は残業を個人の責任とし、規定以上の残業時間を提出させないよう課毎に、残業時間の多い人から順に「番付表」なるものを作り、一目で誰が最も残業しているかをわかるようにする等、さまざまなイヤガラセを行っている。

このような職場状況では生休もとりづらなのが当然であろう。

北海道の全損保婦人組合員の生休取得率は五〇%前後であるが、各社の生休規定はマチマチで無給のところも多い(表10)。合理化の最先端をゆく住友では、生休二日必要な場合左記のような家族か医師の「体質証明書」を出さなければならぬ。

取るものであり普通の人は不要なものであると職制がクギをさす、といった徹底ぶりである。その結果生休をとっているのは全損保組合員の二人のみという現状である。

しかしこのような状況の中で反面、せめて生休ぐらひはとろう、という気持が各職場に強まっている。全損保の婦人対策部では、三月と二月を生休強化月間とし、その間、各職場の婦人班が工夫して書きあつたピラヤステッカーを交換したり、各職場に生休取得表を張り出し、せめてこの期間（ちょうど忙しい時）だけでも一〇〇%取得をめざしている各職場でも、スライドや保健婦さんを招いて学習会を開いたり、男性社員にも理解を深めてもらう等して誰でもとりやすい雰囲気を作る（共栄火災）、先輩たちが卒先して取ることによって新入社員でもすぐに取れ「とらない方がおかしい」という体制を作る（富士火災）等、工夫ある取組みがなされている。

慢性的人員不足の市役所でも生休取得率は三〇%を停滞しているが、婦人部では、五、六月を母性保護月間とし宣伝と権利点検を強める一方「婦人部のしおり」（四八年）を発行し、誰でもすぐに生理のしくみや母性保護の必要性、行使手続等がわかるようにしたり、母性保護推進委員会を発足させ、学習会活動を活発にする等の取組を展開しているところである。

（人間の要求としての産前後休暇八週間）

——全損保大正支部の闘い——

「母体というものが生体である以上個人差があるのは当然である。八週間は必要ないのではないかという人もいる。従って、働く当社の婦人の中には八週、いや、それ以上も必要だった人がいる。我々は少数の弱い人間もやはり仲間として生き、そして苦しんでいることを忘れてはならない。そうした人々までも充分に生きていけるようにすることこそ、本当に我々が人間的でありうることの根拠ではないだろうか。たとえ、少数の該当者しかいなくても、その人々の要求が通るとき、それを見て我々はきつと勇気づけられるだろう。そして思うだろう。私のもつ要求も小さいけれど通るかもしれない」と（京橋・日本橋

産八実行委員会資料「産前後八週間要求に向けて」昭和四七年より）

民間企業において、一九七〇年、企業の枠を超えた統一の闘いも組んで勝利した出版労協の産前後八週間の闘いは、他産業にも大きな勇気と励ましを与えている。以下紹介する全損保大正海上支部の「産八」の闘いも、まさに先行の闘いの諸成果を引継いで闘われたものである。もともと全損保では、分裂以前の昭和三八年に「母性保護統一七項目要求」を掲げ、産別の闘いを組んだ経験を持っている。その一つに産八要求もかかげられていたのである。

（全損保統一七項目要求（昭和三八年））

- ① 生休を必要日数、有給で
- ② 産休八週間、完全に有給で
- ③ 妊娠中の通院休暇を一日
- ④ つわり休暇一日を有給で
- ⑤ 育児時間を労基法に従い一日一時間有給で
- ⑥ 妊娠中の時差出勤を有給で一時間
- ⑦ 妊娠中の仕事の軽減、残業廃止、交替用員の雇用

しかし当時八週間のところはほとんどなく、大正でも①他社に先がけてできない、②女子労働をあまり評価していない、③六週間で異常はない等の三点の理由で拒否された。しかし婦人たちはあきらめず、三九年京橋・日本橋支店に既婚婦人の会「かごめ会」を結成し、準備を整え、四四年頃より全国の既婚婦人を中心にねばり強い闘いを開始した。全国一斉の「産八」ブローチ闘争、寄せ書交流、全国の既婚者の署名運動がなされる中で、この問題を単に既婚者のみでなく組合員全員の問題として把える努力がなされた。札幌支店では該当者は一人のみだったが、冒頭に掲げたようにたとえ少数でも人間の要求としての視点で産八を見てほしいという大正の既婚婦人の切実な願いをもとに若い組合員も一緒に闘いに参加したのである。この間、三九年の三点の拒否理由に反証すべくデーターを地道に集め、①公務員はほとんど、民間でも出版関係をはじめ八週間が認められているところもかなりある。同案では日証と日産が認められている、②七〇年以降会社の方針が変わり、女子は業務の中心的役割を担っている、③妊婦のアンケート調査では、産前六割、産後

四割の人が異常を訴え、特に産後は八割以上が六週間以上休まざるをえない状態にある、という根拠を示し、ついに八週間をもちとすることができた（昭和四九年）。

全損保ではこの大正を追い、いま日産火災が「産八」要求を闘っている。日産は全国の婦人が九三三名、うち一九二名が既婚でその半数以上の一〇四名がママさんである。大正同様、この「ママさんグループ」が中心に闘いを積んでいる。ママさんグループは、まず討議資料として、出産の仕組みや母性保護権利が一目でわかる「婦人のしおり」を昨年第二〇回母親大会に向けて作製し、全国の婦人や仲間に配布した。札幌支店では三五名の婦人のうち既婚者は六名、そのうち三名がママさんである。ここでも、やはりママさんはまだ少数派であるが、この要求を組織的に全員で取組むべく、経験の浅い組合役員の若い未婚婦人たちと、組合活動の時間がとりづらい既婚婦人が協力しあっている。組合の集まりを昼休みに持ったり、寄せ書きを全国の仲間と交換しあったり、婦人という共通の基盤で、年令・地域を超えて心が通いあっていることは「産八」闘争成功のもっとも大きなエネルギーとなるだろう。

（育児休暇制度の闘い―北教組婦人部のとりくみを中心に―）

文部省調査（四七年）によると、小学校教員の五二・四％が婦人教師で、とりわけ大都市・過密地域では多く、東京では六割、大阪では七割を占めている。その七割強が既婚で、さらにその六三％が一二才以下の子持ちの母親教師である。また、日教組調査（四七年）によると、乳幼児をもつ教師のうち子供を保育園に預けているのは四割にすぎない（但し八年前は四割だった）。一方、結婚・出産・育児を理由に毎年五千人以上（全退職者の四割）が教壇を去っている。このような中で、とりわけ乳幼児をかかえ働き続けたくてもやむなくやめざるをえない母親教師たちをどうしたらつなぎとめておくことができるだろうか―その一つの解決策として打ち出されたのが、すでに電通等で実施されていた育児休

職の制度であった。

※電通は育児休暇（無給）であるが、日教組はこれを育児休暇としている。つまり、休職ではなく、有給で保障された休暇として位置づけるからである。

日教組が四一年育児休暇の立法闘争に踏みきってから今年は九年目を迎える。北教組はこの問題について、大都市の東京・大阪の教組と並んで全国でも先頭に立って取組んできた。北海道には、婦人教師が多くて要求も切実な大都市地域とは、また異なった切実な背景があるからである。北海道の婦人教師は志野論文で明らかにされるように昭和四〇年以降、比率・絶対数とも全国平均とは逆に漸減している。既婚者も五六％と、全国に比べ低い比率を示しているが、一方、結婚・出産育児を理由とする退職者の方は年間五〇〇人以上（退職者の六・七割）と全国よりは高い傾向を示している。この数字だけでも、全国に比べて北海道では乳幼児を抱えて教壇に立つことがより困難なことが想像できるが、北教組婦人部の保育実態調査（四六年）はより明確にこのことを物語っている。表11でみる限り、保育園に預けているのは二割にも満たない。その原因の一つに保育時間の問題がある。退庁時間が一定でないため九割以上が九一〇時間で、普通保育園では間にあわない長時間保育である。この問題が婦人教師の保育に関する一番の悩みとしてあげられている。また、より基本的な原因として、特に北海道における保育所数の絶対的不足である（この点の具体的分析は保育運動の章を参照されたい）。そのため「高額所得者」である教師の子どもが入園するのは至難のワザといわれている。このように、社会的な保育条件の未整備さの故に、親・師に預けることが可能な「恵まれた」婦人教師以外は働き続けることが困難な状況にあるのである。加えて、北海道では僻地が多い、広域のため長距離・長時間通勤が多い、気候・風土が厳しい等の地域的特色がこの困難さに拍車をかけている。以上のような背景の下で、北海道の婦人教師たちにとって、働き続けるための条件の一つとしての育児休暇の制度化は切実な要求となっている。

表11 女子教員の保育状態調査 (対象者367人/1,200人)
(北教組婦人部S 46年)

(1) 勤務時間中における保育方法			
親	174人	(47.4%)	
姉妹	6	(1.6)	
親類	12	(3.2)	
知人	25	(6.8)	
他人(※)	75	(20.4)	
保育所(公立)	32	(8.7)	} (14.4%)
(私立)	21	(5.7)	
お手伝い	19	(6.2)	
(※)他人とは保育ママ的なものが多い			
(2) 親・姉妹に委託する場合			
同居	115人		
別居	61人	(うち2人は、親の家へ月～金まで預け土・日のみ親子一緒に生活)	
(3) 委託保育時間			
7時間	4人	(2.0%)	} 92%
8時間	17人	(5.0%)	
9時間	178人	(61.0%)	
10時間	91人	(31.0%)	
(4) 保育料・謝礼金			
(保育料)		(謝礼)	
～5,000円	30人	～5,000円	83人
5,000～7,000円	10人	5,000～7,000円	14人
7,000～9,000円	27人	7,000～10,000円	49人
9,000～10,000円	28人	10,000円～	79人
10,000円～	49人		
(5) 距離			
500m以内	(92人)		
500～1Km	(38人)		
1K～1.5K	(20人)		
1.5Km～	(55人)		

さて、一九六三年から三年間全国の婦人部を中心として下部討議が行われた後、一九六六年より国会闘争が展開されてきたが、提案の骨子と国会の審議経過は以下の通りである。

※提案の骨子「三原則」

(1) 休暇をとるかとは本人の選択による(選択制)

(2) 休暇期間中の有給保障(8/10の有給制)

(3) 休暇後は原則として在籍校へ復帰(先任権)

(期間は一年、その間の代替は正規の教員をもってする)

※審議経過

。四七年・六八国会で、不満足ながら三原則にもとづく法律案(「無給」という条文をすえおいているが、若干の手当(月平均二五%)を措置)が参議院で満場一致で可決。しかし衆院では時間切れ廃案

。四八年、七一国会では継続審議にふされる。

。四九年、七四国会では、参院を経過、衆院で審議未了のまま廃案

この間、無給の育児休暇を盛り込んで「勤労婦人福祉法」の成立(四七年実施)、同じく「看護婦・保母等の人確法」(厚生省)の上提も準備され、育児休暇法制定の新たな段階を迎えている。

このような事態の中で「三原則」(特に有給規定)を確保することがこの育児休暇を真に婦人労働者のための制度とするか、あるいは逆に資本の労働力政策に乗ずるものとするかを左右する重要な鍵となっている。

この日教組の育児休暇の提案は、婦人教師の間であるいは他の働く婦人の間で多くの議論を呼びおこした。その中には、いろんな点で危惧を抱く意見もあった。以下、論議された主な反対意見と、それに対する北

教組婦人部の解決方向に若干ふれておこう。

主な反対意見は次のようなものであった。

- ① 保育所運動を後退させるもの
- ② 母親が育てるということを制度化するのは、政府・独占のペー
- ③ 現在の労働力政策にのせられるもので、育児の社会化を阻害する
- ④ 現在でも退職勧奨があるのに、「育休」を口実に退職を強制させられるのではない
- ⑤ 一時的にも職場を離れることは婦人の解放に逆行するし、本人としても職場に戻りづらくなる

とりわけ議論されたのは①の保育所運動と②の家事・育児の社会化の問題との関連であった。

組合では下部討議において以下の方向で、それらの危惧の克服をめざした。

働く婦人の基本的な要求は、社会的生産活動に参加したい、働き続けたいということであり、そのための労働権の保障と条件整備を切実に望んでいる。従って、産休明けからの保育所増設、家事、育児の社会化に関しても引き続き強力に取り組むことが当然必要である。しかし一方、まだまだ条件の未整備の中で、年間多数の婦人教師がやめていかざるをえない現実は無視できない。このような状態の下では当面働き続けるための新しい条件の一つとして育児休暇は重要ではないか。従って保育所か、育児休暇かの二者択一の問題として把えるのではなく車の両輪として発展させてゆかなくてはならない。さらに、家庭責任を婦人におしつける資本の労働力政策に乗

ずることなく、育児休暇を真に働く婦人の権利とするためには、

◎ = 医師の診断書必要

出 産 補 給	育 児 休 暇	子 育 ・ 予 防 種 接 種 休 暇	喪 年 期 障 害 休 暇	定 年 制
3 日 ◁延長要求▷	◁三原則 要要求▷	なし	なし	男 60才 女 60才
なし ◁要求中▷	◁四原則 要求▷	◁10日間 要求中▷	◁要求中▷	60 60
3 日	◁要求中▷	法定予防接種 について母子 健康手帳交付 のものに認める	なし	なし
なし	なし	なし	なし	(男と女とも) 63才 60才 60才 60才 大学 高校 事務 用務
なし	なし	◁予防接種 休暇▷ 要求中	なし	56 56
なし	なし	なし	なし	なし
なし	◁要求中▷	なし	なし	57 57
なし	なし	なし	なし	60 40
なし	なし	なし	なし	60 60
なし	なし	なし	なし	

資料：一部聞きとり、一部「新婦人アンケート調査」(昭和49年)より

② 選択制 ③ 原職復帰 ④ 代替用員)を軸に市当局と

らば意味がないという声も強い。婦人部では、昨年からのこの問題に取組み、「四原則」(①有給

が現在の職種を選んだ理由に半数以上が「生活のため」と答え、継続意志についても八割以上が「今後とも働き続ける」と答えている。以上から、今後乳幼児をかかえた婦人労働者の増大も予想されるが、一方、母性保護アンケートによると、妊娠障害等母性破壊も進んでおり、育児休暇も是非ほしいという声が圧倒的である。しかし先述のように多くが生活のため働いているので有給でなければ意味がないという声も強い。婦人部では、昨年からのこの問題に取組み、「四原則」(①有給

「三原則」を堅持し、制度化・有給化・後補充(制度化されても後補充がしつかりしていなければ有効に行使できない)をワンセットとして闘うことが重要である。

以上の如く、育児休暇制度は、婦人教師が社会的保育条件等が絶対的に不足している現状において、何とか働き続けるために必要とされる多様な要求のうちの一つとして位置づけられる。そしてこの制度を真に労働婦人の権利とするかどうかは、婦人教師の主體的な闘いにかかっているといえよう。とりわけ、母性保護権利取得・拡大では他府県より先んじている。従って北海道の労働婦人の中では最も権利が保障されている。北海道の婦人教師たちが、これまた北海道では数少ない組織労働者として、新しい制度獲得のために闘うことは、他産業の、あるいは広範な未組織の婦人労働者の母性保護権利獲得の闘いに運動されるような闘いである。事実、広範な婦人労働者の闘いに運動されるような闘いである。

- ってほしいと願うものである。
- ※ 北教組の母性保護権利は(表7)の通りであるが、これは他の都道府県教組と比較してもトップレベルにある。もちろん道内では、最も進んでいるといえよう。
- 北教組ではさらに、今後以下の要求をかかかって闘いを組んでいっている。
- ① 産後休暇二週間延長
 - ② 四ヶ月未満の流産に対する休暇新設(三週間)
 - ③ 妊娠中の労働軽減の制度化
 - ④ 産休代替教職員の適用範囲の拡大
 - ⑤ 配置期間を妊娠初期から産休を含め育児の休暇終了までとする
 - ⑥ 育児の休暇(育児時間)の適用期間の延長
 - ⑦ 配偶者の出産休暇の延長
 - ⑧ 保育所設置要求(一小学校区に一保育所、一幼稚園、乳児、学童含む)
 - ⑨ 産休代替教職員の登録制の実現
- 共済給付の拡大
- 出産給付の新設、育児手当月五千元、一年間支給、保育補助費月五千元
- 三年間支給
- さて、日教組に続き自治労でも育児休暇制度を要求している。これをうけての札幌市職の婦人部の取組みを最後に若干紹介しよう。

表12 母性保護権利の獲得状況の一例

	婦人労働者の数	婦人有無	生 産 休 息	育 児 時 間	妊 娠 中 の 通 院 休 暇	妊 娠 中 の 時 差 出 勤	つわり休暇	妊 娠 中 の 仕 事 の 軽 減	
北 教 組	全 道 人 員 2,183 (14%) 小 5,457 (24%) 中 2,147 (15%) 高 1,431 (12%)	南 日 教 組 北 教 組 婦 人 部	3 日	{ 前 8 週 (S49年よ) 後 8 週 (多胎は前10週)	1 日 2 回 各 60分 <延長要求>	~7 月 1 日 8 ~ 9 月 1 日 10 ~ 1 月 1 日	60分以内	2 週 間	あり
札幌市職	正職員 1,200名	あり	1 周 期 に つ き 2 日 以 内 (事 故 等 に 記 入)	{ 前 8 (S48年) 後 8 (より)	1 日 90分 <延長要求>	1 月 に 半 日 (事 故 簿 記 入) <延長要求>	60分 (事 故 簿 記 入)	なし <要求中>	なし
道 庁	—	あり	3 日	{ 8 8	1 日 90分	7 月 以 降 4 週 に 1 回 7 月 以 降 2 週 に 1 回 8 月 以 降 1 週 に 1 回	なし	2 週 間	個々のケースについて各分会で取り組む
北 星 学 園	100人	あり	2 日	{ 8 8	1 日 90分	1 日	なし	2 週 間	なし
服部時計店	57人中35人	あり (S43年)	1 日 特 に 必 要 な 場 合 さ ら に 1 日	{ 8 (手 当 以 上) 8 (カ ッ)	1 日 60分	{ ~6 月 4 週 に 1 回 7 月 ~ 2 週 に 1 回	1 日 60分 (早 出・遅 出 分 割 可)	10 日 以 上 (欠 勤 扱 い) <妊 娠 障 害 休 暇 に 広 大 要 求 中>	なし
久保田鉄工	20人	なし (青 婦 部)	3 日	90日 (無 給)	午 前・午 後 各 30分	なし	なし	なし	なし
M 商 社	10人	あり	2 日	{ 8 8	1 日 90分	本 人 の 申 請 に 朝 出 よ り 必 要 時 間 30分	なし	1 週 間 (妊 娠 障 害 休 暇)	なし
富 貴 堂	70人	あり (S46年)	年 間 12 日	8 (S48年) (4 月 前 の 流 産 は 必 要 日 数)	1 日 60分	請 求 が あ っ た 場 合 可 ⊗	なし	なし	あり
駅前シムラ	98名	青 婦 部 婦 人 班	必 要 日 数	{ 6 6	1 日 60分 す き な 時 に	なし	職 場 討 議 で 配 慮	1 週 間 ⊗ で 延 長 可	なし
ホ ク レ ン	なし	なし	1 日	{ 6 前 は 6 無 給	なし	なし	なし	なし	なし

交渉してきた。市側の答えは「勤労婦人福祉法」の動向をみて、というもので、ここでも「有給」をめぐって激しく闘われようである。

しかし市職婦人部の育児休暇の位置づけは北教組と若干異なり、看護婦や病弱な母体や子供を持つため普通の保育園に預けることが困難な人、産休一六週間では無理な人等でも、働き続けていける最低限の保障の一つとして押えられている。従って、乳幼児をかかえる婦人たちの当面の要求はむしろ、中心街に産休明けからの保育所を作ることにある。これは、教員とは異なり、比較的かぎられた地点に多くの婦人が集まってくるので職場の近くに保育所を作る方が先決であること、同時に、やはりそれを可能にしているのは、市職婦人部が一貫して市の保育連絡会に幹事を派遣し、また、その他の分体的な婦人運動にも先進的に参加し、単産の枠をこえて地域の婦人たち、他産業の婦人たちと連帯を強めてきたことにもよることが大であろう(表12)。

(3) 命と健康を守る闘い
—— 職業病の闘い ——

慢性的人員不足の中で、増大する業務をこなすのにキリキリ舞い、生休すらもとれない——といった状態が現在の職場でも日常化している。このような中で特に婦人たちの間で踵しよう炎や腰痛を訴える人が急増している。これは「合理化」

よって労働者の肉体的磨滅がギリギリのところまでできてきている証拠である。六〇年代、り病者たちの粘り強い「認定闘争」によって、「職業病」という名の最高度の健康破壊の原因が明らかにされ、その補償の途が開かれてきた。しかしそれでも後を絶たないり病者を前にして、各職場では、職業病にかかる以前に自らの健康を守り、劣悪な労働環境を改善する闘いが急速に拡がっており、どの職場でも最優先の課題となっている。

(職業病を出さないための闘い)

札幌市職婦人部では四七年機械従事者の調査を行った結果、六八名中通院者が一五名、要注意・要診療が三九名もいることが判明した。

(注1) これは医師の協力を得て行われた自覚症状の分類の結果である。

さっそく四八年度は、この職業病問題を眉の課題として取り組んだ結果(注2)三月には市役所でははじめて二人(保母とパンチャー)が認定請求を行った。婦人部では、母親大会や自治労大会、地区労学習会に訴え親組合にも粘り強く働きかけて本部交渉を成立させ、一月二人の認定をかちとることができた。

(注2) 職業病問題の基本方針(札幌市職)

① 職業病についての学習を深める

② 起こりやすい職場環境の改善と労働量軽減

③ 発生した場合、公務災害認定のため全力をつくす

また、大阪でついに健しよう炎患者の自殺者を出した服部時計店でも、ただちに全国のり病者の集まりがもたれた結果、各支店で認定がバラバラな状態が明らかにされた。特に地方に行くほど認定が遅れており、健しよう炎で午前勤務午後治療を行ってきた札幌支店のDさんの場合も会社は認定をせず、午後の分は欠勤扱いとされてた。このような中で婦人は次のような具体的提案を行い、闘いの中心になっている。

「職業病を出さないための提案」

① 人員不足が生じた場合は、職場会を開き健康で働き続ける為の適正人員をつかみ、会社に対策を要求していきましょう

② 生休は必要な時に正しく使いたしましょう
③ 職場で病気が発生した時は、他人ごととしてとらえずに、皆で原因を考えましょう

④ 会社が行っている特殊健康診断は積極的に受け、実施されていない支部は早々に要求しましょう

⑤ 自分の健康管理を医者まかせにしないで、自分の痛みの自覚を重視することが大切です。「健康アンケート」を

服部時計店労組婦人部大会議案書(四九年)

しかし、ごく一例(表13)を見て

も認定者はまだまだわずかで、多くの場合、治療費の負担と健康に不安を抱きながら毎日を送っている状況である。このような中で、企業側にその責任と保障を明記させた労働協約をかちとった北洋相互銀行の職業病の闘いは大きな意味をもっている。以下その闘いを紹介しよう。

表13 職業病患者数の一例

	名	() 内は認定者数
札幌市役所	39	(2)
北星学園	4	(0)
簡易保険局	13	(3)
宮林局	2	(0)
開発局	2	(0)
その他	2	(0)
協同生協	2	(0)
道庁	2	(0)
北道	2	(0)
大北	2	(0)
各病院	2	(0)
パンチャー	2	(0)
が多発	2	(0)
患者	2	(0)
に	2	(0)
看護婦	2	(0)
も	2	(0)
看	2	(0)
母	2	(0)
保	2	(0)
一、	2	(0)
ま	2	(0)
す。	2	(0)

※ なお、より詳しい闘いの経過については「前進する婦人」10号(札幌婦人問題研究会)、笹谷論文参照のこと

(北洋相互銀行における「健しよう炎の闘い」)

金融業の「合理化」は資本の「自由化」をひかえて、特に六〇年以降そのピッチを早めてきた。北洋相互銀行(以下北相銀)でも人員削減を伴った機械化とZD運動・職務給等のアメリカ式労務管理の導入を二本柱とした「合理化」が展開され、その結果(表14)のように、人員は減る一方、資金量、一人当たり資金量は大巾に増大している。「銀行の大衆化」による事務量の増大とともに、職場内では女子の労基法違反の時間労働・時間外労働が慢性化した。組合の抗議に対し「女子の違反労働なしにはやってゆけない」「今の法律が実態に合わないのだ」と居直る管理職も出る仕末である。女子行員は、有休はおろか、生休さえもほとんど

表14 人員と資金量の推移 (北洋相互銀行)

	人員		資金量		一人当り量	
	人数	増加率%	金額(円)	増加率%	金額(円)	増加率%
昭41.3	2,373	100.0	90,365	100.0	38,080	100.0
42.3	2,394	100.9	102,533	113.5	42,829	112.5
43.3	2,384	100.5	115,252	127.5	48,344	127.0
44.3	2,330	98.2	130,589	144.5	56,047	147.2
45.3	2,265	95.4	162,594	179.9	71,785	188.5
46.3	2,266	95.4	164,966	182.5	72,800	191.1
47.3	2,210	93.1	200,609	221.9	90,773	238.3

(資料：北相銀従組)

ど取得できない状態になった。このような事態と相前後して、北相銀では「けんしょう炎」症状を訴える人が続発してきた。組合の調査によると六八年三二名、六九年七〇名(この時の調査では、健康であると答えた人は全体の二割以下であった。)、七〇名一三〇名と増大の一途をたどり、機械従事者、一般従事者を問わず、健康破壊が進行した。このような事態に対し、組合は、今のように知られていなかった「腱しょう炎」症状についての教宣から始めて一貫して粘り強い闘いを展開してきた。そして六八年には治療と補償の協定を結んだものの、それは「はり、灸マッサージの治療費の半額を福利厚生上の特別措置として出す」というもので「業務上」を認めたものではなかった。引き続き労働条件の悪化の中で、健康に対する不安が皆を襲っていった。七〇年春闘では、組合員の切実な願いをこめて「業務上認定」が真つ向うから闘われた。これに対し銀行側は「業務以外にも原因がある」「医師の診断書に書かれても医者の方見方もいろいろだ」「銀行は医者ではないので判断できない。労働基準局に申請して判断してもらいたい」等と、あくまでも業務上か否かの判断を下すことを避け続けたのである。組合は、これに対し三月～五月になんと二七回にも及ぶ団体交渉を行い、とりわけ二七名の「腱しょう炎」罹病者(労働基準局に申請を行った人たち)の婦人たちは団交の場でも経営者に涙ながらに苦痛を訴え闘いの

先頭に立った。その結果、組合側の要求は全面的に認められ、業務上認定、治療費その他の全面補償もかちとることができた。「七〇年協定」しかし闘いはこれで終わったのではなかった。経営者側は七二年一組合分裂を口実に、第一組合(従組)との「七〇年協定」を反占にしたからである。これに対し従組は、単に銀行側への抗議にとどまらず、道議会、地労委、監督署、基準局、大蔵省、国会と、関連ある全ての所に実情を訴えるピラをまき、署名を集めるなど広範な闘いを展開した。この間、労働基準局も少しずつ二七名の申請者の認定を行い、銀行も国の判断に従わざるをえなくなり、「七〇年協定」の完全実質化を改めて確約したのである。

分裂下の困難な条件の中でのこの勝利は、単に一企業にとどまらず、全国・全道の職業病闘争に大きな成果をもたらした。この闘いの中で培われた創意とエネルギーは、四八年全道の一職業病対策連絡協議会の結成へと結実し、ここには四六団体、二万人を越える労働者が加盟している。

そしてこの間、五〇年二月二八日現在までに一〇〇人の認定をかちとってきた。

(*)内訳 ①事務作業三六人 ②チェッカー(二五人) ③保母(二二人) ④労働者(七人) ⑤新聞・印刷関係(六人) ⑥タイピスト(二人) ⑦運転手(一人) ⑧その他(一人)

職場から生命と健康を守る闘い、職業病認定の闘いは、いまこの職対連を中心として全道各地に手をいっばい広げようとしているのである。

(4) 働き続ける条件を切り拓いた第一号該当者たち

これまで結婚や出産によって退職することが当たり前になっていた職場で、この慣例をうち破ることは、まだまだかなり勇気のいることである。たとえ、就業規則には産前後休暇の規定もあり、子供を産んでも働き続ける可能性を示している、その権利を最初に行使しようとする婦人に

対し、上役あるいは同僚（特に男性）から有形無形の圧力がかかってくる。このような働き続けにくい職場の中で、家事・育児に追われながら仕事を続けている婦人にとってその毎日が即闘いといっても過言ではないであろう。

（例一）K鉄工のCさんは、一昨年一月第一子を出産した。無給の産前休業（六週間）を終え、いざ出勤というとき保育時間の問題にぶつかったのである。八時三〇分出勤の職場では保育園に寄ってからだとうしても遅刻にならざるをえない。就業規則には午前午後各三〇分の、「哺乳時間」があるが、一定の場所と与えるという条件付である。東京に本社をもつK鉄工では労働者数一万五千人の大企業であるが、出産しても働き続ける例は全国でもCさんがはじめてであった。彼女は前例なく手探りの中から一人の闘いを始めたのである。まず、支店人事部に、哺乳時間の実情にあった使い方を交渉した。だが、規則遵守（？）の支店では「一定の場所」にこだわり許可を出さない。思いあまつた彼女は労基法に定められている育児時間の運用がどの職場でも——ほとんど朝夕の遅出・早退として使われていることを思い出し、この問題を直接東京の本社と労組本部に持ち込んだのである。本社人事部と本部の交渉の結果、やっと子供が一人になるまで三〇分の遅出が認められたものの、K鉄工では全国でもはじめてのケースで交渉は難行したらしく、許可が本社からおりたのは八月、すでに子供は七ヶ月になっていた。その間はもちろん毎朝遅刻扱いでボーナスの、半分がカットされた。結婚退職する場合は、退職金は普通の倍近い、というように暗黙のうちに結婚退職を勧誘している職場で、一方の闘う例も婦人もなく、支社の労務は本社の出先機関にすぎず、何をするにしてもやりにくいという中で、彼女のかちとった権利は、たとえささやかなものであっても全国どこかまで後に続く婦人たちがより働き続けやすい貴重な一歩をしるしたといってもいいであろう。

（例二）先のCさんが、妊娠して働き続けようかどうか迷っていた時に大きな励ましを与えたのが、働く婦人の交流会で知り合ったDさんであった。Dさんは、東京と大阪に本社をもつある総合商社に、三人の子を育てながら勤務している三才、一五年勤続のベテランである。彼女は結婚したのも、出産したのもとにかく札幌支社では全て第一号であった。彼女のあとに続き出産してもなお働き続ける婦人もいたが結局周囲の雰囲気はいたたまれず、やめてしまった、といういわつきの職場である。

Dさんが結婚したのは一二年前、二一才のときである。今こそ共働きはごく普通のことであるが当時は共働きに批判的な風潮が一般的であった。しかし彼女は小さい時より結婚しても働くのが当たり前と思っていたので、会社に結婚する旨を伝えたのであるが、返ってきたのは「いつ止めますか」という言葉であった。会社の意に反して「働き続けます」という彼に對し、「そんな貧しい子供を入れたつもりはない」「相手は能力なしか」と理に合わない非難が浴びせられた。そして「いつ辞表を出すのだ」と事ある毎にいわれるにいたって「辞表は自分の意志で出すものです。私はやめたくないから出しません。もし辞令が出たらやめます」と上役にきっぱりと言いきった彼女。しかし不当な理由で首を切ることも出来ない会社は、結婚式には従業員誰も出席させない等、既婚者はやめさせたいという態度をむき出しにし、果ては結婚後半年で、Dさんを小会社に出向させてしまったのである。札幌支店をやめてその小会社（いつ倒れるかわからない）に移ったらどうか、という執拗な攻撃にもめげず、彼女は頑張り続け四年後札幌支店に戻ることができた。結婚さえこうなのだから出産の時の困難は想像に難くない。彼女は、就業規則には産前後休業の規定があるんだから、子供を産んでもよいということだ、もしもダメというなら出るところに出よう、というまでの覚悟で産休を申請した。案の上、「休む間のあなたの仕事はどうするつもりなのだ」、「そんなことをして子供を育てたらロクな子供がで

いよ」等といわれた。そんな中で、彼女は休み中のアルバイトを自分で探し、産休職等については本社に直接手紙でかけあい、地元（札幌支店）の数々のイヤガラセも無視して実力で休暇に入ったのである。三人目の時など、妊娠六ヶ月になるまで「墮ろしたらどうか」と執拗にいわれ、思わず「あなたの子供ではありません」と怒鳴ってしまったという。今でも、子供の病気のため「休暇願ひ」を出すと、「やっぱり子供がいたら働くのは無理じゃないかね」といわれる等、あらゆることにつけてチクリチクリと胸につきささるような言葉をいわれるという。

このような状態ゆえ、彼女が全商社の北海道支部の婦人部長をやった三年間、まず働き続ける権利を安定させることが第一、と育児時間、産前後休暇各八週間等次々と権利をかちとってきた。

しかし、権利意識がズバ抜けて高く、どんなイヤガラセにも屈しない彼女だが、毎朝六時に一人をおんぶ、二人の子を両方の手でひいて、二つの山を越え一時間半位かかっておばあちゃんの家に着き、おばあちゃんに赤ちゃんを預け、二人目を保育園に、上の子を学校に送ってから、また一時間汽車に乗って出勤という生活は、つくづくつらいな一と思うことがあるという。

しかし彼女にとつてのつらい今日は明日のためにある。今は生活のために働いているけれど、最小限のものが揃ったら本ものの生きがい求めて進みたい、という。「女の人が気軽に外に出て働き続ける社会、子供や老人が明るく生活できる社会、今の世の中をそんな社会に変え得る能力がもし自分にあったなら、そこまで發揮できるようにしたい」：Dさんの求める生きがいとはその辺に収斂しそうである。

(例三) これまで紹介した例は、非常に困難な中でも、まがりなりにも組合がある職場であった。これが組合もないところでは、さらに困難が上積みされる。

Tさんは三三才、勤続一四年、二人の子のママさんである。Tさんの

職場は従業員一六人、うち女子が四人で彼女が最年長、あとは一九一二二才の若い子である。また男子二人のうち一人までが何らかの役付きで皆管理者意識がとても高い。昭和二五年創立以来、就業規則にある生休・産休の権利を行使した人は誰もいず、ましてや出産しても働き続けたのは彼女がはじめてであった。彼女は自分の必要な諸権利は一人で上役にぶつかってかちとってきた。産休に関しては（就業規則にあるにもかかわらず）役員会議が開かれケンケンガクガクの議論がなされたうえ、ともかく六週間（有給）の許可がおりたのである。さて、産休を終えて出勤の際、彼女もまたCさん同様、保育時間に問題が生じた。彼女の職場は九時―五時半なので三〇分早退しなければ保育所に間に合わない。これもまた課長と常務にかけあい、やっと許可を得たのであるが、そこで、「女子の最年長なのに五時に帰るとは何事か」「子供を預けて働く」と赤軍派になるぞ」等、同僚の男性たちから思わぬ強い非難が浴びせられた。結局、彼女が先頭に立って女性の権利を獲得していくと自分たちにもしわ寄せがかかってくる、という気持が男性にあること、普段不満があっても上役に言えず女子にしかあたるということがない、何かあるごとにその矢面に立たされるのが彼女だったというわけである。

彼女は自分のことのみでなく、皆にかかわることでも先頭に立って交渉をしてきた。

例えば、昼食手当が出るが、一ヶ月千円というシロモノであり、今時ひどいと皆が思いながら誰も言い出す人がいない中で、彼女は忘年会の席上、さっそく値上げを訴えた。この時ばかりは男性も援護をしてくれ二千円アップをかちとったのである。また、生休も皆でとりましようとして相談し実行しようとしたところ、上役からマッタがかかった。「体に支障をきたすような無理な仕事をさせていない」「有休さえも全部消化していないんだから残りの有休で処理しなさい」「あなたたち自身、平等といながら生休をとるのは、差別を自分からひきおこしていることに

なるのではないか」、果ては「そんなことをいうならやめなさい」と脅かされる仕末で、棚上げの状態になっている。

このような彼女を上役は冗談がてら「オイ、組合代表」等という反面「あなたは長いんだから賃金を多くあげる」と懐柔作戦も用いているのであるが、彼女は「女の人たち同志で賃金を見せあいますから一人だけ多いのはイヤです」と断ってきた。

彼女が、組合もなく、さまざまな攻撃の中でこれまで頑張ってきたのは、平等意識にもとづくシロときっぱり言える性格と、家事労働を分担してくれる夫の協力と、新婦人の仲間の励ましであるという。

現在、彼女を先頭に女性は一丸となって、常務に小さな要求から賃金のことで、しょつ中交渉している。いわば、女性のみで実質的に組合の役割を果たしているのである。Tさんは、出世等のため何も言えないでいる男性が、一日も早く一緒に立ちあがってくれるよう努力を重ねているところである。

三、むすびにかえて

これまで闘いの内容別に紹介してきたが、最後に気の付いた点を若干あげて終りとしたい。

第一に、人員削減による労働強化が公務・民間の別なく進んでおり、そのしわよせはとりわけ婦人労働者に課せられている。それは母性保護権利があっても実際には行使できない職場環境、それがより進行した私たちの職業病等となって具体的に現われている。その一方で、特に民間では「生体をとるなんて自ら差別を認めるものだ」とする母性保護を逆手にとった差別論が強まっており、実質的な権利剥奪があちこちで強行されようとしている。このような状態の中で、闘う側の主体的な力量の差によって、自治体や教員のように労基法を上回る権利を取得している

ところから、労基法以下の民間中小零細企業まで、権利取得に大きな格差が生じてきている。従って、先進部分が、権利取得が困難な婦人労働者も含めて婦人全体の底上げの闘いにとりくむことの重要性がますます増大するとともに、民間でも一企業の枠をこえて広く婦人が結集して闘うことの必要性が増している。

第二に、北海道・特に札幌の民間企業においては、東京・関西に本社をもつ大企業の支社・出張所の場合と、地元企業の場合ではかなり事情が異なっている。前者では、給料等は本社並みゆえ地元企業より幾分高いが、労務管理の系列は本社直通で、とりわけ末端にいけばいくほど地元管理者のしめつけは強くなる。従って、母性保護権利でも、北海道の実情にあわなくても機械的に処理されがちである。一方、労働組合も本部は本社におかれ、意志疎通が欠けがちである。しかし、全損保のような産別組織内の各店の地域の分会の交流、あるいは同じ地域内の各店間の交流がきちんと行われているところでは、一ヶ所での闘いの成果はまたたく間に全国、全店の支部員に拡がり自分たちの闘いの経験として蓄積されてゆく、という有利な面も有している。一方、地元企業の組合、その多くが中小資本で、ここ数年来の本州大手資本の進出によっていずれも苦しい立場に立たされている。とりわけ、札幌市の駅前中心街のビル化政策によって、従来の老舗はいずれも大雑居ビルの中に店舗を移さざるをえなくなったが、そのビル化の資金は、多くは西武、伊藤組等の本州大資本からの借入れでまかなわれ、そのことを通じてその支配下に組み込まれざるをえなくなっている。しかし、この背景には、中小企業には一斉に融資を拒否した銀行資本の大企業優先・中小企業切り捨ての政策があったのである。このような事態の中で、地元中小企業労働者は、自らの生活と労働を守るためには、「経営者をも巻きこんで」大手本州資本・銀行資本と対決する姿勢をもたざるをえなくなっている。そしてこの闘いは同時に、大企業優先の政策の転換をめざす地方自治体

の革新の実現へと拡がる性格を有している。この中で、地元中小企業に働く婦人たちの新たな成長が期待される。

第三に、婦人労働者の構成が全国的に平均三二・三才、勤続四・七年既婚者五九％というように、一嫁入り前の腰掛」的な時代とは大きな変化をみせてきており、若年未婚婦人・既婚婦人―若い母親労働者、中高年婦人、独身高年令婦人と、その階層の違いによって要求も多様化してきている。

とりわけ、乳幼児をもつ母親労働者は、数としてはまだ少数派であるが、その要求はもっとも切実なゆえに、母親保護権利の拡大の闘いで大きな役割を果たしている。彼女たちは、既存の婦人部の他に、大正海上の「かごめ会」、日産火災の「ママさんグループ」、服部時計の「既婚者の会」など、母親労働者の独自の要求を持ち寄る場をつくり、そこを中心に全組合員に働きかけ、母性保護権利拡大の創意ある闘いを展開してきている。また、そのようなグループのないところでも、働く婦人の交流会や母親大会等、企業・産業の枠を超えた婦人の集まりの中で経験を交換し、励ましあって頑張っている姿を今ではあちこちで見られるようになった。

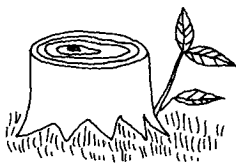
第四に、このような中で、一層、組合婦人部の確立の必要性と重要性が増大している。婦人労働者の構成の変化に伴い、その要求も多様化・切実化しているが、婦人部のない組合（そのような組合は、役員にも婦人がいないことも多い）や、あっても青婦部では、適切な闘いを組めなくなってきた。また構成が多様化してきている故に、各層の独自の要求を明らかにしながらも、婦人部という統一した基盤で闘う場としての婦人部は一層必要となっている。婦人部が出来てから母性保護権利がいつきよに拡大した（富貴堂等）、婦人部ができてから要求が一層具体化され闘いやすくなった。（服部時計―婦人部結成以前は、通院休暇は、回数と時間のみしか決まっていなかったが、結成後は六ヶ月までは四週

間に一回、七ヶ月以上は二週間に一回、一日と、要求を具体化し、かちとった）、という例が多くあげられている。

また婦人部は、臨時・パート、高年令労働者等、その職場でもっとも劣悪な労働条件下におかれている人々の要求と一緒にとりあげ闘いを組んでいる。いわば社会一般の中で低い地位におかれている婦人ゆえに、自分たちの問題として一緒に闘えるのであり、この婦人部の闘いは職場全体の労働条件を底上げする役割を果たしている。

第五に、しかし、婦人部があっても、組合が民主的に運営されていないければ、その活動は形骸化してしまう。婦人部がきちんと組合活動全体の中に位置づけられ有効に力を発揮できるかどうかは、とりわけ、男子組合員の婦人の把え方にもかかっている。婦人を、対等に、かつ「母性」というそれ自体差別の根拠とはならない社会的役割（分担）をもつか同じく働く仲間としてみなす―そのような意味で基本的な組合民主主義が守られているかどうか、大きな意味を持っている。

（北海道大学大学院博士課程）



住民運動のない手として

石川 一 美

一、灯油値下げ運動

北海道の灯油値下げ運動は、四七年十一月、石油各社がいつせいにパイプラインの故障と称して灯油の品不足（＝出荷制限）をつくりだし、値上げ攻勢をかけてきた時以来、その年結成された道消団連（十五団体）を中心に真夏も手離さず、全道的に持続的にすすめられてきた。

運動がねばりつよくとりくまれたのは、なんといっても灯油が、お米以上に道民の暮しに欠かせない必需品で、その値上げが家計に及ぼす影響が大きく、灯油を安く確保することは、道民の切実な要求であるからである。

このことを数字であらわすと表1のようになる。

対米従属の自民党政府のエネルギー政策のもとで十五年前には一三八山あった炭鉱は、現在二十数山余りにつぶされ、公営住宅をはじめとして貯炭場のある家はなくなり、石炭にかえようにもかえられず（石炭ももちこみで一トン一万八千円もする）代替品のない灯油の道民生活における比重は非常に大きい。

一昨年秋の石油ショック以来、石油企業は「千載一遇のチャンス」として、不当利得をむさぼり、全国的に「品不足」をつくりだしてきた。しかし、北海道では、それまでの運動の中で、企業、行政に対して家庭

用灯油の量の確保を明確にさせ、高値安定（十八リットル店頭三八〇円）をつき崩すところには及ばなかったが、パニックの出現を防ぐことができた。そうした中で、政府は、業界の強い要望にこたえて昨年三月十八

日、石油製品のいつせい値上げ（キロ当り平均九〇〇〇円の値上げ）を行い、狂乱物価に拍車をかけてきたが、家庭用灯油については、一昨年十月一日の元売凍結価格（キロ当り平均一二、九〇〇円）をすえおいた。

ところが、本州の需要期が過ぎ、北海道でも、そろそろストーブをはずしはじめた頃、昨年五月三十一日、政府は閣議で、家庭用灯油の標準小売価格（十八リットル店頭三八〇円）の撤廃と元売価格の大巾値上げ（キロ当り平均一二、九〇〇円を二五、三〇〇円に）を認め、六月一日からこれを実施した。

一夜明けたとたんに、灯油が十八リットル店頭売りで六三〇円、宅配で七〇〇円といっきょに暴騰したのである。先に表1で示したように、これだと一冬三万円もの負担増になる。

それでは、冬を越せない、六月三日、六日、七日と、くらしと権利を守る諸要求貫徹実行委員会（二五団体）、道消団連などが、通産局、道生活安定対策本部、日本石油札幌支社と交渉を開始し、共闘でのとりくみとともに、新婦人、産協などの団体も署名、宣伝、交渉などの独自活動をすゝめたのである。

表1 道内の灯油使用量、使用世帯の状況

△48年度243万kl→49年度260万kl(見込み)
 △人口は全国の4.9%だが灯油使用量は42%(家庭用のみ)
 △本州では、灯油使用量の60~70%が工業用
 △道内では、〃の86%が民生用(家庭用大部分)
 △全道160万世帯中130万世帯(約80%)が灯油使用
 △一冬に一世帯で灯油を平均ドラム9~10本使用するので、ドラム一本7,000円灯油だと3万円の負担増になる。(49年度)
 △燃料手当、寒冷地手当をもらえない世帯が全道で50万世帯もあり、低所得者層ほど家計を圧迫される。

資料:「灯油プロパンもんだい」(新婦人道本部)より

- 要請事項
1. 家庭用灯油・プロパンは国民の生活と家計に直接大きな影響を及ぼし、特に北海道においては生活の根幹であり代替のきかない実態、さらには低所得層ほど打撃が大きいという点から、生活を保障する価格として位置づけ、長期にわたって価格をすえおく措置を講ずること。
 2. 家庭用灯油の元売価格値上げをとりやめ五月以前の価格にすえおくこと。
 - (1) 石油メーカー、元売りの原価・経営状態を公開すること。
 - (2) 四七年秋以降の各社「ミカルテル・便乗値上げによる不当利得を消費者に返させること。
 - (3) 石油製品の価格体系を改めるなど抜本的な対策を講じ、家庭用灯油・プロパン価格をすえおくこと。

一に働きかけていくこと、自治体独自になしうる諸対策を積極的に推進することを強く求めた。

連絡会は、道民の共通の要求として次のような要請事項をまとめ、道庁、経済企画庁、各政党、道選出議員に要請書を出し、道・市町村自治体としては、これらの要請事項にそって消費者とともに、国やメーカーに働きかけていくこと、自治体独自になしうる諸対策を積極的に推進することを強く求めた。

比較的需要の少ない六、七、八月の実勢価格が秋の相場になることは経験済みで、政府のやり方は、原油価格の値上げを理由に、暴騰を野放しにして再び高値追認の新標準価格を設定しようとしていることをみぬき、運動のテンポを早め、規模を大きくすることが迫られた。

こうして道民ぐるみで冬を越す灯油値下げ運動をとりくんでいこうという機運が盛り上がり、六月二十二日、道消団連(十五団体)、道消費者協会道婦連、札幌市婦連協、道生活学校、道主婦同盟の二十団体が集まり、「全道灯油・プロパン値上げ反対連絡会」が結成された。

3. プロパンの標準価格廃止、値上げは行なわないこと。
 4. 灯油・プロパンの元売価格において、すでに北海道が他県より高いといわれおり、その実態を明らかにするとともに、完全に解消させること。
- 昨年の十二月まで七ヶ月にわたる運動を通して経営と到達点、教訓をあげてみると、

① 「原価公開、元売価格の引き下げで生活できる安い灯油を」の要求を、道から助成をうけている団体、保守的と云われている団体も参加した連絡会が、共通の要求としてかけ、道民ぐるみの運動にして世論を盛り上げたことは、要求と運動の質的な前進を示している。

② 二十団体の中には、はじめて署名運動にとりくむ団体もあり、従来の一日共闘の限界をこえて、恒常的な組織として連絡会が結成されたのは画期的で共闘の大きな前進であった。また、旭川、江差、北見、小樽など各地で道段階に呼応して共闘組織がつくられ運動をすすめてきた。特に旭川では、一昨年来、消費者による家庭用灯油の「ミカルテル摘発、公取委提訴、価格調査の運動をすすめた市民会議がひきつづき運動をとりくみ、市長を先頭に、独自の中央交渉団を派遣するなど活発な活動を展開した。

道内で、各団体が集めた署名は五十万名、カンパは一千万円にのぼり、運動を支える大きな力になった。

③ 炎暑のさなかの数次にわたる中央政府交渉、企業、自治体にむけての運動、全道決起集会などのとりくみの中で、道知事、市長会、町村会、道、市町村議会をうごかし、国会の物特委、商工委などに灯油問題をもちこんだ。

④ こうした中で、需要期を前に、高値追認の新標準価格(十八リットル店頭六三〇円位)を八月上旬に政府が強硬にきめようとしたのをくいとめることができた。

⑤ 需要期をむかえ、例年ならチケット買いやドラム買いを急ぐのを、消費者は、買い急ぎをやめて抵抗したが、十月に入っても大量消費す

表3 通産局別の店頭価格・配達価格(円)

	18 ↓		200 ↓	
	314店 店頭価格	312店 配達価格	101店 店頭価格	126店 配達価格
札幌	624	664	6,843	6,908
仙台	602	654	6,591	6,779
東京	607	653	6,579	6,802
名古屋	602	630	6,595	6,638
大阪	606	650	6,628	6,815
福岡	600	639	6,617	6,778
四国	608	635	6,600	6,486
福全	609	651	6,600	6,883
平均	606	649	6,616	6,776

させる道がないことを、通産局長、道知事にみとめさせ、十一月、元売各社に対し、キロ当り平均三百円の元売価格引き下げをさせた。これによって、灯油の小売価格を本州なみ以下に引き下げる道をひらいた。

表2 74. 10. 1新婦人全国いっせい物価しらべ (配達価格)

灯宅 油 18 ↓ 配	北海道の平均 663円	74・4・1 417円
	全国の平均 636円	74・4・1 418円

4.1 との比較 { 北海道上昇率 58.99 %
全国 " 52.15 %

表4 50年1月31日通産局調べ (配達価格)

	18 ↓	200 ↓
札幌	610	6356
仙台	616	6394
東京	629	6646
名古屋	617	6652
大阪	618	6583
福岡	610	6878
四国	629	6556
福全	629	6850
全国平均	622	6598
前月	628	6595
(12月)	(323店)	(129店)

る北海道が全国一高いことが通産省しらべや新婦人の「私の物価しらべ」(四九年十月一日)、生協の全国価格調査などであきらかにされた。(表2、表3、表4)

特に元売価格において北海道が他県より高い「北海道価格」をおしつけられていることが、最大のネックになっているというところに力点をおいて、運動をいっそう強力におしすすめた。

政府に対する要請ハガキ運動、通産局、道生活安定対策本部に対する連日の交渉を重ねるいっぽう地域での共同購入をすすめ業者ともねばりつよく話し合いをもった。こうした中で、北海道では、元売価格の引き下げなしに灯油を安く

たのである。

十一月末からドラム六千円、十八リットルで六百円をきる灯油があらわれるようになり、十二月以降、こうした傾向が全道的にひろがった。新婦人の札幌西支部、ひよこ班では地域で共同購入運動をすすめるいっぽう、連日の通産局、道交渉に、幼い子どもの保育係をきめて、交替で参加したが、テレビで灯油の値下がりが報道された時、「お母さんたちががんばったからだね」とある会員の子どもが思わず叫んだと話している。

⑥ 十二月には道議会でも、生活が困窮している年金生活者約十万人世帯を対象に、三億二千万円の予算をつけて、一世帯三千円の灯油割引券を発行することになった。

九月の全道消費者決起大会(道消団連主催)で、切実な要求として出された「年金生活者に暖房手当を支給せよ」を大会で決議し道に要求してきた。全道生活と健康を守る会、くらしと権利を守る諸要求貫徹実行委員会でも、この要求をとりあげて交渉してきた。道は、運動におされて、不十分なながらもこうした形で要求をとりあげたのであるが、その後、地方選挙の中で、「福祉灯油」の施策として大宣伝したのである。このことは、かちとった成果は、ささやかなものであっても、運動の成果として道民に宣伝するとともに、内容の不充分さを運動の中で改めさせていくことの大切さを教えている。

⑦ 旭川では、一昨年の消費者による灯油ヤミカルテル摘発と公取委提訴そして公取委の審決を業界がうけたことに対し、不当利得をとり戻すねばりつよい運動の結果、不当利得分として三二〇〇かん(六万リットル)を福祉灯油として放出させ、生活保護世帯や保育園に配られることになり反響をよんだ。

⑧ 以上のとりくみの中で教訓としてつかんだことは、「元売価格の引き下げ」要求については、六月にだした時は、原油が上がり、新価格

体系の進行の中では、どうにもならないという一点張りであった。

しかし、私たちが、「生活できる安い灯油」を与生活保障価格として道民の生活実態に即して訴え、また、こうなった責任は、政府のエネルギー政策の破綻と中央直結の道政にあることを明らかにし、その責任を追求して迫り、これを一部の声でなく、道民ぐるみの運動として発展させたことにより元売価格における「北海道価格」を浮きぼりにし、「元売価格引き下げ」なしに解決の道がないことを認めさせ、ささやかながらもこれに手をつけさせたことは、マスコミも「消費者パワーの勝利」として評価したのである。

⑨ しかし、私たちの当初の要求からみれば全体としてこれらは全くささやかなものである。この運動を通して、政府と大企業が一体となつてかけてきた新価格体系・原油高価格時代の攻勢の中で、要求を前進させることは、「原価公開」の必要性をいっそうあきらかにし、アメリカカベったり、大企業本位の政府のエネルギー政策そのものに迫ることの重要性をますますはっきりしめたのである。

二、プロパンガスの北海道価格撤廃と

メーター制移行にともなう運動

(1) 北海道価格の撤廃を要求する運動

プロパンガスの「北海道価格」が大きく問題になったのは、一昨年秋の石油ショックの際、石油業界が、いっせいにLPG不足をつくりだし、値上げした実勢価格を、政府が業界とゆ着して十二月一日より指導価格（十キロ一三〇〇円）に横すべりさせ、北海道では、これに上のせして十キロ一五〇〇円を指導価格とすると政府が認めたところからはじまつた。さらに昨年一月十八日国民生活安定緊急措置法に基いて標準価格が設定され、プロパンは、指導価格をそのまま標準価格とし、本州では、十キロ一三〇〇円、北海道は一五〇〇円と政府のお墨つきで、「北海

道価格」が一方的におしつけられた。十キロ一三〇〇円の標準価格さえ、当時、全国各地の実勢価格からみて、高値を固定化するものと批判をあびたのに、この官製の「北海道価格」は狂乱物価、インフレに苦しむ道民からいっせいに反撥されたのは当然である。

そもそもこの北海道価格は、独占価格のひとつで、さまざまな形で残されている明治以来の内国植民地的な古い搾取の仕組みを土台として形づくられた地域的な特別の独占価格である。北海道は青森、函館間の船賃がかかるということが北海道価格の理由にされてきたが、これも擬制キロ数制といわれる、実際の距離より三〜四倍もの距離があるものとみなして不当に高い運賃をかぶせられ、こうしたことが当然のことのように商慣習の名のもとにおこなわれてきたものである。さらに上磯の日本セメントでつくられたセメントが函館で高く、青森で安いというように道内でつくられたものにさえ「北海道価格」がつけられているのである。こうした中で、従来からプロパンにも「北海道価格」はあったのであるが、全道一六〇万世帯中一二五万世帯がプロパンを使用しているにもかかわらず運動の弱さを反映してこれは手つかずになっていたものが、政府公認の「北海道価格」によって浮きぼりにされ、道民の怒りが火をふいたのであった。

道消団連、道消費者協会、新婦人、くらしと権利を守る諸要求貫徹実行委員会などがこれを取りあげ、「北海道価格」の撤廃を求める運動がひろがり、通産局、道LPG協会（メーカー各社で構成）、プロパンガス商業組合などと交渉を重ね、二月一六日には、狂乱物価、インフレに反対する全道消費者決起集会（十九団体共催）をひらき、物かくし、価格つりあげ問題（洗剤、しょう油、砂糖から学用品まで）と合わせて、この問題をとりあげ大会で決議した。

その中であきらかになったことの一例として、メーカーから元売にひきわたされる十キロ当りの売り値は、日石ガスの場合、本州相場三、八〇

円なのに、北海道では四三〇円、五〇円高になっている。これについて、LPG協会は、北海道ではプロパンを生産していないので、高い船賃をだして本州からもってくるので高くつく」と主張したが、実際には、日石ガスの場合でも、毎月二五〇〇トンを生産して生産しており、川崎から海上輸送されてくるのが二五〇〇トン、合計五〇〇〇トンを毎月道内に供給している。

同じ日石ガスが九州へ毎月六〇〇〇トン供給しており、そのうち約七割を大阪から船で運び、残り三割を現地で生産している。ところが、九州の方が、北海道より二倍近く船で運んでいるのに、九州にいれるものには船賃をかぶせておらず、メーカーの云う北海道船賃説は、全くゴマカシであることがあきらかになった。特に北海道では、四八年より日本石油、出光興産の設備増設により飛躍的に道内自給率がのび、四八年十一月以降は道内生産量と道外からの移入量はほぼ同量になっているのである。

こうした事実があきらかにされ、運動がつよまる中で、通産省は三月八日、自からだした通達を撤回した。道知事は、メーカー各社、元売・卸業者に値下げ要請をだし、三月十一日より十キロ一五〇〇円の北海道価格は五〇円値下げされることになった。これは、「北海道価格」に消費者運動の力で手をつけさせた成果として貴重である。しかし、この五〇円がメーカー、元売、卸業者の中でどのように配分されたのかその実態が明らかにされずに問題を残した。

こうした中で、昨年六月、北海道議会は、プロパンガスの北海道価格についての公聴会をひらき、プロパンガスの実勢価格が標準価格を上まわることについての是非を問うた。この公聴会には、これを是とする方には卸業者、小売業者が公述したが、メーカーの参加者はなく、非とする方には、消費者団体、労働組合、婦人団体が、積極的に公述し、その不当性をあきらかにした。

新婦人からの公述者は、昨年四月一日全国いっせに行った「物価しらべ」の結果から、本州では、高いところでも標準価格の十キロ一三〇〇円、千葉県などでは七〇〇円というところもあり、一昨年十二月当時、札幌より高かった福岡でも、一三〇〇円になっている事実、ところが北海道では、全道で一二五九名が調査した結果、安いところで一三〇〇円、圧倒的に多いのが一四五〇円と一五〇〇円、なかには一八〇〇円というところもあると具体的な事実で、「北海道価格」の実態と不当性をついた。

六月一日からの家庭用灯油の標準価格撤廃、元売価格の引き上げ以降、プロパンガスの標準価格の撤廃、値上げの動きが活発になった。

全国的にこの問題はとりあげられたが、北海道でも、「灯油プロパン値上げ反対連絡会」が灯油問題と合わせて運動をすすめた。

しかし、八月十七日、政府は、これらの声を無視して、新標準価格を二〇〇円値上げして十キロ一五〇〇円と設定した。

北海道では、これによって、従来の一五〇円上積みを加えると一六五〇円になったが、この上積みさらさらにちぢめ、一六〇〇円にすることを業界に約束させた。

しかし、十月一日の新婦人の「私の物価しらべ」や毎月のモニター調査の結果からは、道内では、まだまだ一六〇〇円を上まわる地域があり運動を続けている。

これらのとりくみを通して、プロパンの「北海道価格」問題はまだまだメスの入れ方、運動の持続性において弱点があり、「原価公開」要求と合わせて、今後、プロパンに限らず、「北海道価格」にメスを入れ、これを撤廃させる運動をつよめなければならない。

(2) プロパンガスのメーター移行に伴う問題と運動

今年の四月一日から、全国で千六百万世帯（道内百二十五万世帯）が使用しているプロパンガスは、従来の重量売り（キログラム売）から体積売り（リットル売り）に移行され、メーター制による販売に切り替わ

った。

通産省はメーター制について①正しい計量販売ができる②ガス切れが解消できる③配達の合理化ができる、などを重量制よりも長所だとし四八年二月から販売店に対しメーター制販売を義務づけ、メーターの取り付け期限を昭和五十年三月末までとしていた。

ところが北海道では、一世帯当りの月平均使用量は十・五キログラム、十キロボンベ一本が大體一カ月の使用量となっているので、一カ月に一回ボンベをとりかえればよく、メーター制にして月一回検針してもらうことが、配達の合理化等に直接つながらず、小売業者からの反対も根づよくあったのである。

消費者にとっては、北海道の特徴として、従来からボンベを屋内においていたから（本州では、屋外においているのが通例）、メーター制に伴い、ボンベを屋外におくと、工事費が一五、〇〇〇円〜二〇、〇〇〇円もかかり、これが、消費者の自己負担になるということで、昨年八月より運動がはじまった。

メーター化義務づけに伴うもう一つの問題は、メーター化された場合、メーター料金表によって毎月基本料金をとられ、これにプラス消費量による料金を支払うため、表5のように毎月十キログラム以下使う家庭では割高になり、実質値上げになるということである。

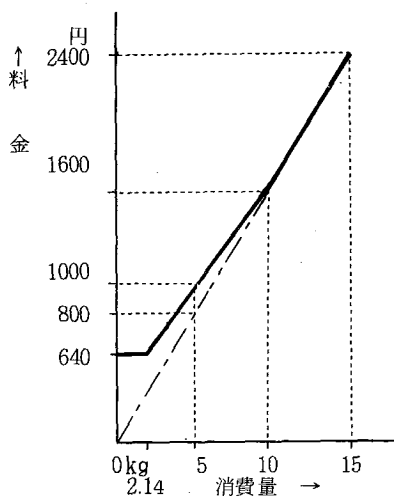
この点でも、単に数学上の問題でなく、道内の一世帯月使用量は十キロを下回る家庭がかなり多く、節約するほど割高になり、五キロ使用の場合は、十キロ一六〇〇円とした場合従来は八〇〇円ですんだのに、一〇〇〇円となり二〇〇円も高くなる。十キロ一六〇〇円というものもあくまでも標準で、これをこえるところもあり、また基本料金にも、非常に中がある実態で、メーター化に伴う値上げは、「北海道価格」を押しつけられている道民を、二重に苦しめるものである。

「全道灯油プロパン値上げ反対連絡会」では、その問題を全道的にと

表5 北海道プロパンガス商業組合作成による料金表より

基本料金 (10kg (4.69m ³)) 1,600 円の場合)	
(1) 10kgのボンベの管理費	月 150円
(2) メーター管理費	月 120円
(3) 最低料金 (1m ³ まで)	260円
(4) 毎月の検針 料金徴収	110円
	計 650円

十キロ千六百円として道プロパンガス商業組合が試作したメーター制による料金表(実線)。消費量十キロ以下では、ボンベ売り(鎖線)より割高となる



りあげていこうということになった。

法律の上からみると、イ、液化石油ガス(プロパンガス)の保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行規則第二十条第一項第一号のただし書きの規定では「容器を屋外におくことが著しく困難な場合には、内容積二五リットル未満の容器については屋内におくことができる」(昭和四三年二月七日、通産省告示第四七号による)となっている。

※(十キロボンベは二四・五リットルなので内容積二五リットル未満に入る)これは、北海道、青森などの寒冷地の場合、低気温のために気化しにくくガスが残っていても点火しないことがあるとの理由で特例として屋内におくことができるというものである。

また、同じ法律のなかで、ロ、施行規則第七条(販売方法の基準)第一項第十二号では「液化石油ガスは、計量法に規定する法定計量単位による体積により販売すること。ただし内容積が二〇リットル以下の容器により販売する場合」は重量売り、体積売りのどちらでもよいとなっている。

※(二〇リットル以下というのは、二〇リットルが約八キログラムにあたるので、重量売りになおすと十キロポンは該当しない)

「全道灯油プロパン値上げ反対連絡会」では、この法律を検討した結果、①の特例を生かし、②の二〇リットル以下を二五リットル以下に改め(十キロは二四・五リットル)、十キロポンは従来通り屋内におきメーター化を義務づけられないよう、法改正を求める要望書を、昨年八月政府に提出した。

この運動は、冬をひかえて、メーター化工事を急がされていた消費者から喜ばれ、特に低所得層の多い空知では、積極的にとりくまれました。

九月の道消費者協会の大会、道消団連主催の全道消費者決起集会でも大会決議となり、全道に運動がひろがった。

通産局、道商工観光部交渉、道プロパンガス商業組合との話し合いなどを重ねる中で、昨年十一月通産省が設置した「メーター設置問題委員会」でも、この問題がとりあげられ、今年二月、通産省は、月平均、六キロ以下使用する家庭、ならびに近く都市ガスにきりかえる、移転するなどの場合には、五一年九月三〇日まで、メーター化を延期するという方向を打ち出してきた。

しかし、この六キロというのは、先に述べたように、法的にも八キロ以下は重量売りを認めているのに、これをも下まわるもので、私たちが主張するメーター化義務づけが、工事費の問題でも、料金体系の上でも消費者負担による値上げにつながる問題を解決することにならない。しかも、ポンは十キロ以上(五キロが少数でている)となると、六キロという数字をだしてきた根拠がなくなってしまう。そこで「連絡会」は、ひきつづき運動をすすめるとともに、新婦人でも、「北海道価格」撤廃と合わせて、この問題をとりあげ全道的に署名運動をおこしている。

メーター制移行は、四月一日より、先に述べた六キロ以下云々を除く

ては、実施されることになったが、ひきつづき、法改正を求めるとともに、料金体系問題については、実態をさらに豊富につかみ、値上げ反対の運動をつよめなければならぬ。

三、電力料金値上げ反対運動

昨年四月、全国九電力会社は、こぞって石油製品の値上げを理由に料金値上げをうちだし、北海道電力は平均四八・四パーセントの値上げを申請した。

一昨年の「石油ショック」以来の狂乱物価の大波が国民のくらしを根底からゆさぶっていた時期で、公共料金である電気の値上げは、直接家計を圧迫するだけでなく、諸物価値上げにはねかえり狂乱物価に拍車をかけるものとして、全国的に反対運動が盛り上がった。

四月八日、北電が値上げ申請をだすと、道内でもただちに、道消団連をはじめ、消費者団体、婦人団体がいっせいに申請のとり下げを北電に申し入れ、通産局に対しては認可しないように強く求めた。また知事、道議会、各政党に対しても値上げ反対の立場を打ちだすよう求めた。

十九日には、新婦人道本部が、札幌市、三越前で「大企業用に安く、家庭用に高い電気料」「政府は値上げ申請を認めるな」などと大書したエプロンやゼッケンをつけ、宣伝カーで「北電の値上げをやめさせよう」と訴えて署名、宣伝行動をはじめ、短期間に一万名の署名を集めて国会へ値上げ反対の請願を提出した。

二四日には、道消団連が主催して民間公聴会をひらき、岩本北電社長はじめ北電首脳部が顔をそろえる中で、百人余の主婦たちが、参加し、申請内容や北電の経営実態を追求した。

こうした中で政府は、五月七、八日両日、全国いっせいに公聴会を開くことを決定、公述人は一カ所一〇〇名、賛成、反対各五〇名ずつとまとめて認可強行のルールをしいてきた。

これに対し、道消団連、くらしと権利を守る諸要求貫徹実行委員会では、公聴会を、形式的に賛否同数とせず、公述を希望する多くの人々をしめださず民主的に開催せよと要求、積極的に公述人に応募した。しかし結局、公聴会は政府の決定通りに実施されたが、この場を値上げのためのセレモニーと軽視せず、堂々と値上げ反対公述を行い、電力料金値上げの不当性、大企業と政府のゆ着ぶりを広くあきらかにした。

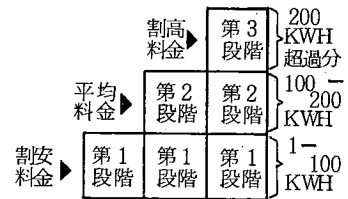
こうした中での問題点をあげてみると、まず第一に、北電は今回の値上げをナショナルミニマム（国民生活最低基準）をとり入れた「福祉型」の料金体系だとして、月一〇〇キロワット以下使用する家庭には割安にしてあるといっている。しかし道内の家庭の一カ月の平均使用量が一二〇キロワットで、一〇一キロ〜二〇〇キロワット使用する家庭が四六パーセントを占める実態から、一〇〇キロをナショナルミニマムとすること自体実態にそぐわないばかりか、つい一年前まで「電気はもっともきれいで安全なエネルギーです。安く余っている深夜電力をお使い下さい」と大宣伝し、各家庭に電気温水器をどんどん売りこんできたのに、この深夜電力を六六パーセントも大巾値上げ申請して、月一〇〇キロにおさえなさいというのは、公共性の高い電気事業を営む経営者として、反社会的なまじらうと云われても過言ではない。

四五年のデータでさえ、アメリカでは月平均五八八キロ、イギリスでは三四六キロの電気を使って生活しており、しかもその料金は北電の現行料金（四九年五月以前）の約半分という安さで、GNP世界第二位を誇る日本で、一〇〇キロをナショナルミニマムとし、これを「福祉型」というのでは、国民生活の貧しさを世界に公表したようなものである。しかも一〇〇キロ以上は、電気の使用量がふえれば、それに応じて特別に高くなる逓増料金制度を導入しようというもので、これによって収奪がいつそうつよめられる。家庭用、民生用にこのような制度を導入すること自体、重大な問題である。（表6・7参照）

表6 一般家庭（従量電灯乙）の現行料金と申請料金比較

1カ月の使用電力量	10アンペア			20アンペア			30アンペア		
	現行	申請	値上率	現行	申請	値上率	現行	申請	値上率
KWH			%			%			%
40	600	706	17.7	800	936	17.0	1,000	1,166	16.6
60	800	944	18.0	1,000	1,174	17.4	1,200	1,404	17.0
80	1,000	1,182	18.2	1,200	1,412	17.7	1,400	1,642	17.3
100	1,200	1,420	18.3	1,400	1,650	17.9	1,600	1,880	17.5
120	1,400	1,696	21.1	1,600	1,926	20.4	1,800	2,156	19.8
140	1,600	1,972	23.3	1,800	2,202	22.3	2,000	2,432	21.6
160	1,800	2,248	24.9	2,000	2,478	23.9	2,200	2,708	23.1
180	2,000	2,524	26.2	2,200	2,754	25.2	2,400	2,984	24.3
200	2,200	2,800	27.3	2,400	3,030	26.3	2,600	3,260	25.4
300	3,200	4,325	35.2	3,400	4,555	34.0	3,600	4,785	32.9

○一般家庭用（従量電灯乙）3段階料金制度



○値上り分は1日約10円
 北海道のご家庭の1カ月の平均使用量は120 KWHです。
 料金は（契約20アンペア）
 現行 申請
 1,600円→1,926円
 値上額 値上率
 326円 約20%
 1日につき約10円。
 公衆電話市内1通話分です。

（北海道電力発行
 『あなたの電気』
 74年5月号）

- 基本料金を含みます。
- 電気ガス税は含まれていません。
- 現在の従量電灯で100 KWHまでお使いのお客さまは約40%、101～200 KWH お使いのお客さまは約46%となっております。

表7 電気料金改定の申請

(単位1キロ当り)

種別	現行平均単価	改定平均単価	平均改定率
定額電灯	7.465銭	8.440銭	109.87
従量電灯	12.37	15.40	124.52
大口電灯	10.56	15.95	151.06
臨時電灯	16.54	20.98	126.82
電灯計	11.71	15.21	129.92
業務用電力	8.73	13.69	156.73
大口電力	7.58	11.91	157.08
大口電力	4.22	7.35	174.25
臨時電力	6.91	11.80	170.63
深夜電力	4.77	7.94	166.44
農事用電力	3.45	5.47	158.66
電力計	5.82	9.57	164.42
電灯電力計	7.59	11.26	148.41

(「電気料金改定の申請について」北海道電力(K)発行より)

庭用と産業用の料金格差をなくすれば、家庭用電気料金はすえおくことができる。

第二に北電は、今回の値上げの主な理由として、燃料費と諸経費の高騰が経営を圧迫し四八年下期では、三六億円の赤字がでるといっている。

しかし、燃料費では、C重油の価格実績、一九、四〇〇円(キロリットル当り)に対して二六、一六一円という水増し申請をしており、石炭については、値上げ額もきまっていないのに、先取り値上げで計上している。北電はこの石炭への依存度が他電力より高く、これまで重油より安い価格で供給されており、他電力より余裕があると云われている。また、人件費についても、過去の退職金額実績の三倍を引当て金として計上している。

北電は創立当時の一二〇倍(三億円から三六〇億円)に資本金を伸ばしている道内のトップ企業で、十パーセントの配当金を維持し、四八年

「福祉型」と宣伝するもうひとつの理由に、産業用電力の値上げ率を大きくし、家庭用電灯料金は低くおさえたとしている。これは値上げ率では、たしかに産業用は、家庭用の二倍になっているが、キロ当り単価では、値上げ後も家庭用の従量電灯料金が産業用の大口電力料金の二・一倍で「大企業に安く家庭用に高い」原則は少しもかわっていない。(表7参照)その上、大口電力の消費量は九電力の平均で五一・七%を占めるのに料金収入は三一・五%というアンバランスもある(表8参照)。家

表8 電力消費量と料金収入のアンバランス (昭和47年度九電力平均)

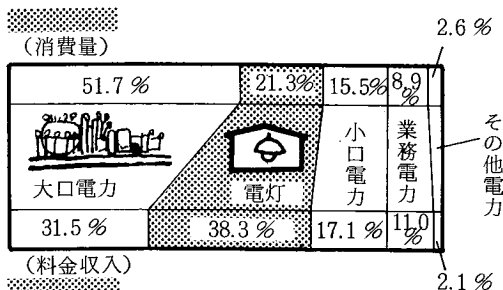


表9 九電力会社の内部留保 (48年9月期決算)

北海道電力	333億円	関西電力	1683億円
東北	823	中国	858
北陸	348	四国	253
東京	2066	九州	776
中部	1080		

上期では三三三億円の内部留保金をかかえている(表9参照)。また四八年度、北電は、まだ、建設地さえはつきりしていない原子力発電所のために、アメリカから十六億円もだして危険な核燃料を買っている。それは三

六億円であるという赤字の四四パーセントにあたる額である。こうした事実からすれば、内部留保のきりくずしなどの企業努力でも値上げをおさえることができるはずなのに、高度成長政策に伴う事業規模の拡大、大企業への優遇、金融資本への従属のしわ寄せを値上げによって消費者に押しつけられることが明白になった。

第三に、自民党への政治献金である。これは、四八年度上期だけでも九電力で四億円にのぼっており、北電では、国民協会に報告されている分だけでも年間一千万円をこえている。

四月二四日の民間公聴会の席上、岩本社長は、政治献金についての質問に対して、「これはおつきあい費としてやむを得ないでしょう」といともさらりと答えた。自民党に対する多額な政治献金がおつきあい費だとすれば、岩本社長が「石炭は運命共同体です」といっている石炭産業をつぶし、アメリカべったり、大企業本位のエネルギー政策をすすめて

49・5・21
北海道消費者団体連絡会
事務局長 三宅安雄

政府通産省の電力料金大巾値上げ認可にたいして、以下のような立場からこれに反対し強く抗議する。

1. 国民生活の擁護、物価安定という立場でなく、独占的な高利潤をあげて拡大してきた電力各社をさらに擁護し、新しい物価高をつくり出そうとするものであること。
 2. 北電をはじめ各社の申請に対する査定と、その具体的な内容を国民、消費者に明らかにしないまま、一方的な値上げであること。
 3. 値上げ率の若干の引き下げ、いくつかの暫定措置など世論に対する検討のあらわれではあるが、これは政府がはじめから世論対策上予定していたものであり、家庭用料金すえおきを中心とした消費者の要求とはほどおしいものである。
 4. 家庭用料金と産業用大口電力の格差は2倍以上もありこれは正当な原価や負担能力を反映したものではない
以上のような見解にもとづき私達は要求と運動を引きつづきとりくんでいく。
1. 今回の認可の根拠を具体的な査定内容の公表を要求しつつ明らかにさせること。これは単なる電力問題のみならずあらゆる公共料金のあり方を追及するものとしてすすめる。
 2. 電力という重要な公共料金が正当に国民の意を反映されずに決定されるというあり方を改めるため、国会での審議や消費者代表が参加した審議会で査定されることを要求する。
 3. これらの手続きをとり白紙にもどして再検討するよう要求する。

以上

きた自民党政府ともまた、運命共同体であり、参議院選挙を前にしての値上げ認可推進費用であったことはあきらかである。

以上のようなことが、運動を通じてあきらかになり、北電、通産局に対し、北電の経理実態をあきらかにすること、料金体系をかえて家庭用電灯料金をすえおけという運動にさらに発展していった矢先、政府は五月二十一日、九電力いっせい値上げ認可を強行し、しかもその内容は国民の批判をかむすために、値上げ巾をわずか、六・七パーセント程度打ちめ、ナショナルミニマムを二〇キロに引きあげることなどでお茶を

にごした。

これに対し、道消団連では、次のような抗議声明をだし、運動を通じてあきらかになった問題を広くキャンペーンをはり、運動を継続していくことを確認した。

値上げそのものを阻止することはできなかつたけれども、大企業本位の料金体系、企業と自民党政府のゆ着、公共料金制度のあり方など、消費者は、運動に参加する中ではつきりみきわめ、全国的に広く世論をおこし、参議院選挙での争点を要求と運動で浮きぼりにさせた役割は大きかつたといえる。

四、北海道ガスの値上げ反対、北ガスの熱量変更に伴う事故続発に対する運動

北海道ガスは、札幌、小樽、函館の三都市二十万世帯にガスを供給している道内最大のガス会社である。昨年一月平均二八パーセントの値上げを実施したばかりなのに、原料ナフサの値上がり理由に、昨年八月平均六二パーセントの大巾値上げを申請し、狂乱物価に苦しめられていた消費者は、「年に二度もの値上げは許せない」と反対運動にたちあがった。しかも、この再値上げ申請とともに、北ガスの熱量変更作業がすすめられ、そのずさんな工事によって、一週間に死者七名、中毒患者十二名という大事故が続発し、札幌市民を恐怖でふるえあがらせた。

こうした中で、北ガスが当初、目算していた十月初旬認可は一時棚上げにされたが、今年一月八日、新年早々に、札幌通産局は申請のほとんどを認めて平均五四・五パーセントの値上げを認可した。二年連続の値上げによって、消費者は、一年間にはば二倍のガス代を支払うことを押しつけられたのである。

この二度にわたる値上げと北ガス事故に対するとりくみの経過とあきらかにされた問題を整理し、今後の運動の教訓にしたいと思う。

一昨年十一月の値上げ申請は平均三三パーセント、しかし中身は基本料金(十立方まで)が、二九〇円から六〇〇円と二倍、平均的な家庭(一カ月六〇立方メートル)では四二・三パーセントという家庭用にきつい大巾値上げであった。この時北ガスが値上げ賛成の公述人を組織し、いっせいに云わせた主な点は、次のようなものであった。

1. 十五年も値上げをしなかったことは、企業努力として高く評価できる。

2. ガス企業は公共性があるがあくまでも私企業であり、値上げをおさえることは、企業の能力の限界をこえたものである。

3. エネルギー危機がさげられる中で最も大切なことは、ガスの安定供給が保たれることで、それゆえに値上げはやむをえない。

4. ただし値上げたあとは、長期安定的に料金を守ってほしい。

これに対し、消費者は、道消団連を中心に北ガスに対し、値上げ撤回、通産局に対しては、申請を認可しないこと、経営内容を公開させること、公聴会を札幌の他に小樽、函館でもひらき、消費者の意見を反映させることを要求し、公聴会では、次のような主張を行い、署名、宣伝活動で広くアピールした。

1. インフレと物価急騰の中で「大巾値上げ」は生活を一層圧迫し、かつ、道内各ガス会社の料金値上げ、プロパンの値上げに直結し、諸物価の高騰に拍車をかけるもの。

2. 十五年間、値上げをしなかったことは、逆に、三六年以降、原料を一〇〇パーセント石炭から石油にきりかえ、コストダウンをはかって利潤をふやしてきたことを裏づけるものである。これに対し、原料ナフサが上がったとして直ちにツケを消費者に回すのは、全く不安である。

3. 減価償却引当金をはじめ、現金支出を伴わない形で決算操作が行なわれ、意識的な赤字計上をしている疑いがある。

4. 莫大な設備投資をくりかえし経営の拡大をはかり、そのための借入金利子や減価償却など「資本費」の増大のツケを全部消費者におしつけようとするものである。

5. 特に、家庭用の小口に高い料金体系は、原価主義にもとづくもので公共性の高いガス事業としては、改めるべきである。

6. さらに通産行政の企業べったりの姿勢、公聴会のもち方にしても、消費者の要求を無視し、札幌のみ開催という中で、函館から夜行で一睡もせず公聴会に参加した人もあり、通産行政のあり方が鋭く問われた。

十二月十四、十五両日開かれた公聴会のあと、灯油、プロパン問題と合わせてエネルギー問題真相明集会が道消団連主催で開かれ、通産局に対し、年末、年始にかけてくりかえし値上げ認可するなど交渉がおこなわれたが、一月十二日、通産局は、交渉が一方でおこなわれている矢先、局長が記者会見し、認可を発表し怒りを買った。値上げ中は、平均二八パーセント(十立方メートルまでの基本料金を五〇〇円におさえた)と若干おさえられ、この席上、局長は、「むこう三年間は値上げをおさえない」と言明した。

北ガス値上げ認可にひきつづき、美唄ガス、江別ガス、旭川ガス、滝川ガス、苫小牧ガス、岩見沢ガス、釧路ガス、公宮の長万部町、千歳市が、値上げ申請をおこない、二九パーセントから六一パーセントの大巾な値上げ率で、認可され、ガス代値上げ旋風は全道に吹きまわった。

こうした中で、通産局長のコメントから半年足らずで再び北ガスは再値上げにうごきだし、昨年八月三十日、前述のように平均六二パーセントの大巾値上げを申請したのである。

これについては、年二回目、しかも大巾ということで消費者の強い反撥をうけたが北ガス側は、原料ナフサの値上がり为主要因であるから値上げは当然と、申請と同時に、各消費者団体を回って「料金改訂のお願

い」「北ガスの現況」という二冊のパンフレットを配り、また札幌、小樽、函館の三方所で、料金改訂に関する説明会をひらくなどして消費者運動に先手をうって来た。

これに対し、消費者側は、国鉄運賃、消費者米価の値上げに反対する運動、灯油、プロパンの値下げ運動とも結合してとりくんだ。

九月二五日には、道消団連主催で、北ガス値上げ問題の「民間公聴会」をひらき、北ガス幹部をよんで追及し、通産局に対しては、公聴会を札幌、小樽、函館の三ヶ所でひらくこと、査定の民主化、経営実態の公開を要求した。

北ガスの「ナフサが値上げされたのでやむをえない」という主張に対しては、ガス料金原価計算書や北ガスの発行しているパンフレットの中身を分析する学習会をもった。

この中で原料費の中のナフサ価格を、四九年下期、一キロリットル二四、八五四円、五〇年度、二八、一一四円、五一年上期三〇、一九六円と値上げを先取りして計上していること、事業報酬を原価にくり入れて計算し、企業の利益を不当に守る総括原価算定方式そのものに問題があることなどがあきらかにされた。

こうした学習は、主婦が主力になっている消費者運動にとっては、とっつきにくいものであったが、前回の値上げの時より、むずかしい問題にも体当りしていこう、またそれを避けて通るわけにいかないという姿勢に変ってきた。しかし、専門家との協力という点では不充分であった。

いっぽう、通産局は、北ガスの値上げ申請をうけて、公聴会を十月一日二日両日開催すると告示したものの、札幌、小樽、函館各地区労の公聴会「実力阻止」のうごきの中で、会場の北専会館側から断わられ、急きよ、二週間くりさげて十月十四、十五両日開催に変更した。この公聴会「実力阻止」のうごきが、再値上げの時点であたらしい問題であった。これは公聴会制度をどうみるかという考え方で、「全くセレモニー

にすぎない、ナンセンスだ」とみるみかたと、「あくまで、民主的に開くことを要求しつつも、開催された場合は、堂々と意見を述べ、世論を起す場として活用する」とする考え方の違いがあり、道消団連の中でもくいちがいがおこった。札幌地区労が革マル派学生らと呼応して「実力阻止」戦術をとり官憲の導入という事態になることがはっきりした時点で、道消団連としては、1. 公聴会の延期、2. その上で公聴会のもち方を消費者の要請の趣旨にそって改善することの二点を要請した。しかし、通産局は全く誠意をみせず、十四日当日、公聴会開催を強行し、値上げ賛成の公述人を早朝六時半から会場に入れ、公聴会が始まる午前九時半、地区労に動員された労働者、革マル派学生が警察官ともみあう大混乱の中で、公聴会の開催を宣言した。

道消団連では、こうした官憲の導入の中でひらかれた公聴会のみとめられないと整然と抗議行動をおこした。公聴会二日目も前日と同様で公聴会は、値上げ賛成の公述人による公述が形通りやられて終わった。

この十月十五日が、北ガスの熱量変更調整作業の「終了日」でもあり翌日午前零時から、五〇〇〇キロカロリーにアップされ、前述のようにこの日から一週間の間に、死亡者七名、中毒患者十二名という大事故が続発したのである。

この事故の経過等については、商業新聞、テレビ等でもかなり詳細に触れられているので、詳しく述べないが、大巾再値上げ問題と合わせてみると、北ガス幹部は、値上げ認可の公聴会準備に没頭し、企業の利益を第一にして生命にかかわる調整作業についてはその完了を急がせるだけに終っていたこと、また通産局も作業終了の報告をうけたただけで監督官庁としての責任を放棄していた姿があぶりだされる。

事故続発の中で、新婦人道本部と札幌七支部は、直ちに北ガス本社へ抗議行動をおこし、①熱量を調整ガスの三九〇〇カロリーにさげよ②ガス器具を徹底的に再点検せよ③犠牲者に十分な補償を④値上げを撤回せよ

北ガスの大幅値上げ認可に対する抗議

札幌通産局は、北海道ガス株の平均六二・三パーセントという大幅値上げ申請に対して、二年連続して新年早々の一月八日、申請のほとんどを認めて平均五四・五六パーセントの値上げを認可しました。これは私たち消費者が度々要求してきた公益事業とその料金のあり方に対する抜本的な検討をさび、企業側の要求を全面的に受け入れ、一方的に消費者に犠牲を強いるやり方であり、さらには三木新内閣が表明している「公共料金・物価抑制」にも逆行するものであり、強く抗議します。

北海道消費者団体連絡会は以下の諸項目にわたり見解を表明し、通産行政および政府に認可の撤回をふくむ適切な対策を要求するものです。

一、政府の「物価・公共料金抑制」方針に逆行した認可であり、今後の諸料金値上げへの突破口をひらくものである。

一、経営の実態を公開し料金算定のあり方を改善し、さらに原料ナフサなどの値上げをおさえる等の要求が無視されている。

一、統廃した重大事故によって明るみに出た、もうけ本位の経営に対して根本的な検討がなされていない。

一、ガス事業法に基づく公聴会や査定の民主化についての要求は無視されている。

一、ガス事業の実態を究明しそのあり方を検討するために、消費者、学識経験者などによる審議会設置を要求してきたが、その方向さえ明らかにされていない。

昭和五十年一月九日

北海道消費者団体連絡会

札幌通商産業局長 諸 口 昭 一 殿

通商産業大臣 河 本 敏 夫 殿

よの四点を要求し、抗議署名をよびかける街頭行動をおこない、通産局には監督官庁の責任を追及する要請行動をおこした。道消団連、物価値上げ反対札幌市民会議など、消費者団体も次々と行動を起こす中で、マスコミも大きなキャンペーンをはり、警察も北ガス幹部の刑事責任を

追及しはじめた。

「保安の先取りはできない」と自らの責任をばかしていた通産局も、北ガスに対し、きびしく再々点検をやらせ、値上げ認可を一時棚上げにさせることができた。

こうした中であきらかになつてきたことは、この熱量変更の計画自体、はじめは五〇年十月に行う予定でカロリーアップ準備委員会が昨年一月答申していたものを、昨年二月末、「採算がとれない」として実施時期を一年間くりあげ四九年十月とし、二ヶ月以上かかると云われる事前調査も省略され、五月に熱変申請を提出、七日公聴会、認可、八月器具調整開始という超スピードですすめられていたのである。需要の伸びに対して、従来の管のままでガスを送り続けられるカロリーアップは採算を第一に考える北ガス幹部にとっては、再値上げとコミにして実現させれば、企業のメリットが大きいとされ、この企業利益を第一にする姿勢によってとり返しのつかない悲惨な犠牲がいられたのである。

このように計画自体に無理があつたにもかかわらず、書面審査を型通りしただけで認可した通産局の企業とのなれあいぶりもいっそううきばりにされた。

しかし、今年一月、ついに再値上げは認可され、道消団連は次のような抗議声明を発表した。(別紙参照)

運動の全経過を通じて感じることは、ガス事業のみならず公益事業のあり方そのものが問われるところまできている現在、消費者運動自体も怒りをぶつけキャンペーンをはるところから、もっと専門家との協力を密接にし、もう一歩質をたかめ、すそ野をひろげる努力をすることが、大切であるということである。

(新日本婦人の会道本部)

よりよい生活と平和をめざして

— 生協に集う婦人の活動 —

浅田 琉璃子

一、協同組合のはじまり

生協の歴史をふりかえる時、イギリスの「ロッチデール公正開拓者組合」についてまず、のべなければならぬ。

一八四四年十二月二十一日、イギリスの工業都市ロッチデール市のトードレーン（がま小路）に、紡績労働者など二八人の労働者によって、世界最初の生協店舗が開かれた。当時は、資本主義社会の初期であり、極端に低い賃金、一日十五時間という長い労働時間、子供や婦人をひどい労働条件でこき使い、それをテコに男子労働者に劣悪な賃金と労働条件を押しつけるという状況の中で、労働者はその日の糧にも事欠く貧困においこまれていた。高利貸や悪徳商人がはびこり、物価はあがり、商品はまったく信用がおけない状態が続いていた。

このイギリスのロッチデールにおいても相つぐ賃下げと物価値上げ、失業者の増加する中で、賃金きり下げ反対のストライキを闘い、やぶれて失業した結果、生活を守るために「公正開拓者組合」の設立を考えたといわれている。裏通りのうす暗い小さな倉庫の一階に店開きした日、扱った品目はごく少量の小麦粉、バター、オートミール、ろうそく、砂

糖だけであった。出資金は一人一ポンドで、二八ポンドをもちよってはじめたこの「公正開拓者組合」は、現在も世界の生協運動にひきつがれている「運営原則」をつくりあげたのだった。（旧一ポンドは二〇シリング、一シリングが十二ペンス、当時、労働者の多くは一週十二ペンスで生活していた。）

一八四四年、開拓者たちは組合の目的を次のように宣言している。

「本組合の目的と計画は、一口一ポンドの出資金で十分な資金を集め、組合員の金銭的利益と家庭的状態の改善をはかることにある。このために次のような計画と施設の建設を実行に移す。

一、食料品、衣類を売る店舗を設置する。
一、多数の住宅を建設または購入し社会的家庭的状态の改善に協力しようとする組合員の住居にあてる。

一、物品の生産、農耕を行なう。

一、共同村をつくる。

一、禁酒運動を行う。

一、市価をもってわかち、それから生ずる剰余金はこれを各人の購買高に応じて戻す。

一、現金主義

一、純良な品質を守る。」

(改良版生活協同組合組合員ハンドブックより)

これは、その後若干の再整理を経ながら今日の基本的原則としていきている。

一九六六年(昭和四十一年)九月世界協同組合連盟(ICA)の二三回大会では今日の協同組合運動がおかれている条件が変化する中で、以下の様に整理された。

- ① 加入、脱退の自由
- ② 民主的運営——一人一票制
- ③ 出資金に対する配当(利子)の制限(一〇%以内)
- ④ 利用高に依ずる剰余金の分配
- ⑤ 教育活動の尊重
- ⑥ 協同組合相互の連携

以上、おおまかに生協の歴史と基本的原則についてふれたが、その生協たちからみてきたところでも明らかにしたように、生協とは働く者が自ら生活を守り向上させるために作りあげた組織であって、誰かが恩恵的に始めたものでもなければ、社会奉仕的に始めたものでもないのである。

それ故、生協を運営するのはそれを作り出したもの——組合員自身であり、資金は組合員が拠出しあい、その資金をもって始められる事業を利用するのも、組合員自身であるわけである。

二、日本における生協

わが国では生活協同組合という呼び名は、第二次世界大戦後使われるようになったもので、戦前は消費組合と一般によばれていた。

日本では、明治十二年「共立商社」が知識人の手で東京にはじめて店

開きをし、また、日清戦争を契機に日本の資本主義が確立する中で、明治二十七年には労働者が四〇万人をこえ、戦後の物価高騰の中で工場労働者による生協が生まれたり、明治三四年頃から使用者側の疵護のもとに市街地購買組合が発達したが、いずれも第一次世界大戦後までに消滅している。

第一次世界大戦では、経済力の発展のかげで、働く者の生活は困窮化し、米価の暴騰が社会不安をつのらせ米騒動へと発展していく。この大戦後、世界の労働運動の影響をうけて日本の労働運動、革命運動も大きくひろがり、生協運動も大きな発展をとげた。

しかし、昭和十二年の日華事変も後期になると、生活物資が統制されるようになり、生協がその配給機構から排除されたこと、また、民主的労働組合にかわって産業報国会が、労働者用特配物資の配給権をにぎったことから、職場からも生協は追い出された。このように、経済的なしめあげと軍国主義政府によるあらゆる大衆活動への政治的、暴力的弾圧のため、十五年ころまでは増えつづけた消費組合も、十八年にはほとんど事業停止状態に追いこまれてしまったのである。

第二次世界大戦後は世界の歴史は大きく変わった。社会主義国がソ連から東欧諸国へ、アジア、アフリカの独立、中国・キューバの革命など。日本でも敗戦は一時ではあったが支配階級に打撃を与え、昭和二一—二二年にかけて、労働組合、農民組合の再建、創設が嵐のようにすすんだ。そうした中で生協運動もよみがえり、爆発的に発展した。

戦時中に作られた町内会、隣組を組織単位として地域生協が、労働組合を基礎とした職域生協が全国に拡がり、昭和二二年六月には、全国に六、五〇三組合(現在の六倍)、二九七万人という規模になっている。

当時、物資は官僚統制にあったが、資本家は大量の隠匿物資をかかえ生産をサボって、価格引きあげをはかるなど、国民はまったく悲惨な生活であった。各地の生協は物資の官僚統制に抵抗して民主的な配給機構

を確立しようと「荷受権獲得運動」を展開し、前進したが、昭和二三年ころになると一層インフレがすすみ、闇物資が出まわって流通機構はまったく混乱し、生協は経営的、組織的にきわめて不安定な状態におちいった。生協の設立が多分に一揆的であったこともあり、経験の積み重ねもよわく次第に活動停止、個人商店化の道へ追いこまれていったのである。

昭和二四年に経済統制ははずされたが、依然、物資不足と物価高の続く中で、生協が再建され、地域勤労者生協などが、新しい生協運動として始まった。会社の庇護のもとに企業内に閉じこもっていた多くの職域生協は、企業整備、首切りなどの合理化に反対する労働争議の中で、自主的労働者福祉運動へと関心をたかめ、合理化による生活悪化に対する自主的な防衛組織として、生協は成長しはじめる。

昭和三〇年以降、技術革新や設備投資、合理化による労働強化で作りに出された大量商品の新しい消費攻撃の中で、生活のひずみと窮乏化がすすみ、職場に、地域に、あるいは学園にと、幾多の困難をのりこえて生活協同組合は発展してきたのである。

三、北海道における生協の現状

北海道で最も長い歴史をもつのは、大正元年設立された日本製鋼所室蘭生協（現在は室蘭生協として地域で活動中）である。その他、戦前戦争直後には、「日本」の項でふれたような状況下で、職場、地域に誕生したと思われるがその多くは解散、あるいは休止となっている。昭和三三年に設立された浦河生協は、今なお活動しているものの一つだが、戦後、生協再建あるいは設立が、本格的に開始されたのは、昭和二五年住友奈井江をはじめとする炭鉱労働者の手による職域生協と、北大など大学生協であった。とくに炭労の生協運動推進の方針のもとに昭和二八、三〇年に多くの炭鉱生協が設立された。

現在、北海道には、道が許可している生協は九七、うち活動中のものは七六となっており、その中、北海道生協連に加盟しているのが三六組合、組合員数は二九万人となっている。道内生協の多くは生活必需品その他の商品の供給を行う購買生協だが、他に、住宅生協、共済生協も活動している。

また、購買生協といっても①職域②地域と分けることができる。北海道の場合は、先にも若干ふれたが、当初は、炭鉱の労組が母体となって職場内あるいは、居住地内にいわゆる職域生協が多かったのだが、消費生活面での諸問題（物価、公害など）が増大し、地域住民の関心と要求がたかまる中で、現在までに地域生協に発展させたところが多く、道内小中学校の教職員を対象とした北海道学校生協を残すだけとなっている。その他、北大、教育大、室工大、畜大など九つの大学に生協がある。

以上の様な経過で、今日は、地域生協の広がりが目立つが、北海道では、昭和四〇年、札幌に市民生協が設立されて以降、本格的に地域生協作りがはじまったといえる。以来、岩見沢、滝川、美唄、砂川、苫小牧、千歳、函館、小樽、旭川、遠軽、北見、夕張、三笠、釧路の各市に拡がってきている。これら地域生協では、多くの場合、主婦が組合員になっており、主権者としての様々な組合活動に参加している。

四、組合員活動について

北海道では、四八年九月に、士別に共同購入生協が活動を開始しているが、多くは店舗をもって供給活動を行っている。

(1) 組合員加入運動

店ができる前には、生協を作りたいと思う人達が集まり、その周辺の人々に、「生協」について知らせ、組合員になりませんか——と加入促進の活動が行われる。

「一口、〇〇円の出資で、あなたも生協へ加入しましょう」「生協は

消費者のお店です、私たちの意見で運営される店です」「生協に加入して、くらしと健康を守りましょう。……」。都市での店づくりは、開店までに二、〇〇人以上の組合員加入で迎えらるる。

生協はまず、ロットデールの昔から実利を大事にする運動である。生活必需品を、季節商品を、組合員の多くが必要とする商品を共同で仕入れ、共同で購入することで安いものを実現する。しかし、現実のようにメーカーが年々、寡占化、独占化をつよめている中で、一ダースなら安くするのは限らない。生協は、安いし、安全性の高い商品を選ぶことができ、良いものだという意見もたくさん出るが、一方、生協だって安くはないじゃないという反論、苦情もまた、たくさん出る。スーパーや、小売点そして生協の「特売品」を、たんねんにチェックして買廻わることが一番。だから、出資金を出して、現に加入して、と面倒なことを云う生協には入らないという人もいる。

(2) 生活を考え、つくる

しかし、このあたりから、組合員活動の大事さがあると考えている。「特売」は何故できるのか、いわゆる薄利多売なのか。けれども、ずいぶん安くなっているものもある。もしや、原価をきっているのでは。そうしたら、その値引きした分はどこから埋めるのか、豊富に並べられた商品のうち、「特売」はごく少数、すると「特売品」につられて店に行き、買うつもりもなかったものも、色々買い込んでくる。この仕組みがそのカラクリか。生協なら、利用高割戻しもあるけど――。五人、十人と集まるといふんな事が話題になります。

「生協は、魚や野菜が悪いから、この頃買に行かないの」「私はその都度、店長や職員に云いますよ」「私はそんなに悪いと思わないけどね」「どんなものが悪いか調べてみたら」「私たちは組合員だもの、私たちが利用しやすい様な店にすることが大切じゃないかしら」と、話はすむ。

この他、有害商品、公害のこと、子供の学校のこと、家族の健康のこと、物価値上げのこと、老後のいきがいなど、生協の店で物を買うだけではなく、くらしのことを考え、話し合い、つくり出す場として「班」組織が、作られている。現在道内には、一五、〇〇班ある。店舗の商品が、価格が、品質が、その地域の組合員の生活実態にかなっているか。この事は大事なことである。生協の出資者であり、運営者である組合員は利用するのも役割なのだから――。けれども、同時に、前述のような生活上の問題を考えあう場として、自分自身の意思で、生活をどう切りひらき、作りあげていくのかという、あくまでも自主的、自発的な運動として強めていくことがますます大事になっている。特売品を賢く選んでいくようでも、実は、おとり商品につられて買物させられたり、どこかに何か安いもの、良いものはないかしらと待っているうちは、やはり、受身のくらし方になり、目先の利益でおどらされてしまうのが現状である。

もちろん、生協も万能ではない。この日本の資本主義社会の中で、生産力も持たない消費者組織である生協は、その中間流通経費の削減あるいは、商品について若干の意見の反映など決して充分なものではない。しょせんメーカーの掌の上、とも云われる。パニックになれば、品切れが続出、生協の商品――コープマーク商品も、いち早く、店頭には並ばなくなる。そうした事実、また側面は否定できない現実である。しかし組合員、消費者の多くの意見を結集して改善できることを増大させ、さらに他団体、地域の人々と大きく手を結んでゆくならば、また、見通しは洋々たるものと確信している。

(3) 組合員の総意で運営の民主化を

生協では、組合員組織を大きく分けて二つの形態にまとめることが出来る。一つは先にふれた組合員全員を対象とした「班」組織。これを生協の

運動上の基礎組織といっている。札幌、小樽、旭川をまとめている市民生協では十三万人、苫小牧、千歳市民生協では二・五万人、空知市民生協（岩見沢、美唄、滝川、砂川）では二・三万人、室蘭生協一・五万人、釧路、三笠、函館では一万人と多数の組合員を組織している生協では、この「班」を基礎に、班長、総代、理事という代議制による機関運営を行い、婦人の運営参加が年々増加している。最高の議決機関は総代会だがここで決定された方針を日常推進していくのが理事会で、この理事会の構成メンバーの過半数は組合員代表（総代の中から選ばれた主婦組合員）がしめる生協が増えており、日常運営に主婦の意見が反映できる仕組みが強まってきている。まだ限られた「活動家」の肩に、たくさんのお仕事がかかっている現状だが、みんなで分担できる活動を目指して、まさに協同のチエと力で、進められている「班」は民主的運営を實質化するうえで、欠かせないものとして力を入れているわけである。

(4) ひろがる自主学習・調査活動

もう一つは、調査研究、学習、文化活動など、いわゆる自主活動である。班が組合員みんなが加入する組織であるとの対比として、四八年あたりから、文化的サークルが各地で続々ふえ、千代紙人形、七宝、木目込み、木彫、リボンフラワー、着つけ、コーラス、詩吟、和裁、料理、体育など様々ある。組合員の中には、色々な特技をもった人もおり、そうした人を講師として集まっている場合もあり、楽しく続けられている。中でも、多くの生協が努力し大事にしているのが調査、研究、学習活動である。商品研究、家計簿研究、食生活研究などのくらしの問題を中心に勉強したり、調べたり、改善運動を行ったりしている。

今日の活動としては、やはり、有害商品、公害、物価の問題が、一番大きくとりあげられる。四九年の商品研究活動としては、タール系色素（合成着色料）や、過酸化水素（ゆでうどんの殺菌、漂白剤）など食品添加物の検出テストや学習会が、くり返し取組まれた。また、コープ商

品（生協組合員の商品）の点検テスト、A F 2の学習会、その他、無かん水ラーメンの開発や安全なハム作りの検討など、勉強し、調査した中で商品づくりも生まれてきている例もある。

有害な食品添加物を少なくし、安心して食べられる食品や雑貨をふやす努力は、いずれの生協でも粘りよくすすめられている。特に生協では、安全な食品づくりと、それを利用する運動が大事になっている。

(5) 自らが確めた「情報」を

使いなれたもの、食べ慣れ、見なれたものからの切換えは、なかなか理屈通りにはいかない。繰返し勉強し、口コミで、ニュースで、会合で宣伝し、意識を、商品に対する価値観を変えることから始まる。調査・研究グループの組合員が確かめたデータが、貴重な情報になることがしばしばある。家計研究では、年間通してよく食べる食品二〇品目の価格しらべや、家計簿をもちよつての話し合いなど地味な活動が、よくやぐ進みはじめてきた。

とくに、家計簿を一年間つけ続けることは困難なことで、家計簿をつけることの大切さはみんなの認めるところであるが、グループで持ちよるとなると敬遠されるとなげくりリーダーも多い。けれども、一年間、続けた人は、自分の家計の状況がよくわかった。それまでは、給料日には全部、行先が決まってしまうし家計簿をつけてもしようがないと思っただが、つけてみると今迄以上に物価の動きに敏感になったし、衝動買ひ的な無計画な買物も少なくなったなど、まず自分の為に役立ったという報告もある。その他、毎月家計簿をもちよつて集計していくうちに、だんだん数字が見えてきて物価値上げ反対の運動でも、実感とともに数字をしめして確信をもって、運動が取組めるようになったなど、未だきわめて少ない経験

表1 シチュウー1人当りの材料
費の値うごき

	2月	5月	8月	10月
48年	66円	74円	77円	75円
49年	80円	82円	93円	94円

ではあるが出てきている。この他、シチューを作って物価の値うごきを調べたり、家計簿や調査活動を長続きさせるための工夫も色々生まれている。数字はとかく、主婦の苦手とするところであるが、料理を作りながらということを楽しみながら続けている(表1)。

さらに、家庭薬の購入調べを行なったところでは、栄養剤の購入が依然として高いことを指摘している。勉強会などで取りあげると減るが、まだまだ実態がわからず、宣伝や効能書にまどわされて買っている場合が少なくないのか、風邪薬に次いで、多かつた。

(6) 地域の諸団体とくらしを守る共同行動を

毎年、十月と十一月の二ヶ月間、全国統一行動として「生協をひろめ、強める月間」を取組んでいる。四九年、北海道の各地では、出資金の増強、利用結集などまさに、生協そのものを強める課題が大きく取りあげられたが、あわせて「臨時国会を開いて、物価集中審議を求めると国会請願署名」などの取組みも行った。この署名は二六、〇〇〇余名が集約され全国生協大会、全国消費者大会に派遣された代表が持参し、紹介議員を通して提出した。

この他、くらしと健康を守る課題としては、灯油を安くさせることが重点課題であった。多くは「全道灯油、プロパン値上げ反対連絡会」の各団体と共同行動をくんだが、生協独自では「灯油の安定価格と安定供給を求めると十万人の国会請願署名」を行い、一三二、〇〇〇名の署名と二二四万円のカンパを集約し、数次にわたる国会要請団に代表を送った。以上、道内でのいくつかの活動内容にふれたが、こうした日頃の活動を底力に、確信に満ちた意見と行動を積みあげていきたいと思う。住民運動、婦人運動の中での生協組合員の役割は未だごく小さいものであるが組合員の中から育っているこうしたさまざまな活動が、より多くの組合員や地域の人々に広められ、さらに確かな歩みになるよう願っている。

(7) くらしの「拠点」として生協を

生協の組合員活動の基本は、一人一人が、生活を見つめ、考え、確かめ、納得したことは行動に移すことであり、協同するよろこびを知ることだと考えている。

生協運動が、地域住民の、職場労働者の、そして学園の学生、教職員的生活と心を、しっかり組織し、さらに自主的民主的な組合員活動を軸に、生活の拠りどころとして、この生協運動を前進させることの意義は今日、ますます重要になっていくと痛感している。

現在、帯広、恵庭、栗山、白老、新得、芦別など生協のない地域で、婦人たちが中心になって生協設立の声があがっている。

生協が平和を求め、人間らしく豊かに暮らしたいと願う多くの市民、そして、民主的諸運動にたずさわるより多くの人々の「関心事」となり、一層のご支援助とご協力、また積極的参画が得られるならば、北海道の生協運動は、今後も確実な地歩が固められるものと信じる。各界のご検討を願ってやまない。

(北海道生活協同組合連合会勤務)



北海道の保育の現状と保育運動

甲 田 峰 子
阿 部 弘 子

目 次

はじめに

一、北海道の保育の現状

- (1) 「保育率」・施設種類別数
- (2) 保育行政の姿勢―保育責任の回避
- (3) 各市の民間助成の現状
- (4) 幼稚園行政の現状
- (5) 学童保育の現状
- (6) 保育者の現状

二、北海道の保育問題

- (1) 幼保の二元化行政のもたらす矛盾
- (2) 道民の保育要求と保育問題
 - イ 都市型の保育要求―乳児保育
 - ロ 保育所づくり、内容改善、その他の要求と運動
 - ハ 農村部の保育状況
 - ニ 企業内保育施設の状況
- (3) 幼稚園問題・その要求と運動
- (4) 保育労働者の要求と運動

三、北海道の保育運動の展望

- (1) 国の婦人労働行政と保育政策に転換を求めて
 - (2) 道民の生活要求に根ざした保育の創造
 - (3) 保育の一元化をめざしすべての子どもの保育を受ける権利を守るために
 - (4) 保育内容を充実するために
 - (5) 保育労働者の教育・労働条件の改善のために
- 終わりに

はじめに

今日の社会問題の一つの縮図をあらわしているのが保育問題である。今日の保育問題の主な特徴は次の通りである。婦人労働者の労働権の保障と社会福祉の充実への要求が、保育所設置の要望の量的な拡がりとなる。そして、その「拡がり」と社会の構造の変容が、保育所の社会的位置づけを強めた。また最近の学問的成果は、子どもの発達において大人の意図的な働きかけと仲間集団が不可欠であることを裏付けている。そして現代の保育運動は、その学問的成果をより良く保障する保育条件

を求めて展開している。

このような、広範な国民の保育要求に対して、国の保育政策は昭和三七年八月の池田元首相の国会施政方針演説から始まった「人づくり」政策から、「第三の教育改革」と称する中教審の答申までを貫くは、幼児期にまで差別・選別の思想をもちこむなどの矛盾を一層先鋭、深化させているものである。中央児童福祉審議会は保育を必要悪とする見方を依然として固持し、「乳幼児期からの保育はマイナスである、長時間保育は、子供の発達に悪い」という主張、「保育は子守り」という保育思想をいくたびか種々の答申の中でくりかえす。この保育思想は各地の保育行政担当者達にも踏襲されている。北海道とて例外ではない。特に、自然条件の厳しい北海道において、道の推進する経済政策によって、過疎と過密の現象が著しい。農漁村からの出稼ぎと都市の劣悪な住宅事情全国一といわれる交通事故と離婚率の増大等々が、乳幼児に与える影響は計り知れないほど大きい。その地域的な特殊性を背景としながら、北海道の保育問題は次の点に集約的に露呈されている。それは、①就学前教育の軽視、②乳幼児教育制度の多元的差別的格差、③低保育政策、④保育条件・労働条件の劣悪さ、⑤学童保育の問題、そして⑥保育内容充実の問題、などである。

本稿では、これらのことをさらに、北海道の保育運動の展望の中で深めたい。

一、北海道の保育の現状

(1) 「保育率」・施設種類別数

北海道における、保育所収容児童数の比率（人口千人に対して）は、全国平均一二・七八に対して七・一三と、埼玉に続いて全国最下位から

四番目である。また、幼稚園収容児童数の比率は、同じく全国平均一九・五九に対して一二・一三である。そして、幼保併せた比率は、全国平均三二・三七に対して一九・二七と全国最下位である（表1参照）。

次に、道内の市・町村の「保育率」（措置児童数/要措置児童数×一〇〇）についてみると、市平均で三七％、町村で六〇％、札幌市三五％である。（表2参照）。特に町村によって、そのバラつきが激しい。宗谷においては九五％、胆振八三％であるのに対して、根室三二％、石狩が三二％という状況である。市においては、過疎化が著しい炭鉱のまち赤平が、要措置児童数が五〇九人に対して、措置児童数がゼロという状態である。赤平では、企業内施設一ヶ所と、無認可六ヶ所において保育されているのみである。さらに、炭鉱のまちの歌志内が一％、士別が一八％と三〇％以下の市が一三市にもほっている（表3参照）。

年令別措置児童数を見ると、最近特に問題になっている〇才児については、札幌市一六〇名、江別市二一名、函館市一八名と、働く婦人の数が多い大中都市に集中している（表4参照）。

厚生省、道では、就学前児童数の一八％～二〇％を要措置児童数として推計するが、機械的に一八％～二〇％と算定する根拠は、明確ではない。むしろ実態とはかけ離れた数の把握を土台に保育行政が行なわれているといつてよい。このことは、昭和四五年一〇月八日参議院社会労働委員会での国務大臣の答弁に裏書きされている。「……昭和四二年度に保育所についての実態調査をいたしたり、あるいは、昭和四六年度ぐらいまでの五年間を目ざした年次計画というようなものをたてまして、そしてその保育所を整備いたしてまいってきておきまして、そのときの調査では、昭和四六年度までに計画の保育所ができ上がれば、保育所に入れられないような子どもも若干は残りますが、おおむねは収容できるというような見込みでありましたものが、最近いろいろな資料を集めてみますると、とても今日の計画ではだめなようでございます……」と実態

調査が実態を正しく反映していないことを認めている。しかし、国・道においては、いまだに、一八～二〇%と機械的に要措置児童数を算定しているのである。

(2) 保育行政の姿勢―保育責任の回避

次に北海道の特徴的なことは、僻地・季節保育所の多いことである。僻地・季節保育所を合わせると実に保育施設数の七五%になり、公立の保育所は、わずか一四%にすぎない。

各市においては、公立保育所が、二三%、私立が一四%、無認可、企業内各々一六%、僻地・季節が三一%で、市部においてすらも季節・僻地保育所が多い。

農村部を中心に、僻地・季節保育所への依存度が高いことは、他面企業内保育所や民間施設への依存の高さにも通じる。ともに、自治体が負うべき保育責任を回避、あるいは、より条件の悪いそれら施設に転嫁しているといえよう。しかも、そのことに對して国は、「認可保育所だけでは、とうてい、一六〇万～一八〇万人の要措置児童の収容はできない」と思いますので、これも私が実は、当局を奨励しまして、やかましいことを言わないで、いわば企業内に置かれる託児所というのか、企業内保育というのか、従来の無認可保育所あるいは、児童福祉法上の要件に該当しないようなものも今日現実の社会情勢のもとには存在するのであるからそれらについても、労働省と打ち合せの上、いわば準認可保育所というような制度をつくって……」(四五年一〇月八日参議院社会労働委員会速記録から)と声明している。つまり、昭和二三年來の「最低基準」すらも維持しなくてよい法外保育所や企業内施設を奨励することで、国民の保育所要求のほこ先をかわそうとしているのである。婦人の労働力確保のみを目的とした、安直な国の保育政策を道は忠実に実行しているといつてよい。従って、保育労働者の職業病の多発、低賃金等の労働

・教育条件の劣悪さは目を覆うほどの実態である。

一方、札幌市においては、全保育施設中に私立保育所の占める割合が五九% (六四園)、公立は二一% (二三園) と私立依存の傾向が強いことが最大の特徴である。無認可保育所は、一三%である。そして乳児のほとんどが無認可保育所で保育されているところに、札幌市の保育行政の実態がうかがわれる。なお、認可施設に限って公私別の割合を見ると公立二六%・私立七四%となる。

(3) 各市の民間助成の現状

各自治体がその市独自の補助を行っている。これは、民間の保育所において、今の保育単価では「最低基準」すら維持することも困難であることを明白に示している。札幌市においても、市民の要求、運動によって、(一)私保連運営費補助、(二)私保連共同研修費補助、(三)保育所運営費補助等々、一〇項目にわたる補助をかちとっている(表6参照)。

他に小樽市においては、(一)才児保育対策補助事業、(二)無認可保育所運営費補助等々である。旭川市・「運営費補助金」、室蘭市・「私立保育所運営費助成」、釧路市・「人件費」「燃料費」等々、そして、函館市・「民間保育所運営費」「補給金」等がある。これらは、いずれも何らかの形で、父母・保母等の住民の保育要求を反映して実現したものである。しかし、民間保育所と公立との間の格差(いわゆる公私格差)の状況を考えるとき、これらの補助は、まだまだ充分とはいきれないものである(表7参照)。

各種補助も、札幌・旭川等、大都市に集中しているが、これらをもつと各市の状況に合わせて充実していく必要がある。また、乳児受託数の多い園や障害児を受け入れている園などへの実情にみあった助成も急務である。民間保育所への依存度が高い本道としては、その充実・向上は行政のつとめであろう。

ひ 幼 稚 園 の 設 置 状 況

昭和48年5月1日現在

幼 稚 園							施設数 総 計	児 童 数		小学校第一 学年就学率
設 数		児 童 数				人 口 千 人 に つ き		総 計	人 口 千 人 に つ き	幼 稚 園 就 園 率 %
公 立	私 立	総 数	国 立	公 立	私 立					
32	377	63,476	86	3,090	60,300	12.13	887	100,798	19.27	44.7
22	88	14,707	86	1,525	13,096	10.23	456	42,670	29.69	29.3
31	84	15,941	156	2,749	13,036	11.71	357	35,031	25.74	34.8
84	149	30,457	88	4,739	25,630	16.17	399	42,570	22.61	62.4
42	69	13,224	103	3,649	9,472	10.81	266	25,970	21.23	41.1
11	77	14,594	94	934	13,566	12.04	211	24,909	20.55	40.0
175	129	30,989	64	11,129	19,796	15.93	524	47,302	24.32	61.3
155	109	33,779	83	13,941	19,755	15.04	553	55,854	24.87	57.5
4	145	32,675	114	273	32,288	19.79	373	49,147	29.77	56.5
102	100	30,792	106	11,572	19,114	17.91	485	56,455	32.84	55.7
59	480	141,930	97	6,305	135,528	31.72	946	172,983	38.66	75.2
115	308	93,475	115	14,207	79,153	24.39	842	133,033	34.71	64.4
245	1,042	276,643	298	27,950	248,395	23.99	2,360	385,294	33.41	71.0
59	628	174,885	-	8,418	166,467	28.80	1,101	209,976	34.58	75.2
41	105	22,732	71	5,488	17,173	9.64	720	71,650	30.37	26.4
49	47	12,899	62	4,164	8,673	12.25	378	38,613	36.67	37.9
13	58	12,416	71	1,795	10,550	12.00	470	46,764	45.18	34.3
109	33	11,367	62	6,123	5,182	15.00	385	31,441	41.48	57.2
4	56	9,760	68	386	9,306	12.68	296	28,073	36.46	33.6
9	92	15,211	68	933	14,210	7.64	657	68,013	34.18	22.0
48	86	29,215	-	6,688	22,547	16.04	554	70,497	38.71	42.3
252	228	87,243	80	30,975	56,188	27.00	817	118,358	36.63	73.2
81	338	110,426	120	15,975	94,331	19.20	1,338	228,171	39.68	46.2
188	49	25,247	138	16,102	9,007	15.87	612	53,696	33.75	63.1
117	22	16,041	106	13,116	2,819	17.01	320	29,930	31.74	65.8
73	161	50,204	167	9,371	40,666	21.38	578	81,655	34.78	67.1
360	408	193,292	169	57,798	135,325	23.98	1,409	257,128	31.91	80.5
477	251	106,427	177	53,211	53,039	21.84	1,326	152,353	31.27	84.8
125	35	24,530	319	18,622	5,589	23.86	320	37,941	36.91	68.7
75	59	19,611	-	8,163	11,448	18.52	281	32,670	30.85	62.9
6	21	5,305	99	582	4,624	9.27	211	18,785	32.84	26.5
96	18	12,041	151	10,239	1,651	15.76	354	25,903	33.90	59.2
299	30	36,554	158	30,723	5,673	20.69	642	62,432	35.33	74.4
109	176	48,093	178	10,615	37,305	18.71	795	90,277	35.11	55.4
56	149	27,809	68	5,896	21,845	18.25	508	49,790	32.67	53.5
228	11	17,027	102	14,961	1,964	21.53	410	28,796	36.37	82.9
173	40	24,223	88	15,789	8,346	25.91	396	39,890	42.66	85.0
46	100	24,466	58	4,447	19,961	17.10	489	51,671	36.11	48.7
14	22	4,438	112	479	3,847	5.61	356	28,102	35.53	18.0
55	394	80,799	72	6,291	74,436	19.59	1,053	130,201	31.56	60.9
10	94	13,374	81	1,257	12,036	16.23	285	28,235	34.27	48.8
55	104	25,470	89	5,651	19,730	16.47	502	48,549	31.40	49.8
39	80	17,791	170	5,561	12,060	10.61	553	49,993	29.81	35.6
163	66	19,582	152	11,163	8,267	16.84	443	33,547	28.85	74.6
20	103	14,895	68	1,521	13,306	14.16	400	33,214	31.57	49.7
89	129	22,482	72	4,877	17,533	13.28	523	43,253	25.55	47.9
151	23	20,805	-	18,011	2,794	20.95	270	27,252	27.44	81.2
4,766 (39.1)	7,373 (60.5)	2,129,342 (106.0)	4,881 (0.3)	507,434 (23.8)	1,617,027 (75.9)	19.59	28,411	3,518,808	32.37	60.6

表 1 都道府県保育所及

都道府県 指定都市	人口数 (48.10.1) 現在推計数 (単位千人)	保 育 所							施	
		施 設 数			児 童 数			人 口 千 人 につ	総 数	国 立
		総 数	公 立	私 立	総 数	公 立	私 立			
1 北海道	5,232	477	307	170	37,322	23,227	14,095	7.13	410	1
2 青森	1,437	345	137	208	27,963	12,303	15,660	19.46	111	1
3 岩手	1,361	241	140	101	19,090	10,303	8,787	14.03	116	1
4 宮城	1,883	165	122	43	12,113	8,687	3,426	6.43	234	1
5 秋田	1,223	154	95	59	12,746	7,314	5,432	10.42	112	1
6 山形	1,212	122	97	25	10,315	7,992	2,323	8.51	89	1
7 福島	1,945	219	174	45	16,313	12,349	3,964	8.39	305	1
8 茨城	2,246	288	172	116	22,075	12,696	9,379	9.83	265	1
9 栃木	1,651	223	179	44	16,472	12,765	3,707	9.98	150	1
10 群馬	1,719	282	125	157	25,663	11,905	13,758	14.93	203	1
11 埼玉	4,474	406	291	115	31,053	22,163	8,890	6.94	540	1
12 千葉	3,833	418	304	114	39,558	28,517	11,041	10.32	424	1
13 東京	11,534	1,071	627	444	108,651	56,983	51,668	9.42	1,289	2
14 神奈川	6,072	414	204	210	35,091	15,212	19,879	5.78	687	-
15 新潟	2,359	573	428	145	48,918	36,528	12,390	20.74	147	1
16 富山	1,053	281	232	49	25,714	20,951	4,736	24.42	92	1
17 石川	1,035	398	291	107	34,348	23,867	10,481	33.19	72	1
18 福井	758	242	169	73	20,074	13,863	6,211	26.48	143	1
19 山梨	770	235	145	90	18,313	10,733	7,580	23.78	61	1
20 長野	1,990	555	460	95	52,802	43,562	9,240	26.53	102	1
21 岐阜	1,821	420	292	128	41,282	28,911	12,371	22.67	134	-
22 静岡	3,231	336	210	126	31,115	19,216	11,899	9.63	481	1
23 愛知	5,751	918	646	272	117,745	81,741	36,004	20.47	420	1
24 三重	1,591	374	284	90	28,449	21,844	6,605	17.88	238	1
25 滋賀	943	180	110	70	13,889	8,553	5,336	14.73	140	1
26 京都	2,348	343	164	179	31,451	15,382	16,069	13.39	235	1
27 大阪	8,059	640	384	256	63,836	34,622	29,214	7.92	769	1
28 兵庫	4,872	597	332	265	45,926	25,436	20,490	9.43	729	1
29 奈良	1,028	158	117	41	13,411	8,680	4,731	13.05	162	2
30 和歌山	1,059	147	115	32	13,059	10,358	2,701	12.33	134	-
31 鳥取	572	183	153	30	13,480	10,980	2,500	23.57	28	1
32 島根	764	239	146	93	13,862	8,387	5,475	18.14	115	1
33 岡山	1,767	312	194	118	25,878	15,315	10,563	14.65	330	1
34 広島	2,571	508	372	136	42,184	31,562	10,622	16.41	287	2
35 山口	1,524	302	138	164	21,981	9,896	12,085	14.42	206	1
36 徳島	791	170	150	20	11,742	10,548	1,194	14.84	240	1
37 香川	935	182	139	43	15,667	11,156	4,511	16.76	214	1
38 愛媛	1,431	342	251	91	27,205	19,672	7,533	19.01	147	1
39 高知	791	319	221	98	23,664	14,732	8,932	29.92	37	1
40 福岡	4,125	603	240	363	49,402	19,004	30,398	11.98	450	1
41 佐賀	824	180	78	102	14,861	6,667	8,194	18.04	105	1
42 長崎	1,546	342	119	223	23,079	8,077	15,002	14.93	160	1
43 熊本	1,677	433	203	230	32,202	15,010	17,192	19.20	120	1
44 大分	1,163	213	81	132	13,965	5,309	8,656	12.01	230	1
45 宮崎	1,052	276	145	131	18,319	9,431	8,888	17.41	124	1
46 鹿児島	1,693	304	108	196	20,771	7,338	13,433	12.27	219	1
47 沖縄	993	96	69	27	6,447	4,726	1,721	6.49	174	-
合 計	108,710	16,226 (100.00)	10,160 (62.62)	6,066 (37.38)	1,389,466 (100.00)	854,473 (61.50)	534,993 (38.50)	12.78	12,185 (100.00)	46 (0.4)

表 2 保 育 率

	要措置児童数(b)	措置児童数(c)	保育率 $\frac{c}{b} \times 100$
札幌市	22,997	8,050	35%
市	45,316	17,139	37%
町 村	27,593	16,564	60%

保育所は、第一には、働く母親の労働と生活の権利、第二には、子どもがすぐれた環境の中ですこやかに発達する権利、第三には、そこで働く保育者たちの生活を統一的に保障するものでなければならぬ。本道の保育所行政では、そのいづれもが、守りきれいていない。その状況を、数字からも読みとることができるのである。

(4) 幼稚園行政の現状

幼稚園についての道内の状況の特徴は、私立が圧倒的に多いことである。町村で八一%、市部で九六%、札幌市では九七%が私立であり、公立幼稚園は皆無に等しい。赤平・歌志内両市では公立私立とも一園もない。芦別市と伊達市では私立幼稚園一園のみである(表 8 参照)。

次の特徴は就園率の低さである。全国六一・九%に対して全道四六・六%と著しい落差がある(表 9 参照)。

これらのことは、公立の幼稚園の施設費・設備費に対する補助が、国から三分の一あるだけで、残りは市町村の持ち出し負担であることに原因がある。公立増設の道の政策が、補助金を伴ったものではないのである。

私立幼稚園では父母は高い負担を強いられている(負担額は私立月九千円弱、公立月千五百円弱昭和四九年度)。そして保母と同様、幼稚園教諭の労働条件も劣悪にならない(市立初任給六万五千円強、私立平均四万九千円弱)。

(5) 学童保育の現状

各地で学童保育の制度化のための要求運動が急速にひろがったことを反映して、昭和四九年五月、学童保育の制度化を国が約束した。このことは「子どもたちの放課後の生活を豊かに」という願いの一歩前進であると受けとめられた。しかし新年度予算においては実現しなかった。このように、国の施策が皆無の状態で各自自治体まかせになっているのが学童保育行政の今日の特徴である。

このような中で、本道の状況は以下のものである。実施状況では、大都市(五九・三%)では高く、町村(二七・三%)においては低い。

要保育人員の把握ができない市・町村(小樽、旭川、苫小牧、桧山等)を除いた保育率(保育人員/要保育人員 $\times 100$)は二三・四%とかなり低い。働く婦人の増加が著しい現在、要保育児は、ほとんど野放しにされている状況だといつてよい。働く婦人の権利の保障と同時に、子ども保育の権利保障を早急に実現すべきだと考える。

指導員については、正職化が実現しないままに一年雇用の嘱託制をとっているのが現状で、報酬が四万円以下が多く、有資格率は、三六・一%と悪労働条件下での保育が行なわれている。

場所では、小中学校の校舎が四六%と多く、次に児童館となっている。この状態では、子どもたちが、くつろぎ、落ちつけ、遊ぶことは困難である。そして内容の充実を計ることもむずかしい(表 10 参照)。

指導員一人あたりの子ども数が多いことも問題である。小樽市では一人につき二〇人であり、札幌市では一五人である。

指導員の正職化・条件改善とあわせ人員増をすること、そして専用室の確保が、これからの学童保育充実の必須の条件である。

(6) 保育者の現状

全道の保育施設の保母数は五千余人で、一般保育所三千人の保母は有資格率も八六・五%と高いが、僻地・季節保育所保母の有資格率などと

表3 支庁・市別保育率

		人	就学前児童数(a)	(a) × 0.18 要措置児童数(b)	措置児童数(c)	保育率 $\frac{c}{b} \times 100$
石狩	狩	62,240	7,376	1,328	434	32%
渡島	島	195,567	19,617	3,531	2,322	65%
松山	山	82,245	8,280	1,490	684	45%
後志	志	151,887	13,652	2,457	1,561	63%
空知	知	143,239	11,867	2,163	991	45%
上川	川	153,979	13,201	2,376	1,497	63%
留萌	留	60,186	5,973	1,074	561	52%
宗谷	谷	58,678	4,916	884	845	95%
網走	走	204,795	18,129	3,263	1,187	36%
胆振	振	85,108	7,744	1,393	1,164	83%
日高	高	107,243	11,354	2,043	1,674	81%
十勝	勝	206,906	18,149	3,266	2,381	72%
釧路	路	81,141	7,453	1,341	942	70%
根室	室	51,833	5,588	1,005	321	31%
支庁計			153,299	27,593	16,564	60%
札幌市	中央	1,146,456	127,764	22,997	8,050	35%
	東南					
	西北					
函館市	299,592	26,796	4,823	3,177	65%	
小樽市	187,523	16,807	3,036	1,267	41%	
旭川市	311,897	32,000	5,760	1,401	24%	
室蘭市	165,936	19,200	3,456	1,079	31%	
釧路市	203,381	22,031	3,965	1,155	29%	
帯広市	139,633	17,562	3,161	1,059	33%	
北見市	88,172	10,052	1,809	837	46%	
夕張市	54,882	3,900	702	548	78%	
岩見沢市	74,016	7,050	1,269	390	31%	
網走市	48,418	4,587	825	238	28%	
留萌市	39,309	3,794	681	415	61%	
苫小牧市	125,354	15,354	2,763	840	30%	
稚内市	55,223	6,014	1,082	170	15%	
美唄市	39,298	3,460	622	160	27%	
芦別市	38,465	3,570	642	159	24%	
江別市	71,696	8,189	1,474	551	37%	
赤平市	28,586	2,832	509	0	0%	
紋別市	33,277	2,525	454	323	71%	
士別市	32,000	3,180	572	103	18%	
名寄市	34,991	2,918	521	150	28%	
三笠市	27,183	2,195	395	279	70%	
根室市	44,632	5,400	972	657	67%	
千歳市	59,206	2,026	364	320	87%	
滝川市	51,918	5,700	1,026	482	46%	
歌志内市	12,247	1,368	246	28	11%	
砂川市	26,142	2,464	443	171	38%	
深川市	36,762	3,840	691	353	51%	
富良野市	30,938	3,192	574	142	24%	
登別市	56,082	5,626	1,012	375	37%	
恵庭市	38,054	4,791	862	190	22%	
伊達市	32,500	3,277	589	120	20%	
市計			251,760	45,316	17,139	37%
合計						

49年5月 道庁調

表5 種類別保育所数

	公立	私立	企業内	無認可	へき地	季節
石狩	6	—	—	1	23	2
渡島	16	13	2	6	3	62
松山	10	—	2	2	37	44
後志	14	2	1	2	18	36
空知	9	1	1	9	10	58
上川	15	5	—	7	24	94
留萌	6	2	—	2	13	8
宗谷	9	—	—	1	12	—
網走	15	—	1	9	64	20
胆振	16	1	2	8	25	18
日高	11	12	4	—	20	70
十勝	17	3	1	13	67	44
釧路	9	2	—	9	35	12
根室	4	—	—	—	29	—
支庁計	157	41	14	69	380	468
札幌市	23	64	3	14	—	4
函館市	11	24	6	18	—	—
小樽市	7	8	2	3	—	—
旭川市	5	11	6	23	6	24
室蘭市	11	5	1	—	—	—
釧路市	10	5	16	3	1	—
帯広市	9	2	3	—	7	16
北見市	7	2	2	9	3	—
夕張市	—	9	—	1	—	—
岩見沢市	2	4	—	1	3	20
網走市	4	—	1	—	8	—
留萌市	2	2	—	—	—	—
苫小牧市	7	3	1	1	—	—
稚内市	1	—	5	—	5	—
美唄市	2	—	—	—	5	6
芦別市	2	—	2	3	—	—
江別市	6	2	2	1	—	18
赤平市	—	—	1	6	—	—
紋別市	4	—	1	1	—	—
士別市	2	—	1	—	—	—
名寄市	2	—	1	4	—	—
三笠市	5	—	1	3	—	—
根室市	7	—	36	1	2	—
千歳市	4	—	—	2	1	16
滝川市	5	—	—	2	—	2
歌志内市	1	—	2	2	—	—
砂川市	3	2	—	—	—	—
深川市	3	—	—	3	4	8
富良野市	2	—	1	7	4	—
登別市	6	—	2	1	1	—
恵庭市	3	—	1	2	—	—
伊達市	1	1	2	—	—	20
市計	134	80	96	95	50	130
合計						
札幌市	数 23	64	3	14	—	4
	% 21%	59%	3%	13%	%	4%
市	数 134	80	96	95	50	130
	% 23%	14%	16%	10%	9%	22%
町村	数 157	41	14	69	380	468
	% 14%	4%	1%	6%	34%	41%

49年2月1日 道庁調べ

表4 年齢別措置児童数

	0才	1~2才	3才	4才	計
石狩	4	71	83	276	434
渡島	1	131	406	1,784	2,322
松山	—	35	134	515	684
後志	—	205	293	1,063	1,561
空知	—	38	133	820	991
上川	—	187	295	1,015	1,497
留萌	—	54	114	393	561
宗谷	—	70	130	645	845
網走	—	77	273	837	1,187
胆振	—	85	220	859	1,164
日高	14	237	305	1,118	1,674
十勝	1	175	500	1,705	2,381
釧路	—	64	166	712	942
根室	—	35	83	203	321
支庁計	20	1,464	3,135	11,945	16,564
札幌市	160	1,659	1,692	4,539	8,050
函館市	17	529	598	2,033	3,177
小樽市	13	259	260	735	1,267
旭川市	18	274	260	849	1,401
室蘭市	3	126	206	744	1,079
釧路市	3	112	210	880	1,155
帯広市	—	115	162	782	1,059
北見市	8	32	154	643	837
夕張市	—	53	73	422	548
岩見沢市	3	75	85	227	390
網走市	—	23	54	161	238
留萌市	—	33	83	299	415
苫小牧市	18	123	176	523	840
稚内市	—	9	30	131	170
美唄市	—	25	50	85	160
芦別市	—	15	24	120	159
江別市	21	133	102	295	551
赤平市	—	—	—	—	0
紋別市	—	11	55	257	323
士別市	—	24	19	60	103
名寄市	—	24	28	98	150
三笠市	—	16	45	218	279
根室市	5	54	161	437	657
千歳市	3	67	73	177	320
滝川市	—	76	92	314	482
歌志内市	—	2	8	18	28
砂川市	—	23	39	109	171
深川市	3	50	42	258	353
富良野市	—	22	34	86	142
登別市	3	21	59	292	375
恵庭市	4	32	47	107	190
伊達市	—	—	15	105	120
市計	122	2,358	3,244	11,415	17,139
合計	142	3,822	6,379	23,360	33,703

49年5月 道庁調べ

表 6 札幌市

49年度私立保育所補助方針

49年4月11日 道庁調

補助項目	補助単価		基準数値	備	契	補助申請及び交付時期	措置費との関連
	48年度	49年度					
1 私立保護運営費補助	(円)250円	(円)250円	児童定数			◎年度当初概算私	
(2) 私立保護共同研究費補助	(円)4,500円	(円)4,500円	員数	6月末までの臨時の任用職員を除く全職員、ただし非常勤のものは除く		◎年度当初概算私	
(3) 保育所運営費補助	(円)10,000円 措置費 0.375%	(円)1,000円 措置費 0.375%	児童定数			・年度当初概算私 ・年度末概算私	
(4) 個別研究費補助	(円)10,000円	(円)10,000円	員数	6月末までの臨時の任用職員を除く全職員、ただし非常勤のものは除く		・年度当初概算私	
(5) 予備保育雇用費補助	(円)1,500円 (円)7,000円	(円)2,070円	48年度 勤務日数 90人未満 300日 120人未満 350日 150人未満 400日 180人未満 450日 185人以上 500日			・四半期ごとの概算私	措置費内1期専任止費保育所運営費等 の算入(0日×2,169円) (1) (2)非専任保育所職員 60人以上(7月)3時間 → 6時間 (円)355,200円 → 427,700円 61人以上(7月)2時間 → 3時間 (円)138,800円 → 213,900円 151人以上(7月)1,460円×300日 → 1,750円 ×300日 458,000円 → 525,000円
(6) 調理人パート雇用費補助	(1時間) 215円	(1時間) 240円	90人以上20人未満 900時間 125以上 1,200時間	90人以上 120人未満 1日 3.3時間 120人以上 1日 4.4時間		・四半期ごとの概算私	
(7) 調理人パート夏季手当補助	(1時間) 215円	(1時間) 240円	勤務時間×35日			・第2四半期の概算私	
(8) 長時間保育人件費補助	(円)330円	(円)330円	1施設毎 300日			・四半期ごとの概算 ・6月ごとの概算私	
(9) 生牛乳補助	(円)13円	(円)17円	3歳以上児出席日数				
00 利子補助	(5.11% 3.65%) 1.46%	(5.11% 3.16% 2.61% 3.65%) 0.65%	49年度支払利率	貸付金借入利率 道新基金借入利率(49年度新設)		△年度末の特算私	
その他の	0	1,000千円		全国私立連大会			
計	90,000千円	128,840千円	対前年度比 42%増				

注1) 児童数は、5月1日現在数とし、6月1日以後の増所にかゝる児童は、開所時の数とする。
ただし、私立保護運営費補助については当該年度の4月1日現在の数とする。
注2) ◎、○、△ごとに申請書をまとめて申請する。

Sapporo

表8 幼稚園数

	公国立	私立
石狩市	2	1
渡島市		8
松山市	2	2
後志市		9
空知市	1	8
上川市	3	8
留萌市		3
宗谷市		2
網走市	6	16
胆振市	2	1
日高市		6
十勝市	3	5
釧路市		4
根室市		4
支庁計	19	77
札幌市	3	92
札幌市		
札幌市		
函館市	2(1)	17
小樽市		18
旭川市	1	20
室蘭市		14
釧路市		24
帯広市		11
北見市		10
夕張市		3
岩見沢市		6
網走市		7
留萌市		2
苫小牧市	2	10
稚内市		6
美唄市	4	2
芦別市		1
江別市		9
赤平市		1
紋別市		3
士別市		3
名寄市		4
三笠市		1
根室市		4
千歳市		7
滝川市		3
歌志内市		1
砂川市		2
深川市		4
富良野市		4
登別市		5
恵庭市		3
伊達市		1
市計	9(1)	204
札幌市	数	3
	%	3%
市	数	9
	%	4%
町村	数	19
	%	19%

48年12月(道教委調)

表7 各市の民間保育所に対する市単独補助の状況

市	補助の項目	
小樽市	・0才児保育対策補助事業 ・無認可保育所運営費補助 ・保育園建設費補助	0才児保育のための定員外臨時保母人件費、無認可保育所に対し措置児童数に比し事業補助、国家補助基本額に対する自己負担分を補助、0才児保育室設置費補助
旭川市	・運営費補助金	運営費補助として、基本分 50%、 年別収容定員別 50% (S48年度 1施設 平均 40万円)
室蘭市	・私立保育所運営費助成	職員処遇対策費(研修、長時間保育補助) 児童委託費(教材費、行事費等)
釧路市	・人件費 ・教材教育費 ・燃料費	保母1人当、児童1人当
函館市	・民間保育所運営費 ・補助金 ・保育所設備費補助金	事業費の補給と上積み、職員研修費 改修費の補助

表9 幼稚園の就園率

$$\frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校1年児童数}} \times 100$$

全国 61.9%、全道 46.6% (49.5 道教委調べ)	
市	町
① 名寄市 80.2	① 音威子府村(上川) 93.9
② 釧路市 73.0	② 妹背牛町(空知) 91.9
③ 千歳市 69.4	③ 鹿追町(十勝) 91.3
④ 砂川市 68.1	④ 女満別町(網走) 89.3
⑤ 小樽市 67.9	⑤ 月形町(空知) 84.8
⑥ 網走市 66.0	⑥ 中頓別町(宗谷) 78.7
⑦ 稚内市 65.6	⑦ 遠軽町(網走) 75.2
⑧ 苫小牧市 63.0	⑧ 古平町(後志) 71.0
⑨ 札幌市 62.2	⑨ 興部町(網走) 65.9
⑩ 恵庭市 61.2	⑩ 上川町(上川) 65.1

表10 北海道の学童保育の状況

1. 市町村の実施状況

	実	施	率	全	市	町	村	数
市	19	59.3%		32				
町	49	27.2%		180				
計	68	32.0%		212				

2. 保育率

保育実人員	要保育人員	保育率
5,603人	23,870人	23.4%

3. 利用施設の状況

児童館	母と子の家	小中学校	その他	計
51	27	115	57	250
20.4%	10.8%	46.0%	22.8%	

表11 保母の現状

	保母数	資格		有資格率%
		有	無	
保育所	2,933	2,539	394	86.5
へき地	1,021	328	693	32.1
季節	649	165	484	25.4
その他福祉施設	684	550	134	80.3
計	5,287	3,582	1,705	67.7

道庁 49年 5月調

くらべると格差の大きいことがうかがえる(表11参照)。

以上概観したように、①全道的な就学前教育の軽視、②乳幼児教育制度における格差の残存、③安上り保育行政の姿勢、④正確な実態把握にもとづかない保育政策、等々が浮き彫りになる。

二、北海道の保育問題

(1) 幼保の二元化行政のもたらす矛盾

幼児教育は、幼稚園と保育所の二元化した制度ですすめられて来たため、道内においても諸々の矛盾を生じてきている。

幼保は、保育の質においてどちらがすぐれているといった差異はないのが現実であるが、幼稚園の方が一段上との古くからの差別的な見方を、行政が再生産している例もある。公立幼稚園開設と同時に、「保育に欠ける」状態の保育所の年長児をもそっくり幼稚園に移させてしまうような行政担当者の父母説得のしかたもその一例である。

幼保を同一経営者(主体)が隣接して作り、教育内容を統一するなどの動きは部分的にせよ公立私立を問わず道内各地で起きている。歌登町では公立の幼稚園と保育所が併設され、五才児は幼稚園児として在園している。行政的な管轄が二元化したままの現状でのこのような併設は、神戸市の多聞台方式がさらけ出したような混乱(管轄が異なるための二重の指導係、保育料の差、給食の有無、等々)をここでも生み出している。

保育内容についても幼保間の混乱があり、保育所がワーク類をとり入れることで幼稚園化しようとする動きも軽視できないものがある。これらはいわずと知れた中教審答申の「保育所において幼稚園に準ずる教育が受けられるようにする」あるいは「幼稚園として必要な条件を具備した保育所に対しては、幼稚園としての地位をあわせて付与する」などの

条項が惹きおこした混乱といえよう。現場は二元化行政によって混乱している。

混乱の中から、地域や住民要求に合う幼児教育のあり方を模索しているユニークな動きとして、江別市で七四年四月に開園した美原幼稚園の例を検討してみよう。

美原はバスが一日三本というような郊外の純農村部である。小学校の三教室を改築して専用に利用している幼稚園はその名の通り幼稚園・保育所の機能を併せ持つ。農繁期には二才児から保育し、保育時間は一〇時間、保母二名、給食婦、園長(元小学校長)と母親が交代で長時間保育の手伝いをしていくから、季節保育所より充実している。冬期は、四、五才児のみ、保育時間も一時半までで、幼稚園のスタイルである。保育料は一律三千円で、この徴収方法は幼稚園的だが、保育所というA B階層該当児が入った時には、保育所的に減免の規定も用意しているなど、福祉的な配慮もしている。

市の担当者の話では、公立幼稚園を建てたいという市教委の意向と、農繁期の保育要求とを、ともに解決する型として考えついたのがこの幼稚園であった、ということである。つまり、これは、農村村の幼稚園の利点と、通年してあらゆる四、五才児が入れるという幼稚園制度の利点を、とり入れたわけである。

この制度には、公的には「季節保育所」としての一万六千円(一年に)の補助が道から来るばかりで、通年制保育所としても幼稚園としても規格からはずれないという位置にある。だが我々は、今の幼保の法的な基準が地域住民の生活と要求に合わない以上、住民の要求にあった幼保の制度のあり方をこそ追求すべきであり、江別の試みは、一元化への一つの興味深い問題提起と受けとめたい。

(2) 道民の保育問題と保育要求

イ 都市型の保育要求—乳児保育

保育所難の最も深刻なのが乳児である。これは、典型的な都市型の保育要求であり、全道的に都市部を中心に運動が強い。

札幌では乳児保育の運動としては、無認可共同保育所（以下共保と呼ぶ）への助成の拡充と、無認可を母体とした認可保育所設立運動がすすめられてきた。具体的には、現在、認可保育所の「六五〇」（〇才児の特対児の単価は約六万円であり、一般乳児の単価は約三万五千円である。無認可は、この一般単価に対する六五〇として単価は二万五千円と算定されている。）相当である共保への助成額を認可の特対児なみに高めること、別枠で家賃補助、代替保母獲得などを要求しねばり強く運動している。また、共保を母体に認可施設をつくる運動も「ゆりかご」（七三年一〇月開設）に続いて「はとぼっば」で進められている。

札幌において、産休あけ（「テストケースとして」）を含む〇才児の受託数がここ数年で一定の増加を見せたことは、このようなねばり強い運動の反映でもある。産休あけ保育施設「心の里親」園が産休あけから十ヶ月児まで、あとは「回転を早めて」転園させるなどの利用者をせばめる規定などを緩和する要求運動も続いている。

他都市でも、共同保育を運営し、それを運動の核としつつ、市に①産休あけ保育を始めよ、②未満児定員の拡大、③無認可共保への助成の三点を求める運動を展開してきた。その結果、共保への助成は、帯広市が共同保育所制度を確立し、助成を制度化したのをはじめ、函館、岩見沢、小樽、鶴川、富良野などで実現し、名寄などが運動中である。共保が公立乳児保育所に発展する際、保母ぐるみの吸収を実現することが大事な争点となっている。帯広では不採用となり、岩見沢では採用、鶴川では運動中である。

登別市では、七二年度までは三才児未満児の受託がなかったが、七三年度から受託を始め、七四年には〇才児も受託、あるいは、苫小牧など

各地で未満児の枠を拡大したり、受託月令を引き下げている。釧路、北見などでも〇才児保育を実施している。産休あけの受託も始まった（旭川、江別、テストケースとして札幌）。だが、これらを手ばなしで評価できない。〇・一・二才を「三才未満」として一括して扱う国の「最低基準」のままに、〇・一・二才を混合保育するところ、〇才児の特別保育制度（三人につき保母一人とする）が適用されず、六対一のところ、（函館、旭川）など、問題は多い。内容の充実した乳児保育が確立するまでには、まだ曲折があるものと見られる。乳児保育は新しい分野ゆえ不安や動揺が現場にはあり、現場保母の研修や再教育が公的に保障される必要がある。

ロ 保育所づくり、内容改善、その他の要求と運動

自治体の保育所づくりに対する姿勢は、従来スローペースだが前向きと言ってよかった。だが、中教審答申で五才児の二五〇を保育所収容のメドとする計算されて以来、この姿勢は微妙に変わり始め、最近の道の調査に対しても「増設計画なし。現状維持」という答が目立つ。保育所づくり運動はこのような意味で新しい局面を迎えているといえるが、数年前のような活発な保育所づくり運動のひろがりはない。わずかに札幌市における共保から認可をつくる運動やすでにのべた各地の乳児保育所づくりの運動が目立ち、乳児と限らず一般の保育所づくり運動は、札幌の公務員団地の保育所づくり運動、浦臼の共同保育の運動など数例をあげるのみである。浦臼の場合、保育所が未設置の小さい町であるが若い主婦が賃労働化する中で、保育所を求める声が高まり、署名・請願をつづける一方、共同保育を始めたという。

保育料値上げ反対の運動が札幌で燃えあがったのは五年前であり、新年度の値上げ見送り、一部引き下げという画期的な成果をおさめたのが七一年五月であった。この運動とその成果は、各地の父母と自治体の双方に、国の提示する徴収基準が絶対不変のものではないことを気付かせ

運動は函館や室蘭に飛び火し、値下げが実現した。さらに岩見沢や江別の運動をも励ましていく。物価上昇に追いつかぬベースアップではあっても、給料の額面があがる中で、D5、D6階層が急増しており、かつての札幌市の口ぐせ「D5階層は高額所得者」という言い分は全く通用しない状況が生じてきている。このような状況下では、札幌市がかつてのような国の基準通りの高負担をおしつけることはできない。四年前の札幌における父母の運動は今も高く評価されて良いだろう。

保育時間をめぐる状況を見ると、三時ないし、三時半降所という地域のいまだに絶えないことに驚く。これは公務員労働者である保育の八時間労働を守るために父母と子どもの労働と福祉がそなわられている端的な例である。現在、農山村にも夏冬をとわず賃労働化がすすみ、降所の後の子どもの生活は決して良い環境で守られているとは言えない。各地とも父母のこのような悩みが、保育の増員という抜本的解決に向けて運動として組織される段まで到らない。札幌で六時までの保育を要求する中で予備保育を獲得して来た運動の教訓を十分に各地の経験に活かさきれていないともいえる。

札幌の父母の運動は現在、病児保育、完全給食、障害児保育等の内容の充実を大きな課題としてとりくみが進められている。

学童保育については、文部省が留守家庭児童会への補助をうち切った七一年以降も、自治体の事業として存続させ、あるいは拡充させる運動が札幌の学保連（学童保育連絡協議会）等を先頭に、ねばり強く続いている。新年度の国家予算案においても学童保育はゼロ査定であり、運動にはきびしさが予想される。

八 農村部の保育状況

すでに見たように、法外施設である季節保育所と僻地保育所が多いのが、本道の特徴である。児童福祉法の適用と規制を受けないこの種施設

がなぜ存在するのかについては、三つの面から考えられるだろう。

第一には、地域的な特殊性からで、農村部が多く、季節的に繁忙期が偏り、冬期間の通園が困難なことなどである。

第二には、安あがり行政としてである。保育単価相当の措置買を支弁することなく、あるいは、保育を無権利低賃金で雇用、専用施設も不要などの点で、自治体の負担は軽く、国にとっても安あがりという差別行政なのである。

第三には、「認可保育所」の基準がこれら地域の実態に合わないためにやむをえず法外施設を設けていることである。現在の措置基準では冷酷にも農村部の子どもを冬期間は「保育に欠ける」状態に該当しないとみなし、保育を受ける権利をうばっている。本道の季節保育所は開設期間が長いことでは他府県にも例をみず、その意味からも当然常設化すべきものである。また、僻地保育所（三〇人ていど）が通年制であっても認可保育所と見なされないのも不合理である。三〇人規模の小規模保育所の認可はまだ例外的に全国で四〇〇ヶ所にとどまり、一般には六〇人以上が認可の基準である。この基準は、過疎化のはげしい農山村部、ましてや冬の気候条件の悪い本道においては、認可施設の設定をはなはだしく困難にしている。過疎地であるがゆえに、通年保育を行っているが、僻地保育所という低単価の保育に甘んじていると言えよう。認可の基準を二〇人、三〇人と小規模化することが求められる。

このように見てみると、第一の理由で存在している例は多いとは思われず、（なぜなら社会構造の変化は農村の冬をも現金収入のための繁忙期にかえていく）第二・第三の理由で季節・僻地保育所が存在しているのであれば、常設保育所の代替物としての役割を果たしているだけであり、常設保育所へと切りかえていくことが住民の要求でもある。

特に季節保育所では、保育者は一年契約で身分の保障がないこと、無資格者の多いこと（季節保育母の七四・六％が無資格 表11参照）、教材教

具等の保育費が極端に乏しいこと、などで子どもも保育者も苦しんでいる。季節保育所保母の実態の一端を紹介すると（七四年四月網走管内保母会調）、八時間勤務の保母八人に対し、八・五時間以上が二四人、有休が六日以上とれた者一二名に対し、ながし二〇人、三日とった者が一人であり、経験六年で給料三万七千三百二十円といったところである。

悪条件の中でも、父母は集団保育の効果に気付き始めているし、保母も熱意ある人が少なくない。だが父母のねがいはよりよい保育を要求する運動にまでは高められていない。北海道の保育の前進はその底辺を切りすててはありえないことであり、農村部での保育運動は今後の大きな課題である。

二 企業内保育施設の状況

公立七園、私立なし、企業内保育施設三六園、という根室市の状況は一地域にとどまらず北海道の保育状況の一断面を見せている。

水産加工場の多い根室では陸あげされた水産物を処理するのに集中的に労働力を要する。以前は遠隔地からの出かせぎに頼っていたが、近年では地元の主婦たちの労力が主力であり、その間の子どもの保育の必要が生じてくる。これほど明白に「保育に欠ける」状態におかれながら、現在、市では、補助金もうち切ったまま、企業内保育施設に全面的に依存している。国の方針に従えば四六年度から事業内保育施設を運営する事業主に対し、児童福祉の観点から、各都道府県知事が、必要な指導等を強化している。だが根室市では指導員を巡回させることも中止してしまつた。

これら施設の概観をするなら、保育のために建てられ、あるいは改築された施設をもつものは一、二にとどまり、あとは窓も高く日当りも悪い一室に乳児から学童までが混合保育されているのが一般的である。およそ一ヶ所三十人位の子どもに保母二名という配置だが、全員無資格者

である。保母は工員以下の待遇で日給制というところが多く、四万円の日給制というのが最もよい例である。

このような悪条件下に繁忙期には十二時間もそれ以上も幼ない子どもがはずけられている。幼児は昼間は公立保育園に通い、朝夕を企業内保育施設ですごす二重保育児が多いから、三才未満児が企業内施設の主な対象児である。

専門的な養護も、遊び場も、日光も、栄養も充分受けられない状態に数百人の子どもがおかれ、何ら公的な援助がないということが、北海道の保育問題の深刻さを象徴している。

(3) 幼稚園問題・その要求と運動

中教審答申（七一年六月）以来の文部省の方針にそって、道は七二年から一〇ヶ年計画で幼稚園未設置市町村の解消と増設に努めることになっている。だがこれは公立幼稚園の大巾増にはつなげていない。

北海道の幼稚園の特徴である第一には私立依存と少い私立助成、第二には五才児中心、第三には都市間の格差、偏在、などの問題に対して、住民の側からの要求運動はどのように進んでいるだろう。

札幌市では一区に一公立をという「第一次五ヶ年計画」のスローペースぶりを固持し、それに対し父母の運動は、市の幼稚園行政の根本をゆさぶる全市的な運動というまでには発展していない。

他方、公立幼稚園をつくることで保育園児の幼稚園への移行をすすめるなど混乱を招いている地域もいくつもある。

私立幼稚園は札幌市で七五年度から入園費四万円、保育料月八千円が基準となり、若い夫婦の負担の限度に近い。このため、入園をあきらめた子どもが無料の仲よし子ども館にあふれ、逆に定員に満たず一層の赤字経営に追いこまれる園が続出している。七四年度には大幅公費助成のための大運動が起きたが、市は、人口急増による義務制の整備に追われ

財源がないとして、前進的な解答を出さなかった。

(4) 保育労働者の要求と運動

母の生活と労働は、次のような点において守られていなければならない。第一に、健康をむしろまねないように、第二に、人間らしく生活していけるように、第三には、専門職として。

第一に、健康破壊の現実がふれよう。保育労働が複雑化してくるのに伴って、職業病の発生が増加している。変則的な勤務時間、無理な姿勢、貧弱な施設、休憩時間のとれない労働密度などの種々の要因は何らとり除かれておらず、逆に受託年令の低下、園の大規模化などが受け入れ態勢の整備なしになされるなど新しい悪条件も加わっている。職業病の認定も部分的なものにとどまっており（全道で二四名）、治療や休業の保障も未確立である。札幌では公立保育のみ全員、市立病院で検診をうけさせたが、民間保育についての予算措置はない。

第二に保育者の賃金等労働条件はどうなっているだろう。四八年の全道保母会の調べでは（保育単価に含まれる保母給与は四八年四月で四万九千八百八円）給料五万円以下の者が、公立保母の六一％、法人立の六五％、その他（私立、共保など）の七二％である。現状では労基法の守れる園はないと言われる過密労働の現状があり、生休、年休のとれない園も珍しくない。昨年のある調査によれば、札幌の民間保育所では保母一人当り平均八・一日の年休生休しかとっていない。

このような中でも公立の保母は比較的恵まれている。室蘭では予備保母をゼロから四名、七名、一名（各園一名）と、四年がかりで増し、休暇や研修がとりやすくなったが、大規模園では一名では充分でないなどの実態があり、札幌の公立のように各園二名（七四年七月から）をめざす声が出ている。

第三には、専門職としての研修等の権利がどのくらい守られているか

という問題である。研修費としては道から一人一万円（年）のほか、各自治体で独自に予算化するところがふえている。この方法は、保母個人につき一万円（札幌市）というような形、園に対し一〇万（別海町）、三万五千（石狩町）という形、保母会に対し二万（登別市）という形、研修旅費を支給する形等とさまざまである。また、実際に休暇をとって研修するためには予備保母の配置が不可欠で、この点では予備保母未設置の地区との格差は大きいと言わねばならない。旭川市では、保母会研究集会参加（日曜）は出張扱いで翌日が代休となるのに対し、根室市内の研究会に全員が交代で月一回ずつ時間内で参加し、その穴うめを予備保母がしている（苫小牧など）が、予備保母制度の充実していない登別などでは時間内の研修はできない。

全体として保母の研修を守る方向でわずかず前進が見られることは喜ばしい。しかしすべての保育者が、毎日の勤務時間の中で、最低限一時間、子どもの保育から離れて研修や保育計画、教材準備などにとれるように、保母会や組合の運動のみならず広く父母の運動の中にも課題として位置づけられねばなるまい。

三、北海道の保育運動の展望

保育運動は量の要求から質の要求へと比重が移り、一元化の方向を見すえての運動を考えねばならない段階である。北海道の保育運動に課せられている課題も多岐にわたる。次に五つの観点から進むべき方向をさぐってみたい。

(1) 国の婦人労働行政と低保育政策の転換を求めて

保育に欠ける児童を措置する責任は市町村長にあるから（児童福祉法

第二四条)、保育運動は基本的には自治体へ向けての要求運動である。

しかし、最近の保育状況から言いうることは、国の低保育政策が続く限り、自治体の力でできることには限りがあるということである。従って対自治体運動と併せて、自治体ぐるみで国に働きかけ、国の基準や法律を改めさせる、あるいは不公正なその運用を改めさせる一方、保育予算を増額させる運動を強力に展開せねばならない。

保育所建設への国の補助が二分の一という規定にもかかわらず数百パーセント分しか出ていない(このため摂津市が国を訴えたのが摂津訴訟)その補助すら札幌全市で新築十カ所に対し三カ所分しか配分されないというような枠がある。国の提示する保育料が最高で三万前後であり、月々の措置費の単価は不当に低いなど、国の低保育政策のしわ寄せは身近かな問題である。また、入所措置基準のきびしさ、受持ち児数の多いこと、狭い部屋を多目的に利用する不自由さ、保母の長い労働時間(労基法の特例で九時間とされている)等、「最低基準」や関連法規の改正にまたねばならない問題も多い。

また、保育所の側の充実もさることながら、婦人労働行政の中で、乳幼児もちの婦人労働者の保護の規定を前進的に改正することこそが先決といえる問題もある。

このようなことから、保育運動は自治体の変革と同時に必然的に国の変革をも志向する運動となる。

(2) 道民の生活要求に根ざした保育の創造

気候条件、季節的な親の就労状況などの道民生活の実態をふまえて、どのような形の保育が考えられるべきなのか。我々は明治以来の二元化した枠内、さらに各種の無認可、法外施設が輻輳している多元化した保育行政の枠内でことを考えるのではなく、道民のあるいは各地域住民の、労働と生活に根ざした要求に最も見合った保育の形態を追求してゆきた

い。

(3) 保育の一元化をめざし、すべての子どもの保育を受ける権利を守るために

幼稚園と保育所が二元的な行政のもとにあり、差別的なとらえ方も残存する。また、保育所では公立と私立の格差が大きく(保育者の待遇、施設設備)、幼稚園は都市に偏在して郡市間の格差が大きく、私立の保育料が家計を圧迫する。さらに問題なのは、北海道の保育所の形態は法外施設を含め複雑に多様化していることであり、それでもそのいずれにも在籍しない(できない)子どもたちが非常に多いことである。

このような現在の行政では、すべての子どもが等しくよい条件のもとで保育を受ける権利という視点で考えると、不公正と差別に満ちていることがわかる。我々は、すべての子どもは保育を受ける権利を有し、保育を受けることでより充実した発達が保障されると考える。保育施設の増設と充実、父母負担の軽減などをめざし、上述のような諸格差を解消する運動を強めることが、子どもの権利を守り一元化をめざす立場であるだろう。

(4) 保育内容を充実するために

幼稚園教育要領、保育所保育指針などの保育内容の国家基準のおしつけに反対し、保問研その他の保育研究運動を強める中で、民主的科学的な保育内容・方法の自主編成運動を進めることは重要な課題である。そのため教師、保母と父母とが協力して進められねばならない。

(5) 保育労働者の教育・労働条件の改善のために

保育労働者が安心して働けるように労働条件(例えば、賃金、勤務時間、代替保母要員の確保、受持ち児童数など)、教育条件(例えば、教材

教具、施設など)が充分にととのえられ、よりよい保育実践が行なわれるようにしなければならぬ。低賃金、職業病の多発などは、緊急に改善されなければならない。さらに、保育労働者として、よりよい保育創造のために、研修活動を保障されなければならない。全道的に、保育労働者の組合への組織率は低い。労働組合運動の全道的な発展が待たれる。教師、保母と同様に、学童保育指導員の問題も改善されなければならない。札幌市の留守家庭児童会の指導員たちが組合結成にこぎつけたことは全道の指導員たちにも明るい展望を示している。

お
わ
り
に

北海道の保育運動全体を把握するまでには、現在私達は至っていない。例えば、保育労働運動の状況、保育研究運動の状況、父母会の活動、教育実践の状況等々は、今後の課題である。三の「北海道の保育運動の展望」の柱を、一つ一つ実現させて行く中で、現在よりも量的、質的に保育運動全体を発展させて行かなければならぬだろう。

最後に本稿をまとめるうえでいろいろな方々の御協力に感謝したい。

(甲田峰子「保育問題研究会
阿部弘子」 同)



若い力が創造する

APO

●アプライプリンティングオフセットシステム

株式会社 北海道共同印刷所

〒060 札幌市中央区北2条東5丁目

☎(代)011(241)9341

北海道の教育と婦人教師のたたかい

志 野 律 子

目 次

- 一、北海道の教育と婦人教師
 - (1) 北海道における婦人教師の状況
 - (2) 北海道の教育と教組婦人部の成立
 - (I) 生活防衛と新教育確立の中で
 - (II) 教育の国家統制に抗して
 - (III) 広域人事、勤評特昇をうち破る
- 二、婦人教師の闘い
 - (1) 母親との連帯
 - (2) 婦人解放をめざす家庭教育
 - (3) 解雇撤回の闘い
 - (4) 研修権確立の闘い
 - (5) これからの課題

一、北海道の教育と婦人教師

(1) 北海道における婦人教師の状況

一九六九年、全国の小学校における婦人教師の比率が五〇%を越えたこと

から「女教員時代来る」と喧伝されたが、北海道ではやや異なった状況である。表1にみるように、小学校では一九四六年以外、戦後に半数を越えたことはなく、中学校では一九四九年の二二・一%、高校では一九五九年の一七・一%を最高に婦人教師の比率はむしろ減少している。絶対数も小学校は一九五一年の七六八三人、中学校は一九六三年の二七〇三人、高校も一九六三年の一六九六人を頂点に減少している。特に小学校の婦人教師の比率は表2に明らかかなように全国最低の部に属する。なぜこのように婦人教師の比率が低いのだろうか。ある教組の婦人部長は「産業の後進性から、まだ教職が男子にも魅力ある職場であること。僻地が多く婦人にとって暮しにくいこと。特に保育設備が不備で、育児のため心ならずも退職する者が多いこと。過酷な広域人事によって退職せざるをえなかった婦人教師もいること」をあげる。

たしかに北海道における僻地校の割合は大きい。一九七四年、小学校数の五七%、同児童数の一二%、同教員数の二六%、中学校数の四七%、同生徒数の一二%、同教員数の二四%が僻地指定校に属する。又表3にみるように、婦人教師の採用者数は男子と同じか、やや下回る位なのに、退職者数は男子を上回る。しかも内訳をみると若年退職の多いことが推測される。この傾向はあまり年によって変化が大きくないようである。

しかし小中学校についていえば、表4のようにこの数年間に養護教諭は

表1 北海道における婦人教師の比率（幼・小・中・高）

年次	幼稚園			小学校			中学校			高等学校		
	教員総数	婦人教師	比率(%)	教員総数	婦人教師	比率(%)	教員総数	婦人教師	比率(%)	教員総数	婦人教師	比率(%)
1946				10,128	5,506	54.4						
1947	116			12,981	5,451	42.0	7,319	1,227	16.8			
1948	154			12,683	6,116	48.2	7,277	1,390	19.1			
1949	165	137	83.0	14,577	6,787	46.6	10,027	2,212	22.1	4,166	578	13.9
1950	173	148	85.6	16,010	7,073	44.2	9,496	1,938	20.4	4,424	683	15.4
1951	232	191	82.3	17,782	7,683	43.2	11,050	2,353	21.3	5,621	895	15.9
1952	308	257	83.4	17,340	7,171	41.4	10,437	2,120	20.3	7,256	1,073	14.8
1953	403	345	85.6	18,127	7,206	39.8	10,689	2,179	20.4	6,897	1,108	16.1
1954	498	427	85.7	19,099	7,346	38.5	11,332	2,242	19.8	7,138	1,166	16.3
1955	663	557	84.0	19,819	7,207	36.4	11,913	2,316	19.4	7,476	1,268	17.0
1956	759	631	83.1	20,040	6,412	32.0	12,043	2,020	16.8	7,657	1,257	16.4
1957	795	656	82.5	21,356	6,726	31.5	12,442	2,197	17.7	7,771	1,298	16.7
1958	857	708	82.6	22,166	6,661	30.1	12,325	2,059	16.7	8,060	1,357	16.8
1959	961	795	82.7	22,752	6,615	29.1	12,657	2,102	16.6	8,657	1,481	17.1
1960	1,021	852	83.5	22,811	6,608	29.0	13,628	2,322	17.0	9,248	1,571	17.0
1961	1,085	908	83.7	22,130	6,464	29.2	15,081	2,551	16.9	9,659	1,583	16.4
1962	1,179	985	83.6	21,607	6,198	28.7	15,818	2,655	16.8	9,910	1,558	15.7
1963	1,300	1,094	84.2	21,643	6,284	29.0	16,066	2,703	16.8	10,734	1,696	15.8
1964	1,344	1,212	90.2	21,423	6,091	28.4	15,569	2,603	16.7	10,209	1,408	13.8
1965	1,507	1,375	91.2	21,489	6,070	28.3	15,599	2,477	15.9	10,990	1,553	14.1
1966	1,674	1,525	91.1	21,410	5,810	27.1	15,483	2,360	15.2	11,394	1,604	14.1
1967	1,772	1,606	90.6	21,678	5,831	26.9	15,520	2,414	15.6	11,475	1,586	13.8
1968	1,855	1,708	92.1	21,926	5,748	26.2	14,970	2,313	15.5	11,545	1,542	13.4
1969	1,973	1,799	91.2	21,918	5,614	25.6	14,690	2,241	15.3	11,540	1,518	13.2
1970	2,045	1,854	90.7	22,112	5,556	25.1	14,265	2,167	15.2	11,480	1,466	12.8
1971	2,110	1,914	90.7	22,120	5,483	24.8	14,102	2,177	15.4	11,425	1,453	12.7
1972	2,182	1,975	90.5	22,141	5,455	24.7	13,878	2,146	15.5	11,439	1,431	12.5
1973	2,399	2,183	91.0	22,205	5,507	24.8	13,923	2,177	15.6	11,543	1,428	12.4
1974	2,543	2,291	90.0	22,430	5,644	25.1	13,970	2,247	16.0	11,756	1,472	12.5

（1946年 北海道統計書） 1947年～1963年「日本統計年鑑」
 1964年～1971年 道教委「学校基本調査報告書」 1972年～1974年 道教育庁「北海道学校一覽」

表2 地域別にみる婦人教師の比率

地域	教員総数	婦人教師	比率(%)
全 国	381,574	199,863	52.38
沖 縄	4,817	3,428	71.16
大 阪	24,725	15,866	64.17
千 葉	12,275	7,856	64.0
鹿 児 島	8,200	2,419	29.5
長 野	7,193	1,842	25.6
北 海 道	22,141	5,455	24.63

（1972年 文部省「学校基本調査」
 比率の高い方より3地域、低い方より3地域
 を「女教師の婦人問題」より転記）

めざましく増加し、反対に教壇教師の減少が
 いちじるしい。定員闘争の成果とはいえ養護
 教諭の増加は順調で、保育所づくりや母性保
 護規定の前進にもかかわらず教壇教師が減少
 するのはなぜか、さらに奥深く理由を追求す
 る必要がある。

一方、北海道の婦人教師をとりまく状況の
 特徴として、退職年令に男女差のないこと、
 母性保護規定は全国的にみて高い水準にある
 ことがあげられる。その理由としてはやはり
 組織の力とその活動をみなくてはなるまい。
 現在北教組の組合員は約三〇、〇〇〇、高教
 組約五、〇〇〇、私教組約一、五〇〇、道大
 教組約二、〇〇〇である。そのうち、北教組婦
 人部は約七、二〇〇、教員の九〇％を組織、

表3 婦人教師の採用・退職者数

年次		小学校男子教員		中学校男子教員	
		同	婦人	同	婦人
1969	採用者数	227	181	106	104
	退職者数	260	311	130	150
	(内勸奨)	(215)	(28)	(93)	(8)
1970	採用者数	225	195	81	114
	退職者数	271	290	140	121
	(内勸奨)	(227)	(337)	(101)	(9)

(1965年～1970年度 道教委「公立学校教職員の人事交流」)

表4 養護教諭の増加

年次	小学校		中学校		高等学校	
	婦人教師	養護教諭	婦人教師	養護教諭	婦人教師	養護教諭
1964	6,091	263	2,603	161	1,408	200
1972	5,455	638	2,146	278	1,431	200
1973	5,507	717	2,177	314	1,428	207
1974	5,644	780	2,247	359	1,472	218

(1964年 「学校基本調査報告書」1972年～1974年 「北海道学校一覧」)

高教組婦人部は約六〇〇、教員の六〇％近くを組織すると推測される。次に北海道の戦後の教育情勢と、そのなかで各教員組合の婦人部が誕生したいきさつを略述してみよう。

(2) 北海道の教育と教組婦人部の成立

(I) 生活防衛と新教育確立の中で

敗戦から講和条約成立の時期まで、北海道の教員の課題は生活防衛と教育基本法、学校教育法による新教育建設であった。

労働組合法が公布された敗戦の年の暮、北見、十勝、函館など全道各地に教員組合結成と、戦時中も続いた職能団体である教育会を改組する動きが始まった。札幌、小樽に結成された教員組合を中核に、翌年三月北海道教員組合が発足、五月に拡大改組して国民学校、青年学校、公私立中等学校の教職員約二万名を擁することとなった。これが現在の北教組の母胎である。

この頃、インフレの昂進は甚しく、さらに北海道の食料遅欠配の日数は全国一で、北教組は生活難を打開するため、役員を上京させて中央交渉を試みる一方、一九四七年一月には初代民選知事田中敏文に一七項目を要求して闘争した。後者の闘争が三・一三スト闘争と特筆されるが精力的な団交の結果一九四八年三月初任給二号俸上げで妥結、ストは回避された。一七項目には最低賃金制、石炭・寒冷手当等の要求とともに、男女差撤廃、裁縫助教手当引上げ等も掲げられ、男女差別については一九四七年九月三〇日に遡及して撤廃することが回答された。当時婦人教員の比率は前述のようにほぼ半数を占めていたので、その活躍が期待され、三・一三スト闘争の一カ月後、全道婦人部委員会は上京委員として、あるいは中執として活躍していた笠巻キク(札幌)を部長に、井口えみ(小樽)、芦立小八重(函館)を副部長にして、名実ともに婦人部の組織を確立した。

これと並行して一九四七年一〇月、種々の論議はあったが、産休前後通算一六週、生休三日の母性保護規定を含む労働協約が道庁、組合間で調印され、翌年公務員のスト権を否定する政令二〇一号が公布されたにもかかわらずこの協約の効力の存続が通達された。

こうしてやや生活安定のきざした一九四八年、北教組は文教部を設け経済闘争とともに新学制対策の強化をめざした。道教委も一九四九年、翌年から多くの新制中学第一回卒業生を迎えるため、旧制中学、女学校の施設再配置の計画を作った。こうして「小学区制、総合制、男女共学」の高校三原則が生まれた。道教委は地方の実状により男女共学は一九五〇年入学者より逐年実施の方針だったが、占領軍の圧力で強行実施し、組合はこの時点でむしろ批判的だった。

ところでこの頃、高校教員の間には「待遇面、文化面」の特殊性を主張して組合内に高校部設置の動きが起きたが、北教組は部新設に消極的だったため、それらの高校教員は一九四九年六月、北海道高等学校教職員組合を結成した。そして給与是正闘争とともに高校生生の演劇、新聞コンクールを開催するなどの活動で組織を拡大した。

(II) 教育の国家統制に抗して

組合は分裂したが、一九五八年まで三期つとめた田中知事は社会党系であり、また北教組推薦の水島ヒサが全国第一位の得票で道教育委員に選出されるなど、一九五〇年代の北海道の教育界は革新の潮流が主流であった。

北教組は日教組と同じく一九五一年から、高教組は一九五七年からそれぞれ全道教研を開催したが、道教委はこれと各種の民教集会を後援していた。

この間、「君が代・日の丸」指導通達、青少年の防衛意識育成を約束する池田・ロバートソン会談、教員の政治活動禁止、教育委員の任命制、

愛媛県に始まる勤評の全国実施、学習指導要領の官報告示、中学二・三年の全国一斉学力テストなど、教育の国家統制をめざす反動的な政策を次々に強行した文部省は、北海道のこの情勢を敵視し、一九五八年内藤初中等教育局長を派遣して、勤評実施を督励させた。

しかし北教組、高教組、全道労協を中核に固められた共闘体制は道民の支持をうけ、北教組一〇割、高教組三割の休暇戦術を背景とした団交によって道教委は勤評を事実上棚上げにすることを回答した。この第一次勤評闘争によって五千の組合員をかかえる高教組は、結成当初の第二次組合的体質から脱して民主的な教員組合としての性格を強め、一九五九年婦人部を結成した。

両教組の共闘は指導要領の徹底をめざしたいわゆる文部教研や伝達講習、学力テストなどへの反対を通じて強められ、一九六〇年、「昭和三一年度高校教育課程改悪が、小・中教育課程改悪の露払いとしての役割を果した」、「小・中・高を通じた共通の闘いなしには、子どもの幸福と民主教育の発展があり得ない」(資料35)として北教組第一〇次、高教組第四次教研を合同で開催するに至った。

このように一九五〇年代後半から六〇年代前半に教育政策の反動化がすすむが、両教組の婦人部は職場や社会に残る封建的差別と闘かう一方家庭科の女子必修にみられる新たな差別教育に対して批判をつよめつつあった。

(III) 広域人事、勤評特昇をうち破る

高度成長政策の矛盾が明らかになる一九六〇年代後半は、北海道の教育行政が文部省よりさらに反動性をもって強行された時期であるが、北海道の教員はこれと闘うことで教育労働者としての組織力を一層強めたといえよう。

中教審が独占資本の要請にこたえて「期待される人間像」、「中教審

答申」を発表する一方、文部省は無償配布の名の下に小中学校の教師から教科書の採択権を奪い、中教審答申を先取りするような小中高の学習内容の改訂をおこない、待遇改善とひきかえに教員の給与体系に職階制の導入をはかろうとしている。

北海道の教育行政は第二期町村道政の下で反動の色を強めた。まず全道教研に対しては、道教委後援の取消し（一九六一年）、旅費支給中止（一九六二年）、義務免参加の禁止（一九六六年）、義務免参加者に賃金カットを含む処分（一九六七年）ときびしさを加え、一九七〇年三月、第二〇次全国教研に参加した北見工業高校養護教諭鈴木雅子の懲戒免職に至って頂点に達した。

次に岡村教育長は一九六五年夏に、公立高校学区拡大（Ⅱ大学区制、一三四学区から八学区へ）、高校再編成（一九七〇年まで進学率を七二％におさえ、定員は一〇万を七万に、普通科の割合を六三％から五〇％に下げないように間口減、転科もすすめる）、大量人事異動方針（Ⅱ広域人事、いわゆるミサイル配転）を発表、翌年から強行した。

さらに教研参加者とともに、宿日直廃止、ベトナム反戦、人権体制打破などの諸闘争参加者に対し、やつぎばやのしかも累積加重する処分をおこなった。

これらの行政に対して組合は教研の共闘をすすめ、一九六二年から道民教合研、一九六七年から四教組合同の全道教研を開いた。また大学区制が学校格差拡大、遠距離通学、高校紛争を初め多くの矛盾を生んだことを告発しつつ、道教委もさすがに一九七三年から大学区制を後退させ二一中学区制に移行した。組合はさらに道教委に不当配転、不当処分の撤回を求めるとともに、人事委員会提訴にとりくんだ。審理の中で、活動家や高令者、共働きをねらい打ちにした人事が、教科担任の偏りや家族別居を生み、病気の家族の死期を早めたなど、非教育的、非人道的であったことが明らかにされた。また道教委の思想調査指示の極秘文書も

暴露されて闘いを有利にすすめ、鈴木さんの職場復帰を初め、多くの配転や処分の取消しをかちとった。

これらの弾圧は勤評の布石と考えられていたが、一九六九年一月、道教委は勤務評定に基いて毎年一五％の優良教員を四年にわたり特別昇給させる試案を示した。これは全国的にみても最悪の勤評体制であったから、北教組、高教組は共闘体制をくんで道教委交渉を強めるとともに、職場から地域へ大量宣伝活動をおこなうよう指令した。ふだん消極的な組合員も、この第二次勤評闘争には全力を注いだ。両教組と全道労協共催の一九七〇年九月一四日の「勤評特異粉碎・民主教育確立全道総決起集会」は一一、〇〇〇人を結集した。実力行使を決意した両教組の団結と六〇万人の署名によって道教委は最初の意図を次第に後退させ、知事選直前の一九七一年三月、勤評を排除し差別のない昇給措置をおこなうことを確認した。この年の知事選で自民党の堂垣内尚広が当選したが、社共統一候補塚田庄平との差は予想以上に少なかったため、岡村教育長、並びに超勤協定書を一方的に破棄して不信をかった村上教育長はあいついで退陣した。そして一九七四年の四・一一ストに対する弾圧を除き、露骨な弾圧は姿をけした。

この熾烈な闘争の中で婦人教職員の労働基本権や組織の意義、さらに教員の研修権に対する自覚は飛躍的に強められた。両教組とも総評の母体保護月間にとりくみ、実態調査の資料により道教委交渉をすすめて、敗戦直後の労働協約に規定されながら予算の枠で空文化していた母性保護の規定を一つ一つ再獲得した。また育児休暇法案や、退職婦人教師の組織化にもとりくみを強めた。

さらに北教組では一九六九年養護教員部が婦人部から独立して、定員充足と研修の活動に専念することとなった。また高教組でも婦人部の中に養護対策委員会をおき研修活動を推進している。

この時期に私立高校は高校再編成や大学区制のひずみを補なう役割をお

表5 私立高校における婦人教師の比率

年次	学校別	教員総数	婦人教師	比率%
1972	公立	9,229	864	9.3
	私立	2,210	567	25.6
1973	公立	9,364	874	9.3
	私立	2,179	554	25.4
1974	公立	9,663	922	9.5
	私立	2,093	550	26.4

(1972年～1974年「北海道学校一覽」)

しつけられ、その教員の身分、待遇はきわめて不安定なものとなった。それは特に婦人教師(注)にしろよせされ、有夫ダウン、試用制度、一年契約などの合理化が様々な職場をおそった。一九六七年、札幌第一高校社会科教諭の森田恭子は「女だから」と解雇されたのを性別、思想差別による不当解雇として地裁に訴え、一九六四年に発足した私教組婦人部は全力をあげてこれを支援し、一九六九年復職をかちとった。

また一九六七年改組された道大教組にも一九七〇年、婦人部が結成されて、七〇〇人の定員外職員(その八〇%は二〇代の女性)の身分確保に一定の前進をかちとるなど、闘いの中で婦人教職員の組織化が進んだのである。

(注) 一九七四年、高等学校数の一七・四%、生徒数の二四・八%を私立高校が占め、私立高校の教員の中で婦人教師の割合は表5のように大きい。

二、婦人教師の闘い

(1) 母親との連帯

「教え子を再び戦場に送るな」を合言葉に日教組が第一次全国教育研究大会を開いたのは一九五一年であった。ところが三千人の参加者のうち婦人教師はわずか一〇余人。その反省から翌年全国婦人教員研究協議会が開かれ三千人が結集して、「教育の民主化のために、社会改善のために、平和の確保のために」熱気のある話し合いを行なった。第二回

目に長崎の被爆教員がアメリカの治療を名とした実験の実態を報告、NHKや第一回世界婦人大会を通じて国の内外に大きな反響をよんだ。この世界婦人大会の報告会を全国で千回も開いた経験をもちよって第三回目

「お母さん、日本の子どもを守りましょう

お母さんの体を守りましょう

憲法を変えないようにいたしましょう」

というアピールを採択、母と女教師が手を結ぶ運動をよびかけた。婦人教員の参加を配慮するよう確認して、以後教研は一本化されるが、日教組大会でアピール支持の方針が次のように決定されて母と女教師の運動は大きく発展し、母親運動の母胎となっていた。

「男女差の問題、首切阻止、産休獲得のたたかいは、こうした婦人戦線のひろがりとながりのなかではじめてかつことができるばかりか人権を守る平和運動の基盤を培うことになる」(資料33)。

北海道では全国と同じく一九五一年から北教組第一次全道教研が開かれたが、参加婦人教師は第二次三二〇人中一三人、第三次二三四人中二人で、高校教員、婦人教員は別枠一人をとることが要請された。第四次はそれにこたえてか三五七人中五四人を占め、その内容もきわめて充実したものがあつた。「父母と青年とへの結びつきを中心として」分科会に提出された千歳小教諭叶美智子の報告「家庭訪問における婦人教師の実践記録とその問題点」は、地区二〇余名の婦人教師がすべての子どもを家庭訪問して記録をとった。「家庭訪問を組織化することは女教師のつながりを強め、その社会的関心を深くしていった。……また教師と父母とが対等の立場でともに教育を守る意識をたかめることもできた。……根本的な教育破壊の現実、家庭訪問によるだけでは依然として残り、問題はすぐに解決されるということにはならない。しかし、こうした結びつきが何年もくりかえし、拡大して、ついには教育を守る国民会

議のようなものにまで発展させていく必要がある」(資料6)とする実践報告はきわめて貴重なものと評価された。

このような基礎の上に母と女教師の運動もさっそく札幌・函館で始まり、一九五五年札幌で五百名が集まって思春期の問題を中心に討議した。一九五六年からは年一回、会場もち回りて全道集会を開き現在に至っている。全道集会では『幼児教育、心身障害児教育、子どもの学習と生活、教育課程と教科書、教育費、PTA、くらし、社会保障、働く婦人、平和、運動のすすめ方』(一九六九年)、「幼年期の教育と保育、障害児教育、小学生の学習と生活、中学校生活と進学・就職、高校教育と進学・就職、教育内容と制度、マスコミ文化と教育、職場の民主化、地域の教育運動」(一九七四年)等の分科会で討議が行なわれた。参加者は一千人前後で、その六割が「小中学生と教育内容」の分科会に集中する。その討議の深まりから時々の教育政策への意志表示も行ない、特に一九五八年は勤評反対、一九六〇年は安保反対を決議し、一九六二年には高校全入協議会に加入して地域の会員が高校増設に積極的な活動をみせた。一九六四年は大学区制に反対、一九七〇年にはパネル討議のあと勤評特異反対を決議、九月一日、山川会長外一三人の代表が道教委に強く撤回を迫った。

一九六九年、全道母と女教師の会連絡協議会の会則が作られ、「子ども」のしあわせ、婦人運動の向上、平和と民主主義を守る活動を発展させていくため、北教組と提携して各市町村母と女教師の会の運動を交流し、活動をたかめること」が目標に掲げられ、「母と女教師ひとりひとりの要求を組織化する」、「教育条件の整備、保育所の設置や物価問題、社会保障などの具体的問題をとりあげ、自治体に対するとりくみをすすめる」(一九七二年)ことが運動のすすめ方で強調された。一九七二年の婦人部総括によれば、全道二八支部中二五支部(または支会)がつどいを開いているが、特に帯広市母と女教師の会は毎月定例の学習会をもち、会

報「はぐくみ」を発刊、小樽市母と女教師の会は高校間口削減に反対し、成果をあげ、市教委交渉によって小中学校の生徒用机椅子の更新を確約させたそうである。

一九七二年から教育反動化阻止のため、教育問題に焦点をあてて討議しようという方針によって、「働く婦人」、「平和」分科会などがなくなり、「職場の民主化」分科会がおかれた。しかし「職場の民主化」には母親が参加しづらいのを考え、「婦人労働」の分科会にきりかえてはという声も出ている。運動の原点に立った運営と今後の発展を期待したい。

(2) 婦人解放をめざす家庭科教育

教研活動における婦人教師の参加は、現在も決して満足できる状況とはいえない。北教組婦人部の総括によれば、一九七三年の全道教研の正会員は、男子五七三人に対し婦人一〇六人であり、参加分科会に偏りがある。つまり家庭科、保健体育、幼年教育に集中し、社会、数学、理科、美術、進路指導、大学づくりなどには皆無という年が少なくない。しかし家庭科教師と養護教諭は婦人のみの職種で、婦人教師の中で比率も高く、中学、高校の家庭科は女子のみ履習するしくみの下にあるからには、この部門での研究の歩みは、婦人教師の闘いの重要な一側面をなすといえよう。

ここで簡単に戦後の家庭科教育の歴史をたどってみよう。まず新学制発足当時は「家庭の民主化」が重要な目標とされ、高校においては自由選択であった。しかし家族制度復活の論議の中で、一九五六年高校女子の家庭一般四単位必修が指示され、ついで一九五八年中学において男女別学、つまり男子は技術、女子は家庭科の履習が指示された。そして一九七〇年、それまでの例外規定を削除して、高校女子の家庭一般四単位完全履習が指示された。この間、高校家庭科教育振興のためとして、商業簿記検定などを模範とした家庭科技術検定が三重県から始まった。家

庭科の目標も小・中学校では特に技能主義への傾斜がすすんだ。このように家庭科の男女別学は高校に始まるので、しばらく高教組婦人部を中心に家庭科研究へのとりくみをみていきたい。

高教組婦人部は教研活動の中から生まれた。一九五八年に開かれた高教組第二次全道教研第五部会の決議によって結成されることになったからである。この部会は「女子教育をめぐる問題」を討議したが、研究発表者が一人もなく、参加者も一人と最少であった。各人各校の悩みを語り合った柱は「女子の理想的人間像」「家庭科教育」で、家庭科教育不振解決の第一として女子教員の自覚の向上が強調され、「女子教師の団結と自覚の必要性を反省し、高教組の婦人部結成を満場一致で要請すること」(資料13)が決議された。

この決議によって翌年五月婦人部が発足、第三次教研の「生徒の進路指導、女子教育をめぐる問題」部会に、常任委員会の名で七人の共同研究「女子教育の実態とその対策」を発表した。これは都市、農村、炭鉱、工業地帯を網羅して、道内三三校の三年生の父母千人(回答四九九)、三年女子千人(回答五三三)を対象としたアンケート調査の集約と分析である。質問項目は男女共学への賛否、親が女子教育に望むもの、進路希望など多岐にわたるが、家庭科教育のとらえ方は一つの重要な柱であった。報告によれば、回答生徒の八三%が家庭科を選択しているが、教科の性格を「知識も技術も共に学ぶ基礎的な学問」と考える者六〇%、選択理由を「家庭に入って役立つ」「女性として学ぶべきだ」と考えた者は合わせて五四%、学んで役立つこととして「知識・技術」をあげる者五九%などである。これらの結果から報告者は、生徒が家庭科を「他教科と共に、人間形成に役立つもの」と認識しているものの、実際は「技術、技能の学として選択し、吸収している」と分析した。そして実習・実験費の予算化を追求するとともに、「高校の家庭科は現状より何らかの形で脱皮し民主社会の形成、人間形成の教科としての重要性を自覚し

て、内容においても、教師の意識においても、さらに研修、改善されなければならぬのではないだろうか」(資料16)と提案した。

一九六〇年、北教組、高教組合同の全道教研には「民主主義教育の原則について」分科会の正会員四四人のうち二二人を高教組婦人部から出して、家庭科教育にとどまらず、実習助手や養護教諭の立場から、あるいは生活指導、体育指導への提言まで多彩な女子教育へのとりくみを報告した。

この時期に、校長協会家庭科部会によって北海道にも家庭科技術検定がもたらされた。合格者を多く出すための補習などで教師の労働過重を招きはしないか、生活技術偏重になるのでは、等の疑問が多く出されるようになった。婦人部は一九六二年の運動方針に「家庭科技術検定批判」を掲げ、家庭科教文委員は教文常任委員との討議を翌年文章化した。

まず家庭科の現状を「非進学者の救済事業的教科となり、女性軽視の意識を維持、温存する」とえぐり、「家庭制度の民主化、女性解放を目標とする家庭科教育の課題を強くふりかえろう」とよびかけ、技術検定は家庭科教育を「家政婦的技術者の養成に転落させる危険」を客観的には有していると警告し、「家庭科が人間形成に果たす役割を職場討議」「ヤミ単位の犠牲にされていた家庭科の単位を復活」「できうれば男女共通教科として家庭一般を選択」する運動をおこすため「教材研究と系列化を自主編成する」(資料18)(傍点は引用者)ことを提言した。この基調に立って一九六四年、「国民教育創造のための家庭科教育をどう実践したらよいか」と題する共同研究を集成し、全国教研で報告し、日高教の教育課程研究を推進する機関車の役割を果たすものとして高く評価された。

この後も婦人部は「家庭科必修を討議し、差別・選別教育に反対する。家庭問題審議会答申にみられる家庭科教育批判」(一九六八年)、「家庭科連加入を促進」(一九七〇年)などを運動方針に掲げた。現在、家庭科教文委員は、男女共修小委員会をつくって、家庭科教師、一般教師、男女

生徒と父母を対象にアンケート調査をおこない、その集約から内容試案の起草にかかっている。

全道教研においても、「男女共修」の実践例として一九七〇年は中学一例、一九七二年は高校一例、一九七三年は中学三例、一九七四年は中学五例が報告されてきている。このようなとりくみを前進させた推進力として、次に家教連の活動を紹介しよう。

北海道家庭科教育研究者連盟は、一九六八年釧路で開かれた道民教の家庭科分科会で、夕張幌南中教諭比志道子のよびかけによって誕生した。

三九人の会員は、全国家教連洞爺大会を開く過程で拡大し、翌年には小・中・高・短大・大学の教員を含む二百余人に達した。初期の活動内容は、

①地域の生活破壊の実態をつかむ。②指導要領批判・自主編成。③婦人労働・男女差別の学習（一九七〇年）などが掲げられ、毎年夏と冬に独自の研究集会を開くとともに、道民教「家庭科」分科会（一九七二年まで）「婦人と労働」分科会（一九七二～七三年）「婦人問題と教育」分科会（一九七三年より）に精力的にとりこんできた。それらの話合いのなかで、婦人労働が増加の一途をたどる時期に、「女子の特性」の名の下に家庭科の必修が強められてきたことが、資本の低賃金労働政策の一翼を担うものとして批判された。佐藤節子は一九六八年札幌の公立女子高校生一六二人にアンケート調査をおこない、その集計結果から、彼女たちを「女子特性論」がすっぽり包んでいる」と分析する。なぜなら彼女らは「理論は大事だがおもしろくない、実習は楽しい」と答え、「将来家事経営者にならなければならぬから」となれば諦めに近い気持から、四六〇の者が「家庭科は女子だけ必修でよい」（資料38）と考えている。婦人労働者として社会に出ていく彼女たちが、結婚や、育児後の再就職への夢のような憧れに流されず、家庭と職場での生き方をしっかりつかむため、家庭科教育は何をすべきかと、多くの実践が報告された。それらのなかには、家庭経営や保育の単元で女性史や家族史を、被服や食物の

単元でもそれぞれの歴史を教えて、

理論と技術を学ぶ意義をはっきりさせようとする試みや、家庭は男女で築くものであるこ

との強調などが目立っている。これらの討議を通じて次のような綱領の下に、衣・食・住・保育・家庭機器の各分野における自主編成案の充実に一層の努力が重ねられている。

「一、私達は、家庭科教育を通して自然科学や社会科学の諸法則を生活現象の中で知らせ、それによって国民生活における人間疎外の実態をつかみ、その解放のために、闘う力を育てます。

二、私達は家庭科教育の中で労働の価値を知らせ、集団における協力を学ばせます。（三、四略）」（資料36）

注 (1)表6の比率は現在も大きな変化はないと考えられる。

注 (2)家庭一般学習者が受験しうる三級の内容は、筆記試験と実技試験（被服は婦人ブラウス、食物は汁、煮物など二品の製作）である。

(3) 解雇撤回の闘い

高校再編成の一環として私立高校の入学定員の削減が始まった一九六七年、札幌第一高校の社会科教師森田恭子は解雇を通告された。理事者は解雇理由として「生徒数の減少で人員整理が必要。女だから一生の仕事にしないでよからう。一年間の試用期間中の勤務から判断して、進度が遅く、授業中の生徒がさわがしい等、教師としての適格性に欠ける」と述べ、学校への立入禁止を通告した。

第一高校の組合は、授業の持ち時間やその他勤務条件は公立に比べて

表6 婦人教師の専攻

教科	人数	比率(%)
家庭	296	55.1
国語	51	9.4
保健	32	5.9
英語	23	4.2
音楽	11	2.0
数学	10	1.8
理科	5	0.9
社会	4	0.7
商業	3	0.5
不養	3	0.5
計	537	100

(1960「高教組婦人部調査」)

きわめて悪い実状から、生徒数が減っても人員整理には絶対反対の方針であり、「社会科の教員は、休職者が復職できず依然として不足すること。女だからと解雇するのは性による差別であり、女子部新設の計画もあるとき女教師をやめさせるのは不可解。森田さんは熱心に生徒の教育にあたっていて不適格とするのは納得できぬ」と解雇撤回を申し入れ、五月には札幌地域に「身分保全仮処分」を申請し、法廷闘争に、訴えることにした。

組合は同時にこの問題は私学合理化の一環であるばかりでなく、森田さんら三人の解雇後新しく七人の教員を採用している実態から、本質は組合活動にも熱心な彼女への思想信条による差別であり、正しい教育のあり方をおびやかすものであるとして広く支援を訴え、七月「森田先生を守る会」を結成した。会員は教員、労働者、卒業生など七百人に及んだ。

この間、森田さんは八回にわたって第一高校生にピラをまいて自らの解雇の不当性を訴えるとともに、第一高校生のおかれている教育的環境の現実をみつめることをよびかけた。これにこたえて翌年九月、第八回口頭弁論では卒業生の安川証人が証言した。

「森田先生は冗談とかそういうことはあまりいわなかったけれども、熱心に教えてくれたのでぼくたちもついて行きました」(資料26)。

一方、理事者側は森田先生の不適格性を示す証拠として学級日誌をもち出したり、指導技術の未熟な点に「無言の指導を与えた」と証言したりしてその教育観の粗雑さを自ら暴露した。

一九六九年三月、札幌地裁は「解雇権の濫用」として森田さんの地位保全を認める勝利判決を下した。判決は森田さん側の主張する「思想信条の差別」に明らかに言及しないが、理事者の主張する「教員としての不適格性」を全面的にしりぞけ、「試用契約は本採用に至る一つの順路にすぎず、解雇権は制約されるべきだ」とした。理事者は一旦は控訴

したが、スト権を確立した組合の闘う姿勢に譲歩して控訴をとりさげ、森田先生は六月から二年ぶりに教壇復帰した。

この闘争は森田さんと、第一高校組合の勝利にとどまらず他にも大きな影響を与えた。第一に私学の試用期間という条件を克服したこと、第二に若い女性でありながら、二年間闘い抜いて、「闘えば勝つことができる」という生きた事例をつくったことである。また、一九六五年結成されて、当時解雇反対闘争にとりくんでいた札幌保育労組を励まし、その後のさまざまな教育裁判闘争に貴重な経験を提供した。

この闘争が勝利した原因は次の三つに集約できよう。

- 一、職場に統一した労働組合が存在したこと
- 二、守る会をはじめ、私教組、北教組、高教組などによる統一戦線の形成

三、森田さんの闘う姿勢

そして森田さんの姿勢は、次の文にあるように、行動の中で育てられてきたのである。

「授業中きわめてまじめだった生徒の中に、かえって私たちがまくピラをよそめに、冷然と通りすぎる生徒がいたり、反面いねむりをしたり、さらいだりして大変だった生徒が逆に、少し恥かしそうに「先生、おはようございます」ととてもあたたかい顔でわらってあいさつをしていたり、いろいろ考えさせられます」

「全私懇(全国私学教職員懇談会)の中で、教師の基本的権利を守る姿勢を示さないで、生徒に何がおしえられるか、教師が生徒の要求を自分たちの要求としてうけとめ、闘っていく中で、生徒は必ず自己運動をおこしていく」と力説されたことが、この頃、実感としてせまっています」(資料26)

しかし試用制度は姿をけしたものの、合理化政策は一段と巧妙になった。現在、旭川実業高の数学教師古川とし子の解雇撤回が闘われている。

ここでは教員の二五％が一年契約という不安定な雇用関係の下にあったが、彼女はその条件を改善するため積極的に組合活動に参加したことを嫌悪され、採用後一年にして一九七四年三月解雇を通告された。理事者は「契約期限切れ、休職者の復職」を理由としたが、他に契約更新拒否をしていないこと、また組合との事前協議なしの人事は無効であること追求されると、「免許外担当」を理由に加えた。しかし休職者は復職せず、彼女の解雇後免許外担当者がかえって増加している。旭川実業高組合はこの解雇を「不当労働行為であり、教育権の独立のため教師の身分の安定を保障する教育基本法にもそむく」として、四月に「古川先生と民主教育を守る会」を組織し、旭川地裁に「地位保全の仮処分」を申請した。公正裁判を求める署名は七千余に達し、一九七五年三月二五日、旭川地裁は古川さんの主張をほぼ全面的に認めて地位保全の仮処分を決定、理事者に七四年四月以降の給与支払を命じた。この勝利判決に支えられて古川さんは四月から出勤を始めた。しかし理事者側は判決の翌日本訴訟を提起し、古川さんの授業担当を妨げているので、さらに完全な教壇復帰のための闘争が続けられている。

判決は一年契約更新拒否の合理的な理由は全くないと、理事者側の主張を論破しているが、古川さんの解雇が組合活動に対する不当労働行為であるという主張に対しては判断をさけていること、給与支払額を不当に低く算定していることなど欠陥をもっている。特に解雇時の給与四万円（七四年末、組合の闘争の結果五万円に引上げ、四月にさかのぼって支給することが確認された）と諸手当の支払を請求したのに対して「夫に収入があること一事をもってして債権者に保全の必要性がないとは言えないが、さりとて……自己の賃金を唯一の収入源とする労働者のようにその全額を支払う必要性があるとも言えず」と、月三万円の支払で足りるとしたのは、働く女性を家計補助者とみる通俗的な社会常識にのっとった判断であり、今後続く闘争の中で批判していく必要性は大

きいといえよう。

(4) 研修権確立の闘い

養護教諭は、戦前の救急処置をつかさどる学校看護婦、戦時中の体力づくりをつかさどる養護指導を経て、戦後に確立された職種である。学校教育法は、小中学校に養護教諭をおくものとし、児童生徒の養護をつかさどることを規定した。ところが全学校必置の規定にもかかわらず、養成制度が不十分なため、附則で「当分の間これをおかないことができる」と緩和規定を設けたので、一九六八年に至っても公立小中学校の配置率は全国平均四〇・三％という低さであった。北海道の配置率はさらにその半分であった。高校の養護教諭については必置規定がなく、設置者の政策にゆだねられ、北海道では高校再編成計画がすすめられる中で、かえって定時制から引き上げられる状態であった。一九六九年度から第三次五カ年計画による定員充足がすすめられてきたが、北教組養護職員部は全国で唯一の専従を出す組織として、中央交渉にも道教委交渉にも積極的にとりくみ、その結果表7のように毎年百人以上の採用者を迎え、一九七一年から七四年までに配置率は二六％から四〇％近くに上昇した。高教組の養護教諭も結束して道教委交渉にあたり、全定兼務を強制しないよう確認させ、さらに一旦定時制から引き上げた養護教諭を再び配置させるなど成果をあげた。

ところでこれらの定員闘争の中で養護教諭に対する管理体制が強化された。保健主事の設置及び任命制である。一九五八年、学校保健法制定に伴って保健主事がおかれることになったが、学校教育法施行細則によれば、教諭に保健に関する事項の管理にあたらせようというものである。道教委は一九六四年から、これを校長任命の一職制として、中間管理職的な位置づけをしようとした。その結果北教組調べでは、道内の約九〇％近い学校に保健主事が任命されているが、「保体部長が兼任する」

表7 養護教諭配置率

年次	養護教諭(小・中)	新採用者数	配置率(%)
1971		109	26.3
1972	916	145	35.7
1973	1,031	137	35.6
1974	1,139	156	39.8

(教護教諭の人数は「北海道学校一覧」)
 (新採用者と配置率は「北教組養護教員部総会議案」)

六〇年、日教組養護職員部は全校必置の闘いをすすめるために、専門性を確立しようと研究にとりくみ始めた。文部省も一部からの要請にもかかわらず、執務基準は養護教諭自身が作るものとしたため、学校保健会養護教員会が「養護教諭の職務」を編集した。

北教組養護教員部も一九七一年から毎年二〇〇一五〇人規模の全道活動者集会を開き、専門性を深める学習を続けその基礎に立って活動を展開している。まず、「健康を権利として主張できる子どもをつくること」を目標に意欲的に教研活動に参加しようとする。発表内容も「視力回復のため速くを眺めさせる」技術的指導に止まらず、「照度を確保する」社会的働きかけを伴うものが現われつつあ

学校が五三%にすぎず、中間管理職的な位置を占める学校が少なくないことを示している。養護教諭は、養護指導と異なり「校長の命をうけ」の規定がなくなつて、職務の独立性、専門性が強調されるようになったが、教科指導のような学習指導要領が示されたことはなく、「養護」の職務内容は必ずしも明らかではない。そのため婦人ばかりの職種をねらい打ちして補助労働に低下させようとする社会的法則がここにも貫かれ、専門的知識を必ずしも有しない保健主事を主役に、養護教諭、さらに養護助教諭をおいてその補助役をつとめさせようとする危険性が警戒されるのである。北教組では運動方針に「保健主事の廃止」を掲げ、当面校務分掌の一つとみて保体部長の兼任とし、その民主的選出をするようとりくんでいる。高教組も保健主事は校務分掌の一つと規定している。

るといふ。第二に中教審答申の保体版ともいふべき保体審答申(一九七二年)にもとづき本年度から実施が予定されている体力テストに反対する。テストの予算措置を講じないで、体力のある子どものみ評価し、さらにデータを中央のセンターで管理して、国の労働力政策に利用する危険が大きいからである。第三に雑務を排除して専門性を確立しようとする。免許外教科はもちろん、保健の授業担当、尿検査、学校間兼務、安全会事務などが排除したいものとしてあげられている。第四に先にあげた目標から、学校安全会や予防注射の公費負担を要求する。自治体に対するこの闘争は前進して、一九七三―四年の一年間に、学校安全会掛金を負担する市町村は三一(一四%)から五五(二五%)にふえ、インフルエンザ予防接種無料の市町村も一八%から七八%にふえた(資料11)。

高教組養護対策委員会も、一九六九年から三〇人規模ではあるが全道高校養護教諭集会を開いている。ここでは安倍三史「新しい健康観」、市原富美「性教育」などの講演と学校間の交流がおこなわれるうちに、多くの実践報告がもちこまれ、札幌琴似高の菊地寿子や北見工業高の鈴木雅子の報告は全国教研にも送られた。菊地報告は、都市の夜間定時制高校生の、授業前と授業後の疲労度の調査資料をもとに、学習に喜びをもち、学校生活でかえって疲労回復をする若年労働者の悩みをうけとめ、彼らの教育環境を一層整備するようよびかけたものである。鈴木報告は、集団の話し合いで養護教諭の仕事

- 一、学校保健計画の自主編成
- 二、教師集団の保健教育への意識を高める
- 三、生徒集団の保健活動にこたえる
- 四、研修

の四本の柱にまとめようという提案である。

ところでこれらの養護教諭の自主的な研修活動の高まりに対して、研修体制の官制化(一九六八年から養護教諭研修会の参加者を指名し、非

公開にするなど)をすすめてきた道教委は、はげしい弾圧を加えた。鈴木さんが義務免を行使して全国教研に参加したことを、「職務を放棄した違法行為」として、一九七〇年三月三十一日付で懲戒免職にしたのである。前述のように、当時教研参加者に対して処分をくり返していた道教委は、養護教諭を弱い環とみてか、この処分を訴えたが逆効果であった。高教組北見工業高校班、同北見支部、新婦人の会が中心となって四月五日「鈴木先生を守る会」を結成した。会員一三六〇人。ニュースは二千五百部、パンフは一万部を発行、全国に研修権を守るための支援が訴えられた。鈴木さんは職場の同僚、生徒の激励をうけて登校しながら、道人事委員会と札幌地裁に処分の撤回を求めて提訴し、その闘いを毎年全国教研に報告した。

鈴木事件における争点は次のようなものである。まず道教委側の主張は、

- 一、全国教研は組合業務であり、研修義務免は認められない。
- 二、全国教研開催の時期は、北見工業高でインフルエンザが流行し、学級閉鎖を行なうなど非常事態であり、養護教諭がいけないことは学校運営上支障がある。

これに対して鈴木さん側の主張は、

- 一、教員は教育のために、自主的、自発的に研修する権利をもつ。以前のように組合教研にも義務免参加が認められるべきだ。
- 二、養護教諭は学校看護婦ではない。予防措置や流行期の対策を決定した上は、インフルエンザ流行の社会的要因や対策を考えるためにも、教研参加が必要だった。

「研修は教師の生存権である」との主張は、教科書裁判杉本判决を支えとして強く述べられ、公正審理を求める要請はがき四万枚が売り切れた。一九七三年一〇月、道人事委員会は、道教委の処分理由を認めながらも、「組合教研は確かに教職員の研修を目的とするもの」でもあるから「全

国教研においてかねてからの研究の成果を発表しようとしたことそれ自体は非難されるべきではない」として、懲戒免職は過酷なので停職三カ月に修正するよう裁決した。

高教組はこの裁決の論理を不満としながらも、処分をとりつけたことを大きな成果ととらえ、守る会も「反動的な教育行政が一つ破産した」と評価した。裁定が出された四日後、生徒玄関にもはられた「鈴木先生、おかえりなさい。ながいあいだごろうさまでした」のピラに歓迎されて職場に復帰した鈴木さんは次のように決意を述べた。

「すべての子どもと青年に健康を保障する学校保健の前進が私たちの課題です。そのために、すべての教師の自主的、自発的、自律的、集団的研修の前進がどうしても必要であり、これは義務ともなっています」(資料24)

(5) これからの課題

以上、資料や力の不足から不十分ではあるが、北海道の教育の中で婦人教師がどのような活動や闘いをすすめてきたか、代表的な事例を紹介してきた。最後にこれから続くであろうし、また強めなくてはならない婦人教師独自の闘いの課題をいくつかあげてみたい。

まず婦人教師自身の母性保護の権利行使である。北教組によれば、婦人組合員の既婚者の割合は一九七三年に五〇%をこえ、高教組でも婦人教師の平均年齢は上昇している。その健康な労働のためには絶対必要なことである。また、この闘争によって教員の定員がふえることは、子どもにゆきとどいた教育を保障することにつながる。

第二は研修の強化である。現在婦人教師の研修を阻害する条件は、一般的な労働強化の上に家事・育児の負担と、さらに校務分掌の非民主的な決定があげられる。前者についてはその社会的解決のため他の労働婦人や地域の活動に参加することが必要であろう。後者を説明すれば、小学校の

表 8 北海道における婦人教師の比率 (大・短大)

年次	大			短大		
	教員総数	婦人教師	比率 (%)	教員総数	婦人教師	比率 (%)
1963	2,110	91	4.3	364	102	28.0
64	2,248	98	4.4	434	125	28.8
65	2,360	120	5.1	436	135	31.0
66	2,525	123	4.9	513	153	29.8
67	2,740	128	4.7	615	191	31.1
68	2,962	146	4.9	723	208	28.8
69	3,119	158	5.1	759	225	29.6
70	3,178	154	4.8	730	216	29.6
71	3,232	156	4.8	643	193	30.0

(道教委「学校基本調査報告書」)

婦人教師は低学年と給食事務担当に固定されがち傾向が強い(一九七一年宿日直が廃止されるまで、日曜日直は婦人教師にかぶせられ、日曜日直の廃止、さしあたって男女平等に割り当てること)は長い間婦人部の重要な闘争目標であった。一方、小学校高学年・中学・高校では担任をもたせない傾向が残っている。これは労働負担ではないが教師としての経験をせばめる面ではやはり研修の阻害要因といえよう。定員闘争や職場の民主化闘争に積極的にとりくんで事務職員の増員をかちとり、分掌の平等な分担と多様な経験から、豊かな研修を強化すべきだろう。

研修の重要対象として両教組とも婦人教師のみ担当する家庭科をあげ、さらに北教組は経験の積み重ねられたい幼児教育、高教組は男女の単位数に大きな差のある体育に今後とりくむ抱負をもっている。

第三に養護教諭は今後の運動の中で新しい役割を担っていくだろう。政府は、第四次五カ年計画で全学校の七五%に配置をめざすが、新たに配置する養護教諭を、無医地区へ優先的に配置する意向をもっているという。もちろんそれは医療行政の貧困さを補おうとする無責任な措置であるが、反面、養護教諭は公害列島日本、過疎の北海道のするどい問題提起者となり、いのちとくらしを守る住民運動の組織者となる可能性をもつ。安全会費用の公費負担を自治

体に交渉した経験は、様々な闘争に生かされるべきであろう。

一方、養護教諭は保健室を訪れる生徒の要求から、教壇教師が見落すものも数多い。養護教諭の研修の中で、精神衛生を学んだり、生活指導の研究者と交流することは、それらの問題を解決する方法をきたえることである。

第四は各教組婦人部の共同闘争の強化である。北海道の大学・短大における私学の割合はそれぞれの入学定員の四三%、九五%を占め全国でも高い方であるが、そこに働く婦人教師の条件は一九七〇年の私教組婦人部の調査にあるようにきわめて悪い。一方、国公立大学の婦人研究者は表8のようにきわめて少ない。道大教組、私教組婦人部の共同行動で、大学・短大の婦人研究者の組織をすすめ、待遇改善をかちとることは、研究条件の向上、ひいては北海道の女子教育、婦人運動をも前進させることになるだろう。

また、母と女教師の会岩内集会(一九六三年)において、高校全入の分科会に高教組からも司会者を送ったように、北教組、高教組の婦人部が母親と教育を語る時共同行動を組織的に行なうなら、現在の北海道の教育がかかえている最大の課題である高校小学区制の復帰運動は非常に前進するだろう。

さらに四教組の婦人部の経験交流の場として、一九六九〇七二二年に全道教研に設けられた婦人労働の交流会のようなものが必要であろう。

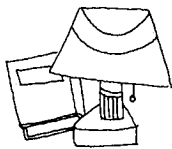
最後に、これらの活動の上にならって、幅広い婦人運動への参加とその再統一への働きかけを強めることが、組織をもつ教育労働者の重大な任務といえるのではないだろうか。

- 参考文献及び資料
- (1) 三井礼子編「現代婦人運動史年表」一九六三
 - (2) 一番ヶ瀬康子編「女教師の婦人問題」一九七四
 - (3) 丸岡秀子「ある戦後精神」一九六九

(33)(32)(31) (30) (29)(28)(27)(26) (25)(24)(23)(22)(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)(13)(12) (11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)

- (以下北教組関係)
- 「組合史」一九五六
- 「北教組史 第二集」一九六四
- 「北海道教育前進のために」一九五七
- 「第五〇回婦人部総会議案」一九七二〇七四
- 「第六九回婦人部委員会議案」一九七四
- 「第三、四、六〇九回養護教員部総会議案」一九七一〇七四
- 「第五回養護教員部委員会議案」一九七四
- 「北教、養護部報No.5」一九七四
- (以下高教組関係)
- 「北海道高教組の25年」一九七三
- 「第三回北海道高等学校教育研究集会」一九五九
- 「婦人部運動方針案」一九六一〇六五、六六、六七、七〇〇七三
- 「同 経過報告」一九六〇、六一〇六五、六九、七一、七二
- 「女子教育の実態とその対策」一九五九
- 「高校家庭科研究資料」一九六二
- 「家庭科教育をいかに改善すべきか」一九六三
- 「鈴木先生をかえせ」一九七一
- 「第八四回中央委員会議案書」一九七三
- 菊地寿子「定時制高校生の健康をめぐる諸問題」一九七〇
- 鈴木雅子「学校保健計画の自主編成をめざして」一九七〇
- 同「養護教諭の研修をめざして」一九七四
- 「鈴木先生を守る会ニュース 一〇二四号」一九七〇〇七四
- (以下私教組関係)
- 「職場復帰への道」(森田先生を守る会ニュース合本)一九六九
- 「古川先生と民主教育を守る会ニュース 三〇六号」一九七四
- 「一年契約廃止をめざして」裁判記録」一九七四
- 「昭和四九年(三)第七九号労働契約上の地位保全等仮処分申請事件」決定」(古川事件判決文)一九七五年
- 「働く婦人の実態を探る」一九七一
- (以下道大教組関係)
- 「第六〇八回婦人集会基調報告」一九七〇〇七二
- 「第十回国公立大学婦人職員全国集会報告集」一九七二
- 日教組婦人部「母と女教師の運動をすすめるために」(二〇周年記念誌)

- 39) 38) 37) 36) 35) 34)
- 一九七三
- 全道母と女教師の会連絡協議会編
- 「第一四〇一八回全道母と女教師のつどい集録」一九六九〇七三
- 同「第一九回 討議資料」一九七四
- 「合同教育研究全道集要項」一九六〇、六一〇六五、六七〇七四
- 「家教連会報五〇七、十、十一、十三〇二六、二八号」
- 家庭科の男女共修をすすめる会編
- 「家庭科の男女共修をめぐる一問一答」一九七四
- 「第四回家庭科教育研究者連盟全国研究集会」一九六九
- (札幌婦人問題研究会々員)



子どもものしあわせを願って立上る母親たち

—札幌での運動を中心に—

佐藤 節子

はじめに

「よびかけ」

教育とくらしを守るために

「授業についていけない子どもがふえた」、「非行の低年令化」、「高校・大学の受験地獄」など教育をめぐるさまざまな問題について多くの父母が深刻な関心をよせています。このたびの知事選、札幌市長選でも、公立高校の増設やプレハブ校舎の問題などが重要な争点となりました。

私たちは、ひごろから地域の教育懇談会やPTAの活動などに参加してきた母親として、今こそ父母の教育にたいする切実な願いと、インフレ、不況のなかでくらしをまもる課題をしっかりと結びつけた大きな運動を北海道と政府にたいして展開しなければならぬと痛感しています。

私たち母親が、やむにやまれない気持ちから今すぐにもはじめようと考えているこの運動は、少なくともこのものしあわせとくらしの向上を願う人であれば、思想、信条の相違をのりこえて、どなたでも支持して下さるわかりやすい要求をかかげたいと思います。

さしあたって私たちは、次のような要求を提起したいと考えていますが、もちろんこれらの要求は、運動が発展するなかで多数の団体、個人の御意見によってより豊富な、より具体的なものになるでしょう。

△ 私たちの要求 △

- 一、一人ひとりの子どもにゆきとどいた教育を
(1) 基礎をしっかりとおしえる教育を、おちこぼれない授業を。
(2) 教育予算をふやしてプレハブ教室、危険な校舎をなくし、「義務教育の無償」、父母負担の軽減を。
- (3) 公立高校の増設、小学区制、総合選抜制で受験地獄の解消を。
(4) 私立高校生への授業料補助、私学への大幅な公費助成を。
(5) 保育所・公立幼稚園を思いきってふやす。
(6) 障害児に教育の保障を、公立高校に障害児学級を。
(7) 北海道の国立公立大学をふやす。
(8) 先生たちの定員をふやし、一学級あたりの定員を四〇人以下にする。
(9) 学校、保育所建設の超過負担をなくし、地方財政を確立する。
- 二、インフレからくらしをまもる
(1) インフレ、物価値上げ反対。
(2) 労働者の賃金引き上げ、先生たちが心おきなく教育に専念できるよう労働条件をよくする。
(3) 全国全産業の一律最低賃金制確立。
(4) これらの要求実現をめざす全道的な大運動は、教育の仕事に直接担当されている教職員組合の御参加がなければ、その目的を達することがむずかしいと思います。その意味で、私たちは広範な団体や個人に運動への参加をよびかける前に、まず教職員組合にお願ひしなければと考え次第でございます。
(5) 私たちは、このものしあわせを願う多くの父母の期待をこめて、貴教職員組合がこの運動に参加され、私たちとともに運動の発展のために御尽力下さること

を心から要請いたします。

一九七五年四月二三日

篠原靖子 (中の島地区教育を守る会)

渡辺昌子 (藻岩北小学校父母)

石川一美 (幌北ゆりかご保育園父母)

山崎英子 (札幌西高校父母)

鈴木伸子 (北栄中学校父母)

池田米子 (「子どものしあわせ」本郷読者会)

松崎京子 (篠路小学校父母)

河村肇子 (真駒内南小学校父母)

瀬田石和代 (旭ヶ丘保育園父母の会)

札幌のこの九人の母親のよびかけは、四月二四日の北海道新聞でも紹介され、ゆきとどいた教育とくらしを守り向上させたいと願っている父母と教師たちに大きな共感をもってうけとめられた。

道内四教組のうち、道高教組、私学教組、道大職組は、このよびかけに応え、九人の母親との話し合いをもち、この「教育とくらし」を守る運動を広く全道によびかけて、共通の要求で手をつなぎ、巨大な運動にしていくことで意見の一致をみたのである。

九人のお母さんプラス三教組委員長の連名で、四月二六日、こんどは道内の団体、個人にあてた「よびかけ」があらためて発表され、それは今、約一万通の手紙となって、北海道中の教育団体はじめ、労働組合、民主団体、文化団体そして個人へと送られ、それへの返事もまた、事務局へ続々と届いている。

そのいづれもが、「ゆきとどいた教育を」というよびかけを支持し、インフレ、不況下でのお金のかかりすぎる教育とくらしの切実な要求でうめられている。そして、五月七日、教職員組合、労組、民主団体、サークルなど六五団体、が集って、「教育・くらしを守る一〇万人集会実行委員

会」が結成されたのである。

結成集会には母親も約三〇人参加し、教育とくらしを守る集会を守る集会を全道で網の目のように無数に開こう、要求をまとめて自治体や国に交渉し、具体的に成果をかちとってゆこう、それが子供たちのしあわせを守るほんとうの道なのだ確認し合った。母親たちはいま確信にもえて立ちあがったのである。しかも教師・労働者たちがしりスクラムを組んで。

一、教育反動のあらし

北海道の教育にとって昭和四一年は忘れられない年である。

この年は、戦後民主教育の柱であった高校三原則のひとつ小学区制がこわされて大学区制が強行された年であり(これで高校三原則を守っているのは京都の民主府政だけとなった)同時にミサイル人事(遠くへとばす)といわれた「広域人事」で教員の遠隔地への配置がえが行われはじめた年であるからである。「能力に応じて自由に高校が選べる」はずの大学区制は、中学教師の天才能振り分け能力を開発はしたものの、実際には生徒や親の希望より、成績によって進学先が決まるという選択の自由なき進路指導によって高校の序列づくりに役立っただけであった。それは進学先の高校によって生徒の「能力」にも序列がつくことをいみしていた。

自宅のすぐ前の高校を横目でみながらバスや汽車での通学を強いられ、通学時間の伸びと反比例してクラブ活動や生徒会活動の時間は短くなる。受験地獄はいっそう深刻となり、親子とも肩身のせまい思いをするなど心理的な不安、抑圧は、無気力、虚無、過激、非行など、生活指導上の新たな問題をひきおこした。

一方、広域人事は、予想どおり活動家の夫婦が狙われ、別居配転を数多く生んだだけであった。

この二つのことが四一年に行われた背景には次のような事情があった。北海道は戦後、革新の牙城といわれ、たしかに三期一二年にわたって知事は社会党出身の田中氏であった。

しかし、いくつかの弱点のうちのひとつに、住民運動によってそれを支える、といった京都方式ではなかった点がある。

昭和三四年の一斉地方選において、知事は「中央直結」を目玉にした元警視總監、衆議院議員の町村民に破れてしまった。

道政をにぎった自民党は、道内の教職員組合中、最大の組織率をほこる北教組から管理職を脱退させる工作にまず手をつけはじめた。

同時に教育行政に対する官僚統制を強めはじめた。こうして数年の時間をかけて組合の力を弱め、官僚コントロールに教育行政をおきかえていったのである。とくに第二期自民党道政になってからテンポは早められ、

そのひとつの仕上げ作業が広域人事であり、高度経済成長のもとで教育予算の割合は年々低下し、(昭和三五年から四八年の一三年間で、教育予算は三三・四兆から二三・五兆に減った)、高校進学率に合わない学校建設への父母の不满を「能力」問題ですりかえ、合わせて財界の要請による差別と選別の教育を強化する役割が大学区制であった。

しかしこの二つはいずれも破産した。

道教委は「人事の移動に重点をおきすぎ、教育効果の面での配慮が足りなかった」と自ら認めざるを得なかったし、大学区制もまた、昭和四八年から教委自身の手で中学区制へと手直ししなければならなかったのである。それは大学区制に対する父母の批判の高まりの中での手直しであったが、中学区制は父母の要求にあたかも応えるがごときポーズだけで、現在の高校進学の問題は何ら解決し得ない手直しであった。それどころか、「学区内」での高校間格差をより鋭いものにしただけである。

こうした状況の中で、先の一斉地方選挙でも「教育」は最も大きな争

点となった。今やその切実さは飽和状態に達している、といってもよいであろう。

二、めざめゆく母親たち——教育懇談会のあゆみ

大学区制が強行された時、お母さん達はそのくやしさに泣いた。「高校を自由にえらべる」はずの大学区制に実は選択の自由も、能力の開花もないことを知ったからである。

不安と不満の入りまじる感情で、それまで教育は教師にまかせて口出ししないのがいい母親だと信じこんでいた人も、いよいよだまっていられなくなってきた。

「小学生の時の成績で、入る高校が決まりますよ」といって教育ママをけしかける教師や、札幌市民でありながら札幌の高校に入らず、江別や千歳、当別まで通学する事実、小学生までが、通学先の学校名で高校生をバカにする、そのくせ、小学校の授業がだんだんむずかしくなって親もお手あげ……。 「知りたい、今、教室で何が起っているかを」「なぜ近くの高校に、小学校の時からのお友だちといっしょに通えないのか」「ペーパーテストってそんなに信用できるのだろうか」等々、母親たちの疑問は次々とひろがり出していった。

その頃、新日本婦人の会(新婦人)では、結成後五年、子供を交通事故から守る運動はじめ、母と子のしあわせにつながる問題を中広くとりあげ、全国単一組織の機能をフルに発揮して、全国の動きを機関紙や、大会決定などを通して各地に運動を還流していた。

札幌でも、とりわけ深刻さの度合いをましつつある教育問題を積極的にとりあげることにして「教育懇談会」を提起したのである。

地域によっては、すでに「母と子」などの読者会がもたれているところもあった。母親の教育への願いや疑問は、この新婦人の会員が橋渡しとなつて「とにかく集って、胸につかえていることを吐き出しましょう」

ということになった。とはいえ、すんなりことが運んだのではなく、たまたま、子どもの通う学校に、同じ主婦人の先生が勤務していた場合は何とかうまく開けたが、会員の年令が高くてもう子どもが卒業してしまつたとか、逆にうんと子どもが小さい場合、また、近くの学校に会員の先生がいない場合など、さらに四年後の勤評特昇(後述)の時まで、教育懇談会は開かれずに過ぎていった。

しかし東区の大学村地区、北区の白楊地区などでは教育懇談会は定着していった。

最初は、他人の話を聞くゆとりもなく、お互いにわが子のことばかりしゃべり、まとまりもつかなかったが、やがて話の共通点を見出し「うちの子」意識から「友だちみんな」という認識へと高まっていった。即ち、クラスのみんなが良くならなければ、うちの子もよくなならない、という風にとらえ方が質的に高まったのである。

この初期懇談会の経験は貴重であった。この中からPTAの民主化が痛感され、進んでPTAの役員をひきうける姿勢ができていったし、乳児の問題から大学問題までの関心の拡がり、教育の背後にある政治、社会への目ざめが、教育問題を媒介として、ごくふつうの母親を考えていったのである。

「大学立法」の時は市内約五〇ヶ所で母親の学習会がもたれている。

しかし、全体からみれば、まだほんの少数の動きでしかなかったかもしれない。でも、この時の経験が、昭和四五年の勤評特昇闘争で生かされ、現在の「教育とくらしを守る大運動」に生かされているのである。

三、手をつなぐ母と教師

勤評特昇——それは、教師の勤務評定に特別昇給をくみ合わせた悪質な教師分断政策である。大学区制、広域人事のあとの、いよいよ教育反動の総仕上げ、ともいうべきものであった。

教職員組合はもちろん反対闘争を組んだが、その本質をつかみ、勤評特昇が、単に教師を分断・差別するだけでなく、それはとりもなおさず子どもたちの権利や幸せの問題につながるものなのだ、ということを積極的に広く知らせていったのは、母親を中心とする教育懇談会であった。札幌市内だけでも、約百ヶ所で開かれ、母親たちは教師の思惑を超えて自分たちの問題としてうけとめていった。

「給料に差をつけて先生方をバラバラにし、上の権力だけに弱い教師にしていくなら、子どもたちの権利も守られないし、本当に学力をつけるために、ていねいに教えてもらうこともできないのね、進歩、進歩で先生方も追われるから」と。

この勤評特昇をきっかけとして新たにつくられた教育懇談会のうち、中の島地区、篠路地区、白石地区などは今も続いている。

中の島では現在「国語シリーズ」として、地域の小学校の先生を講師にして「わかる授業とは何か」を母親自身が学んでいる。篠路では「教育語る会」のメンバーが中心になって小学校建設と通学路の安全確保の陳情を採択させた。今もつづいている教育懇談会の特徴は、教師と母親が「対等平等」な関係で民主的に運営してきたところである。もっとはつきり言うなら、母親が中心メンバーとなって方針をもってきたところである。

教師が、自分たちの闘争や運動の効果的発展のために母親をあつめてつくったところはそのほとんどが長つづきせずつぶれてしまっていることはきわめて教訓的といえよう。

初期の教育懇談会の場合も、主婦人の教師と母親の民主的な話し合いの中からいくつかの成果をかちとっているのである。例えば、母親は、五段階評価に対する不満をもっている。教師はこれに対して専門家として、その歴史、背景について説明する。ではどうすればよいか、これを教師と母親は、同じく子供の教育に責任をもつ同士として、意見を出し

合い話し合う。母親たちは二・三日後、さらにまわりの母親によびかけ校長先生に面会を求め、その改善を要求する。——これは札幌の白楊地区での実際の経験である。

この他、教懇の話し合いの中から、遊び場が足りない、テビッコ広場をつくらう、と署名、請願して実現した例、P.T.Aの規約の比較検討を行って、その改善を実践した例など教懇が母親の要求く、教師の専門性との統一の中で行われた時、大きな力を発揮してきた例は数多く蓄積されている。

この蓄積とさらに各地で起きている「教育とくらし」に関わるとりくみを束にし、今、もうひとまわり大きく飛躍しようとしているのが、「教育・くらしの大運動」といえよう。

四、これまでのくらしの運動

母親がこれまでにとりくんできた運動、そして今もとりくんでいる運動について次にのべてみたい。一九六〇和代、教職員組合や、民間教育団体を中心に、「国民教育運動」が盛り上った。その内容は、反動化し、軍国主義化していく教育を、国民の手にとりもどし、国民の側から主体的に、国民のための教育をつくりあげよう、というものであったが、中でも、高校全入運動には、母親の多くの参加がみられた。北海道でも、高校進学率に見合わない高校の間口の狭さから、母親たちは「ふり分ける前に高校をうんと増やして」と、署名や、道教委交渉、学習会と、行動をおこしたのである。ごく最近も苫小牧市の母親たちが道内一の人口急増地でありながら、高校間口が以前と変っていないことから高校増数の運動を起し、教職員組合と手をくみながらついに間口増をかちとっている。

文化の日に開かれる子どもを守る文化会議も昨年で第八回目をかぞえ、児童文化、環境汚染と子どもの健康、障害児問題、学童保育、入学前教育、わかる授学、高校増設、P.T.A活動などの分科会にわかれて毎年熱

心な討議がかわされている。

昭和四六年の私学助成を求める直接請求運動は、道内四十五万名の署名を集めた大運動であった。この時も、婦人たちは、自ら署名収集人となって、わが子のため、孫のため、そして子どもの友だちのために四十万人の署名を集めたのである。しかし、時の町村知事はこれほどの父母の願いも拒否し、いまだに私学助成は実現していない。

だが革新自治体が増えていく中で、自民党道政とのちがいが明らかにされ、母親たちは今、教育とくらしを守る大運動の中心部分にこの問題をすえて闘っていくと、新たなとりくみをしている。

北海道民間教育研究団体連絡協議会（道民教）主催の合同研究会も今年で十四回目を迎えるが、分科会のひとつに「父母の願いと教育」があり、ここへは、道内各地での父母、とりわけ母親たちの運動の報告と経験交流が行われ、互いに励まし合い勇気づけられて再び道内各地へと帰っていつてゐる。それがまた地域での父母の教育運動を拡げる役割を果しているが、札幌西区で一昨年結成された「民主教育をすすめる西区市民会議」もそのひとつである。

道北民教で講演するために来道した国民教育研究所の深谷鑰作氏を途中下車させて西区にある北星男子高校でも講演してもらおうと、地域にある新婦人の班やP.T.Aの役員、北星男子高の教職員組合や高教組の分会、その他労働組合等によびかけて実行委員会をつくり、講演終了後も解散せずに発展させる方向で「市民会議」をつくったのである。

西区市民会議はその後丸木正臣氏の講演はじめ、さんすう教室、もの指導などシリーズで学習会を開いたが、宣伝、よびかけ、参加などでは母親が、とくに新婦人の母親が中心のなはたらきをした。

同じく札幌白石区には「子供の幸せをねがう白石地区父母と教師のつどい」がつくられ、学習会がもたれている。昨年十一月の学習会のよびかけのチラシには次のような詩が載っている。

一つぶ一つぶの／水滴は小さいけれど

やがて大河を／つくります／

一本一本の／えだは細いけれど／

みきは太く／根はふかく／

私のこの胸の中の／ほのかではあるが／

このたしかな……／子どもの幸せをねがう／

この母の／この教師の／小さな声を／

あづけます／

あつまりましょう／あつまれば／

ちからが出ます／ちからが出ます／

そしてこの集会では「幼児のしつけ」から「入学前教育」「共働き家庭と子どものしつけ」「国語のなやみ」「おくれをとりもどすには」「みんなそろって高校へ」「父母の願いとPTA」と七つの分科会をもって話し合いを深めたのである。

こうしたつみ重ね——昭和四十年代初期の小さな教育懇談会から、勤評特昇反対のたたかきを通してきたえられ、西区市民会議や、白石の父母と教師の集い、など——が、今、さらにひとまわり輪を全道にひろげ、問題意識も、「教育とくらし」を守る運動へと高められてきているのである。

これまでも、校庭の外まわり、道路との境いにバックネットをはらせたり、通学路に信号機を設置せたり、また「教室に蛍光灯を」や教育補助をとる運動など、母親を中心に組織され、成果をあげたものも数多くあるが、紙面の関係で述べることができなくなった。

しかし母親たちは、子どもの身の上にいま何が起っているかについては、教師以上に敏感であり、それが初めは感性でとらえられているものであっても、仲間たちとの話し合いや学習会の中で、整理され、要求として学校や自治体へ出していくことの重要性を知り、そのために行動

しなければならぬことを体験をとおして知ってきた。この六月の札幌市議会にも、公立幼稚園建設と給食費補助の請願が出されている。

教育を権利として主張する母親が増えてきているといつてよいであろう。

もうひとつ特徴的なことは、教育をもっと長い目でみて、将来、どんな人間——主権者として、勤労市民として——に子どもを育てたいか、を志向し、教育要求として出てきていることである。母親の願い、それはとりもなおさず働く市民の教育要求であり、くらしの向上をねがう要求である。

この力をあつめて巨大な力とし、要求をまとめてその実行を迫りながら、やがてそれを確実に実現する政治へと変えてゆく力にまでしていうと立ち上ったのが、最初に掲げた九人の母親たちである。

それは必ずこの北海道を変えてゆく勢力になるであろうし、また子ども幸せを願い、くらしの向上を願う者として、そうした力にまで高めてゆかなければならぬであろう。

〔勤評特昇〕時の母親の闘いについては、『子供の明日に』労働旬報社刊の中の拙稿を御参照下さい

(札幌婦人問題研究会々員)

北海道の母親運動の歩み

橋 本 富 美 子

一、はじめに

「原子戦争から子どもの生命を守ろう」という一点で結ばれた世界母親大会に連帯してはじまった日本の母親運動は今年で二十一年目を迎えます。

胸にあふれる苦しみや、悩みを涙で訴えた第一回の日本母親大会から二十回を重ね、世界で唯一の母親運動が日本のすみずみの中で根づいて来ました。

「話し合いましたよ」「考えましたよ」「行動しましたよ」「ひとりぼっちのおかあさんをなくしましょう」とさまざまな困難をのり越えてすべての婦人の統一の広場として、あふれる要求をもとに、政治を革新するねばり強い運動が発展してきました。

「生命を生みだす母親は生命を育て生命を守ることをのぞみます」、母親運動のスローガンとなっているこの言葉は、世界母親大会によせられたギリシヤの女流詩人ペリデイス夫人の詩の巻頭の一節です。

愛する息子を戦争でうばわれた母親の悲しみを、戦争をにくみ、生命を守る母親の願いをうたいあげたこの詩は、世界中から集った母親の心をゆさぶり、運動の指針にかかげられました。

すべての立場を越えて、世界中の母親が連帯し、一つに結集することが出来る力強いこのスローガンは、とりわけアメリカの原爆をあげた唯一の被爆国、日本の婦人の間に、乾いた砂に水がしみとおるように広げられて来ました。

世界母親大会で「原子戦争から子供を守ろう」と訴えられた当時にも増して、今日の世界の情勢は、核兵器の開発により全世界は核戦争の重大な危険にさらされています。

日本母親大会の訴えも「核戦争の危険から子供の生命を守ろう」と云う呼びかけに発展して来ました。

核があり、基地があり、日米安保条約がある日本の中で、いまほど日本の真の独立・平和・民主主義・生命とくらしを守ることが重要な時期はありません。

人間の生命をうばう戦争に反対し、平和を求める心は母親運動の基本です。

生命をおびやかし、くらしを破壊し、戦争を準備するものに対して、ちゅうちゅうなく立ち向ってゆくまでに二十年間の母親運動は成長しました。

この成長を土台に「核から物価まで」母親のあふれる要求をもとに、婦人の統一の輪を拡げ、平和を築く巨大なエネルギーとするためにも、

ひとりひとりの努力で築いてきたこれまでの母親運動二十年の道すじをふりかえるとき、その歴史のもつ深い意義は、いよいよ貴重なものとなつていきます。

母親大会は、毎年新しい参加者の比重が圧倒的で、母親運動のおこりや意味、はたして来た役割についてくわしく知りたいと云う声がかかれます。

たくましい二十年の母親運動の歩みを、二世代、三世代にまで正しく引き継ぎ、ますます大きく発展させるためにともに手をつないで前進させましょう。

二、北海道母親大会を生みだした背景

第二次世界大戦は人類にはかり知れない大きな犠牲をもたらしました。とりわけ、日本ではアメリカの不当投下による原子爆弾が、一九四五年（昭二〇）八月六日広島で、九日に長崎で、一瞬にして数十万の生命を焼きつくし、その残酷な行為は、日本中、世界中の平和を愛する人々にとって決して忘れることができないものとなりました。

一九四五年（昭二〇）十一月、愛する者を戦火で失い、戦争の悲惨さを一身に及びた世界の婦人たちが立ちあがり、戦禍のあとも生々しいパリに集って、「再び戦争で夫や息子、恋人たちを失うのはいやです。婦人の力でこれを防ぐためにたちあがりましょう」と話し合い、「民主主義と平和をまもる。婦人の権利を擁護する。子どもの幸福を保障する」ことを旗じるしとして、全世界の婦人が団結することをよびかけ、力強い世界的なつながりをもつ**国際民主婦人連盟**（略称・**国際民婦連**）が生まれました。

この国際民婦連は創立されて以来、数々の国際的な婦人の連帯運動を發展させ、のちに世界母親大会のよびかけ団体となりました。

「もう再び戦争はいやです」という世界の婦人の平和へのねがいはうらはらに、一九五〇年（昭二五）六月、朝鮮戦争がぼつ発し、これをさかいに日本はふたたび軍国主義化の道をあゆみはじめ、一九五二年（昭二六）九月には、日米講和条約（単独講和）、日米安全保障条約が結ばれました。

この頃マッカーサーは共産党幹部を追放し、警察予備隊（七万五千名）をつくり、各所で労働組合、民主団体幹部のレッドパージを行ないました。

このような反動政策に対して、労働組合をはじめとして青年、婦人、民主団体は、米の統制撤廃反対、電気料金の値上げ反対、首切り合理化反対、労働法規改悪反対、日米講和、日米安保両条約の批准反対、徴兵制反対、賃上げ・待遇改善を要求して「政治と生活が直結した」運動をおこしました。

この以前から炭鉱の主婦たちは、敗戦後のすさまじい食糧難のなかで米の遅配、欠配に対する「米よこせ運動」をおこし、労働組合と共に立ちあがり、地方自治体にもおしかけて、生活を守るいくつかの経験をもって北海道炭鉱主婦連絡会（炭婦連）をつくりました。

さまざまな要求のなかで、とりわけ保安を無視され、絶えず生命の危険にさらされて働いている労働者の、妻として家族として夫たちを助けました「いのちと生活を守るたたかい」は、戦後日本の前進的婦人運動を大きく支えました。

この後、平和をねがう婦人運動と密接に結びつきながら組織を發展させ、一九五二年（昭二七）二月、日本炭鉱主婦協議会北海道地方本部（略称**道炭婦協**）を結成し、主婦の団結の力の偉大さを斗いの中で示しました。

三年半にわたった朝鮮戦争の、停戦協定が成立した年の一九五三年（昭二八）四月に、戦争の悲劇をくりかえさぬために、世界の平和、子

どもの幸せ、婦人の権利を守り、世界の婦人と手を結ぶことを目的に、日本婦人団体連合会（略称婦団連）が結成され、婦団連はただちに国際民婦連に加盟して、日本における国際的婦人運動を推進し、母親運動をひらく上で歴史的役割をはたしました。

このようなとき、一九五三年（昭二八）六月、国際民婦連主催の「世界婦人大会」（コペンハーゲン）をひらくためのよびかけがとどき、婦団連会長・平塚らいてうが全国の婦人にむけて、「原爆を浴びた最初の、そして唯一の国として、全世界に平和をよびかけましょう」と訴え、準備会がつくられる中で、代表派遣の運動がすすめられました。

「婦人の権利、子どものしあわせを守るために、まず平和を守りましょう」というよびかけに呼応して、大会は七十カ国の婦人の参加で、「婦人の権利宣言」「全世界の婦人へのアピール」を決議し、世界中の婦人が団結して平和のために活動することをよびかけました。

日本からは羽仁説子をはじめ、婦人代表十名が選ばれて参加、戦後日本の婦人が正式に国際会議に参加したことは画期的なできごとでした。この大会に「北海道からも代表を送りましょう」と、はじめて国際大会に代表を送る運動がおこり、日本の、北海道の、婦人の現状を世界の婦人に知らせ、世界の婦人と手をつないで平和を守る運動として、幅広く訴えて取り組まれました。

大会には小笠原貞子（キリスト教婦人矯風会）が参加し、更にソヴィエト、中国など社会主義国を訪問、その報告活動は、全道のすみずみまで二カ年近くも続けられました。

この報告は、社会主義の国々の解放された婦人と子どもの生活、平和の政策を知らせ、北海道の婦人が世界に向って大きく目をひらくきっかけとなり、国際連帯の運動をひろげる上で大きな役割を果たしました。

北海道の婦人運動において、各階層の婦人が力をあわせて活動するようになったのは、この世界婦人大会に代表を送る運動からでした。

この報告の積み重ねの中から、一九五四年（昭二九）三月、国際婦人デーを記念して、北海道ではじめて婦人の力で、あらゆる階層の婦人と共に全道婦人大会をもち、その連帯の運動を通して、平和を目的とする民主的な婦人団体をつくろうと決議されました。

一九五四年（昭二九）三月、世界婦人大会の報告活動のもりあがった力を背景に、世界の平和と子どもの幸せ、婦人の権利を守るため、世界の婦人と手をつなぐことを目的に、北海道平和婦人会が生まれました。北海道平和婦人会は結成と同時に国際民婦連につながる婦団連に加盟し、北海道の婦人運動の中に、世界の平和と国際連帯の活動をすすめ、いち早く母親大会のとりくみの準備をすすめ、ひろげました。

この道平和婦人会の結成が一つの飛躍台になって、婦人の話し合いや統一が更にすすみ、世界の婦人と連帯する北海道の母親運動をきりひらく基礎となり、母親運動の保障の場となったことは、他府県にはみられない特徴です。

この年六月、鉄鋼不況を企業合理化によって切りぬけるため、日本製鋼は、三、七一九名（うち北海道室蘭九一五名）の解雇を発表しました。四人に一人の割の大量首切りに対して、日鋼室蘭労組は、労働者とその家族が団結して、一九七日にわたるストライキを続け、北海道の歴史にのこるたたかいをしました。

この中で、道炭婦協の斗いに学んだ主婦たちの活動はめざましく、闘争を下から支える大きな力となり、十一月に日鋼主婦協議会が結成されました。

これと前後して四月に、全釧主婦協議会が結成され、十一月に全日自労道本部婦人部が結成されました。

生活保護より仕事を、生休・産休・PTA出席のための有給化、託児所設置、母子家庭の就職・就業の差別反対など、婦人独自の要求でたたかいは働く婦人の諸権利を広げる上でも力強い足どりをふみだしました。

た。

広島、長崎の原爆の投下とその残虐さにたいする怒りを直接のきつかけとして、「原爆はもうごめんだ」「ノーモア・ヒロシマ」という大きな世論が高まり、非人道的な大量殺りく兵器を使用したものへの怒りは全世界にひろまり、一九五〇年（昭二五）、「原子兵器の完全禁止」を訴えたストックホルム・アピールには、日本をはじめ世界の中で五億の人びとが署名に参加しました。

日本では、占領下と朝鮮戦争のさなかで、はげしい弾圧をうけながらも六四五万の署名を集め、原水爆禁止運動発展の大きな土台となりました。

このような世界諸国民の平和への願いをふみにじって、一九五四年（昭二九）三月一日、アメリカがビキニ環礁でおこなった水爆実験で、マグロ漁船第五福竜丸は死の灰をあげ、久保山愛吉さんの命が奪われました。この事件によって、放射能汚染の恐怖がひろがり、国民の怒りは、「原水爆の禁止を」の声となりました。

ビキニ被爆のしらせは、この年はじめて婦人月間が設立されて開かれていた国際婦人デー中央集会の中でとりあげられ、抗議行動をおこすと、原水爆禁止のための街頭署名にたちあがることをきめ、東京杉並の母親たちによって、いち早く始められた原水爆禁止署名運動は、日本各地でまきおこり、世界中にひろがって、原水爆禁止世界大会をひらくまでに発展してゆきました。

この年の十一月に開かれる国際民婦連執行局会議にむけて、平塚らいてう（国際民婦連副会長、婦団連会長）ほか五名の国際民婦連評議員の名をつらねて、原水爆禁止を訴える「全世界の婦人にあてた日本婦人の訴え」を送りました。

この会議には、平塚らいてうの代理として高田なお子が出席しました。

この訴えは各国で印刷され、世界中の婦人の間で支援がひろがりました。

世界でただ一つの被爆国日本が、さらにおそろしい水爆の被害を、平和時の公海でうけたことを、原水爆禁止を、世界の平和をのぞむ「日本婦人の訴え」は、各国の婦人の心を大きくゆり動かし、思想や信条を超えて世界の母親を一つに結ぶ世界母親大会をひらくことが決定されました。

一九五五年（昭三〇）二月、ジュネーブで国際民婦連執行局会議がひらかれ、世界母親大会の準備について討議されました。

日本からは、羽仁悦子、丸岡秀子、鶴見和子等五名が出席し、原水爆禁止運動と戦争反対のためにたち上がっている日本の母と子のたたかいについて報告しました。

執行局会議ではアピールを採択し、国際民婦連会長コットン夫人（フランス婦人同盟会長・物理学者）によって、地球の半数の人口をしめる全世界の婦人に世界母親大会のよびかけが出されました。

このよびかけをうけた日本では、三月八日国際婦人デーに婦団連が総評婦人部、子どもを守る会など各団体によびかけて、国際民婦連評議員会に出席した代表の報告会をひらきました。

そして「世界中の母さんたちと手をつなぎましょう、日本でも母親大会を開きましょう」とただちに平塚らいてうはじめ世界母親大会準備会に出席した人々と共に、全国のお母さんによびかけが出されました。

こうして世界の歴史はじまって以来の母親運動が日本に、そして世界に芽生えたのです。

北海道では一九五五年（昭三〇）四月、戦後婦人が参政権をもち、はじめて行使してから十周年を記念して、各階層の婦人によって北海道の、婦人の統一した力で、参政権獲得十周年記念全道婦人の集いが千名の参加のもとにひらかれました。

この集いは、北海道の婦人のあふれる要求と問題点が出しあわれ、生き生きと活気に満ちたものとなりました。

この集会で、原子兵器禁止のウィーン・アピールが採択され、世界母親大会のよびかけにこたえて代表を送ることが提案され、大会後、この集会の準備会はただちに世界母親大会、日本母親大会代表派遣準備会に移行し、北海道の婦人の中に母親運動がひろげられてゆきました。

第一回日本母親大会 一九五五年（昭和三十年六月七・九日）

東京 二、五〇〇名

国際婦連よりのよびかけをうけて、「日本でも母親大会をひらきましよう、すべてのお母さん手をつなぎましよう」と、平塚らいてう（国際婦連副会長、婦団連会長）らによって、「明日の生活をたてるためになやむお母さん、かたくなな家のおきて、社会のしきたりのなかで苦しむお母さん、子どもの成長にすべてののぞみをかけて働らくお母さん、すべての子どもの幸福を守るために、世界中のお母さんたちと話し合いましよう」と日本中のお母さんによびかけが出されました。

このよびかけは全国のすべての婦人に急速にひろがり、日本母親大会の準備がすすめられる中で、参加団体も七十団体に達し、北海道から九州まで、十三道府県に地方準備会が発足し、世界母親大会に代表を送る費用、日本母親大会をひらく費用など、手拭や扇子売り、戸別や街頭カンパなどの創意をこらし、中央、地方共大会を成功させる母親の熱気にみなぎりました。

こうした幅広い協力は財政上でも、お母さん方の心を結びあう上でも準備運動を大変前進させるものでした。

世界母親大会にさがけて、一九五五年（昭三〇）六月、東京豊島公会堂で、第一回母親大会が三日間にわたって開かれました。

全国各地からの、失業、炭鉱の危機、基地の問題、引揚げ者の苦しみなどの報告は、日本の社会のあらゆる痛みをえぐり出す激しさで、くりひろげられました。

久保山すすさんは、「私の夫は、平和時の公海で漁をしていたときにビキニ水爆実験の犠牲にされました。」「水爆実験をやめよ、原水爆を禁止せよ」と死の床の最後の叫びをつよく訴えます。「子どもを守ることは、母親の愛情で戦争をなくすことです。」「原水爆をやめてください、戦争に反対してください」と切々と訴えられ、参加者の一人一人の胸に平和を深く刻みました。

日鋼室蘭の大量首切りにたいして、「泣いていてはだめ、お父さんといっしょにたたかわねば首切りもなくならないし、平和も守れない」と道炭婦協の主婦たちにはげまされ、一九七日にわたる斗いに「団結のハチ巻は風呂に入るときも離さない」という日鋼室蘭の主婦たちの訴えは、参加者を大きくはげましました。

日本の歴史はじまって以来のこの大会には、あらゆる階層、いろいろな世代の婦人が二、五〇〇名も集り、椅子では足りず、ゴザ、ムシロをして足踏み場もないありさまでした。

いままでの長い日本の歴史の中で、差別され、しわよせされて来た母親たちが、胸におさめていた苦しみや、悩みを、せきをきったようにはきだし、共感の涙を共に流したこの大会は、母親が一つにとけあった、「涙の大会」と言われたほどでした。

母親たちの涙は、ただ悲しみの涙ではなく、戦争をおこしたもののへの怒りの涙であり、仲間を得た喜びの涙であると共に、新しい母親の決意の涙でもありました。

そして、一人の悩みはみんなの悩みであり、みんなの願いが一つのものであることを知り、大きく勇気づけられ、はげましあった母親の連帯の大会となりました。

現在母である人はもちろん、将来母となるべき若い人も、お年寄りもすべての婦人が、みんな母の愛の名において大きく団結し、婦人の統一の行動を示した母親運動は、日本の婦人の歴史をきりひろく画期的なも

のとなりました。

この大会で世界母親大会へ代表を送ることが決定され、やがて全国九ブロックから各階層の代表十四名が発しました。

北海道は、日本母親大会、世界母親大会共に準備会の中で運動をすすめて、世界母親大会代表に多島光子（道炭婦協）、梅田幸子（日鋼室蘭主婦会代表代理）の二名がえらばれました。

この母親大会とりくみの準備の中で数えきれないほど、たくさんの人たちの幅広い支援をうけ、幼稚園の児童がかいた絵や、折鶴なども寄せられ、一軒ずつ訴えて、一円、五円のカンパの積みかさなりで、事務局が嬉しい悲鳴をあげるほどでした。

世界母親大会を成功させましょうと鉛筆に刻んだり、画家の本田明二さんの画いた子どもの絵をふきんに染めあげるなど、創意をこらした宣伝と財政づくりの活動をつづけました。

日本母親大会には、北海道の各地から四十二名が代表団を構成して参加し、北海道母親運動を發展させるうえで大きな力となりました。

このように日本母親大会のよびかけをきっかけに、母親のもつエネルギーが一気にほとばしり出たように高まり、「母親」というきずなで固く結び、平和」という共通の目標をめざして、全日本婦人の一大統一行動として發展し、今日に至る母親運動がひらかれました。

世界母親大会 一九五五年（昭和三十年七月七〜十日）

スイスのローザヌ 六八カ国 一、〇六〇名

国際婦連連会長コットン夫人（フランス婦人同盟会長、物理学者）によって全世界の婦人にたいして「私たちは母の愛の名において死から生命を守り、憎しみから友情を守り、戦争から平和を守るために団結して行動しましょう」と世界母親大会がよびかけられました。

このよびかけが世界中の人々の感動と支持をまきおこすなかで、世界

母親大会がスイスのローザヌでひらかれました。

言葉も、肌の色も、習慣もちがう五大陸から六八カ国の母親一、〇六〇名が、思想、信条、すべての立場をこえて「子どもを戦争の危険から守ろう」というただ一点で結ばれて集まったことは、世界の歴史はじまって以来のできごとでした。

日本からは河崎なつ团长をはじめ十四名が参加しました。

大会第一日目は、主催国スイスの婦人同盟会長タイヤー夫人の歓迎のあいさつではじまり、大会委員長のコットン夫人の基調報告がされました。

「第二次世界大戦が終って十年の今日、なお、私達を不安におとしめるのは、原子兵器による戦争の危険が大きくはらんでいることです。

原爆、水爆の犠牲国、日本の母親は、どうしたら、これをくりかえさずに生きられるかをしんけんして訴えています。

この国際的に困難な問題を、戦争によらず、話し合いによって解決するという自信を私たちはもとうではありませんか。

遠くはなれた国々から、世界中の母親が集ったのは、母の愛の名において、子どもの生命を守り、平和を守ろうという、のっぴきならぬ目的からです。

そのためにも、人類の半ばをしめるすべての婦人が勇気をもって、しっかりと団結し、立ちあがれば、巨大な力となるでしょう」と訴え、世界の母親の心をふるいたたせました。

ついで、イレヌ・キューリー夫人など、世界の著名な婦人たちからよせられたメッセージの披露があり、ペリディス夫人の詩の朗読がされました。

大会第二日目は、各国の代表から母と子の実情が報告されました。

真黒い赤ちゃんを背負った人種差別に悩むアフリカのお母さん、戦争をにくみ、独立、平和、統一をねがう南ベトナムのお母さんの訴えなど

戦争のもたらした悲惨さが次々と訴えられました。

日本代表の発言は、アメリカの原爆をあげた被害者、長崎の山口みよ子が、原爆のむごたらしさと、その被害は今なお被爆二世にまで及び、尊い生命がうばわれていく仲間のあることを、生き証人の立場から切々と訴え、更にビキニ水爆実験の被害をのべ、「三たび世界の空に原爆をおとすことのないよう反対しましょう」と強く訴えました。

つづいて北海道代表多嶋光子から、全島をアメリカ軍に占領されている沖縄と、本土にある七〇〇余の米軍基地について、そのもたらす被害と、再軍備政策のもとで、母と子の生活がどんなに破壊されているかが報告されました。

日本の発言が終るや否や、嵐のような拍手がわきおこり、つづいて静かに「原爆ゆるすまじ」の演奏が流れて、「ノー・モア・ヒロシマ」は会場全体の母親の心をしっかりと一つに結びました。

三日目からは、「健康について」「教育について」「文化問題について」「子供の生命を守る問題について」の分科会討議があり、最後に世界の母親の連帯の中で、高らかに大会宣言が行われました。

「この世界では、誰もが生きる場所を見つけ、平和にくらしてゆくと十分にできます。しかしこの世に軍拡競争、軍事的集団と暴力行使と、戦争宣伝が存在し、原子兵器が貯蔵され、さらにその実験が行われるかぎり、そして国と国との間に、信頼と理解がないかぎり、平和は危険にさらされ、母親の心は片時もやすまらないうでしょう」

「私たちは、私たちの息子が互いに殺しあうことをのぞみません。私達の子供をすべての民衆を愛するように育てあげ、憎悪と人種偏見で毒されないように守りましょう。

肌の色の白・黄・黒をとわず、すべての子どもは平等であり、同等の権利をもち、同様に保護されねばなりません。

私達の子どもを戦争から守るために軍備廃止とすべての国民の間の友

情のために団結を崩さぬことを、ここに強く誓いましょう」

「世界中のお母さん手をむすびましょう」と歴史的な世界母親大会の輝かしい幕を閉じました。

この大会の深い友情と感動を胸にきざんだ日本代表は、やがて帰国して精力的な報告活動をはじめました。

こうして母親大会の運動は、二千回におよぶ報告会を通じて、地方のすみずみにまでひろがってゆき、この中で働く婦人、家庭の婦人など、すべての婦人たちが大きな団結と、組織的な行動を示したことは、日本の婦人の歴史をひらく画期的なことでした。

北海道の母親代表、多嶋光子と梅田幸子は、代表団と共に大会参加後社会主義国、ソビエト、中国をまわって、その驚きと感激を報告活動に活かし、幅広い人々の支持と協力による準備会の計画にそって、道内全域を二五〇カ所も休みなくまわり、母親運動の意義をひろめすばらしい推進力となりました。

三、北海道母親大会の歩み

第一回北海道母親大会 一九五八年（昭和三十三年四月十三日）

札幌市中央創成小学校 二、〇〇〇名

世界母親大会や日本母親大会へ代表を送る運動を重ね、その報告活動が北海道のすみずみにひろげられる中で、北海道母親大会をひらく準備会が結成され、日本母親大会も八月二十三、二十四日東京で第四回を迎える年の四月に、第一回北海道母親大会をひらくことができました。

主催は、当時、日本母親大会北海道準備会の名称で責任者は、水島ヒサ、事務局長、小笠原貞子、事務所は北海道平和婦人会で、後援団体も北海道教育委員会、北海道PTA連合会、NHK、各新聞社など幅広い協力のもとに、札幌市中央創成小学校でひらかれました。

「戦後の日本婦人の歩み」について、帯刀貞代さんの記念講演があり、分科会は、教育、権利、平和の十にわけて話しあいました。

全道から二、〇〇〇名の婦人が参加し、はじめて自分たちの力で大会をひらいたことに大きな確信をもち、誰かにたよるのではなく、私たち自身の自覚によって平和な世界をつくりだすのだ、そのためにみんなと手をつなぎましょうと誓い合いました。

一九五八年の婦人の斗いとしてもっとも大きくとりあげられたのは、教育の反動化を阻止するために行われた勤務評定反対闘争です。

この大会で特徴的だったのは愛媛県で強行された勤務評定が全国に波及される中で、民主教育を守るための論議が活発に行われたことでした。決議として「勤務評定反対」「最低賃金制の確立」「核武装の禁止」「ウィーン世界婦人大会に小笠原貞子を代表として送ること」などを決めました。

また、今後の母親運動をすすめるために、①毎年大会をひらくこと、②大会は二日間とする、③大会資金はカンパだけにたよらず、組織をつくって運営する、④母親しんぶんをみんなで読もう、などが決められました。

大会後、航空自衛隊実践部隊として配備されている千歳基地のミサイル化の不安が道民の中にひろがる中で、大会決議にもとづく行動として勤務評定反対を道教育委員会と道議会へ、千歳のミサイル基地化について、①現地調査を行って道民に明確な事実を知らせること、②道民の安全を保障する対策を示すことの二点を中心として道議会議長と各政党へ十五名の母親代表が要請行動をしました。

同時に平和運動協議会にも申し入れ、母親準備会代表と、北海道平和婦人会、政党的議員を含めた三十名が千歳、恵庭基地の実態調査を行い、再度道議会に請願行動をしました。

この年十一月、労組婦人部、民主団体、主婦、学生など、全道各地か

ら集まった五〇〇名の婦人が警職法反対北海道婦人集会をひらき、「警職法に反対する母と娘の大作進」の横断幕をかかげ、寒風についてデモ行進し、「警職法改悪反対、法案の撤回を要求する決議」を行い、抗議の行動に立ちあがりました。

第二回北海道母親大会 一九五九年（昭和三十四年三月二十八・二十九日）

札幌市北九条小学校 二、〇〇〇名

日米安保条約改定阻止の運動が日本全土から大国民運動となってひろがりつつある時期にひらかれた大会では、安保条約改定反対の問題が中心的に討議され、記念講演は軍事評論家林克也氏から安保条約改定の主なねらいが話され、大会宣言は、「私たちのねがいを大きな力でおしつぶそうとしている安保条約反対の運動に、みんなの力を集めましょう」とよびかけました。

この安保条約反対運動がもりあがると同時に、政府・自民党の動きも平和運動や民主運動に対して、しめつけがきびしくなってきました。

自民党七役会議は、母親大会対策を発表し、「母親大会の中に政治問題をとりあげることに反対する批判勢力をもちあげる」等の通達が出されました。

この年、八月二十〜二十四日東京でひらかれた第五回日本母親大会で、このような政府・自民党のさまざまなアカ攻撃や連日の右翼の妨害にびくともせず、第五回日本母親大会は一万二千人が集まり、「私たちは信頼と団結の思いにみちて語りあい、権力による妨害や分裂工作が何のききめもないことを示して、みんなの幸せのために、とくに新しい世代のしあわせのために安保条約の破棄をめざし、一つひとつつくっていくことをもつとも大きな方針として決定する」と宣言しました。

そして新安保条約への強い関心の中で学習が深まり、全国各地で統一行動がすすみ、母親のすばらしい政治的成長を示しました。

北海道でも婦人の共闘がすすみ、この年十二月、「安保反対母と娘の大集会」をひらき、詩人の深尾須磨子さんを講師とする集会和、雪道の街頭デモにもりあがりました。

第三回北海道母親大会 一九六〇年(昭和三十三年七月二十四〜二十五日)

札幌市二条小学校 二、〇〇〇名

日本の進路を決するともいふべき安保改定阻止の統一行動がいよいよ高まる中で、一九六〇年五月、国民の願いをふみにじて強行調印された新安保条約は、自民党と警察権力、右翼が一体となって、国会で単独採択されました。

これに対して国民のはげしい怒りの抗議集会在各地でもたれ、北海道でも「安保粉砕婦人集会」をひらき、新たな決意をかためました。

安保条約反対の運動のなかで成長した母親は、道大会も日本大会も共に一段の発展をみせ、母親運動への確信を深めていきました。

第三回北海道母親大会は会場を二条小学校でもたれました。

三好宏一氏は記念講演「夫の給料と私たちのくらし」の中で、ひとりひとりちいさな力をみんなが出しあっている母親運動を「ライオンを倒す蟻の知恵」に例え、運動のつみ重ねと努力を大きく評価しました。

この年には、全国的に小児マヒが大流行し、五千人近くの子どもがこの病にかかり、二八〇人が死亡し、三千人以上の子どもが後遺症で苦しみました。

特に北海道の夕張などの炭鉱地帯に集中発生し、これを予防するワクチン接種に厚生省はなんの対策もたてず、ソ連から提供された生ワクチンさえも拒否するという状態でした。

これに対する母親の怒りは、「小児マヒから子どもの生命を守る運動」となって全国にわきおこり、八月二十一〜二十三日に東京でひらかれた日本母親大会で、大きくとりあげられ、ついに厚生省をゆりうごかし、政府

の政策を変えさせて、一千万人分のソ連、カナダの生ワクチンの無料投与にふみらせ、母親運動のなかでもっとも輝かしい一頁となりました。

第四回北海道母親大会 一九六一年(昭和三十六年四月二十二〜二十三日)

札幌市民会館 二、〇〇〇名

すべての婦人の話しあいの場として、母親大会は年ごとに運動のひろがりが大きくなり、この年、会場をこれまでの小学校から市民会館にうつし、参加者も二千人となりました。

第三回までは、日本母親大会北海道準備会であったのを、第四回からは北海道母親大会連絡会となり、「北海道母親連絡会の運営機構に関する申し合せ」をきめ、組織的に整備されました。

役員もこれまで準備会責任者だった水島ヒサからかわって、実行委員長に小笠原貞子がなりました。

記念講演は国分太郎氏の「名もない母親の七つない運動」で、「忘れない」「くり返さない」「おそれない」「だまされぬ」「あきらめない」「はなさない」「はなれない」という運動の実践的な内容が話されました。

昼休みは、NHK札幌放送管弦楽団演奏の母親音楽教室で美しいメロディーにしばしくろぎました。

この道大会の成功がきっかけとなって、道内の各地域でも母親大会がもたれるようになったのも、この年の大きな特徴でした。

全体会では、無実のデッチあげ事件で十年も獄中に不当に拘留されている白鳥事件の村上国治さんのメッセージがとどき、お姉さんから切々たる訴えがされて、参加者の深い感動と憤りをよび、「村上国治さんを守る運動を私たちの手で」とカンパも集り、八月二十一、二十二に東京でひらかれた第七回日本母親大会に北海道の問題として広くよびかけて訴えることを申し合せました。

第五回北海道母親大会 一九六二年（昭和三十七年四月二十九～三十日）
札幌市民会館 二、〇〇〇名

この大会の特徴は、軍事基地反対の運動を大きくうちだしたことで、とくにさしせまったロランC基地として予定していた浦幌町十勝太の代表の発言が参加者の心をとらえ、大会後は、ロランC基地設置に反対してたちあがることが決められました。大会では、大きく支援カンパが集められ参加の代表を感動させました。

この年の母親連絡会の実行委員長は市原富美でした。

全体会では福島要一氏の記念講演があり、報告提案は「教育のもんだい」「暮しのもんだい」「平和と政治運動のもんだい」の三つで、特に「せめて高校だけは」と切実な親の願いは「高校全入」へと運動が発展して、全国の運動にひろがりつつあるとき、この「教育もんだい」の訴えは母親の心を動かし、地域にひろげられてゆきました。

全体討議のまとめは

- 一、高校全入、教育予算増設、学力テスト反対、学力テストによる処分に反対し、一人一枚の葉書をだそう、文部省・教育委員会には抗議をしたためて、処分された先生には激励のことばを
- 一、社会保障制度、最賃制を確立しよう、給食費値上げ反対、全道的に給食を実施しよう、保育所増設

一、軍事基地撤廃、軍備全廃、核実験に反対しよう、憲法を守る運動を進めよう、村上国治さんの釈放をかちとりましょう、と確認しました。

第八回日本母親大会は八月十九、二十日に、はじめて開催地を関西に移してひらかれ、参加者二万をこすマンモス大会となりました。

北海道からは、旅費・日数共に多くかかるなどの状態の中でも、二〇〇名をこすこれまでの最大の代表団となりました。

この大会では文部省が前年十月実施した学力テストの本質が明らかにされ、文部省と教育委員会に抗議文を送るなど学力テスト反対のたたかいが特徴でした。

全体会は異例の二部制となりましたが、運営委員会の努力と、この大会の成功をのぞむ参加者全体の協力によって、分科会全体会を通して質量共に充実したすばらしいもり上りのうちに母親の意志と力を最大限に示すことができました。

第六回北海道母親大会 一九六三年（昭和三十八年七月二十一～二十二日）
札幌市民会館 二、〇〇〇名

新安保体制二年目のきびしい情勢の中で、特に平和と独立にむけての根強い運動が大会に反映し、原子力潜水艦寄港・日韓会談反対を中心に高校全入、国家統制ねらう教科書無償法反対、教育予算の大巾増額、乳児保育所設置要求、失対打ち切り反対、首切り合理化反対、公共料金独占物価値上げ反対、などすべての苦しみの根源である安保体制をうちやぶるため地域のあらゆる人と手をつなぎましょうと決議しました。

この年の母親連絡会の実行委員長は栗田みどりでした。
記念講演には星野安三郎氏のお話をききました。

第九回日本母親大会は八月二十一、二十二日東京で二万人余を集めてひらかれました。

母親運動を「農村へ、くらしの底へとどかせよう」との方針のもとに準備がすすめられました。

米ソの間に結ばれた部分核停の評価について、大会の前夜まで激論がかわされましたが、運動統一のためのねばりつよい話しあい「意見の一致した点で原案を提出する。不一致の点は両方の意見を付記して、今後の学習と行動のなかで深めていく」というとり扱いをすることになりました。

高校全入、テスト教育、保育所、物価、原潜寄港、基地などの問題が討議され、新安保体制をくずしていくことが確認されました。

この年は各民主団体の間に分裂がひろがりましたが、母親大会が大衆運動の原則にそって統一を守ったことは、大きな成果でした。

第七回北海道母親大会 一九六四年(昭和三十九年七月十二、十三日)

札幌市民会館 二、五〇〇名

生活を守るもんだいが大きくとりあげられました。なかでも「合理化と私たちのくらし」の分科会がはじめて設けられ、高度経済成長政策のもとで物価高と労働強化に苦しむ婦人の切実な要求やたかいた大会に強く反映されました。

平和の分科会では、日本がアメリカに深く従属されている現在の安保体制に私たちのすべての苦しみの根源があることがあきらかにされ子どもしあわせ、くらしと平和を守るために、日本の完全独立をめざす斗いの重要性が提起されました。

また子どもの分科会は、人づくり政策のもんだいを中心に「子どもの導き方」「青少年のもんだい」の分科会などに多くのお母さんが集り、いまの学校教育のもつ矛盾が子どもにつよくしわよせされていることがうきばりにされました。

母親連絡会実行委員長は前年より変って多嶋光子になりました。

全体会では、羽仁説子さんの記念講演のあと、前日の各問題別分科会の柱ごとの発言通告者一一四名の中から選ばれた六名によって、

「青少年のもんだいと脱脂粉乳」「生活と権利」「賃金と合理化」「日中国交回復と日韓会談」「恵庭事件」「母親運動とその進め方」が報告されました。

アメリカの脱脂ミルクの輸入をやめさせ、生牛乳をふくむ無償完全給食を実施しようという声が大きくもちあがりました。

十四の決議にもとづいて大会後、矢白別基地の実態調査団を派遣しました。

第十回日本母親大会は、八月二十三、二十四東京でひらかれました。この大会は、母親運動十年のあゆみを記念する大会として大きくもりあがりました。

二十二日には新宿体育館ではじめて前夜祭が開かれました。うたや踊り、寸劇など各県での希望による出演で会場一ぱい一つにとけこんで力強く楽しいものとなりました。

四十八テーマ、六十八会場に一万八千人が参加した分科会では、十年史のための特別分科会が設けられました。

この十年の母親運動のなかで、最も大きくひろがっていった運動の一つは、保育所づくりの運動です。

全会は、河崎なつ実行委員長が「ポストの数ほど保育所を」というあいさつにつづいて構成劇で十年の運動「わたしたちはあゆみつづける」が上演され、力強い、あゆみをふりかえりながら母親運動の意義と役割の偉大さをたしかめあいました。

第八回北海道母親大会 一九六五年(昭和四十年七月十八、十九日)

札幌市民会館 二、二〇〇名

参加者を大きく集めた平和のもんだいの分科会から、アメリカのベトナム侵略戦争はますます凶暴となり、毒ガスや新科学兵器が使用され、罪もないベトナムの婦人や子供、老人が大量に殺されている事実、「生命を守る母親の立場から絶対に許せない」という声がもりありました。

ベトナム情勢と共に北海道の基地が強化され、千歳米軍基地では、ベトナムで最前戦に立つ黒人兵がふえ、特に激しくなったF-104ジェット機の騒音で、嘔吐、下痢、消化不良など自家中毒を起こす子どもたちのことや、全道各地で自衛隊誘致が積極的にすすめられて「産業・観

光」に名をかりた軍事道路の開発、港湾の軍港化が目立って進められていることや、日鋼室蘭からは秘密兵器製造が進められているなど数々の事実が報告され、物価の値上がりや、日赤の献血宣伝、日韓条約についてもアメリカのベトナム侵略に加担している日本の戦争政策にそのもとがあると真剣な話し合いが続けられました。

全体会は、「ベトナム問題と私たち」のテーマで、軍事評論家、林克也氏の記念講演があり、私たち日本人の生活とベトナム問題が、密接な関係にあることを述べられました。

前年によって母親道連絡会実行委員長は香取柳子となりました。

特別報告には、二月におきた「夕張炭鉱の災害」、三年続きの「冷害」「恵庭事件」が大きくとりあげられました。

教育の問題では、これまで北海道では、高校教育が男女共学制、総合制と共に、小学区制が堅持されていたことは、運動の基調をなす教育の機会均等を保障するものとして、その意義づけがなされていきましたが、道教委は、この小学区制を廃止し、大学区制を実施することを発表しました。

これに対して、大学区制は、従来の民主教育の方向とは逆行するばかりか、学校を一流校、二流校に格づけし、子どもを試験地獄につきおとし、父母の教育負担の過重、小・中学校が受験準備のための予備校化されるものとして特別提案された「高校大学区制・再編成反対決議」をもって、大会会場より、数十名の抗議団が道教育委員会に行き抗議行動をしました。

全道各地から冷害地へよせられた物資の山々が会場に集り、冷害地代表を日本母親大会へと会場カンパも大きく集りました。

大会後、釧路の共栄小学校の生徒が、海岸にうちあげられたライカンの爆発のため多数死傷したことが報告され、十一月五日母親連絡会が調査団を派遣し、釧路母親連絡会とともに調査と抗議をしました。

この年十一月十三日大通りで、日韓条約を粉砕し、物価値上げに反対し、高校大学区再編成に反対する「戦争と侵略から生命と生活を守る母親総決起全道集会」を北海道母親連絡会として行い、全道から集った母親一千名と労組・民主団体の男性一千人の二千名の集会とデモを行い、日本政府とアメリカ大使館に抗議文を送るなど短い期間に運動を大きくもりました。

第十一回日本母親大会は、八月二十二〜二十三日東京でひらかれ、分科会に一万五千人、全体会に一万人が参加しました、アメリカのベトナム侵略戦争拡大、日韓条約批准、憲法改悪反対を中心とした大会では、私たちの生活があらゆるところでこわされている、その大もとがどこにあるかが明らかにされ、どんなことがあっても統一し、団結して戦争政策に対決してゆくという高い姿勢をうちだしました。

大会終了後は日比谷野外音楽堂で第十一回日本母親大会請願集会をひらき八千人が参加して、母親行進が行われました。

第九回北海道母親大会 一九六六年（昭和四十一年七月三〜四日）

札幌市民会館 二、一〇〇名

子供の教育、物価の値上がり、平和の問題と、私たちのまわりには一人では処理のできないことがますます多くなり、沢山の人々と手をつなぎ力となる母親運動に対して多くの婦人や平和を望む人々に非常に期待をもって迎えられました。

しかし、一方では政治的な力をもって来た母親運動に対する攻撃も激しく、国の内外情勢の複雑さを反映して、この年の大会は、道大会、日本大会共に、今日までの母親運動の歴史のうち、もっともきびしい条件のなかで「生命を守るねがい」に結ばれてみんなの努力でひらかれました。

十七の分科会で「合理化と低賃金」が一番多く、臨時やパートなど無

権利状態の婦人がふえている問題や、子どもをかかえて働く婦人の保育所要求など数多く出されました。

評論家、大内基氏による「私たちのくらしと政治」のテーマでの記念講演があり、「炭鉱の合理化」「基地のもんだい」「教育のもんだい」の特別報告と、「物価値上げ反対」「憲法改悪と小選挙区制に反対」「ベトナム侵略戦争反対」の特別決議が出され、ベトナムの母と子支援の訴えが出されカンバが大きく集められました。

アメリカのハノイ、ハイフォン不法爆撃に抗議し、ベトナムから即時手を引くよう訴えるため、翌日十三名の母親代表によってアメリカ領事館に抗議行動しました。

道母親大会の「第十二回日本母親大会を成功させましょう」という決議にもとづき、ひきつづき日本大会にとりくみました。

各参加団体は夫々異なる条件にありましたが、第十二回日本母親大会成功のため準備を着々とすすめました。代表団出発直前に、とつぜん総評の「不参加」の声明をだしたことにより、いろいろと混乱しましたが、日程のせまった中でも会議をし、話し合いを尊重して民主的ルールをまもり、全道各地から切実な母親の願いをたくされて集った代表八六名は「総評不参加」でやむなく参加できないでお母さんのねがいをたずさえて日本大会に参加しました。

第十二回母親大会は八月二十一、二十二日にさまざまな矛盾と困難をかかえながら、生命を守る母親の責任として、民主運動のなかにただ一つ残された統一の広場を守るため、実行委員会は、運動の統一をめざして全力をあげることを確認して大会は一二、〇〇〇人を集めて東京でひらかれました。

分科会の発言は、統一をさまたげることのないようにとの配慮がめだち、全体会では河崎なつ実行委員長が病軀をおして出席し、「母親が変れば社会が変る」と全国の母親に運動の統一と前進をよびかけ深い感銘

をあたえました。これが先生の最後の大会となりました。

大会後、十一月の実行委員会で運動を正規のルールにのせるための懇談会設置がきまり、その後十名のメンバーで十回にわたる懇談会が開かれ、統一への努力はねばり強く続いて行われ、十三回大会は母親の要求をもとに日常活動が下からの支えとなって統一してひらかれることになりました。

この年十月、日本のすべての労働者が統一していっせいにたちあがった「アメリカのベトナム侵略戦争反対、生活と権利を守る一〇・二一ストライキ」はすべての人々に大きなはげましとなり国際的に評価されました。

母親連絡会は、これに呼応して十月十五日、「ベトナム侵略戦争反対一〇・二一スト支援全道母親集会」を一時より大通り四丁目でひらき、引き続き学習交流会を電々会館でひらきました。

第十回北海道母親大会 一九六七年（昭和四十二年七月二～三日）

札幌市民会館 二、五〇〇名

北海道母親大会も十回目を迎え、前年の大きな困難をのりこえて統一と団結の力をおおいに発揮しました。

分科会は新たに「PTAのもんだい」「社会保障」「公害・有害食品」をふやしました。同じテーマでもたれた「合理化と低賃金」が三〇〇名をこえ、「社会保障」は健康保険の抜本改悪、老後のもんだいなど関心があふれ、二〇〇名をこすものとなりました。

新たな困難としては前年も借りていた教育大学の会場が大会間近になって文部省の反対によって借りられないことになり、母親運動に対する形をかえたさまざまな圧力を知らされました。大会間ぎわの会場変更ではありましたが、参加者と大会実行委員会の努力で新しい会場での分科会を成功させることができました。

前年によって母親連絡会実行委員長は沢田摩耶子となりました。記念講演は作家の早船ちよさんで「私たちのくらしと今の情勢」をやさしく話されました。

全体会で「北海道母親運動十年の歩み」をスライドにまとめ、世界母親大会代表多嶋光子、梅田幸子にも登場してもらって、母親常任委員総出演で上演するなど、みんなできずいた母親運動の連帯の大きな力に一層確信を深めることに役立ちました。

ベトナムの記録映画「真実は告発する」を上映し、炭鉱の合理化など五つの特別報告と沖繩、小笠原返還など六つの特別決議が確認された中で、アメリカのベトナム侵略戦争に反対する特別決議にもつき、二十一名の代表がアメリカ領事館に抗議行動をしました。

第十三回日本母親大会は、前年の困難をのりこえて統一したよろこびに、全国の運動はいきいきと盛りあがりました。

大会では、アメリカのベトナム侵略戦争がいよいよ拡大し、沖繩をはじめ日本全土がベトナム侵略の基地となっているいま沖繩全島にひろがる祖国復帰、基地撤去の叫びは、そのまま日本中の母親の願いであること、戦争に反対し日米安保条約を廃棄することが、子どもを守り、生活を守る闘いであることを確認しました。

全体会議の請願集会では、軍国主義教育反対、物価値上げ反対、沖繩、小笠原の返還など請願者を政党代表に渡しました。

大会のあと、一千万人の「母親物価はがき運動」がとりくまれました。この年十月短期間の準備の中で、「一〇・二一、一〇・二六ストを支援し、アメリカのベトナム侵略戦争反対、生活と権利を守る全道母親集会」を大きくもりあげました。

第十一回北海道母親大会 一九六八年(昭和四十二年七月二十八・二十九日)

札幌市民会館 二、六〇〇名

七〇年安保の前々年として、安保と沖繩もんだいに関心がたかまり、「日米安保条約」の分科会は二〇〇名をこえる参加者であふれました。二十の分科会では、職場や地域でおこっている日常の数々の問題と安保とのかわりあいが強くうち出され、十一の分科会が、安保条約の破棄を決議したことが特徴でした。

前年より変って母親連絡会実行委員長は多嶋光子となりました。記念講演は、日本朝鮮問題研究所長の畑田重夫氏の「今日の情勢と婦人の役割」というテーマで参加者に深い感銘を与えました。

北海道母親運動十年の歩みをスライドで上映し、食管制度改悪反対等五つの特別報告を行ったあと、ナイキ、ハーキュリーズが配備計画される、長沼千歳の問題を、アメリカのベトナム侵略戦争と、これに協力する日本政府の第三次防衛力整備計画の具体化であり、自衛隊の核武装化をねらうものとして、ミサイル基地設置反対の特別決議をしました。

このあと特別カンパの提案がされ、カンパ金は長沼の代表に渡されました。さらに全国に二百数十基もおかれているナイキ基地に対する設置反対の最初の突破口となる重要な闘いとして、日本母親大会に大きく訴えることになりました。

第十四回日本母親大会は八月十七、十八日はじめて農村県、福島で昨年に上廻る延二万九千人の参加によってひらかれました。

福島県飯坂温泉の旅館に三十二の分科会六十六会場で一万四千人が参加、二日目の全体会では予想を上廻る一万五千人の参加により、二部制にしてひらくほどの盛況でした。地元の青年たちの誘導よろしく、愛国党などのかかってない妨害の中でもビクとみせず、道大会同様、「日米安保条約」の分科会が一番多く、安保体制と実質的に闘ってゆく母親の力を、農村地帯にはじめて根づかせ、母親運動の発展に新しい展望をひらいた大会となりました。

また、米価をはじめ、独占物価、公共料金の値上がりに、がまんがな

らなくなった母親の一千万物価ハガキ運動が全国で拡がり、母親代表の各省交渉をかちとりました。

第十二回北海道母親大会 一九六九年(昭和四十四年七月二十七～二十八日)

札幌市民会館 二、二〇〇名

一九七〇年の安保条約固定期限終了期を一年後にひかえている重要な時期にひらかれた第十二回北海道母親大会は、大学の問題が重大な政治問題としてだされてきているのが大きな特徴でした。

分科会も「大学のもんだい」「食管制度のもんだい」「産炭地のもんだい」の三つが新しく設けられ、「大学のもんだい」「日米安保条約」の分科会には二〇〇名をこえる参加者が集り、一九六九年の重要課題が反映されて討議が大きくもりました。

「一九七〇年安保と私たち」というテーマで農協短大教授、美土路達雄氏の記念講演があり、安保条約の危険な中身を私たちの生活に結びつけて話されました。

世界最強の侵略者、アメリカ帝国主義を敗退に追いこみ、正義の闘いを続けている、ベトナム民主共和国のグエン・パン・ルウ団長をはじめとする三名の法律家代表団が来道され、全体会に特別来賓としてメッセージを戴いたことは、共通の敵にむかって闘う、国際連帯の交流の場となり、その感動で大会はこの上なく高まりました。

六つの特別報告のうち、構成詩にまとめた「炭砒^{ヤマ}」は、次々と炭砒をつぶし、労働者を殺す、日米安保条約こそが炭砒のかたきですと力強く訴えました。特別決議は「大学立法に反対する」「日米安保条約を廃棄する」を確認しました。

母親連絡会は、この一年間、母親運動の統一と団結を大切にし、民主的な運営の中でねばり強く、かたてない討議を重ね、問題点を深めることに力をつくしました。特に大学問題は、教育の再編成をつぎつぎと強

行してきた政府が、安保・沖縄問題をさけて、国民の目を大学問題に集中させ、大学の自治を破壊する「大学立法」をとすために「暴力学生集団」を利用して、大学の反動的再編成をはかり、さらに七〇年にむけて「治安」体制の強化をおしすすめていることを話し合い、意見の相違のある暴力学生に対する基調の表現は、「政府は一部暴力学生を学生のすべてであるかのように扱い、それに対する批判を利用して、大学の自治を破壊し、……」となりました。

十五回日本母親大会は八月十七、十八日一万五千人を集めて東京でひられ、大会を目前にして、分科会会場に予定していた法政大学が暴力学生に封鎖されて、急変変更となったり、運営上の問題が誘因となって日本婦人会議が大会不参加の声明をだすなどの問題がおきました。一致点で行動し、意見の相違は、行動と学習のなかで深めるという統一の原則を確めあい、全国の母親の力で大会を成功させ、日本婦人会議が統一の場に一日も早く、もどってくるよう努力しました。日本大会へは北海道からは一四八名が参加しました。

この後一〇・二一にむけて話し合いをねばり強く重ね、北海道母親連絡会の主催で「一〇・二一アメリカのベトナム侵略戦争反対、ベトナム人民支援、安保廃棄、沖縄返還全道集会」を大谷ホールで開き、五〇〇人の母親デモ行進を行い安保にむけて闘う姿勢をしめました。

第十三回北海道母親大会 一九七〇年(昭和四十五年七月二十六～二十七日)

札幌市民会館 二、〇〇〇名

ニクソンの新戦略「アジア人間同士たたかわせる」という、ニクソンドクトリンのもとに、アメリカのベトナム侵略戦争がインドシナ全域に拡大した新たな情勢の中で、日米共同声明が安保条約をますます固定し、強化しようとしていることが国民に明らかとなりました。

このような情勢から、日米安保条約の固定期限の切れる六月二十三日

にむけて全国各地で安保廃棄で立ちあがった人々は六〇年安保の二倍以上に広がりました。

このような闘いのうねりの中で六月九日には日本母親連絡会が「安保をなくし、沖繩をとりもどす全国母親連絡会」を三千人の規模でひらきました。

全道集会については、一部の団体から「母親連絡会は大以外行動や集会をすべきでない」との意見が出され、ねばり強く話し合いを重ね、六月二十日「安保をなくし、沖繩をとりもどす全道母親集会」を統一と団結の力で成功させ全国の母親たちをばげました。

十三回北海道母親大会は、無実を訴えつづけて十七年間、白鳥事件の村上国治さんにより、全国の中広い支援活動のもとで、昨年十一月ついに仮釈放を勝ちとったこと、真実と科学にそむいた権力による不当な裁判をやりなおさせる今後の闘いについて決意をのべる特別あいさつがあり、参加者に大きな感動を与えました。

大会では安保条約固定期限の切りたいま、全民主勢力の統一と団結で安保廃棄通告のできる政府をつくるのが、どの分科会でも決議されました。

今後、母親運動は、この立場にたつて、より一層統一と団結を強め、母親運動を地域に広めて行きましよう確認しました。

参加団体の集団の力でひらいた構成劇「この手をつないで歩みつづける」は、母親運動の闘いの前進を一層力強くうたいあげました。

分科会のうち特に参加者も多く特徴的であったのは、教師を分断し、教育を破壊する「勤評特昇」の問題が中心となった「人づくり政策と教育」、合理化を中心とした「働く婦人のもんだい」、日本全土をおおう「公害のもんだい」、有害食品を中心とする「食物のもんだい」などでした。

ベトナム母と子支援、公害の二つの特別決議と日米安保条約廃棄宣言

があり、記念講演は、労働者教育協会理事長、辻岡靖仁氏の「一九七〇年代と日本の母親」のテーマで話され、一九七〇年代をきりひらく母親の意気にあふれる大会となりました。

各地域につくられていた母親連絡会が五団体（余市、網走、帯広、士別、根室）も道連絡会に新たに加盟し、地域に深く母親運動が根をはってきているのも特徴でした。

第十六回日本母親大会は、八月二十六、二十七日東京で開かれました。この大会には、世界の母親大会を提唱した国際民婦連のクーン会長（二代目会長）があいさつし、ベトナム母子保健センター設立運動の支援を訴えると共に世界に類のない日本の母親運動をたたえました。

北海道からは一四三名の代表が参加し、特に勤評特昇を中心とする教育の問題と、長沼を中心とする基地の問題を学習して大会に反映させました。

第十四回北海道母親大会 一九七一年（昭和四十六年八月二十五〜二十六日）

札幌市民会館 二、〇〇〇名

一九七一年の最大の政治問題は、本土の沖繩化をねらう、沖繩協定批准をめぐるたたかいでした。

沖繩協定批准国会を十月にひかえ、安保廃棄、沖繩全面返還の闘いがいよいよ重大な時期を迎えた中でひらかれた、第十四回北海道母親大会では、くらしの中のさまざまな問題と安保条約との関連をすどくとらえた発言が特徴的でした。

北海道の母親運動を学びたいと平和の分科会に参加していた沖繩県の教師から、二十六年にわたり米軍支配による沖繩県民にあたえた屈辱と損害は大きい、アメリカ政府と日本政府が、かつてにとりきめて調印した沖繩協定は、基地がいかに返されるようにみせかけているが、実際には逆に質的に強化されていること、日本がアメリカのアジア侵略体制

に組みこまれる危険性があることなど具体的な事実をしめして訴えられました。

六月に「中教審」答申がうち出された情勢がはんえいし、人づくり政策と教育の分科会には二〇〇名をこす参加者が集りました。

記念講演は再び講師としてお迎えした畑田重夫氏が「子どものしあわせと民主教育」について話され、中教審路線の背景とねらいが明確にされました。

構成劇「この手をつないであゆみつづける」はいきいきとした内容でもりあがりしました。

「沖縄」、「医療」の二つの特別決議を行い、更に住友歌志内鉱の重大災害に對して会社と、札幌通商産業局に代表三十一名が抗議行動を行いました。

第十七回日本母親大会は、八月二十九、三十日東京で開かれ、北海道からは一三八名の代表団が参加しました。

両大会とも沖縄協定反対、中教審答申、公害、医療保障の問題が大きくとりあげられました。又いっせい地方選挙で婦人が大きな役割をはたしたことも各地から出されました。

沖縄協定批准の斗いが全国的にもりあがった十一月六日、北海道母親連絡会の二十名で沖縄協定、公害、中教審反対の街頭署名をおこないました。

次いで十一月十二日、「沖縄協定批准反対日本母親大会請願集会」が参議院会館でひらかれ、この集会に四万人余の署名をもって全国から三百人が参加、国会請願をしました。

翌日の十一月十三日、「沖縄協定批准反対中央婦人総決起集会」が日比谷野外音楽堂に全国から七千人が集って開かれ、統一の力強さをしめした画期的な集会となりました。

この二つの集會に北海道から代表十二名が参加しました。
この年十二月十一日には「平和な沖縄をとりもどす全道母親集會」を

北海道母親連絡会の主催で開き、大原初子さんの沖縄現地報告と日ソ協会の秋月正夫氏の千歳もんだいの講演で充実した集會になりました。

核も基地もない沖縄返還をめざす運動がこの年の活動の中心になりました。

第十五回北海道母親大会 一九七二年（昭和四十七年七月九〜十日）

札幌市民会館 一、九五〇名

アメリカのニクソン大統領は、世界の平和の世論の高まりの中で、きゅうちに追いつめられ、それをかわすため、訪中、訪ソで『平和の使徒』を装い、一方ではベトナムに對する侵略戦争を日本の沖縄を根拠地として、かつてない大規模な無差別爆撃を行い、ベトナム情勢が、緊迫した重大な局面の中でひらかれた第十五回北海道母親大会は、沖縄協定以後の情勢の中で、私たちのくらしと安保条約や、憲法がどのようにかわっているかが、真げんに話されました。

子どもらを差別、選別する中教審「答申」、中振教「報告」に反対し、国民の教育権を守り、民主教育をすすめる運動は、日を追ってひろがり、クラスの半分の子どもが授業についていけないという国立教育研究所の報告もある中で、真実の教育のありかたについて関心が集り、人づくり政策と教育の分科会が特に多く二七〇名が集りました。

合理化攻撃を一番先にうける働く婦人の分科会では、内職、パート、臨時職など無権利で働く婦人の急増により、低賃金、母性はい、職業病が進み「労働基準法の改悪」のたくらみとあいまって、権利侵害とその斗いの実態が多く出されました。

公害のもんだいでは環境破かいがすすむ中で「食物のもんだい」が強い関心をひいて、二〇〇名を越す参加者によりPCBの問題や、薬害、食品添加物など、大企業の公害をゆるしている政府へのいかりがもりあがりしました。

記念講演は、斉藤玄氏が「平和をねがう母と子の未来のために」のテーマで話されました、構成劇による活動報告「私たちは歩みつつける」を会場いっぱいくりひろげ、ベトナム、教育、公害の三つの特別決議と一四八項目の大会決議を採択しました。

第十八回日本母親大会は、八月二十日、二十一日森の都仙台市で母親大会一色にわきたってひらかれました。

北海道からは一九七名の代表団が参加しました。

第十六回北海道母親大会一九七三年（昭和四十八年七月十五〜十六日）

札幌市民会館 一、八〇〇名

二十世紀最大といわれ、史上もっとも残虐で、非人道的な殺りくをおこなったアメリカ帝国主義のインドシナ侵略戦争は、一月に、「ベトナム和平協定」、二月に「ラオス協定」が調印されました。

これは、ベトナム人民の不屈の闘いと、これを支援する平和を愛する世界の人々の闘いの輝しい勝利でした。

十六回北海道母親大会では、この情勢をはんえいして、平和の分科会では「ベトナム和平協定」が結ばれて戦争が終ったという印象が一般的にマスコミによって浸透させられているが、数々の協定違反を重ねているアメリカとサイゴン政府に協定を守らせることと、戦争の傷あとを回復するためベトナム支援を強めようと訴えられました。

更に「自衛隊は違憲」の勝訴判決を勝ちとった長沼訴訟の訴えに自衛隊の実態が次々と出されました。

自民党の独裁政治に道をひらき、憲法改悪につながる「小選挙区制」は、短期間にもりあがった全国の闘いによって国会提出を中止に追いつむことが出来ましたが、又必ず出してくることにそなえて、粉砕の闘いをもっとまわりに訴えて強めようとちかいました。

第三期北海道総合開発計画にもとづく苫小牧東部開発は、次第にその

全ぼうが住民の間に知らされ、四日市の十三倍もの大気汚染の驚威が現実のものになりつつある不安と怒りの訴えや、日本列島改造計画を看板に田中内閣が成立して一年、長年の自民党の悪政に拍車をかけ、商社の買い占め投機を許し、異常なまでの物価高とインフレ政策は、私たちのくらしを一層おびやかしている数々の訴えが特徴的でした。

記念講演は、作家の早乙女勝元氏の「わが子にのこすもの」のテーマでやさしく語られた中に戦争の無残さを大きく訴えられ、参加者の心に深い感動をあたえました。

構成劇「この手をつないで歩みつつける」を力強く報告し、その中から物価、公害、小選挙区制に対する特別決議の訴えをし抗議の行動を行いました。

大会でベトナム母子保健センター設立運動支援カンパの訴えがあり、大きくカンパが集まりました。

第十九回日本母親大会は、八月十八、十九日の両日京都で開かれました。いのちとくらしを守る母親の熱いねがいと、それを破壊するものに対する、おさえがたい憤りの声を京都の青空にひびかせた地方大会は、革新自治体、京都そのものが学習の場となり、婦団連の「平塚らいてう展」とあいまって大きくもりあがりました。

この大会に北海道から一七八名の代表団が参加し、北海道にも革新の旗をなびかせたいと胸にきざみました。

第十七回北海道母親大会 一九七四年（昭和四十九年七月二十八〜二十九日）

札幌市民会館 延三、四二〇名

前年秋以来のつくられた「石油危機」にはじまる「物不足」「物かくし」により、政府自らに「狂乱物価」といわしめた、三波にわたる狂乱物価、インフレと共に進化した不況の中で、私たちの生活を大きく破壊し、不当利益をむさぼる大企業、これにゆ着し支える田中自民党政府、

中央直結の堂垣内道政に対し、かつてなくくらしを守る闘いがありあり、この闘いを通じて、政治の革新を切望し、参議院選挙にとりくむ姿勢が整えられてゆきました。

大会直前の七月七日の参議院選挙では、日頃の要求の実現のため、それぞれが選挙にとりくみ、その中の婦人の活動はめざましく北海道では四議席全員を革新がしめて勝利し、自民党に一人も議席をゆるしませんでした。

このように第十七回北海道母親大会は、参議院議員選挙を闘い革新勝利の中で、ひらかれました。

教育にかけられている攻撃や、民主教育を守る運動のひろがりやを反映して教育の分科会はどの会場も一ぱいでした。健康はかいがすずみ、職業病が続出している働く婦人の訴え、身体障害者の生きる権利、学ぶ権利を国の政策として保障してほしいとろうあ者の婦人の訴えがありました。

民主主義の問題では国鉄動力車労組で特定政党の候補者に対する、選挙カンパを義務づけし、これに従わない組合員を統制処分し、政党支持の自由を確立している札幌地方本部の解散を強行するなど、労働運動史上に例のない暴挙が起り、家族会からそのファッショ的な暴挙の数々の訴えが出され、憲法に保障された政党支持の自由、選挙活動の自由、基本的な人権を守る立場から民主主義の根本にかかわる重大な問題として大きくとりあげられました。

記念講演は「真実の教育をめざして」のテーマで丸木正臣氏のお話を聞き、全体会では、ベトナム、チリ人民支援カンパの訴えが出され、多額のカンパが集められました。

この大会で聴力障害者の多数参加があり、はじめて二日間にわたり手話通訳ができました。

統一をのぞむ婦人の声がいよいよたかまわっているなかで、全道労働協青婦協、北教組婦人部など数団体が十分な話し合いもなく不明朗な理由のまま不参加を表明しました。しかしこれらの団体の組合員は大会に多数

参加しており、地域連絡会の参加もふえ、四十三の加盟団体（うち、地域母親連絡会十八）と共に母親運動は地道に前進しています。

母親運動の分科会ではこのことがはんえいし定員の二倍の参加者が溢れ、母親運動の原点や母親運動の統一についてかつてなく熱心な討議がなされたのが特徴でした。

第二十回日本母親大会 一九七四年（昭和四十九年八月十一日）

東京 二万二千人

生命を育て守るひとすじの願い、母親運動二十年の歴史の重みをふまえて、第二十回日本母親大会は、北海道から沖縄まで、参加者は最高のべ四万四千人が集り、二十代から七十代まで、職業も階層も巾ひろく母から娘、そして孫へと三代にひきつがれ、その年輪にふさわしい母親運動のひろがりをもって盛大にひらかれました。

インフレ、狂乱物価による深刻な生活破壊、子どもの教育への不安、いのちをおびやかす公害、全権政治へのいかりと、民主主義を守ろうという切実な願いを胸いっぱいかかえた母親たちは、四十四のテーマにわかれて分科会で熱心に討議されました。

全体会では日本武道館で行われ、世界母親大会準備会に参加し、母親運動をひらいた一人である丸岡秀子さんの記念講演「母親が変れば社会が変る」では、母親運動の原点について話され、統一の輪をひろげるためにも、相手の立場を思う心、相手の苦痛をわがものにできる「やさしさ」が必要であると訴えられ、その一言、一言が参加者の胸にしみとおるような深い感動をあたえました。

構成劇では「母親運動二十年のあゆみ」を演劇集団どら、劇団新人会など演劇会の人びとによって母親の成長した歴史をつづって上演され、参加者の大きな共感をよびました。また、二十周年を記念して日本母親大会の歌「歩みつつける」「母親音頭」のうたとおどりの発表もあり、

二十年の歴史にふさわしい大会となりました。

北海道からは、この大会に一七一名の代表団が参加し、物価問題では特に灯油・プロパンガスもんだいを、平和のもんだいでは、北海道での千歳のO.T.H配備など、米軍基地強化について訴えました。

四、母親運動の特徴とその役割

「私たちは母の愛の名において死から生命を守り、憎しみから友情を守り、戦争から平和を守るために団結して行動しましょう」という世界母親大会のよびかけをうけた日本では、今日までの二十年、その精神をうけつぎ、母親運動を発展させてきました。

世界母親大会は、アメリカによって不当にもおとされた唯一の原爆、水爆の被爆国、日本の母親の激しい怒りの立場から、原水爆禁止と世界の平和をのぞむ、「日本婦人の訴え」が世界の母親の心に大きくこだまし、これが契機となってひらかれたものです。

このように母親の新しい歴史をひらいた日本の母親運動は、アメリカのビキニ水爆実験を直接の動機として立ちあがり、原水爆の危険から子どもの生命を守ろうという何ものにもかえがたい日本の母親の強い願いによる平和の運動が基本となっています。

そして、もっとも下積みのも、もっとも差別され、苦しめられてきた、生命を生みだす母親たちによびかけ、やさしく迎え入れてはじめられた運動であることは、これまでの婦人運動にはみられなかった特徴です。差別と忍従とあきらめの長い婦人の歴史のなかで、じつと唇をかんで生きてきた日本の母親たちの身のまわりには、生活のもんだい、家庭のもんだい、子どもの教育のもんだいなど、母親自身の強い要求がうずまいていました。

さらに原水爆による戦争への恐怖に、もうだまっではいられないとい

う気持が爆発的なエネルギーとなって、母親大会のよびかけをきっかけに第一回日本母親大会に結集しました。

統一の柱となっている「生命を生み出す母親は、生命を育て、生命を守ることをのぞみます」という力強い世界母親大会のスローガンを、日本の母親は、ほんとうに休じゅうでうけとめたといえましょう。

そして、つもりつもった苦しみや悩みを訴える場をあたえられて、はじめてみる大ぜいの仲間のおかげで、ひとりぼっちでない自分を知り、同じ苦しみやねがいをもっているという連帯感をえた喜びを知り、みんなの力をあわせて、この状態をかえていくことの可能性を知ったのです。

このように「平和」を基礎に、ひとりぼっちのお母さんをなくしよう、という原点に立ち、一人一人の母親の要求を大切にし、学習するお母さんになりましょう。行動するお母さんになりましょうと年ごとの運動をつみ重ねたことが、世界に類のない日本の母親運動発展のカギとなっています。

運動の当初は、発足以来かかかってきたスローガンを中心にすえて、規約をもたず、合議制の運営をおこなってきました。

この方法は生きいきしたエネルギーを制約しないためにとられたわけですが、運動の広がりとともに、第七回日本母親大会を準備する中で、はじめて「日本母親大会連絡会の機構運営に関する申しあわせ」が成文化されました。

その前文では、日本母親大会連絡会は、婦人の最大の話し合いの広場として、年一回、日本母親大会を開催すること、年間を通じて、全国の母親運動の連絡、推進の役目を果たす継続的なカンパニアであって、固定した組織ではないので、会員、および会員による総会の制度はなく、日本母親大会で出された方針を、機関によって具体化しつつ、年間の運動をすすめていく、という性格づけが明らかに示されました。

北海道は第一回北海道母親大会から第三回まで、日本母親大会北海道

準備会の名称で開催していましたが、第四回から、北海道母親大会連絡会となり、日本母親大会にならって「北海道母親連絡会の機構運営に関する申し合せ」を決めました。

母親運動の進展にともなうて、各県の運動意欲が非常に自主的なたかまりをみせ、全都道府県が大会をひらくばかりでなく、郡市町村単位の集会が無数にもたれ、地域単位の連絡会が発足し、運動の比重は横の連絡組織に根をはって網の目のようにひろげられてゆきました。

とくに安保闘争以後には、急速に政治にめざめ、年間を通じての仲間づくり、学習活動、地方自治体や国への要求、抗議行動が活発におこなわれ、各都道府県は、それぞれ大会をひらいて、全国大会に参加し、第一回は二千人だった日本大会参加者は、第二十回は延べ四万四千人の参加者に及び、生命とくらしをまもる母親運動は、政治をゆるがす大きな力としての機能をもつようになりました。

日本の母親運動のあゆみをふりかえてみれば、新しい母親の歴史がひらかれた最初の一ページから今日まで、世界母親大会、日本母親大会地方の母親大会、それらの報告会に、どんなにたくさんの方参加者や、男性を含めた協力者があったことでしょう。

そして、年毎の母親運動の中から、ポストの数ほど保育所をつくる運動、小児マヒから子どもの生命を守るたたかい、障害者の問題、勤務評定反対、高校全入、学力テスト反対、民主教育を守るたたかい、日米安保条約をなくすたたかい、日本中から基地をなくすたたかい、核も基地もない沖縄の返還、公害、物価、憲法改悪阻止、民主主義を守るたたかい、ベトナムの母と子支援など、母親の要求にもとづいた、たくさんの方の運動や、婦人の組織が生みだされました。

その一つ一つの具体的な運動の経験を通して、お母さんたちに新しい眼をひらかせ、たかめられ、組織され、つぎつぎと新しい仲間を吸収して、話し合いから行動へ、個人的解決から社会的解決へと急速に政治的

自覚を高め、いまや、家庭の主婦、職業をもつ婦人の別なく、あらゆる階層の婦人をふくめて、母親の立場から、多様化する諸要求を掲げ、平和と独立、民主、生活と権利、子どもの幸せを守る、日本最大の婦人の統一行動の場となっています。

しかし、政治に目をむけ、母親の力が大きくなればなるほど、戦争勢力につながる権力からの妨害は、露骨な反共攻撃と分裂攻撃をもって私たちの力を弱めにかかってきました。

母親運動と原水爆禁止運動が共にはじまって、「花子さん」「太郎さん」の関係で、戦争に反対する平和の力を合せてきたのが、ついに第九回大会以来、原水爆禁止運動が分裂し、母親運動にも、その影響がさまざまに反映され、一つの転機を迎えました。

第九回日本母親大会は、原水爆禁止大会の分裂、ゆれうごく国際、国内情勢のなかで、運動をすすめる内部で意見の違いが出され、「部分核停」をめぐる討論が続き、基調報告のとりあつかいなど意見がまとまりませんでした。

しかし、母親大会を分裂させまいとする努力は、ついに実り、統一の原則を満場一致で採択し、分裂のがれ、統一の方向をうちだしたことは大きな成果でした。

更に十二回日本母親大会を前にして、運動のなかで出てきた矛盾から総評婦人部が大会不参加を決めるというもつとも困難な時期をむかえました。

北海道でも、この時、何回も時間をかけて、ねばり強く話し合いを重ね、統一をみんなの努力で守ってきました。

また、十七回北海道母親大会をひらく頃、これまで一緒に運動を続けてきた全道労協青婦協より懇談会統一メモについての確認（第十二回日本母親大会後、不正常の事態を收拾し、正規の会議を開くようにするため十名のメンバーによる懇談会が設けられ、その要点をメモしたもの）

など、四項目についての申し入れがありました。

これに対して統一メモは、中央段階でおきた問題であり、現在継続事項になっているので、地方連絡会で確認する性質のものでないこと、他の三項目は、事実経過にもとづかないものであると、母親連絡会の経過と見解を明らかにしました。(一九七四年三月一日の参加団体への発送文書、母親連絡会の経過と見解を参考)

このことについて何回も話し合いを申し入れましたが、その後、全道労協青婦協が連絡会から脱け、つづいて理由も明確でないままそれにつながる団体も脱けてゆきました。

このようなことから、十七回北海道母親大会では、母親運動の原点と統一について、かつてなく熱心な討議がもたらがりました。

長い間さまざまな攻撃や困難があったなかで、日本で唯一の統一団体として、どんなことにもくじけず、き然として統一を守り発展させてきた母親運動は、全国津々うらうらまで、一人ひとりの母親の具体的要求で根づき、それをもっとも大切にしたらこそ、どんな立場も一方的にひきまわすことが出来なかったといえます。

母親連絡会では「決定は、多数決でなく満場一致でおこないます。反対があれば決定せず、つづけて話しあいます。それでも一致しないときは、どこまでが一致したのか、どこがどうちがうのかを明らかにし、一致点による学習や活動を土台にしてあらためて話し合い、一致点を求めるよう努力します」という困難の中から生みだした智恵で、統一の原則を守り、母親のねばり強い話し合いの努力のつみ重ねが、統一をしつかりと支えてきているのです。

さらに母親運動は、特定の人のものでもなく、特定の団体から利用されるものでもありません。

子どもの幸せをひたすらねがう、素朴な母親の一人ひとりの自覚と勇気ある行動のつみ重ねの中で、みんなの知恵とカンパをもちよって、き

ずきあげたものです。

故河崎なつさんは「母親が変われば社会が変わる」と全国の母親をばげました。

生命とくらしを守る母親の要求で団結した力は、政治をうごかし社会を変える力となります。

この言葉の深さをしっかりとつけたいで、婦人の統一と団結で、日本の政治を大きくゆりうごかす力となりましょう。

北海道母親大会の十七回、日本母親大会の二十回の歴史をふまえ、二十一年目をふみだす母親運動の役割はますます重要となっています。

五、むすび

今年一九七五年は国際婦人年です。

これは国際婦人連の提起によって第二十七回国連総会(一九七二年十一月)で決議されたものです。

これより以前、婦人に対する差別は人間の尊厳、及び家族と社会の福祉に反するとして国連婦人の地位委員会の提案で第二十二回国連総会(一九六七年十一月)で「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

国際婦人年が設定されるに至るまでは、戦後三十年の間の世界各国の婦人の斗いの積重ねがありました。

今なお、性による差別的な法律、慣習、政策、社会的規範など、多くの差別が根強く存在し、婦人の権利、平等を具体的に実現させるための婦人の要求や、斗いがあり、民族独立、平和のためのたちあがりがあり、世界中で婦人運動の新たな前進のあるところから、国際婦人連は国連の婦人の地位委員会に提起し、一九七五年を国際婦人年とし、この年をけいきに婦人に対する差別をなくし、社会的活動への婦人の参加をひろげ、

平和のために寄与するよう大きく働きかけました。

今、日本をはじめ世界各国の婦人の中で「平等」「発展」「平和」をめぐりて数々の取り組みと闘いが進められています。

国際行事としては、六月にメキシコシティで国連主催の国際婦人年世界会議が開かれ、十月には国際婦人年を提起した国際民婦連を中心とする、国際婦人団体の共催によってドイツ民主共和国の首都ベルリンで国際婦人年世界大会がひらかれます。

日本でも三月に婦団連、総評婦人部など、たくさんの団体が参加して国際婦人年世界大会、日本準備会が発足したほか各婦人団体で多彩にとりくまれます。

北海道でも巾広く婦人によりかけて四月、道平和婦人会、YWCA、キリスト教婦人矯風会など沢山の団体が参加する国際婦人年北海道実行委員会が発足し、これを機会に、世界の婦人と連帯し、民主的婦人運動の発展の年とするため大きく力をあわせてとりくむことになりました。

私たちが戦後三十年、新憲法のもとで、法的平等と参政権を手にし、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に進出し、社会の進歩と平和のために大きく貢献してきました。

しかし、母として労働者として、市民としての婦人の諸権利と幸せはどれほど実現したでしょうか、すさまじいインフレと不況の中で婦人に対する差別は、あらゆる分野においてますますひろがっています。

インフレ・高物価・重税・公害・交通・教育・医療・働く婦人の権利・社会保障・炭鉱・農漁村・中小企業・基地の問題など、どれ一つとっても私達をとりまく情勢は、堪えがたい状態にあります。

長い間の自民党政府の政策は、子どものしあわせ、国民のいのちとくらしを破壊し続けて来ました。

このような現実を目を向け、真実を明らかにし、行動することが今年

婦人参政権三十周年にあたる今年の国際婦人年の母親運動は、これまでの二十年の輝かしい母親運動の歩みが示すように、その原点は、戦争反対への精神をつらぬき、子供のいのちを守る平和の運動が基本であることから、特に「平和」にむけて日本の婦人のはたす役割は重要となっています。

被爆三十年、広島・長崎の被爆者は、今だに生命の危険と生活の苦しみで怒りが続いています。そのために一日も早く被爆者の要求を取り上げた真の被爆者援護法の制定を実現させなければなりません。

アメリカに深く従属する代々の自民党内閣は、日米安保条約の継続的維持強化の道をおしすすめてきました。

長い間のアメリカ帝国主義のインドシナ侵略戦争の要石となってその侵略に大きく加担協力して来た自民党政府は、三木自民党内閣によって一層アメリカに追従する立場を強め、アジア侵略の前線拠点として沖縄基地を「韓国」防衛のあとおしの位置につけ、アメリカの核戦争に積極的に対応しようとしています。

ニクソンからフォードに引きつがれたアメリカの世界侵略政策は、インドシナでの敗退後も、アジア侵略の野望をゆるめず、韓国に戦術核兵器を配備、北朝鮮で使用することもありうると公言したことは重大なものです。

このような核戦争の危険をとまなう緊迫した情勢のなかで国際婦人年のこの年、母親運動の原点に立ち戻って生命とくらしを一層おびやか

かし、戦争を準備するものに対して立ち向って行く姿勢を整えましょう。核戦争を阻止するため、核兵器完全禁止、核兵器の絶滅、これこそ人類が生きるための最大の課題であり、母親運動の課題でもあります。

「平和」なくして、どうして子供と婦人の真の幸せと進歩がのぞめるでしょうか。

核兵器完全禁止の闘いを発展させ、子供の幸せ、婦人の権利、いのちとくらしを守る運動を固く結びつけて、日米安保条約のくさり

り、日本中の基地をなくし、ファシズムを導く公職選挙法の改悪など、さまざま悪法をなくし、日本の独立・民主主義・平和・中立・生活向上のため世界の婦人と連帯し、婦人の力を大きく発揮しましょう。

これまで二十年の輝かしい母親運動のあゆみを語りつぎ、戦争を知らない若い世代に大きく働きかけて母親運動の後継者を沢山生み出しましょう。

そして、いっそう巾広い婦人達に働きかけて、切実な要求を汲み上げ、ひとりぼっちで悩んでいるお母さんをやさしくいたわり、夫々のおかれている立場を暖く理解し、尊重した上で目的を同じくする一致点で行動しましょう。

日本は三たび原水爆の被害を受けた国です。私達は一しゅんにして大量の生命をうばう核兵器を世界中からなくするまで叫び続ける任務をもっています。

母親の大きな願いである「平和」はだまっけてはやって来ません。「平和」は私達一人ひとりの努力とその責任で創り出すものです。一人の母親の声がどんなに小さくとも、沢山の母親の声を集めれば、それは巨大な力となって発揮され、日本の空に、世界の空にこだまするでしょう。

更に国際婦人年は、世界中の婦人の連帯の深まる年です。

四半世紀にわたって世界最強のアメリカ帝国主義の残虐のかぎりをつくした侵略に対して独立・平和・民主・統一の旗を高くかかげ、どんな困難にもひるまず、正義の闘いを続けて来た、ベトナム人民が遂に祖国を解放し、輝かしい歴史的勝利をかちとりました。

世界の歴史をきりひらいたベトナム・インドシナ人民の偉大な勝利にはげまされて、国際婦人年のこの年を機会に平和を基礎にひとりぼっちのお母さんをなくすという原点に立ち、統一の輪をもっともつとひろげて、子供のしあわせ、豊かな暮らしをかちとり、平和を危くし、生活をおびやかしている

日米安保条約を廃棄し、核兵器を地球上からなくするため、世界中のお母さんと手をつなぎ、生命を生みだす母親こそが平和の守り手となって世界の平和をとりもどしましょう。

母親運動二十年の歩みを更に前進させ、国政を革新するという大きな展望をもって新しい飛躍と発展のために力強くふみだしましょう。

母親運動参考文献

手をつなぐ世界の母

第一回世界母親大会の記録

日本母親大会討議資料

みんなの話しあいのために

日本母親大会記録

私たちはあゆみつつける

母親運動十年のあゆみ

北海道母親大会資料

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

(母親大会準備会)

(日本母親大会連絡会)

(日本母親大会連絡会)

(日本母親大会連絡会)

(日本母親大会連絡会)

(日本母親大会十年史編集委員会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

(北海道母親連絡会)

七五・四月号(二五〇円千十六円)

苦小牧にて

―東部巨大開発に揺れ動く現地からのレポート―

苫東「環境アセメント」批判

アイヌ系住民からのうったえ

―いまこそ対等に取り上げるべき問題―

北海道における公立高等学校入学者選抜制度についての考察(上)

激発する職業病と闘う札幌の保育労働者

―貧困、劣悪な保育行政を告発する―

七五・五月号(二五〇円千十六円)

札幌市財政の特徴と問題点

過疎の村の財政と超過負担について

北海道における野菜市場の現状と課題(上)

代物弁済契約と債務者の保護

七五・六月号(三〇〇円千十六円)

―最高裁大法廷判決(49・10・23)を中心として―

本道統一地方選の結果をふりかえって

〔資料〕知事・道議選党派別得票数および得票率一覧(昭和50.46.42年)

道議選候補別得票

道内市町村長選候補別得票

全道市議選党派別得票数・当選者数の推移(昭和50.46.42年)

七五・七月号(三〇〇円千十六円)

第二期開発計画総点検と住民参加

北海道における野菜市場の現状と課題(中)

〔北海道経済白書(昭和49年度)―望まれる流通機構の改善―〕を読んで

第二期板垣札幌市政のスタート

―第二回定例市議会と「自民かくし」の破綻―

北海道における公立高等学校入学者選抜制度についての考察(中)

〔資料紹介〕道内市町村における昭和49年度決算

編 集 部

石城 謙吉
福地 保馬
小川 隆吉
浦野東洋一
相馬 祥子
地域経済研究会
伊藤 真一
山際 正
佐藤ちづ子
鈴木 敬夫
池田 善長
山際 正
佐藤ちづ子
力石 徹
今村 篤
浦野東洋一
編 集 部

北海道政治経済ハンドブック(七三・七四年版)

―四〇〇円(千二百四円)―

第一節 北海道経済の現状

止らない人口流出/北海道農業と農民の現状

北海道林業の現状と当面する問題/北海道漁業と漁民の現状

石炭産業の崩壊と炭鉱独占資本/大企業の土地買占めの実態

北海道の中小企業/労働市場・就業構造/道内地方財政の現状

第二節 道民生活の実態

生活を苦しめる高物価/低い賃金、長い労働時間/多い労働災害

北海道の働く婦人/深刻な医療問題/貧困な社会福祉行政

公害問題/「列島改造」と日照権/減らない交通事故

第三節 前進する道民のたたかい

七〇年代安保/米軍、自衛隊の動向とその弱点に喰いこむ平和運動

労働運動/組織と争議統計/教育問題の現状と動向/千島問題解決の道

(特別資料) 最近一〇年間の北海道の階級構成―全国との比較

定期購読のご案内

☆「北海道経済」は、主として道内の産業、政治・経済、地域・自治体問題等についての調査研究、評論、ルポなどを掲載している働く道民の立場に立つ道内唯一の月刊誌です。
ぜひ便利な定期購読をされるようおすすめいたします。

☆ 定期購読ご希望の方は、氏名、送り先住所等をご明記の上、誌代を添えてお申し込み下さい。毎月当所より直送致します。

☆ 誌代は、月三〇〇円、半年分以上、あるいは一年分程度の前納をお願い致します。

☆ 別冊発行(年一回程度)の場合は前納金で精算し、誌代切れのさい、ご連絡致します。

☆ ご送金は、振替がいちばん安全で便利です。

振替 小樽三五四三 住所〒001札幌市北区

北九条西四丁目 北海道経済研究所

頒価 800円(千36円)

発行所 北海道経済研究所

(〒001) 札幌市北区北9条西4丁目

電話 (011) 742-3870

振替 小樽3543

印刷・製本 (株)北海道共同印刷所

★本号に限り、会員は五〇〇円(会費一カ月分)、定期購読者は六〇〇円(誌代一カ月分)に割引ます。
本号の発行により、その分だけ代金切れの時期が早まります。

昭和五十年七月十五日（別冊）発行 通巻一三九号
昭和四十一年七月一日 第三種郵便物認可

北海道の婦人 — その生活とたたかい —

800円